

地域の経済 2020-2021

— 地方への新たな人の流れの創出に向けて —

令和3年9月



内閣府政策統括官

(経済財政分析担当)

『地域の経済 2020-2021－地方への新たな人の流れの創出に向けて－』の 公表にあたって

内閣府経済財政分析担当では、地域経済に関する報告書を「地域の経済」と題して、公表してきました。2020 年以降、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）は地域の経済動向に大きな影響を与え続けています。こうした感染症の影響を俯瞰するためデータの蓄積等をもって、この度「地域の経済 2020-2021」を公表する運びとなりました。今回の報告書では、感染症が地域経済に影響を及ぼす一方で、東京圏への転入超過数が大幅に減少するなど、東京と地方の人の流れに変化が見られることから、第 1 章「ポストコロナ時代における地方への新たな人の流れ」、第 2 章「新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響」の 2 章立てとしています。

第 1 章では、感染症を機に、地方への新たな人の流れが生じつつあることに焦点を当てています。これまでの人口の東京一極集中の動きや感染症後の変化について整理した上で、テレワークの普及もあり、若者を中心に地方移住への関心が高まっている等、人々の働き方や暮らし方に対する意識の変化をみています。また、本社機能の地方移転等、地方への新たな人の流れを後押しする企業の取組事例や、副業・兼業やワーケーションといった移住以外の地方とのつながりを取り上げています。

第 2 章では、2020 年を中心に、感染拡大後の地域の経済動向を概観しています。感染症が地域経済に大きな下押し圧力となったことについて、地域の感染症の状況と人出の関係や、観光・消費、生産、雇用の地域別の動向について、分析しています。

本報告が地域経済の現状に関する理解を深めるとともに、ポストコロナ時代を見据えて、地方への新たな人の流れの創出を始め、地域の活性化に向けた取組を検討する際の一助となれば幸いです。

最後に、本報告の作成にあたって、企業や地方自治体、関係省庁などの皆様にヒアリングやデータ提供等を通じてご協力を賜りました。この場を借りて深く感謝を申し上げます。

2021 年 9 月

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

村 山 裕

目 次

第1章 ポストコロナ時代における地方への新たな人の流れ-----	1
(1) これまでの東京一極集中の社会的・経済的要因-----	1
(2) 新型コロナウイルス感染症以降の人口移動の変化-----	15
コラム1：2021年3月、4月の東京都に対する人口移動-----	23
コラム2：2021年度の大学入試の志願状況への感染症の影響-----	26
(3) テレワーク等による地方への新たな人の流れ-----	31
コラム3：地元に住みながら、東京の企業に就職して働く ～東京都立川市内IT企業の交流会と長野県茅野市の連携～----	44
コラム4：地域の経済団体からの提言 ～定年退職前の世代をターゲットに地方創生テレワーク～ (香川経済同友会) -----	45
コラム5：地方の中堅・中小企業と都心部の副業人材をマッチング-----	54
コラム6：企業に付加価値の創造を提供できるワーケーション ～和歌山県によるワーケーション受け入れ推進の取り組み～----	60
コラム7：「地方創生テレワーク」の推進-----	62
コラム8：「地域おこし協力隊」-----	63
コラム9：ジョブ型雇用の全社員適用を目指すB社-----	71
コラム10：地方圏へ住み替えた場合のコスト試算-----	74
 第2章 新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響-----	77
(1) 感染症の各地域への影響-----	77
(2) 地域の観光や消費に与えた影響-----	88
(3) 生産への影響-----	108
(4) 雇用への影響-----	114
コラム1：感染症により厳しい影響を受けた経済分野-----	133
コラム2：感染症は人々の仕事の満足度をどのように変えたか-----	135
 付表、付図-----	144
 地域区分-----	147
 参考文献等-----	148

第1章 ポストコロナ時代における地方への新たな人の流れ

新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響によって、地域の人々の働き方や暮らし方に対する意識は大きく変容した。感染の拡大防止の観点から、テレワークの導入がかつてなく進展したことにより、人々が職場に近い都市圏に暮らす必要性が低下し、若者を中心に地方移住への関心が高まっている。また企業側からもこうした変化に呼応して、本社の移転やサテライトオフィスの設置、テレワークと休暇との融合を図るワーケーションの導入などの新しい試みが検討され始めている。感染拡大以前より我が国では働き方改革や東京一極集中の是正といった取組が進められてきた。感染症がもたらした人々の意識の変化は、こうした取組を加速させる契機となり始めている。

本章ではこうした変革が生じつつあるポストコロナ時代の地域の経済について検討する。まずこれまでの東京一極集中の背景を整理するとともに、2020年以降、感染症により東京圏への人の流れに生じた変化を概観する。続いて、若者を中心とした地方移住に対する関心の状況、企業側より生じている地方への新たな人の流れを後押しする取組をみていく。最後にこうした新たな取組を進めるにあたっての課題について整理を行う。

（1）これまでの東京一極集中の社会的・経済的要因

（総人口は減少に転じたが東京圏に人口が集中する傾向は継続）

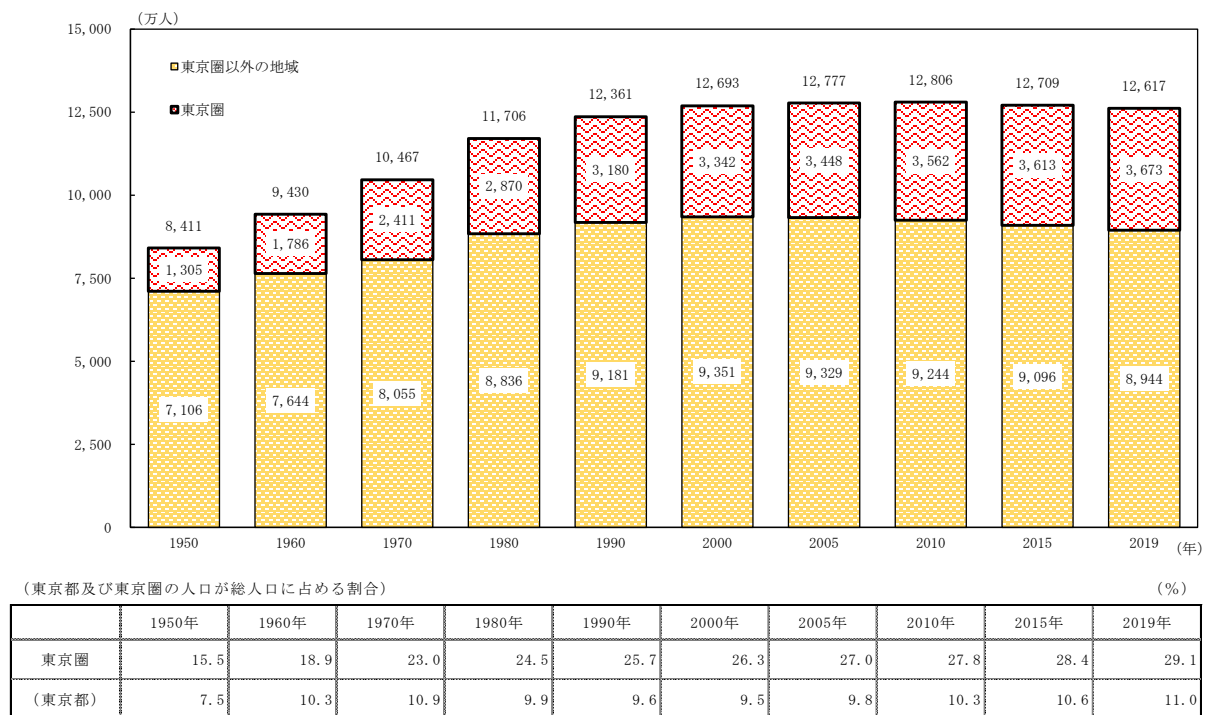
東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県）の人口の推移をみると（第1-1-1図）、1950年には人口1,300万人程度であったが、総人口の増加と社会経済の発展の中にあって着実に増加していき、2005年にはおよそ人口3,400万人にまで増加した。その後、我が国の総人口は2008年より減少に転じたが¹、東京圏の人口の増加傾向は継続し、2019年には3,700万人程度となっている。東京圏の人口が総人口に占める割合をみると、1950年には15.5%であったが、1990年には25%を超え、国民の4人に1人が東京圏に暮らす状態になった。以降も東京圏への人口の集中は続き、2019年には29.1%と総人口の3割近い人々が東京圏で生活している。

こうして過去より東京圏の人口が増加してきた要因はどのようなものだろうか。一般に人口増減は、出産や死亡による人口の変化（自然増減）と、他の地域や外国との間の人口の転入や転出によって生じる変化（社会増減）によってもたらされる。そこで、1950年からの東京圏の人口増減率について、自然増減と社会増減とに寄与度分解を行い、過去からの推移をみると（第1-1-2図）、東京圏の人口は1950～70年代にかけては、東京圏以外からの人口転入による社会増加が、出産等による自然増加を上回る状態であっ

¹ 総務省「人口推計」によれば、我が国の総人口は2008年に1億2,808万人となって以降、減少に転じた。

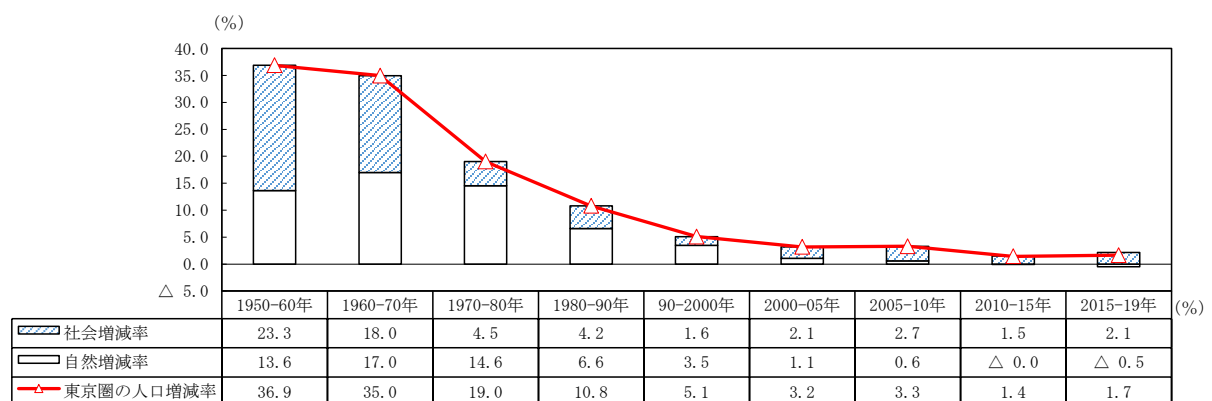
たが、1970～90年代にかけては、反対に自然増加が社会増加を上回る状態が続いた。しかし、2000年代から、再び社会増加が自然増加を上回る状態に戻っており、特に2010年以降には、自然増減がマイナス（死亡が出産を上回る状態）となっているにもかかわらず、社会増加が継続しているため、東京圏の人口の増加が継続している。

第1-1-1図 東京圏の人口の推移



(備考) 総務省「国勢調査」(1950～2015年)、総務省「人口推計」(2019年)により作成。

第1-1-2図 東京圏の人口増減率（自然増減と社会増減）



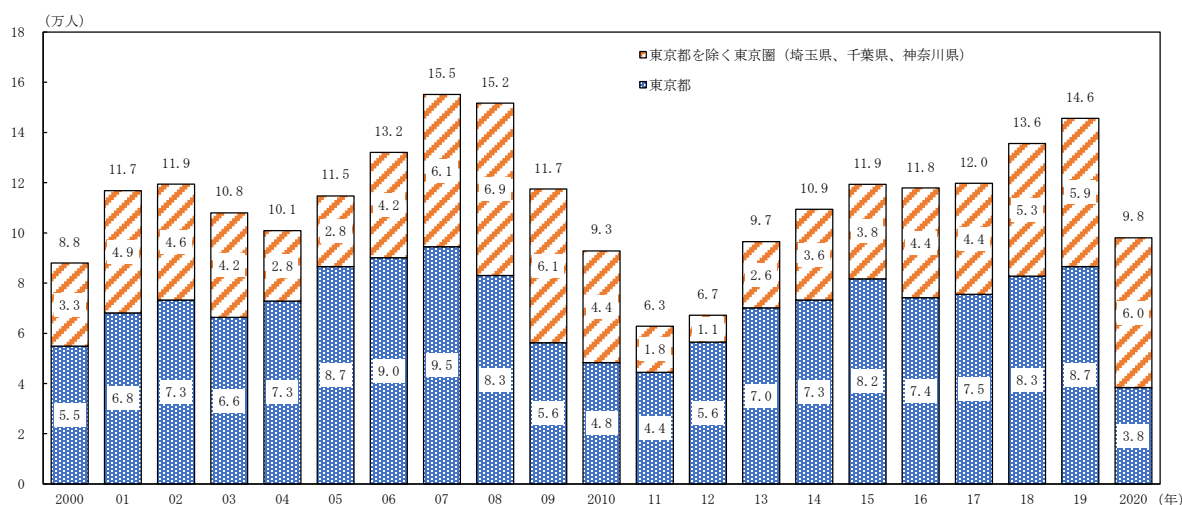
(備考) 1. 総務省「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)により作成。

2. 2015年以前の社会増減は人口増減より自然増減を差し引いて算出。

(東京圏への人の移動は東京都への移動が占める割合が大きい)

東京圏への転入超過数（転入者数から転出者数を差し引いた数。転入超過数がマイナスの場合は転出超過を示す）について、東京都と東京都を除く東京圏（埼玉県、千葉県、神奈川県）の動きをそれぞれ確認すると（第1-1-3図）、東京都への転入超過数はリーマンショックが発生した後の2009年と2010年、また感染症の影響を受けた2020年を除き、東京都を除く東京圏への転入超過数を上回っている²。転入超過数の推移を辿ると、2000年から次第に増加し2007年には9.5万人の転入超過となったが、その後は減少傾向に転じて、2011年の転入超過数は4.4万人にまで減少した。2012年以降は再び増加基調となり、2019年には8.7万人の転入超過となったものの、2020年は感染症の影響により3.8万人へと大きく減少した。一方、東京都を除く東京圏への転入超過数は、東京都と同様に転入超過の状態が続いているが、東京都に比べて年ごとの転入超過数の変動が、やや大きい傾向がある。具体的には、東京都を除く東京圏の転入超過数は、2008年に6.9万人の転入超過となった後、2012年には1.1万人まで減少したが、その後は再び増加傾向になり2019年には5.9万人の転入超過となった。続く2020年は感染症の影響下にあったが、転入超過数は6.0万人と前年からほぼ横ばいになっている。

第1-1-3図 東京圏への転入超過数の推移



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
2. 値は日本人移動者。

(近年では女性の東京圏への転入超過数が男性を上回る傾向)

続いて1980年からの東京圏への人口の転出入の状況を、男女別の転入超過数で確認し

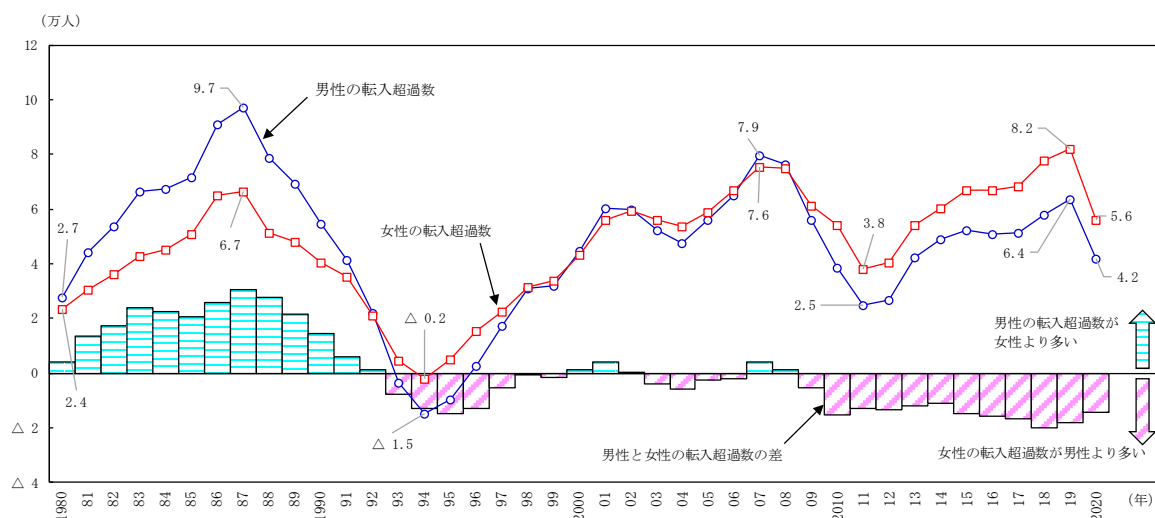
² 2020年の東京都への人口移動の動向については、感染症の影響により近年の傾向と異なる特徴的な動きとなったため、特に次節にて詳述する。

てみると（第1-1-4図）、男性は1993～95年まで、女性は1994年のみ転出超過（マイナス）であったが、その他の時期は全て男女共に転入超過（プラス）となっている。

転入超過数の増減について1980年代からの動きを辿ると、いわゆるバブル経済期の1987年に最初のピークがみられ、男性は9.7万人、女性は男性より少なく6.7万人の転入超過であった。その後、リーマンショック前の2007年に再び転入超過数のピークを迎え、この年には男性が7.9万人、女性は7.6万人と、ほぼ男女同数の転入超過数となった。更に2012～19年まで、再び転入超過数の増加傾向が続き、2019年には男性が6.4万人、女性は男性を上回る8.2万人の転入超過となった。ただし、2020年は感染症の影響により大きく転入超過数は減少している。

このように、過去からの東京圏への人口の転出入は、転入超過となる状態が続いているが、転入超過数の大きさは時期によって大きく変動しており、社会の出来事や経済状況との関係がうかがわれる。また特に2009年より直近の2020年まで、女性の転入超過数が男性を上回る状態が継続しているといった特徴もみられる。以降では年齢階層別の転入超過数のデータや東京圏での就労に関する意識調査の結果より、こうした特徴の背景を確認する。

第1-1-4図 東京圏への転入超過数の推移（男女別）



（備考） 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
2. 値は日本人移動者。

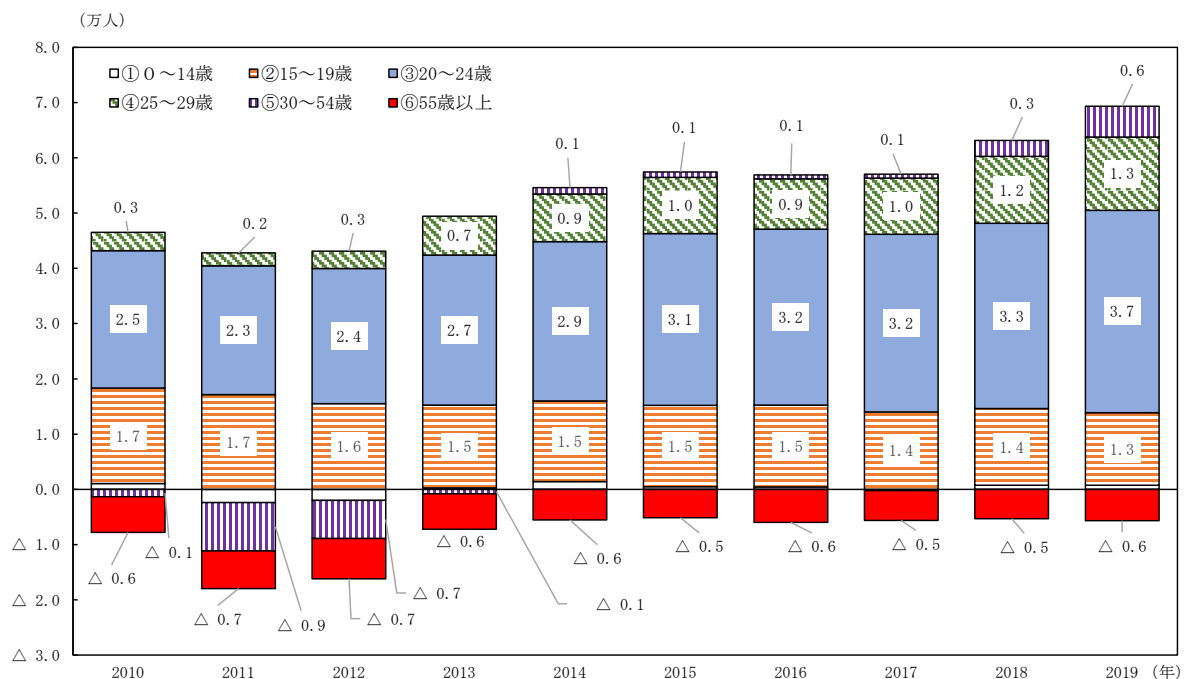
（東京圏への転入超過数は男性と女性ともに若い世代が多い）

2010～2019年まで、男性と女性の東京圏への転入超過数を6区分の年齢階層（①0～14歳、②15～19歳、③20～24歳、④25～29歳、⑤30～54歳、⑥55歳以上）に分けた結果が、第1-1-5図である。

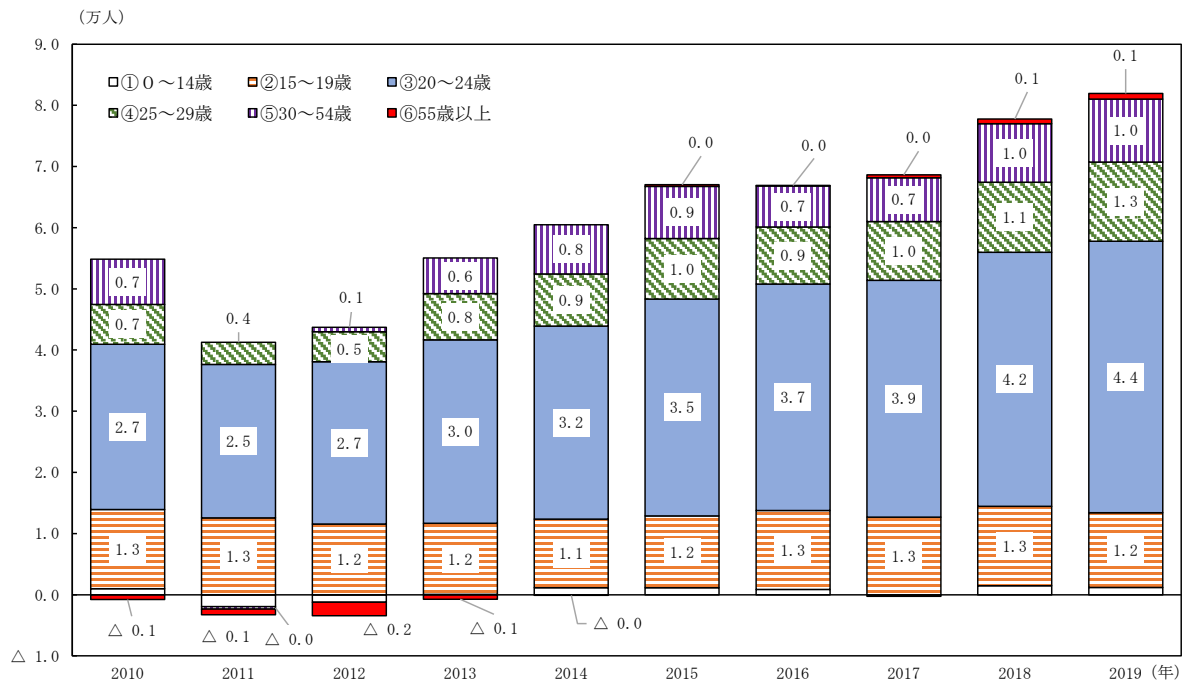
その特徴をみると、まず男性と女性ともに③20～24歳の年齢階層が、いずれの年においても最も転入超過数が多い。また、その数は男女共に増加傾向にあり、かつ女性の数が男性を常に上回って推移している。この年齢階層には大学や専門学校等を卒業し、主に就職をきっかけに東京圏へと移動する者が多く含まれるものと推察される。③20～24歳に次いで、転入超過数が多い年齢階層は、男女共に②15～19歳である。この年齢階層は③20～24歳とは逆に、男性の転入超過数が女性をやや上回る傾向となっているが、男性は漸減傾向であり、女性はほぼ横ばいで推移している。この年齢階層は主に高等学校を卒業し就職や大学等への進学に当たって東京圏へと移動する者が多く含まれると推察される。続いて④25～29歳の動きをみると、男女共に転入超過であり、かつ転入超過数は増加傾向にある。さらに上の年齢階層である⑤30～54歳をみると、女性は男性よりも常に転入超過数が多く、かつ女性の転入超過数は増加傾向にある。一方、男性は転入超過数が小さく、2010～13年にかけては転出超過であった。最後に⑥55歳以上の年齢階層をみると、男性は転出超過で推移している。しかし、女性は2010～14年までは男性同様に転出超過であったがその数は少ない。これは女性の場合、70歳未満の年齢階層では男性同様に転出超過であるが、70歳以上では転入超過となっているためである。

第1-1-5図 東京圏への転入超過数（年齢階層別）の推移

(1) 男性



(2) 女性



(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

(東京圏では地方圏に比べて幅広い業種で雇用者数が増加している)

前項で述べたとおり東京圏への転入超過数は、男女ともに20～24歳の年齢階層で特に多くなっており、就職を契機に東京圏へと転入する人も多いと推察される。ここでは、転入超過の背景として雇用に着目し、東京圏の雇用はその他の地域と比較してどのような特徴があるかをみた。具体的には2010年から2020年までの10年間で、東京圏と地方圏（東京圏、東海及び近畿を除く全国）の男性と女性の雇用者数が、どのような業種で増加したかを整理した（第1-1-6図）。

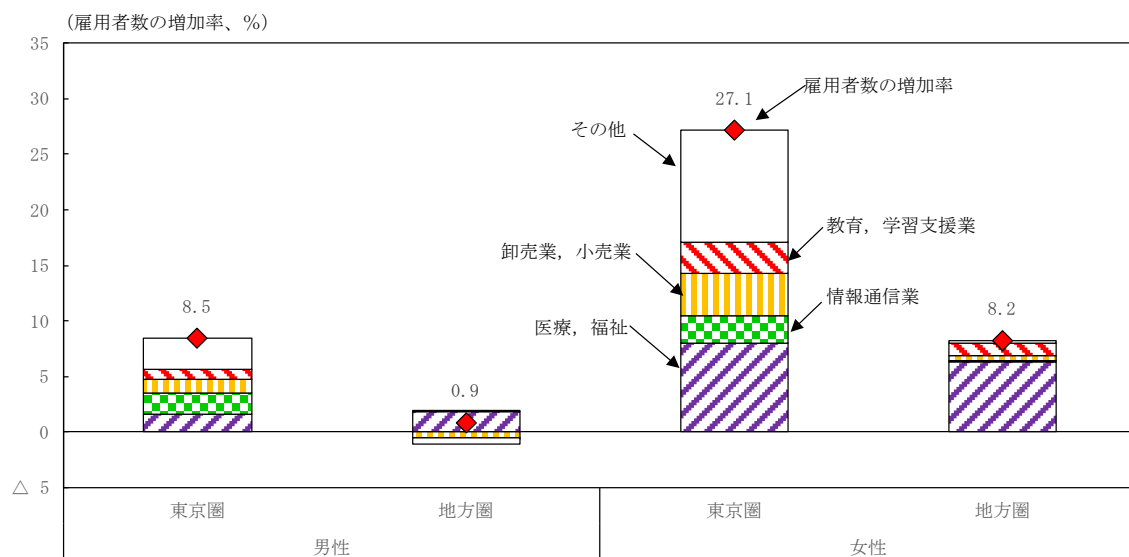
まず、雇用者数の増加率について性別（男性と女性）及び地域別（東京圏と地方圏）にみると、最も増加率が高いのは東京圏の女性の雇用者数であり27.1%の増加となっている。次いで、東京圏の男性の雇用者数が8.5%増加しており、地方の女性の雇用者数も8.2%増加している。増加率が最も低いのは東京圏の男性であり0.9%の増加である。女性の増加率が東京圏と地方圏のどちらにおいても男性を上回っているのは、近年、女性の就業率が大幅に上昇していることが背景にあると考えられる³。

雇用者数の増加率について、産業別に寄与度の分解を行った結果をみると、東京圏の男性の場合、「情報通信業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」といった産業の増加寄与

³ 内閣府「男女共同参画白書」によれば、女性（15歳～64歳）の就業率は、2010年には60.1%であったが、2020年には70.6%となっている。

が大きくなっている。一方、東京圏の女性の場合には、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」の増加寄与が大きい。地方圏の結果をみると、男女ともに「医療、福祉」の増加寄与が最も大きい。女性の場合には「教育、学習支援業」も雇用者数の増加に寄与しているが、東京圏にみられるような「情報通信業」や「卸売業、小売業」といった業種の増加寄与は、地方圏では小さい。こうした結果からは、東京圏への人口移動の背景として、東京圏の方が、地方圏に比べて幅広い業種で雇用機会があることが影響している可能性が考えられる（第1-1-6図）。

第1-1-6図 2010年から2020年までの雇用者数の増加率と業種による寄与度分解
(東京圏と地方圏、男女別)



(備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。

2. 「東京圏」は南関東。「地方圏」は全国から南関東、東海、近畿を除いた地域。

(意識調査でみる人々が東京圏へと移動した理由)

東京圏へ転入する人々において若年層の占める割合が高い背景には、進学や就職をきっかけに生まれ育った地域（地元）を離れることが多いと考えられる。そこで、人々が進学や就職に当たって、地元を離れる選択をした理由とは具体的にどのようなものか、意識調査による回答結果を整理したものが第1-1-7図である。

まず、進学に当たって地元を離れた理由について、男女別に回答比率をみると（第1-1-7図（1））、「親元を離れて、一人で生活したかったから」、「自分が関心のある分野が学べる学校が、地元になかったから」、「自分の学力に見合った学校が、地元になかったから」といった理由の比率が高い。男女差に着目すると、女性の回答比率は「自分が関心のある分野が学べる学校が、地元になかったから」と「地元を離れて、新しい人間関係を築きたかったから」で男性よりもやや高く、男性は「自分の学力に見合った学校が、

地元が無かったから」で、回答比率が女性よりもやや高い。

総じて、人々が進学にあたって地元を離れる理由には、一人暮らしや地元以外の地域への憧れといった理由もあるが、自分の学力や関心に合った学校が地元が存在しないことも大きな理由の一つである。

続いて、地元を離れて東京圏で就職した人々に対して、その理由を尋ねた回答の結果をみると（第1-1-7図（2））、「自分の能力や関心に合った仕事が、地元で見つからなかったから」、「親元を離れて、一人で生活したかったから」、「給与の良い仕事が、地元で見つからなかったから」といった理由の回答比率が高い。男女で回答比率の差が大きい理由に着目すると、「親元を離れて、一人で生活したかったから」、「私生活（趣味や娯楽など）を充実させたかったから」といった理由では、特に女性の回答比率が男性を上回っている。一方、「給与の良い仕事が、地元で見つからなかったから」、「自分の能力や関心に合った仕事が、地元で見つからなかったから」といった理由では、男性の回答比率が女性を特に上回っている。

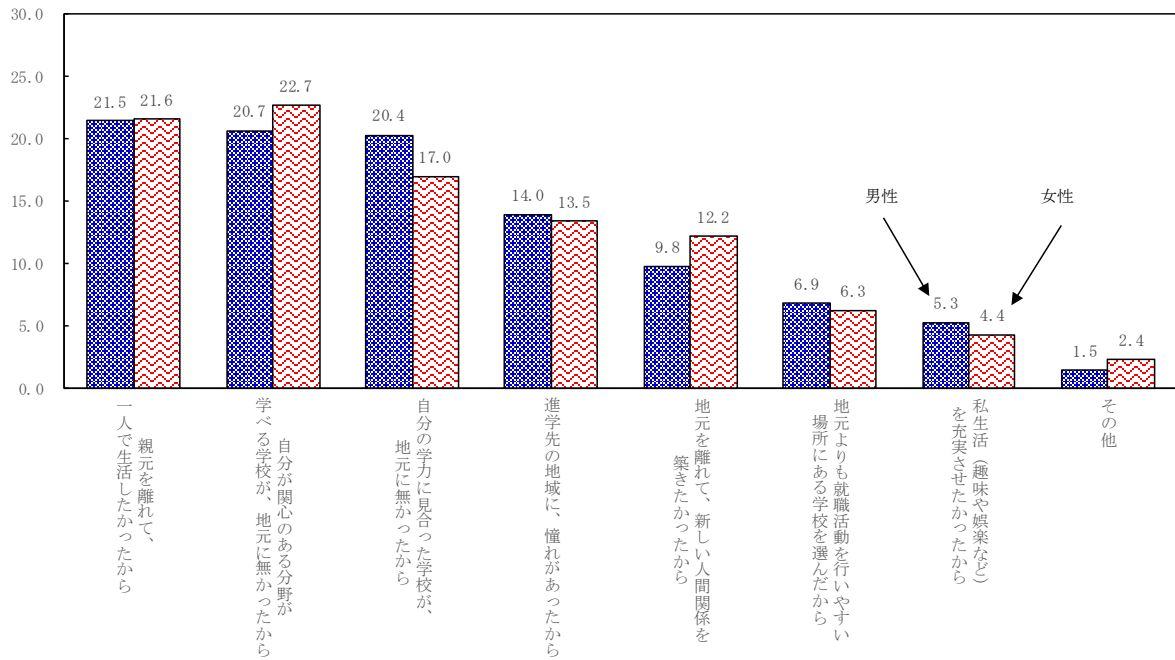
第1-1-4図にみたように、近年の東京圏への転入超過数は女性が男性を上回る傾向がみられる。また女性の転入超過数は、特に20代前半の若者が多い（第1-1-5図（2））ことから、就職が重要な転入の契機になっていると推測される。地元を離れて東京圏で就職した理由を尋ねた意識調査によれば、親元を離れて一人暮らしをしたい、あるいは私生活を充実させたいといった回答が、男性よりも女性の場合に特に多い結果となっている。その他に、東京都の労働市場に関する研究⁴によれば、東京都で働く女性の所得が他の大都市と比較して高い傾向が強まっていることが、女性の東京への移動を促進する要因となっている可能性が指摘されている。

⁴ 田中、東、勇上（2020）

第 1－1－7 図 生まれ育った地域（地元）を離れた理由

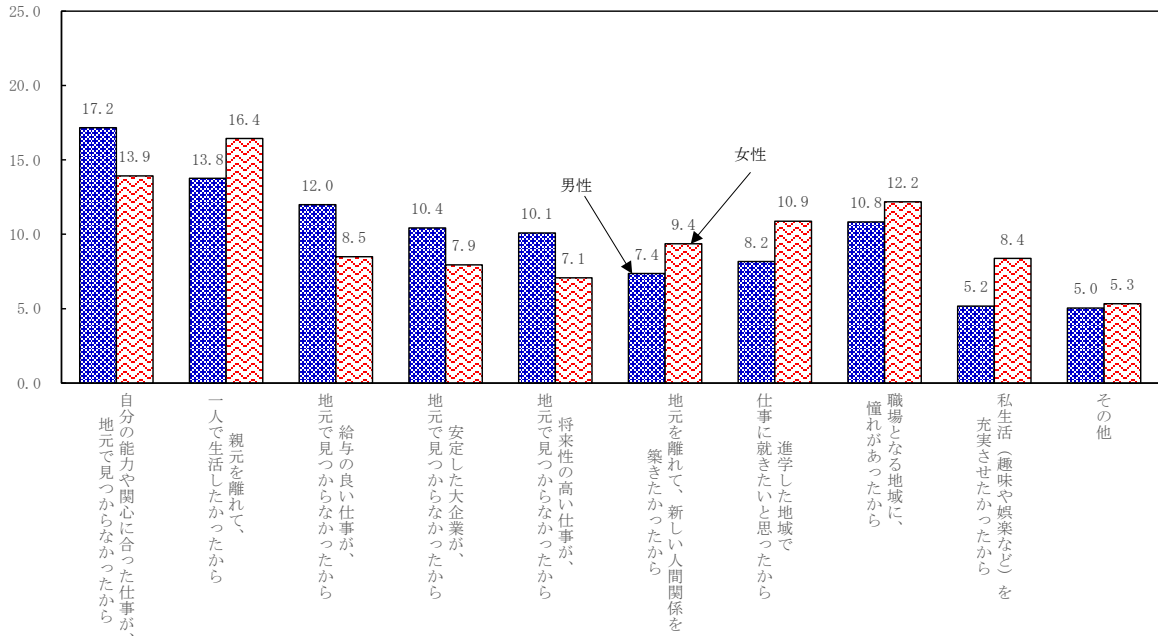
（１）地元と異なる地域に進学した理由

（回答比率（複数回答）、％）



（２）地元を離れて東京圏で就職した理由

（回答比率（複数回答）、％）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）」により作成。
2. （１）は、進学のために生まれ育ったところ（地元）を離れた理由について尋ねた質問に対する回答のうち、地元が東京圏でない回答者を集計（複数回答）。延べ回答件数は 3,056 件。
3. （２）は、生まれ育ったところ（地元）と異なる場所で仕事に就いた理由について尋ねた質問に対する回答（その他は除く）のうち、地元が東京圏でなく、かつ最初の仕事に就いた時には東京圏に住んでいた回答者を集計（複数回答）。延べ回答件数は 2,387 件。

(地域の雇用情勢と人口移動との間には相関関係もみられる)

前述の意識調査にみたように、人々が生まれ育った地域を離れて、東京圏へと移動する背景には、自分の関心や学力に合った学校の存在や、一人暮らしへの憧れといったように、仕事に直接関係しない理由も多く含まれるが、一方、「能力や関心に合った仕事」、「給与の良い仕事」、「安定した大企業」又は「将来性が高い仕事」が、「地元で見つからなかったから」といったように、地元で希望を満たす仕事が存在しないことを挙げた回答率も高くなっている。また、既存の研究には、東京圏とその他の地域との間の雇用情勢の差が、東京圏への人口転入に影響を与えた可能性について指摘するものも存在する⁵。そこで、以下では東京圏への人口移動の要因として、有効求人倍率や賃金の地域差が与えた影響を、データによって検討する。

最初に、既存の分析に習い 1980 年からの有効求人倍率と東京圏への人口移動との関係をみたところ（第 1-1-8 図（1））、東京圏への転入超過数と、東京圏と他の地域との有効求人倍率の比（＝東京圏の有効求人倍率／東京圏以外の地域の有効求人倍率）は、概ね相関して推移している。具体的には、1980 年代の後半より有効求人倍率の比が低下する（東京圏の地域の求人倍率と他の地域の倍率との開きが小さくなる）に従い、東京圏への転入超過数が減少しているほか、90 年代後半～2000 年代前半には、求人倍率の比が大きくなる（東京圏の求人倍率と他の地域の倍率との開きが大きくなる）につれ、転入超過数が増加している。ただし、2010 年代の後半からは、求人倍率の比が低下しているにも関わらず、転入超過数が逆に増加しているなど、これまでとは異なる傾向もみられる。背景として、東京圏とその他の地域で有効求人倍率の差は縮小傾向にあるものの、東京圏は他の地域に比べて専門的・技能的職業の労働需要が強い⁶といった特徴があることから、こうした労働需要の偏在が人口移動を促進している可能性も考えられる。

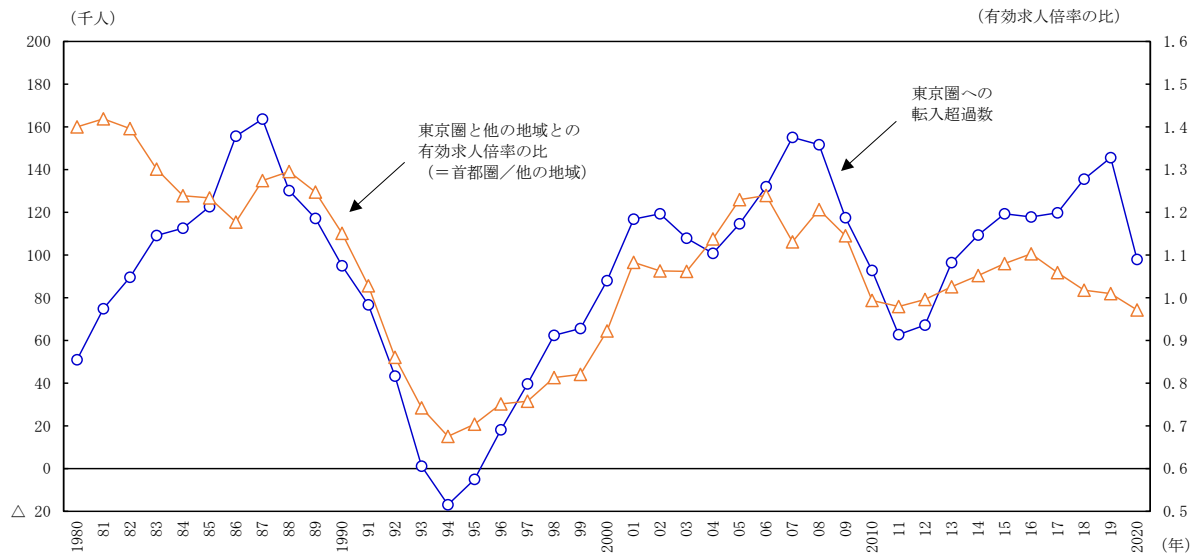
こうした関係をより詳細に確認するため、東京圏以外の 43 道府県について、1990～2019 年までの期間、東京圏と各道府県との有効求人倍率の比を算出し、東京圏への転入超過数との関係を散布図にした結果は、第 1-1-8 図（2）のとおりとなった。単純な回帰分析の結果からは、求人倍率が東京圏よりも低い道府県ほど、東京圏へと人口が転出する傾向がみられる。

⁵ 増田（2014）

⁶ 田中、東、勇上（2020）によれば、東京 23 区では、知識集約型の専門的サービスの労働需要が強く、高学歴労働者の雇用吸収先になっている一方、有効求人倍率が高いにもかかわらず就職確率（就職件数÷有効求職者数）が低く雇用のミスマッチが生じていることが、指摘されている。

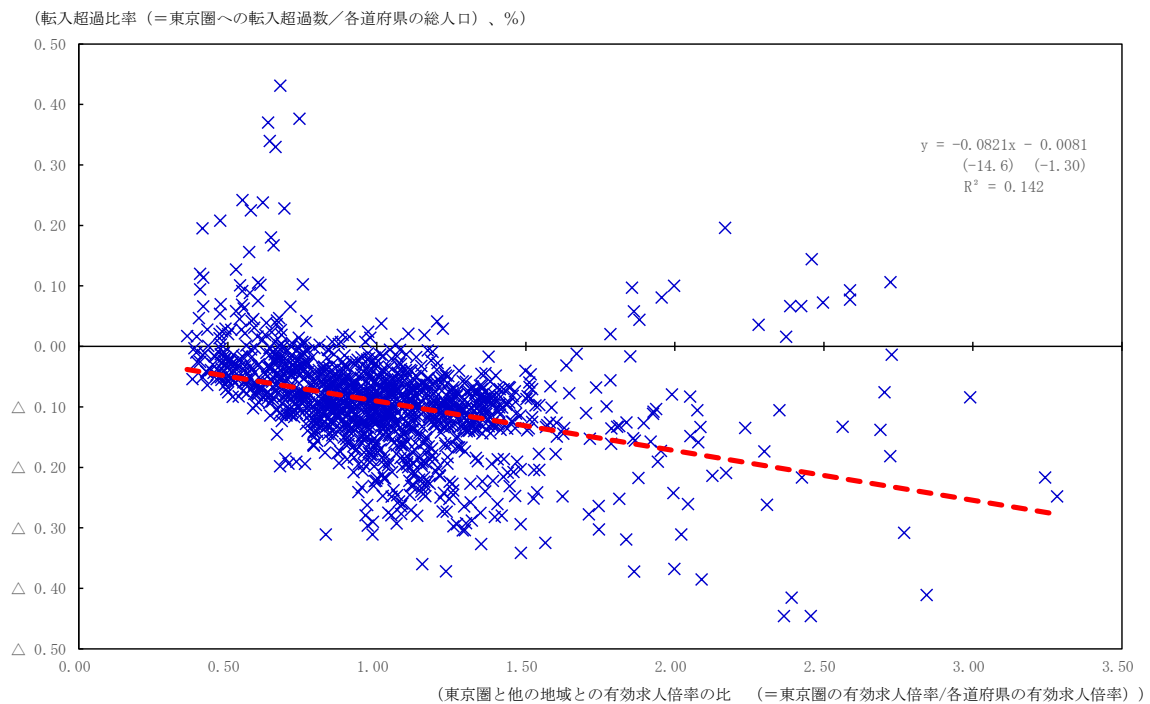
第1-1-8図 有効求人倍率と人口移動との関係

(1) 東京圏と他の地域



- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、総務省「国勢調査結果による補間補正人口」、厚生労働省「一般職業紹介状況」により、増田(2014)を参考に作成。
2. 東京圏の有効求人倍率は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県における有効求人数の合計値を有効求職者数の合計値で除することにより算出。

(2) 道府県別 (1990~2019年)

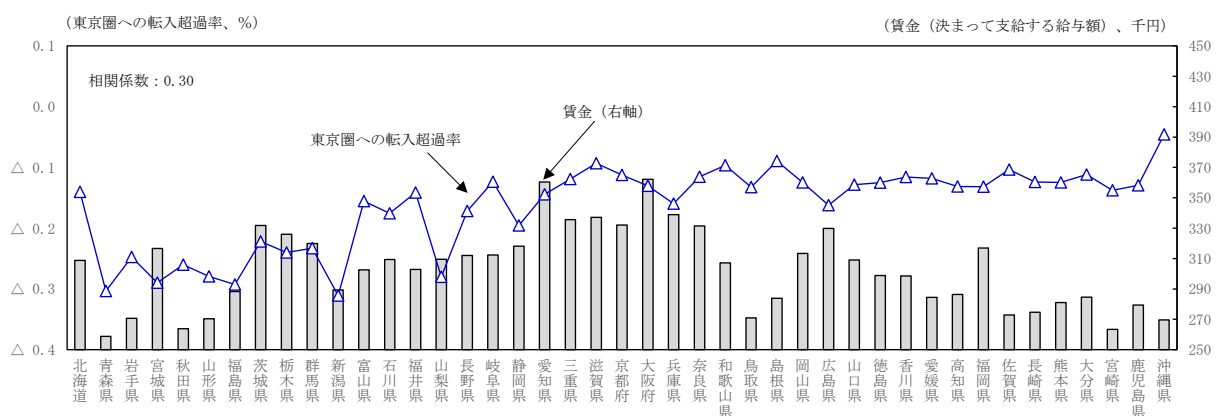


- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、総務省「国勢調査結果による補間補正人口」、厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。
2. データ期間は1990~2019年。対象は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)を除く43道府県。ただし2011年の福島県のデータは除く。n=1,289。
3. 東京圏の有効求人倍率は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の有効求人数の和を同有効求職者数の和で除することにより算出。
4. 図中に示した回帰直線の概要のうち括弧内の値は各係数のt値。

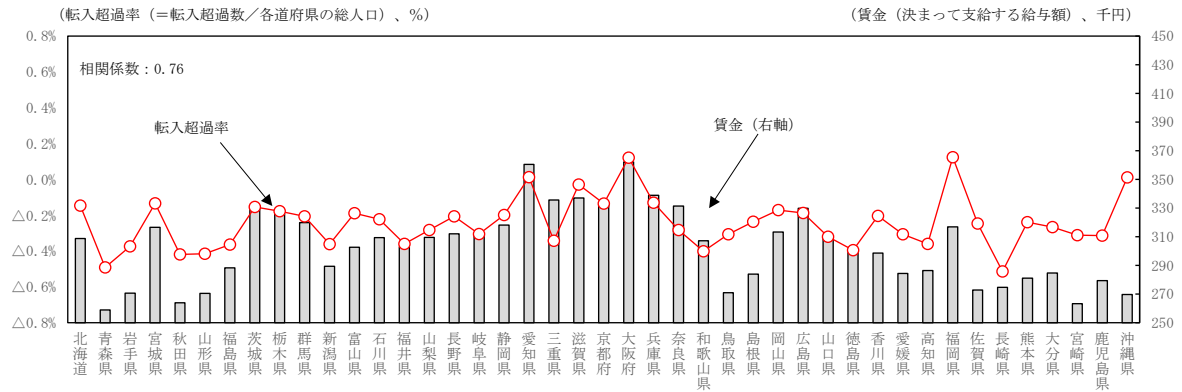
東京圏への人口移動の背景には、求人倍率のような仕事の見つけやすさだけでなく、賃金水準の地域差が影響を与えている可能性も考えられる。そこで、東京圏を除く各道府県の賃金と人口移動との関係について、賃金の低い地域ほど東京圏への人口移動が生じる傾向があるかを、2019年のデータにより相関係数で確認したところ、東京圏への転入超過率と賃金の水準の間の相関係数は0.30程度であり、弱い正の相関がみられた（第1-1-9図（1））。一方、転入超過率について、転出入先を東京圏に限定せず、全都道府県を対象とする転入超過数に置き換えてから、賃金との関係をみた場合には、相関係数は0.76程度となり、強い正の相関関係がみられた（第1-1-9図（2））。図からは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県といった東京圏のほか、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県など賃金が他の地域に比べて高い地域で転入超過率が高い（自地域から転出する人口が少なく、自地域へ転入する人口が多い）傾向にあることが見てとれる。

最後に、1997～2019年までの東京圏を除く43道府県について、全国の賃金水準と各地域の賃金水準との比を求め、全都道府県に対する転入超過率との関係を散布図に表した結果は、第1-1-9図（3）のとおりである。結果からは、賃金水準が全国値を下回る地域ほど、人口が転出超過となる傾向がみられる。

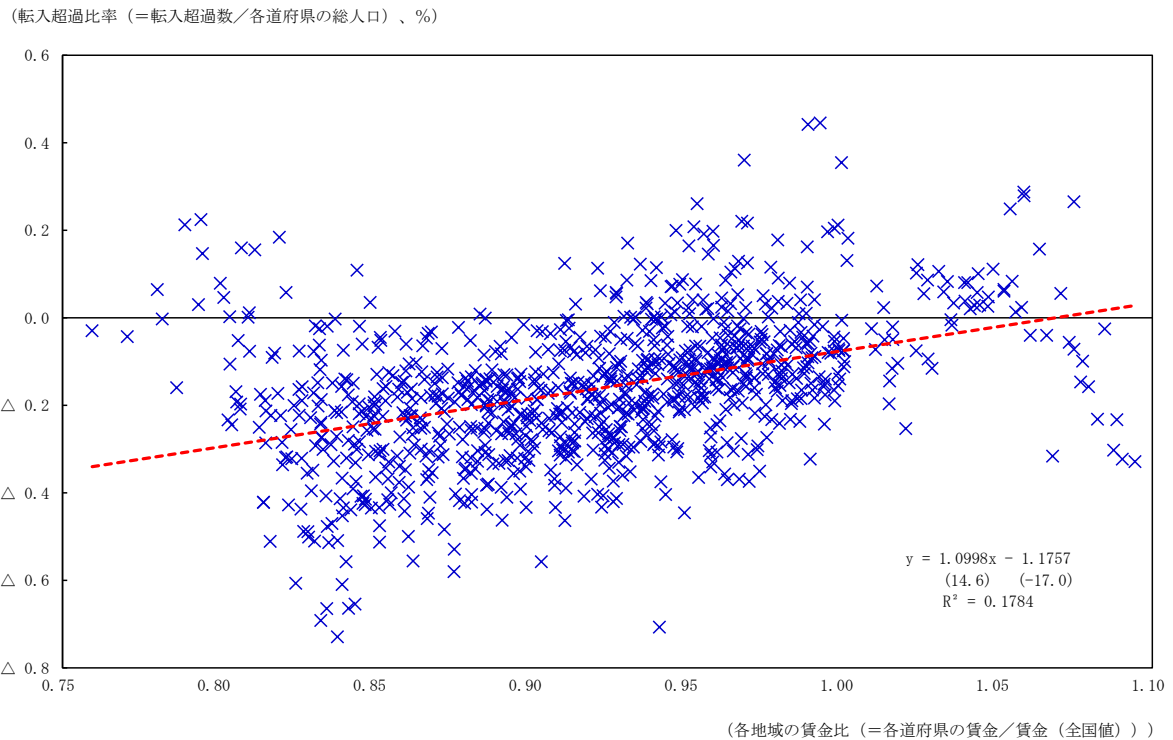
第1-1-9図 賃金と人口移動との関係
（1）賃金と東京圏への人口移動との関係（2019年）



(2) 賃金と全都道府県への人口移動との関係 (2019 年)



(3) 1997~2019 年までの賃金と人口移動との相関



- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、総務省「国勢調査結果による補間補正人口」、厚生労働省「賃金基本構造調査」により作成。
2. データ期間は 1997~2019 年。対象は東京圏 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県) を除く 43 道府県。但し 2011 年と 2012 年の福島県のデータは除く。n=988。
3. 各道府県の賃金及び賃金 (全国値) は「決まって支給する給与」の額。
4. 図中に示した回帰直線の概要のうち括弧内の値は各係数の t 値。

本節ではこれまでの東京圏への人口の一極集中の状況とその背景について整理した。東京圏の人口は我が国全体の人口が減少する中であっても、主に他の地域からの転入超過によって増加傾向が続いている。また転入超過数のうち最も大きな割合を占めるのは 20 代前半の若者であることから、就職が転入の一つのきっかけになっているものと推察

される。東京圏に就職した理由を尋ねた意識調査の結果をみると、仕事に関する理由だけでなく、親元を離れて一人暮らしをしたい、あるいは私生活を充実させたいといった理由を挙げた回答も多くなっていた。またそうした傾向は特に女性に強くみられることから、近年の転入超過数において女性が男性を上回るといった特徴は、地元を離れた新しい生活への関心の高さも背景の一つになっていると考えられる。一方、有効求人倍率や賃金といった人々の仕事に関わるデータと人口移動との関係を確認したところ、こうした値の地域差は人口移動との間に相関関係を持っていた。意識調査の結果にみたように、仕事に関わる理由だけが東京圏へ人々が移動する理由ではないが、求人倍率や賃金が相対的に高い地域は、転入超過数が大きい傾向もみられた。なお、2020年には感染症の影響によって、本節でみてきたような東京圏への人口移動のトレンドにも大きな変化が現れている。次節以降は、こうした動きについて詳細をみていく。

（２）新型コロナウイルス感染症以降の人口移動の変化

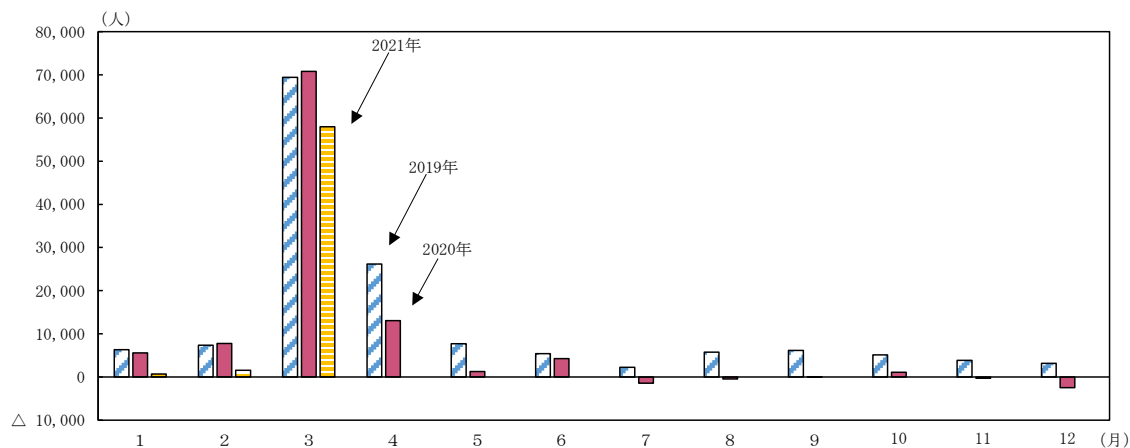
東京圏への人口の転出入は、2019 年まで転入超過が拡大傾向にあったが、2020 年は、感染症の影響により、東京圏の転入超過数は大きく減少した（前節参照）。月別にみると、2020 年 4 月以降、東京圏では前年に比べて転入超過数が減少しており、特に、東京都では 2020 年 7 月から 2021 年 2 月まで転出超過が続いた。本節では、こうした動きを、概観する。

（2020 年 4 月以降、東京圏への人口流入が減少）

2020 年以降の東京圏の人口移動の変化について、月別の動きを概観する。

東京圏の転入超過数（ただし、転入超過数がマイナス（－）の場合は、転出超過を示す）は、2020 年 3 月までは、前年同月とほぼ同水準の転入超過が続いていた。しかし、感染症の影響により、緊急事態宣言が発出された 2020 年 4 月以降、前年と異なる動きとなっている。同年 4 月には、前年に比べて転入超過数が大幅に減少し、5 月以降も減少して推移している。このため、前年のような転入超過傾向がみられなくなり、7 月、8 月、11 月、12 月については転出超過を記録している（第 1－2－1 図）。

第 1－2－1 図 東京圏の転入超過数の推移（月別）

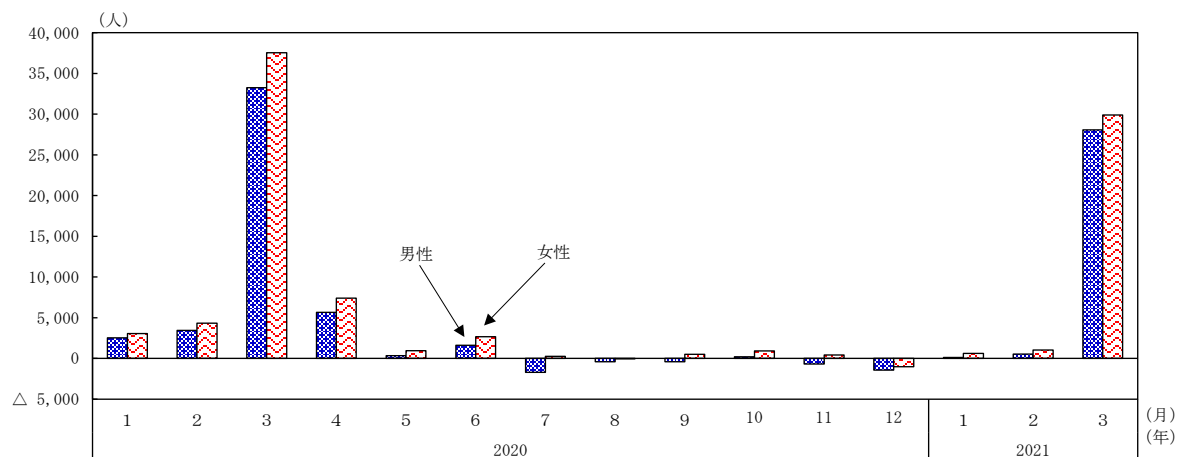


（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

男女別では、前節でみたように、女性の転入超過数が男性を上回る状況が続く中、男性、女性共に転入超過数が減少している（第 1－2－2 図）。男性については 2020 年 7 月、8 月、9 月、11 月、12 月、女性については同年 8 月、12 月が転出超過を記録している。2020 年度では、男性、女性共に、各年齢階層で転入超過数が減少している（第 1－2－3 図）。男性、女性共に 30～54 歳が最も減少し、男女共に転出超過に転じている。また、20～24 歳、25～29 歳については転入超過は続いているものの、男女共に転入超過

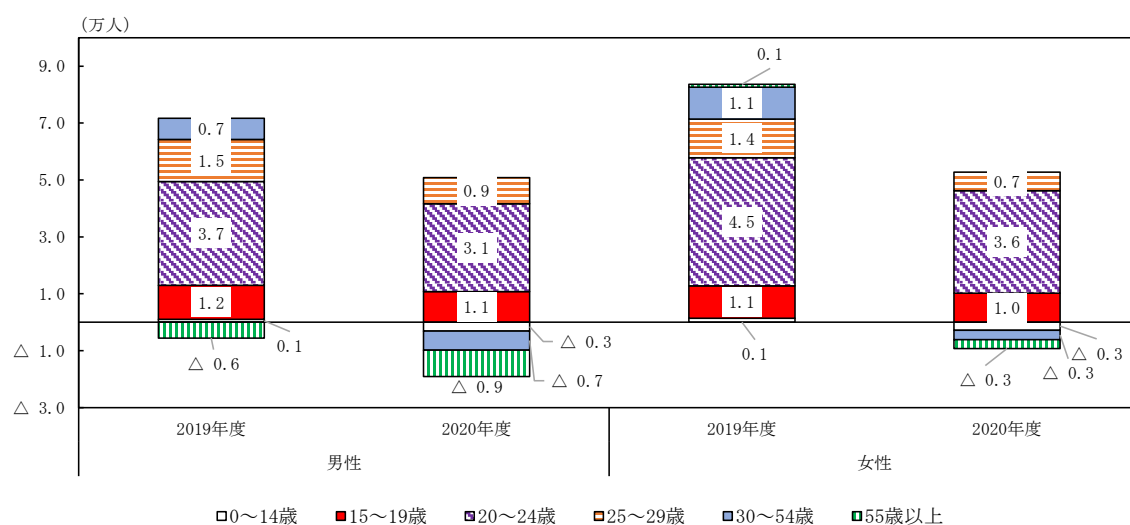
幅は縮小している。

第 1－2－2 図 東京圏の転入超過数の推移（男女別）



（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

第 1－2－3 図 東京圏の転入超過数（男女別、年齢階層別）



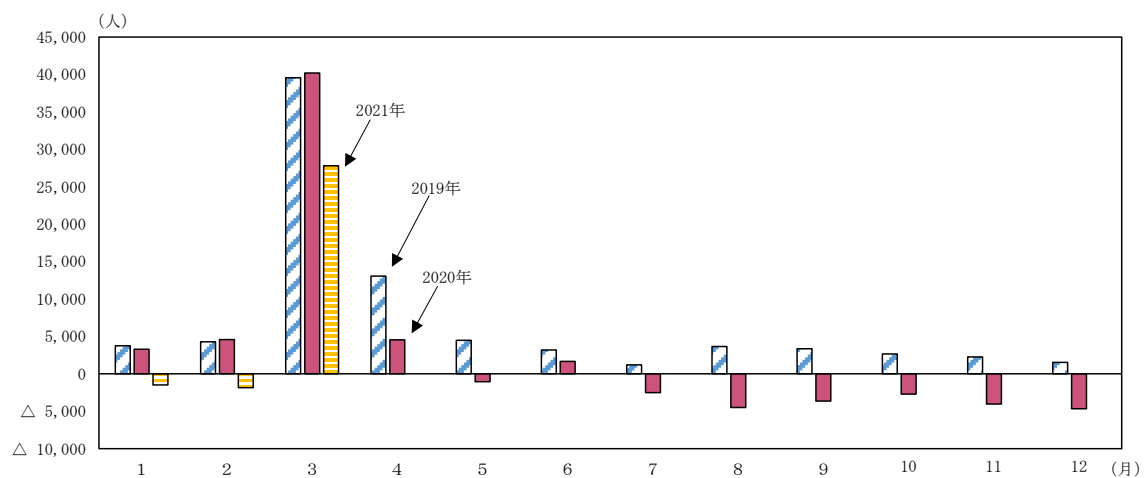
（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

（2020 年 7 月以降 2021 年 2 月まで、東京都の転出超過が続く）

上記のような東京圏の人口移動の変化は、東京都の人口移動の変化によるところが大きい。東京都の転入超過数は、2020 年 3 月までは、前年同月とほぼ同水準の転入超過が続いていたが、2020 年 4 月以降、前年に比べて転入超過数が大幅に減少し、5 月には転出超過に転じている（第 1－2－4 図）。6 月には転入超過となるものの、7 月に再び転

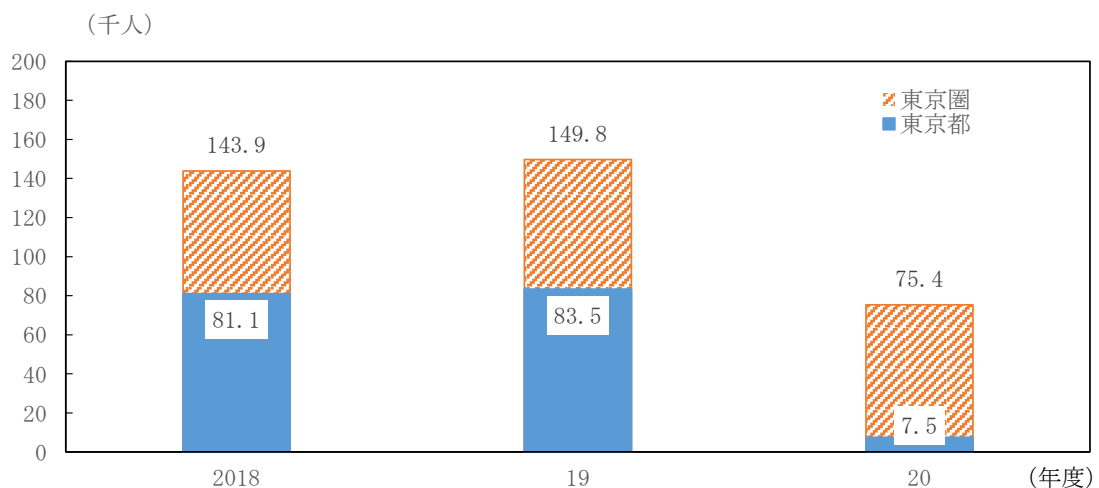
出超過に転じて以降、2021 年 2 月まで 8 か月連続で転出超過が続いた。2021 年 3 月は、進学・就職・転勤の時期であることから転入超過となったものの、前年より減少している。2020 年度では、転入超過数は 7,537 人となり、2019 年度の 8 万 3,455 人から大幅に減少している。東京圏でみれば、転入超過は続いているものの、東京都の転入超過数が大幅に減少したことにより、2019 年度の 14 万 9,779 人から 2020 年度は 7 万 5,350 人に減少している（第 1－2－5 図）。

第 1－2－4 図 東京都の転入超過数の推移（月別）



（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

第 1－2－5 図 東京圏及び東京都の転入超過数の推移（年度）

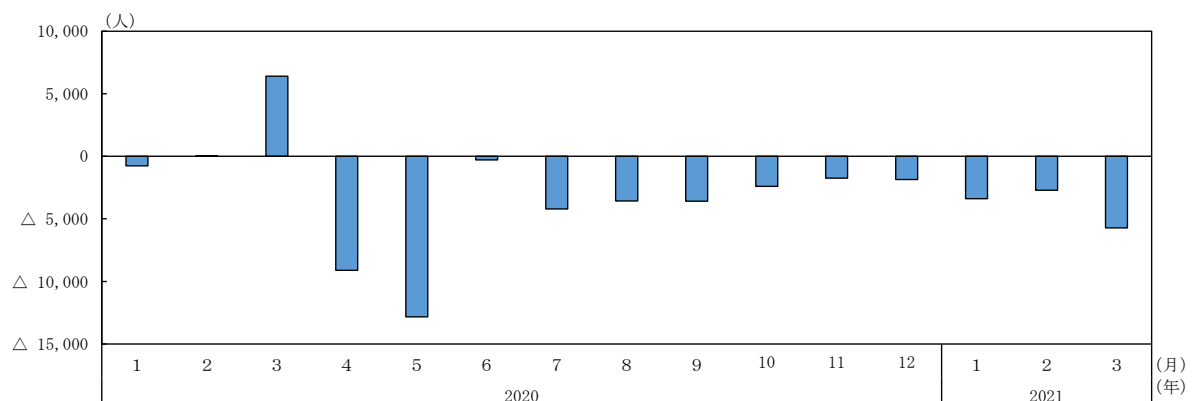


（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

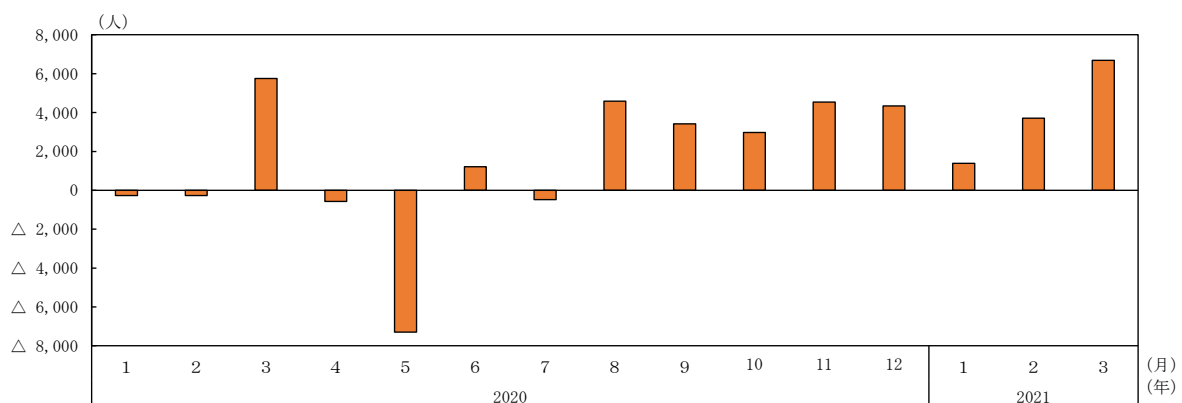
東京都の転入者数、転出者数の前年同月差をみると（第1-2-6図（1））、転入者数については、4月、5月に前年を大きく下回り、6月に前年並みとなった後、7月以降は前年を下回って推移している。転出者数については、5月は前年を大きく下回ったが、8月以降は前年を上回って推移している（第1-2-6図（2））。これは、4月、5月は、緊急事態宣言下でもあり、大学進学、就職や転勤等による東京都への移動が控えられたためとみられる。年齢階層別にみると、転入者数については、4月は大学進学の時期に当たる10歳代後半、5月は、就職や転勤等が生じるとみられる20歳代から30歳代前半を中心に前年に比べて減少している（付表1-1）。6月には再び転入超過数がプラスへと転じたが、緊急事態宣言の解除により、4月、5月に東京都への移動を控えた若者の一部が東京都に移動したことも背景にあるとみられる。7月以降は、転入者数は、10代後半が9月、10月に増加していることを除き、ほとんどの年齢階層において前年に比べて減少していることに加えて、8月以降は、転出者数が、10代後半を除き、全ての年齢階層が前年に比べて増加して推移している。

第1-2-6図 東京都の転入者数・転出者数の推移（前年同月差）

（1）東京都への転入者数



（2）東京都からの転出者数



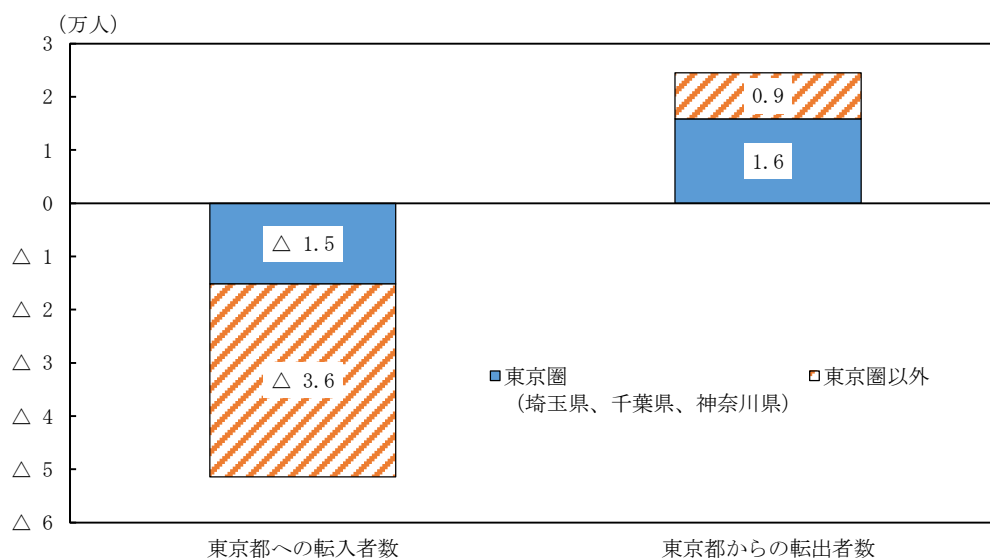
（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

(転入者数の減少は東京圏以外、転出者数の増加は東京圏3県の寄与が大きい)

東京都に対してどの地域からの転入者数、転出者数が変化しているのかを把握するため、2020年度の東京都への転入者数・転出者数別の前年差を地域別、道府県別にみてる（第1-2-7図）。

東京都への転入者数は、2020年度では、前年に比べて約5万1,421人（前年同期比10.9%減）減少しており、その約7割は東京圏以外からの転入の減少であり、残りの約3割は東京圏3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）からの転入の減少である。転入元の道府県については、千葉県、神奈川県、埼玉県の順に東京圏3県に次いで、大阪府、愛知県、福岡県、北海道、兵庫県等人口の多い都市部を有する府県が減少している（第1-2-8図（1）、付図1-2（1））。東京都からの転出者数については、2020年度では、前年に比べて約2万4,497人（前年同期比6.3%増）増加し、その約6割が東京圏3県への転出の増加によるものだが、約3割は東京圏以外への転出の増加によるものとなっている。転出先の道府県については、神奈川県が最も多く増加し、次いで千葉県、埼玉県と東京圏3県の増加数が多い。東京圏以外では、茨城県、長野県等が増加している（第1-2-8図（2）、付図1-2（2））。

第1-2-7図 東京都の転入者数・転出者数（2020年度 前年差）

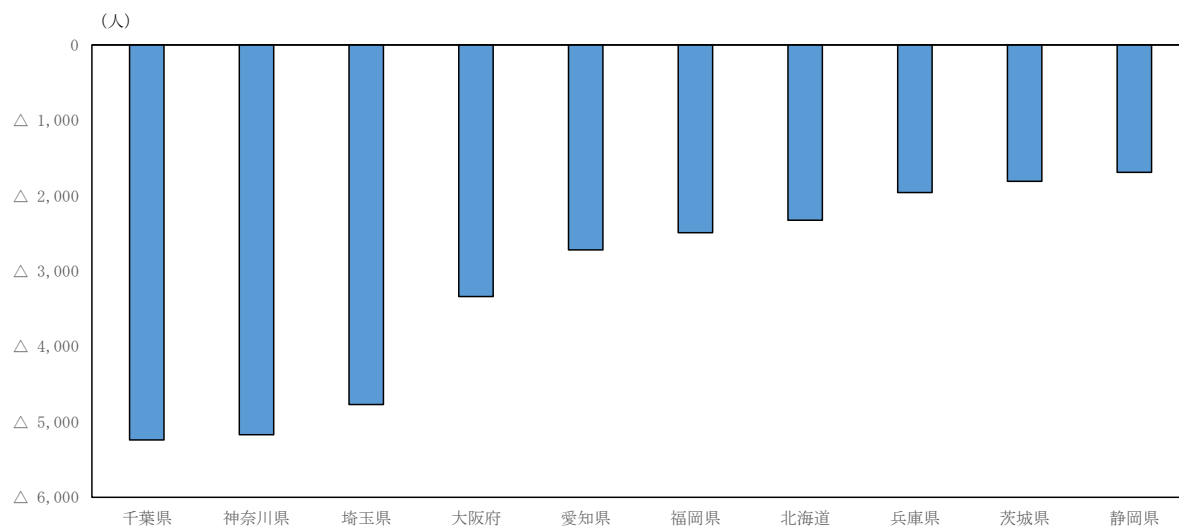


(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
2. 値は2020年度から2019年度を引いたもの。

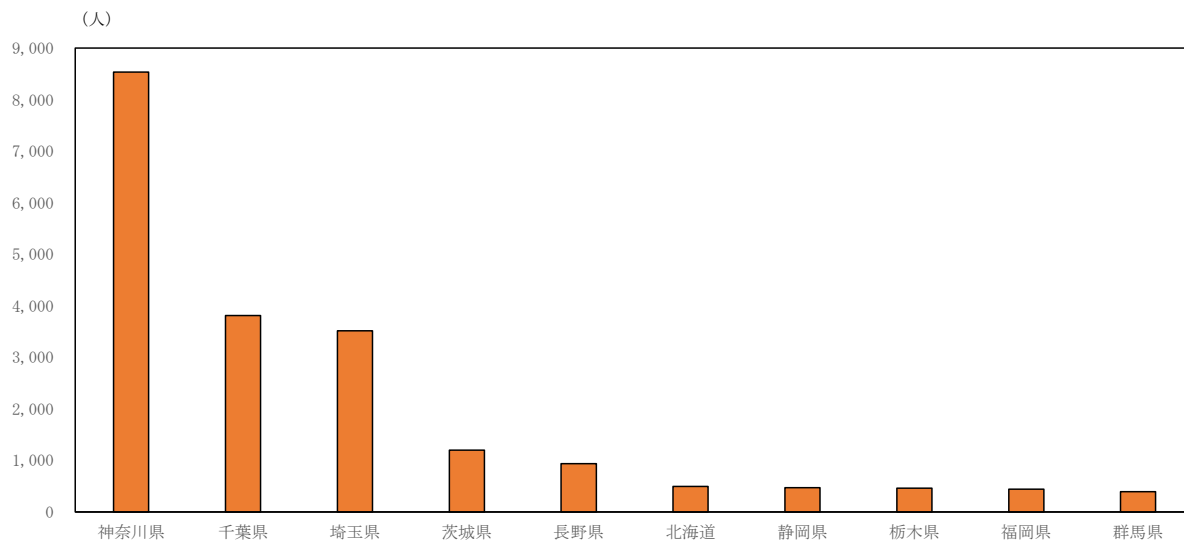
第1-2-8図 東京都の転入者数・転出者数

(都道府県別、2020年度、前年差)

(1) 東京都への転入者数



(2) 東京都からの転出者数



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
2. 転入者数の減少、転出者数の増加が多い10道府県を抜粋。

このような動きの背景としては、東京近郊や他の都市部の居住者が、より感染リスクの高いと考えられる東京都への住居の移動を控え、また、東京都の居住者においては、テレワークの定着により、都心への通勤の必要性の低下から、東京近郊や東京へのアクセスが比較的便利な地域への住み替え等が生じていることがありとみられる。

なお、東京都に対する転入者数の減少、転出者数の増加への寄与という点からは、神奈川県、千葉県、埼玉県の東京圏3県が道府県別で上位を占めるものの、人口移動の変化が地域に与える影響という点からは、東京圏3県に対する影響より、地方圏に対する影響のほうが大きいとも捉えられる（付図1－3）。2020年度について、各道府県における東京都に対する転入者数、転出者数の前年比をみると、東京都への転入者数については、神奈川県、埼玉県、千葉県の減少率は、他の道府県に比べて小さい。東京都からの転出者数については、増加率が最も大きい県は、鳥取県、次いで、島根県、和歌山県、宮崎県、福井県等の地方圏であり、東京圏3県の増加率はこれらの県に比べて小さい。

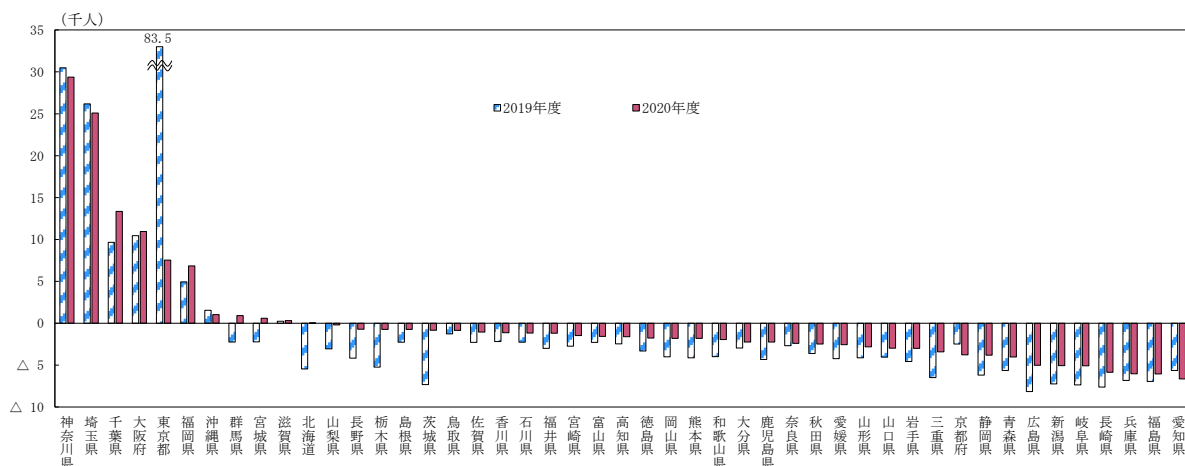
（東京近郊及び人口の多い都市部を有する道府県が転入超過に）

次に、感染症の影響により、各都道府県の人口移動にどのような変化が生じているかをみている。

2020年度の転入超過数を都道府県別にみると（第1－2－9図）、東京都の転入超過幅が大幅に減少したことにより、東京圏の神奈川県、埼玉県、千葉県の3県及び大阪府の転入超過数が東京都より多くなっている。転入超過数の多い都道府県としては、東京圏の神奈川県、埼玉県、千葉県が上位を占める。神奈川県及び埼玉県の転入超過数は前年とほぼ同水準であり、千葉県では、前年に比べて転入超過数が拡大している。東京圏以外では、人口の多い都市部を有する大阪府、福岡県、宮城県、北海道が転入超過となっている。大阪府、福岡県は、転入超過幅が拡大し、宮城県、北海道は、転出超過から転入超過に転じている。また、東京近郊の群馬県も転出超過から転入超過に転じている。さらに茨城県、栃木県、長野県、山梨県等は、転出超過ではあるものの、転出超過幅が大きく縮小している。

第1－2－9図 都道府県別転入超過数

（2019年度、2020年度）



（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

感染症の影響により、東京都の転入超過数が大幅に減少し、これまでの東京一極集中の動きに変化が生じている。一方で、東京都への転入者数が減少している、あるいは東京都からの転出者数が増加している地域としては、神奈川県、埼玉県、千葉県の東京圏、人口の多い都市部を有する道府県、または東京からの交通アクセスが便利とみられる東京近郊の県が中心となっている。東京から移住する場合も、東京からのアクセスの良さ、あるいは、人口の集積がある都市であること等が求められているとみられる。

現在のような動きは、感染症の影響下での一過性の動きである可能性もあり、感染症の終息後もこのような動きが持続するか、また、持続する場合には、地方への人の流れにどのような変化が生じるかが注目される。

コラム1：2021年3月、4月の東京圏に対する人口移動

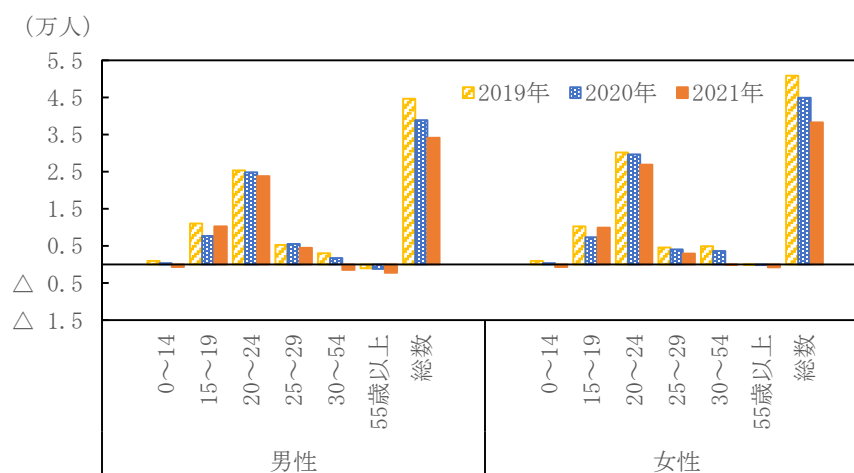
3月、4月の春は、進学、就職、新年度の開始等により、人口移動が年間で最も集中する時期である⁷。本コラムでは、感染症の影響による、東京圏への人口移動の変化について、2021年3月、4月の東京圏の転入超過数を男女別、年齢階級別に、感染症以前の2019年、感染者数が増加し、4月に初めて緊急事態宣言が発出された2020年と比較しながらみている。

（東京圏の転入超過数の減少が続き、女性の減少数が男性より多い）

3月、4月の東京圏の転入超過数は、男女共に2020年、2021年と2年連続で減少している。男性では、2019年3月、4月の転入超過数（以下、本コラムでは、「3月、4月」を省略する）は4万4,717人であったが、2020年では3万8,907人、2021年では3万4,194人に減少し、対2019年同期差では、1万523人減少となっている。女性では、2019年の転入超過数は5万866人であったが、2020年では、4万4,953人、2021年では3万8,342人に減少し、対2019年同期差では、1万2,524人減少となっている（コラム1－1－1図（1）、（2）、（3））。

コラム1－1－1図 東京圏の2021年3月、4月の転入超過数（男女別、年齢階級別）

（1）実数



⁷ 2019年の年間の転入超過数（男女総数、全年齢階級）に占める3月、4月の割合は64.2%。

(2) 2021 年の対 2019 年同期差

(単位：人)

	0～14	15～19	20～24	25～29	30～54	55歳以上	総数
男性	△ 1,682	△ 774	△ 1,571	△ 772	△ 4,525	△ 1,200	△ 10,523
女性	△ 1,607	△ 382	△ 3,234	△ 1,607	△ 4,964	△ 729	△ 12,524

(3) 前年同期差

(単位：人)

	男性						
	0～14	15～19	20～24	25～29	30～54	55歳以上	総数
2020年	△ 653	△ 3,349	△ 555	273	△ 1,346	△ 181	△ 5,810
2021年	△ 1,029	2,575	△ 1,016	△ 1,045	△ 3,179	△ 1,019	△ 4,713

(単位：人)

	女性						
	0～14	15～19	20～24	25～29	30～54	55歳以上	総数
2020年	△ 634	△ 2,931	△ 461	△ 457	△ 1,303	△ 127	△ 5,913
2021年	△ 973	2,549	△ 2,773	△ 1,150	△ 3,661	△ 602	△ 6,611

(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

(15～19 歳は、2020 年は転入超過数が減少したものの、2021 年は感染症以前に戻る)

大学入学時が含まれる 15～19 歳は、2020 年には転入超過数が、前年同期に比べて、男性 (3,349 人減)、女性 (2,931 人減) 共に大きく減少している。ところが、2021 年では前年同期に比べて、15～19 歳は男性 (2,575 人増)、女性 (2,549 人増) と共に増加しており、男性、女性共に、2019 年同期とほぼ同水準の転入超過数となっている。これは、後述するように、他の年齢階級で、2021 年転入超過数が前年同期に比べて減少しており、しかも、2020 年前年同期差より減少幅が拡大していることとは、異なる動きとなっている。2020 年では、4 月に初めての緊急事態宣言の発出があり、多くの大学においてオンライン授業等も実施されたことから、多数の学生が東京圏への移動を見合わせたとみられるものの、2021 年では、同様な動きは生じていないとみられる。

(就職期の 20 代では、女性の転入超過数が男性より大きく減少)

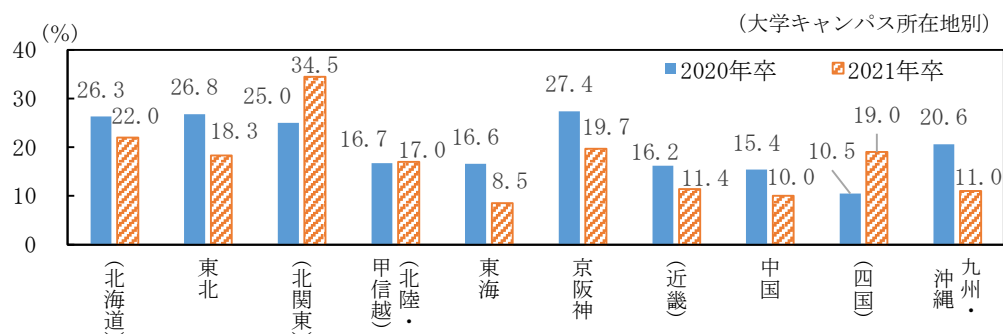
新卒の就職時期であり、転入超過数が最も多い年齢階級である 20～24 歳は、依然として大幅な転入超過であるものの、男女共に 2 年連続で転入超過数が減少している。2021

年は、2019年に比べて、男性では1,571人減少、女性は3,234人減少と、女性の方がより大きく減少している。前年同期差では、男性は、2020年は555人減少、2021年は1,016人減少、女性は、2020年は461人減少、2021年は2,773人減少となっている。男女共に、2021年の転入超過数の減少幅が2020年より拡大しており、感染症の影響が続く中で、東京圏への移動の減少傾向が続いているとみられる。

また、民間機関のアンケート調査によれば、2021年3月卒業予定で就職先が確定した大学生の中で、就職先が東京圏（首都圏）である割合は、北関東、北陸・甲信越、四国以外の地域では前年に比べて低下しており、大学生の就職活動において東京圏への就職を避ける傾向もみられる（コラム1-1-2図）。

25～29歳については、2021年は、2019年に比べて、男性では772人減少、女性は1,607人減少と、20～24歳と同様に女性の減少幅の方が大きい。前年同期差では、男性は、2020年に273人増加、2021年に1,045人減少、女性は、2020年に457人減少、2021年に1,150人減少であり、2021年の方が転入超過数が減少している。

コラム1-1-2図 就職先が首都圏の割合



- (備考) 1. 株式会社リクルート就職みらい研究所「大学生の地域間移動に関するレポート2021」（調査時期 2020年12月11日～2021年1月14日、回答者2021年3月卒業予定の大学生1,734人）により作成。
 2. 地域は大学キャンパスの所在地。京阪神は京都府、大阪府、兵庫県。近畿は滋賀県、奈良県、和歌山県。()の地域は2021年卒のサンプル数が50未満であるため参考値。

(30代以降は、転出超過。男性の30～54歳は転出超過に大きく転じる)

30～54歳、55歳以上の年齢階級では、2021年では、男女共に転出超過となっている。

30～54歳については、2021年は、2019年に比べて、男性では、4,525人減少、女性では、4,964人減少した結果、男性は2019年では3,058人の転入超過であったものの、2021年は1,467人の転出超過に大きく転じ、女性は、4,944人の転入超過から、2021年には20人の転出超過に転じている。男女共に、2021年の転入超過数の前年同期と比べた減少幅は、2020年に比べて拡大している。

55歳以上においては、男女共に2019年においても転出超過であったが、2021年に転出超過数が拡大している。

感染症を契機に、東京圏の転入超過数が減少する動きは、15～19歳の年齢階級を除き、2020年3月、4月に比べて、2021年3月、4月の方が強まっている。ただし、現状は、感染症の影響等により、東京圏の生活に行動制約が生じている中での動きであることにも留意が必要である。感染症を契機に生じた、新たな人の流れや地方への関心の高まりを一過性のものとしないうちに、地方の魅力を高め、地方への人の流れを定着・拡大させていくことが期待される。

コラム2：2021年度の大学入試の志願状況への感染症の影響

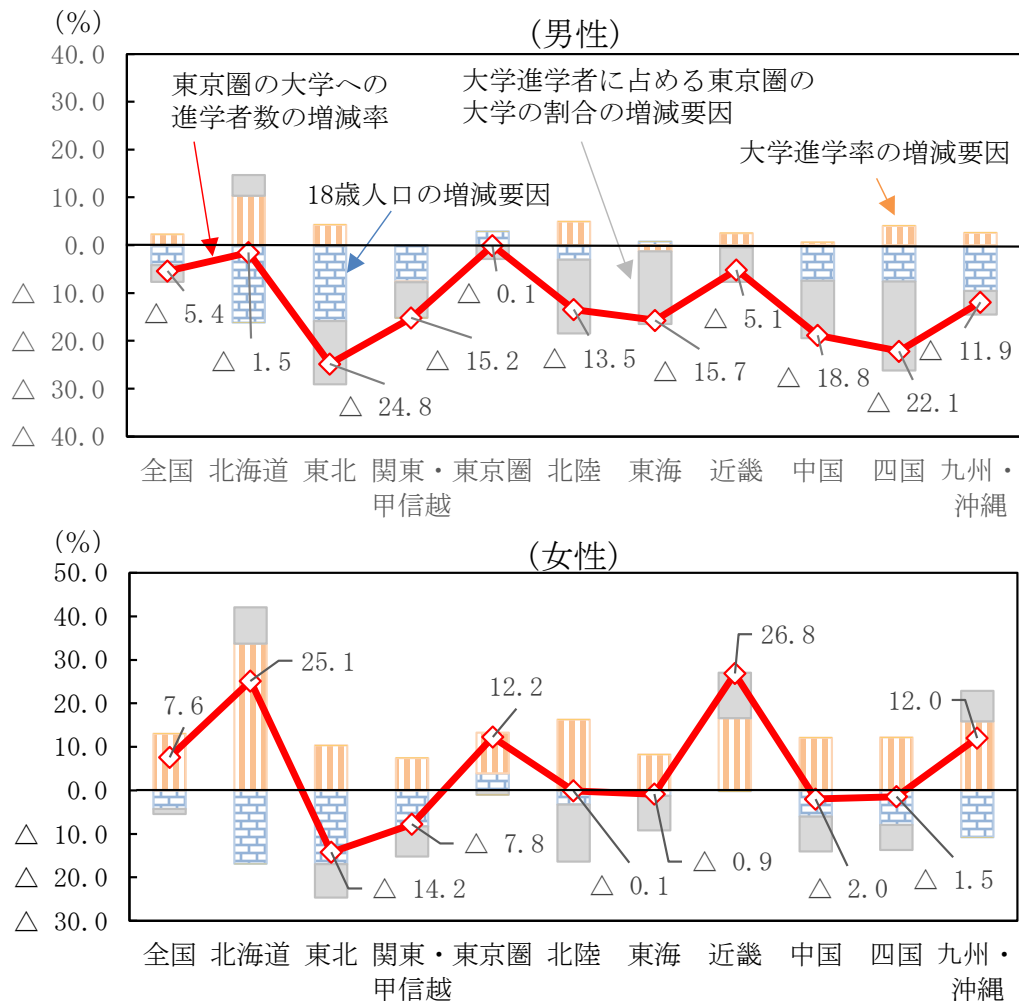
東京圏への転入超過数では、15～19歳の年齢階級は、前掲第1－1－5図が示すように、20～24歳に次いで、転入超過数が多く、大学等への進学が、東京圏へ転入するきっかけとなっている。ここでは、東京圏の大学の進学者数について、2010年度から2020年度からの増減を確認した上で、感染症の影響下で行われた2021年度の大学入試の志願状況をみる。

（10年前と比較した2020年度の東京圏の大学への進学者数）

東京圏の大学の進学者数について、2010年度から2020年度にかけての増減について、18歳人口の増減、大学進学率の増減、大学進学者に占める東京圏の大学の割合の増減で要因分解してみると（コラム1－2－1図）、男性は、18歳人口の減少に加え、大学進学者に占める東京圏の大学の割合が北海道を除き低下⁸したため、全地域で減少している。一方で、女性は、18歳人口の減少は男性と同様であるが、全地域で大学進学率が上昇している。東京圏の大学進学者割合についても、近畿、北海道、九州・沖縄で上昇している。このため、東京圏の大学の進学者数は、近畿、北海道、九州・沖縄、東京圏が増加し、他の地域は減少しているものの、当該地域の男性に比べて減少幅が小さくなっている。

⁸ 地方大学・産業創生法に基づく東京23区内の大学の学部等の収容定員増の抑制や、私立大学等の経常費補助金の配分や国立大学法人運営交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等が講じられている。

コラム 1-2-1 図 東京圏の大学の進学者数の増減の要因分解
(2010 年度から 2020 年度にかけての増減率)



- (備考) 1. 文部科学省「令和2年度学校基本調査」により作成。
2. 東京圏は、埼玉県、神奈川県、東京都、千葉県。関東甲信越は、茨城県、群馬県、栃木県、長野県、山梨県、新潟県。
3. 東京圏の大学への進学者数の増減の要因分解の式は、以下のとおり。

$Y = P \times univ \times TKO$ として、

$$\frac{\Delta Y}{Y_0} = \underbrace{\frac{1}{Y_0} \left(\frac{univ_t + univ_0}{2} \right) \left(\frac{TKO_t + TKO_0}{2} \right) \Delta P}_{18 \text{ 歳人口の増減要因}} + \underbrace{\frac{1}{Y_0} \left(\frac{P_t + P_0}{2} \right) \left(\frac{TKO_t + TKO_0}{2} \right) \Delta univ}_{大学進学率の増減要因} + \underbrace{\frac{1}{Y_0} \left(\frac{P_t + P_0}{2} \right) \left(\frac{univ_t + univ_0}{2} \right) \Delta TKO}_{大学進学者に占める東京圏の割合の増減要因} + \underbrace{\frac{1}{Y_0} \left(\frac{\Delta P \times \Delta univ \times \Delta TKO}{4} \right)}_{交差項}$$

Y :東京圏の大学への進学者数、 P :18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)、 $univ$:大学進学率(=大学進学者数/18歳人口)、 TKO :大学進学者数に占める東京圏の割合(=東京圏の大学への進学者数/大学進学者数)、添字の 0 は基準時点、 t は比較時点、 Δ は比較時点と基準時点との差を表す。なお、上式にしたがって要因分解を行ったところ、交差項は極めて小さい値となったため、本図では省略している。

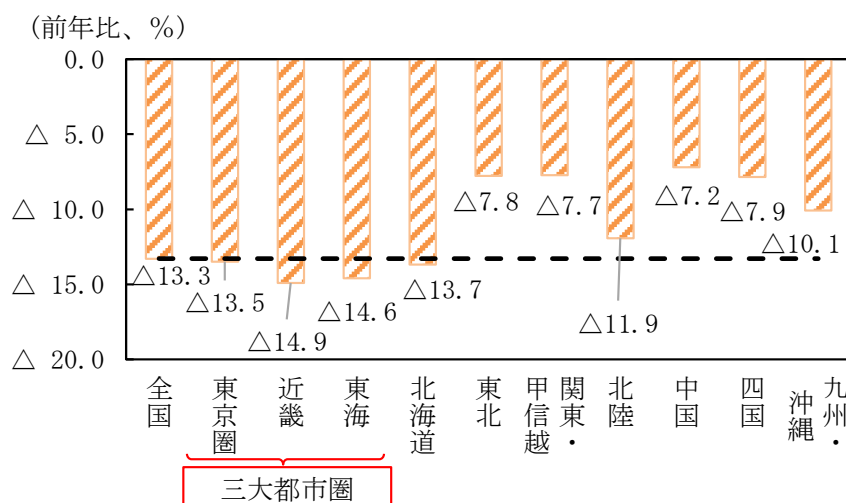
(2021 年度の大学入試では、三大都市圏の志願者の減少幅が大きい)

2021 年度の大学入試の志願者数の前年比を、大学の所在地別にみると、東京圏 (13.5% 減)、近畿 (14.9% 減)、東海 (14.6% 減) の三大都市圏は、いずれも全国平均 (13.3% 減) より減少幅が大きい⁹ (コラム 1-2-2 図)。

一方で、北海道 (13.7% 減) を除く地方圏では、中国 (7.2% 減)、関東・甲信越 (7.7% 減) 等、三大都市圏に比べて減少幅が小さい。

国公立大学、私立大学別の志願者数の変化について、大学の所在地地域別の寄与をみると (コラム 1-2-3 図)、東京圏、東海、近畿の三大都市圏の私立大学で志願者数が減少していることにより、私立大学の志願者数が大きく減少している。私立大学の志願者数の倍率 (志願者数/合格者数) をみると (コラム 1-2-4 図)、全地域で低下している中で、東京圏、近畿、東海は、概ね地方圏より大きく低下している。

コラム 1-2-2 図 大学入試志願者数 (2021 年度、大学所在地別)

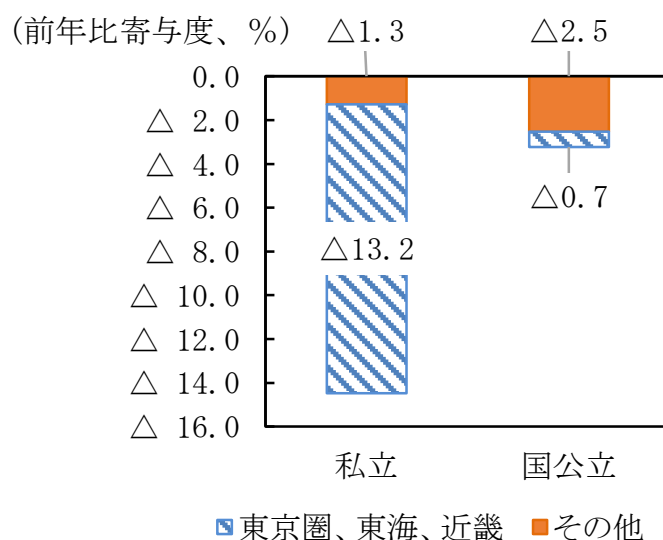


(備考) 1. 大学志願者数は、私立大は河合塾「大学入試情報」(2021 年 7 月 2 日現在)、国公立大は文部科学省「国公立大学入学者選抜確定志願状況」により作成。

2. 東京圏は、埼玉県、神奈川県、東京都、千葉県。関東甲信越は、茨城県、群馬県、栃木県、長野県、山梨県、新潟県。

⁹ 大手受験予備校等によると、2021 年度の大学入試については、感染症の影響以外にも、人口減少による受験者数の減少、昨年までの大学入試センター試験に代わり、大学入学共通テストの初めての実施等が影響している。

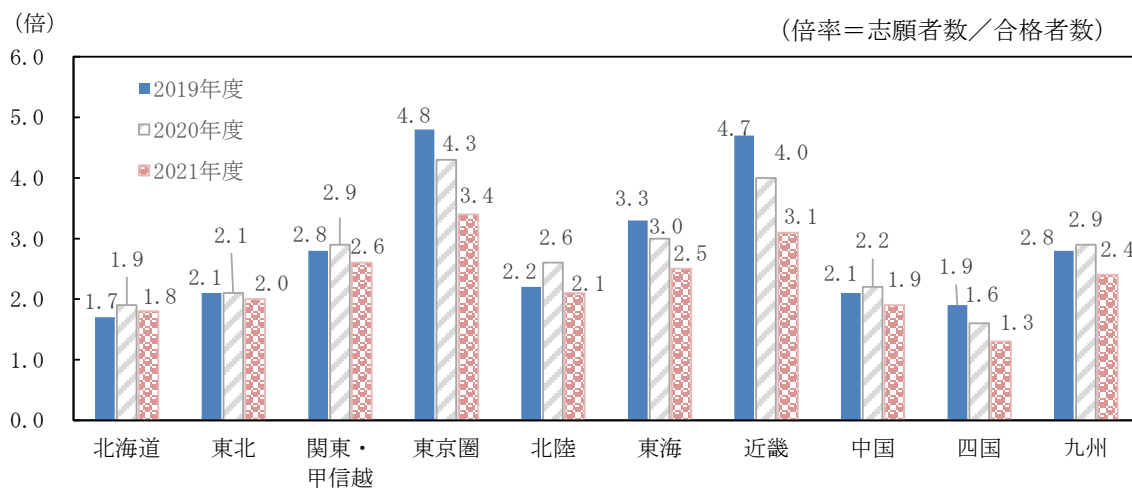
コラム 1-2-3 図 大学入試志願者数（2021 年度、私立・国公立別）



(備考) 1. 河合塾「大学入試情報」(2021 年 7 月 2 日現在) により作成。

2. 東京圏は、埼玉県、神奈川県、東京都、千葉県。関東甲信越は、茨城県、群馬県、栃木県、長野県、山梨県、新潟県。

コラム 1-2-4 図 私立大学の志願者数の倍率（大学所在地別）



(備考) 1. 倍率 = 志願者数 / 1 次合格者

2. 河合塾「大学入試情報」(2021 年 7 月 2 日現在) により作成。

3. 東京圏は、埼玉県、神奈川県、東京都、千葉県。関東甲信越は、茨城県、群馬県、栃木県、長野県、山梨県、新潟県。

このように、感染症の影響もあり、2021年度の大学入試については、三大都市圏の大学の志願者数が地方圏の大学より大きく減少する傾向がみられた。地元志向が高まる等地方圏の大学に対する関心が高い、この機を捉え、就学による若者の地方への流れを推進していくためには、魅力ある地方大学の実現に向けた取組の推進が期待される。「経済財政運営と改革の基本方針 2021（以下、「基本方針 2021」）」（2021年6月18日閣議決定）においては、地方大学の力を強化する政策パッケージを本年度中に策定し、STEAM教育を中心とした人材育成や研究開発により地方の産業創出を推進し、また、東京圏の大学の地方サテライトキャンパスの設置を促進することとされている。

また、「基本方針 2021」では、IT分野を始めとした理工系分野において、特に女性の身近なロールモデルを創出し、学校推薦型選抜や総合型選抜に女子を対象とする枠の設定やオープンキャンパスの実施、女子学生向けのSTEAM教育拠点の整備、理系分野で優れた業績を残している女性研究者の話を聞くことができる機会の充実等の総合的な支援策を講ずることにより、地方大学を含めた理工系学部における女子学生の割合の向上を促すこととされている。女性の大学進学率が上昇傾向にある中で、感染症の影響もあり学生の地元志向が高まっており、前述のような支援策等を講じていくことにより、理工系の女子学生が身近な地方大学に進学しやすい環境整備を進めることが課題となっている。

(3) テレワーク等による地方への新たな人の流れ

感染症の影響下で、多くの人がテレワークを経験したことで、テレワークについて社会の理解が深まり、働く場所を問わない多様な働き方の可能性が広がっている。いわば「職場と仕事の分離」が可能になったことにより、地方に暮らしながら都市部と同じ仕事ができる、都市部で暮らしながら兼業・副業等により地方の仕事をする、あるいは、ワーケーション等で地方に一定の期間滞在するなど、地方における働き方、暮らし方に多様な形が生まれている。

本節では、テレワーク等により可能性の広がった地方での新たな働き方、暮らし方をみていく。

3-1 地方で都市部と同じ仕事ができる可能性の拡大

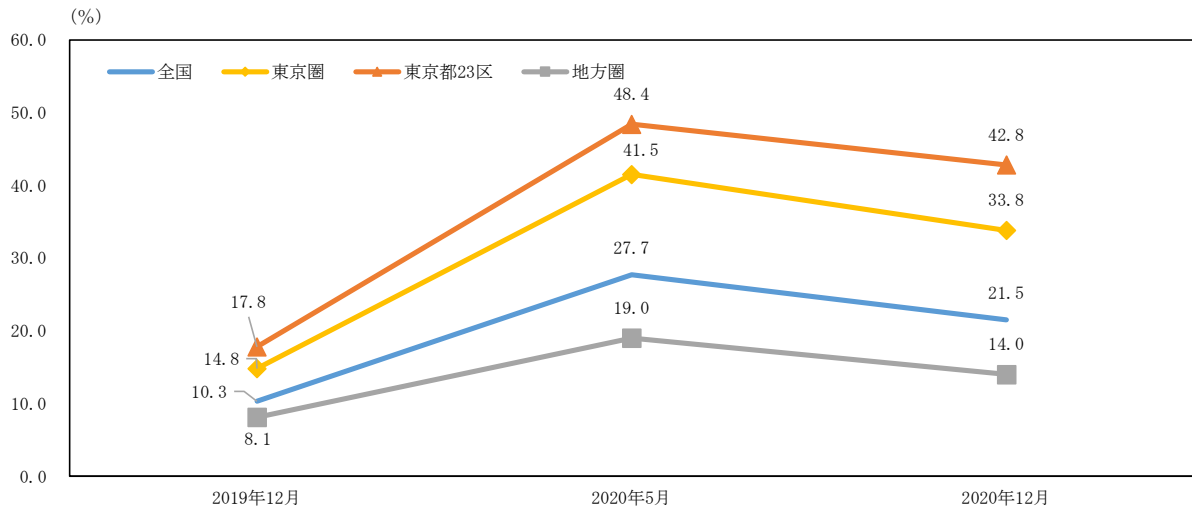
ここでは、感染症の影響下でのテレワークの実施状況、地方で都市部と同じ仕事ができる可能性についての検討、地方への新たな人の流れを促す企業の動きをみた上で、地方で暮らしながら都市部と同じ仕事ができる可能性について考察する。

(東京圏でテレワークの実施率が高い)

地方に暮らしながら、これまでであれば都市部でしていたような仕事をするという新たな働き方、暮らし方は、テレワークの活用等により遠隔で仕事ができることが前提となっている。以下では、感染症の影響下での、テレワーク実施状況を確認する。

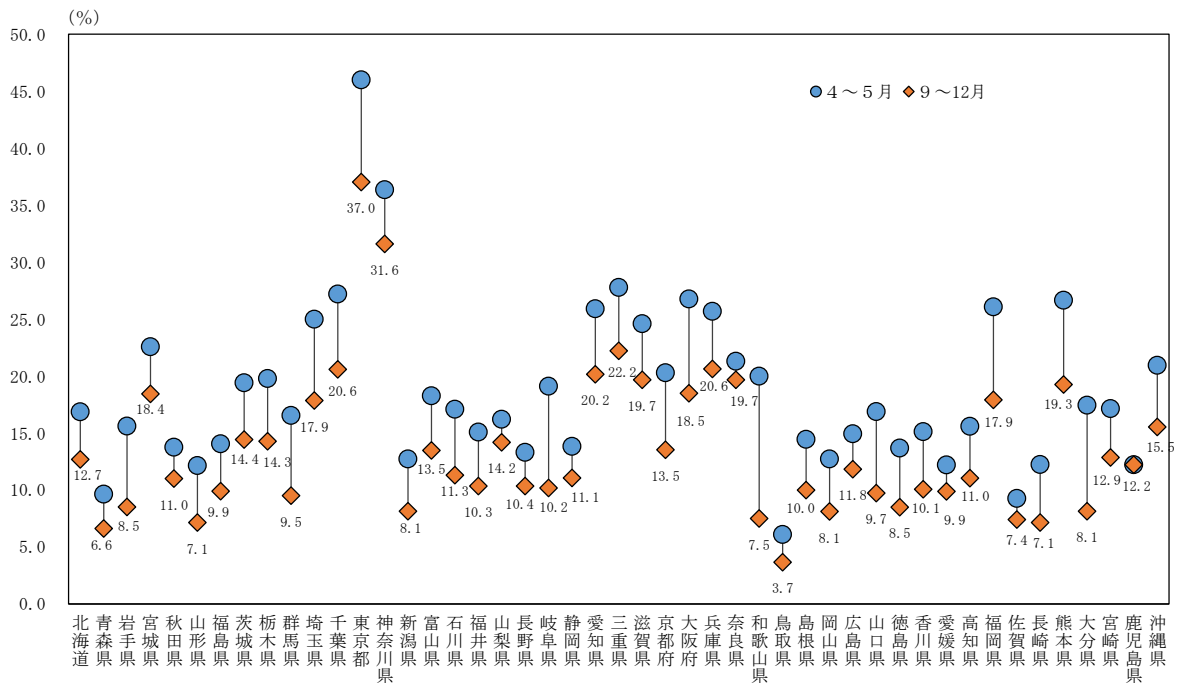
まず、地域別の実施状況を確認する。内閣府の意識調査によれば（第1-3-1図）、テレワークを行った就業者の割合は、全国では2019年12月には10.3%であったが、2020年5月には27.7%に上昇し、同年12月には21.5%と、5月時点に比べると低下したものの、1年前に比べて大きく上昇している。地域別では、2019年12月の東京都23区は17.8%、東京圏は14.8%、地方圏は8.1%であったが、2020年12月は、東京都23区は42.8%、東京圏は33.8%、地方圏は14.0%といずれも上昇し、なかでも東京都23区、東京圏で大きく上昇している。内閣府の別の意識調査で都道府県別のテレワーク実施率をみると（第1-3-2図）、2020年4～5月においても、9～12月においても、東京都、神奈川県の実施率が、他の道府県に比べて高い比率となっている。

第 1-3-1 図 テレワーク実施率の推移（地域別）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第2回）」（調査期間 2020 年 12 月 11 日～17 日）により作成。
2. 回答者は、就業者。
3. テレワーク実施率とは、それぞれの時期の経験した働き方として、「テレワーク（ほぼ 100%）」、「テレワーク中心（50%以上）」で、定期的に出勤を併用、「出勤中心（50%以上）」で、定期的なテレワークを併用、「基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用」と回答した者の全体に占める回答割合。

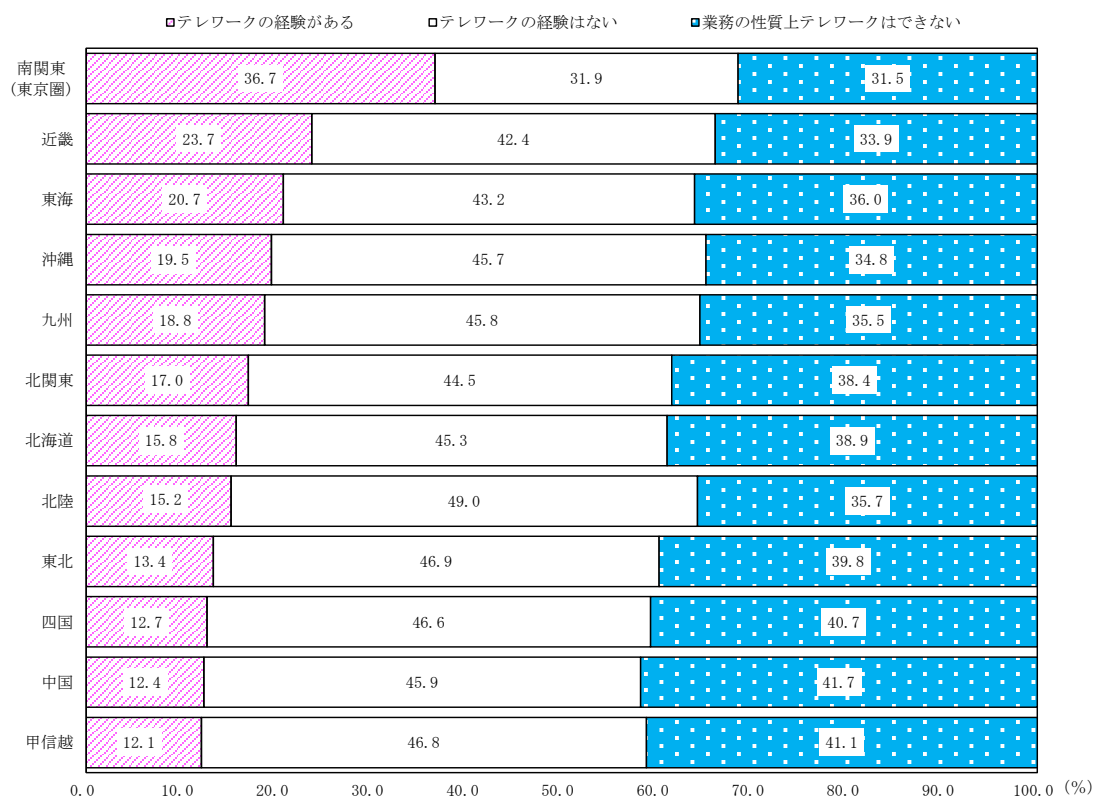
第 1-3-2 図 テレワーク実施率の推移（都道府県別）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査」（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）により作成。
2. テレワーク実施率とは、それぞれの時期の経験した働き方として、「ほぼテレワーク（80%以上）」、「テレワーク中心（50%以上）」で、出勤を併用、「出勤中心（50%以上）」で、テレワークを併用、「基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用」と回答した者の全体に占める回答割合。回答者数は 11,520 人。

地域の産業構造によって、テレワークの実施が困難な業種で働く就業者の比率には違いがあると考えられるため、地域別に、テレワークを経験した者の比率及び業務の性質上テレワークはできないとする者の比率をみると（第1-3-3図）、全体としては、業務の性質上テレワークはできないと回答した者の回答比率が高い地域で、テレワークの経験率が低いという傾向がある。一方で、テレワーク経験率では、最も高い南関東（東京圏）と最も低い甲信越の差が24.6%であるのに対し、業務の性質上テレワークができない比率については、最も高い中国と最も低い南関東（東京圏）の差は10.2%であり、テレワーク勤務が可能である人々の中での東京圏のテレワーク経験率が高いことが示されている。近畿、東海でも同様に、テレワーク経験率の他地域との差が、業務の性質上テレワークできない比率の他地域との差よりも大きくなっている。感染が都市部を中心に広まったという面もあるが、東京圏などの大都市圏ではテレワーク経験率が高い。

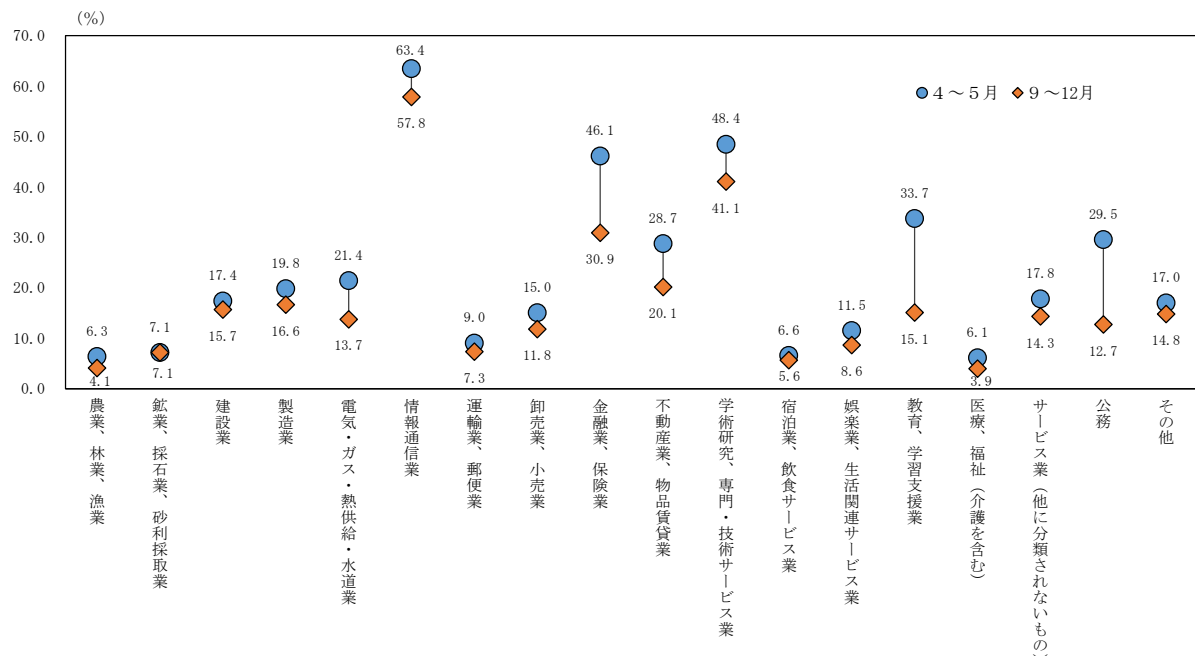
第1-3-3図 テレワーク経験に関する地域別の回答比率



- (備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査」(調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日) により作成。
2. 「テレワークの経験がある」は、2020 年 4～5 月の間にテレワークの経験がある(「ほぼテレワーク (80%以上)」、「テレワーク中心 (50%以上) で、出勤を併用」、「出勤中心 (50%以上) で、テレワークを併用」、「基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用」) と回答した比率。
3. 「業務の性質上テレワークは出来ない」はテレワークを利用するつもりはない(または、利用できない)理由について尋ねた質問に対し、「業務の性質上、テレワークが困難」と回答した比率。
4. 回答者数は 11,277 人(回答に矛盾のあるもの(業務の性質上テレワークは出来ないとしながらテレワークの経験があると回答したもの)は集計より除外している)。

次に就業者が属する産業別にテレワーク実施率を確認する（第1-3-4図）。2020年4～5月では「情報通信業」（63.4%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（48.4%）、「金融業、保険業」（46.1%）、「教育、学習支援業」（33.7%）、「公務」（29.5%）、「不動産業、物品賃貸業」（28.7%）等が高く、「医療、福祉」、「農業、林業、漁業」、「宿泊業、飲食サービス業」等は低い。9～12月では、「鉱業、採石業、砂利採取業」を除いたすべての業種において4～5月に比べて実施率は低下しているものの、「情報通信業」（57.8%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（41.1%）と高い実施率を保っている。一方で、「教育、学習支援業」、「公務」、「金融業、保険業」は10%ポイント以上低下している。

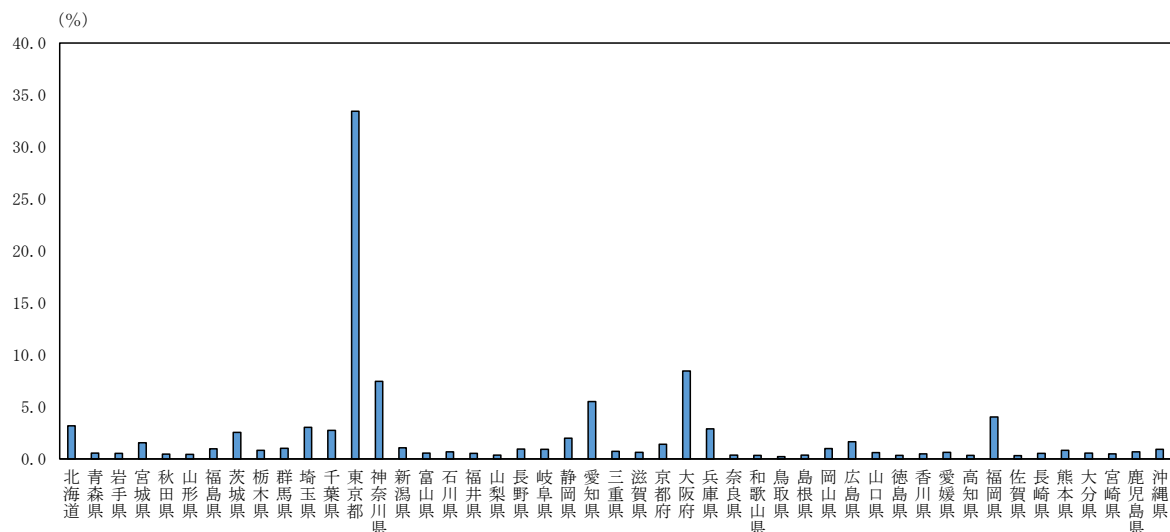
第1-3-4図 テレワーク実施率の推移（業種別）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査」（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）により作成。
2. テレワーク実施率とは、それぞれの時期の経験した働き方として、「ほぼテレワーク（80%以上）」、「テレワーク中心（50%以上）」で、出勤を併用、「出勤中心（50%以上）」で、テレワークを併用、「基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用」した者の全体に占める回答割合。回答者数は 11,520 人。

テレワーク経験率の高い「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の2業種の生産について、全国（全県計）の生産に占める各都道府県の割合を確認すると（第1-3-5図）、東京都に 33.5%と約3割が集中し、東京圏では 46.7%を占める。続いて、道府県で割合の高い順に、大阪府 8.5%、神奈川県 7.4%、愛知県 5.5%、福岡県 4.0%となっている。東京圏のテレワーク経験率の高さは、テレワークの経験者比率が高い情報通信業等に勤務する人が、東京圏等都市部に集積していることも影響しているとみられる。

第 1-3-5 図 「情報通信業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」の各都道府県の割合



(備考) 1. 内閣府「県民経済計算(2017年度(平成29年度))」により作成。
2. 全国(全県計)の生産に占める各都道府県の割合。

(東京圏で暮らす人の地方移住への関心は高い)

感染症は、第2章で後述するように、地域経済や人々の生活に大きな影響を及ぼしている一方で、働き方、暮らし方を見直す機会ともなり、地方移住への関心にも変化がみられる。

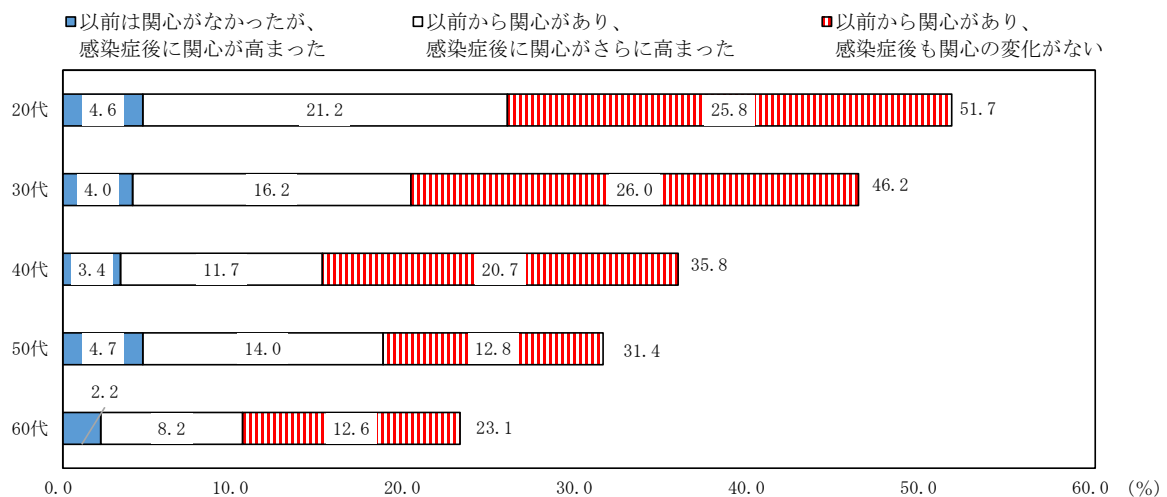
東京圏で、移住に対する関心のある者の比率(以前から関心があり、かつ、感染症の影響により関心が高まった、あるいは関心が変わらない者、及び以前は関心が高かったが、感染症の影響により関心が高まった者を合計した比率)を年齢階層別にみると(第1-3-6図)、20代では51.7%と半数以上を占め、次いで30代(46.2%)で高く、若い世代の関心が高いとみられる。最も割合の高い20代では、関心のある者(51.7%)のうち、以前から関心があり、感染症の影響により関心がさらに高まった者が21.2%、以前は関心が高かったが、感染症の影響により関心が高まった者が4.6%と、感染症の影響により関心が高まった者が半数を占めている。各年齢階層においても、感染症の影響により、移住の関心を高めた人の多くは、感染の拡大前から関心を持っていた割合が高い。

移住に対する関心が高くなった理由をみると(第1-3-7図)、「リモートワーク等によって職場から離れて仕事ができる」(26.6%)が最も多く、次いで「地方の方が新型コロナウイルス感染症のリスクが低い」(20.9%)、「家族と過ごす時間や趣味の時間を、これまで以上に大事にしたい」(19.6%)等が挙げられている。また、東京都在住の20～40代を対象とした調査¹⁰においても、「コロナ禍前より地方移住への関心が高まった人」

¹⁰ 大正大学「地方移住や地方企業への関心についてのアンケート調査」(調査時期2020年11月)。同調査での「地方移住」は、現在の住居を地方(大都市部である埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府以外を想定)に移すことを指すこととしており、また「二拠点居住」(地方移住に準ずるような、現在の住居を持ち

の関心が高まった理由として、「テレワークのような場所を問わない働き方が普及するなか、働き方を変えたいと考えるようになったから」（40.3%）、「暮らし方を変えたいと考えるようになったから」（31.4%）が挙げられている。地方移住への関心の背景として、テレワークが普及したこと等、感染症の影響による働き方、暮らし方に対する考えの変化があるとみられる。

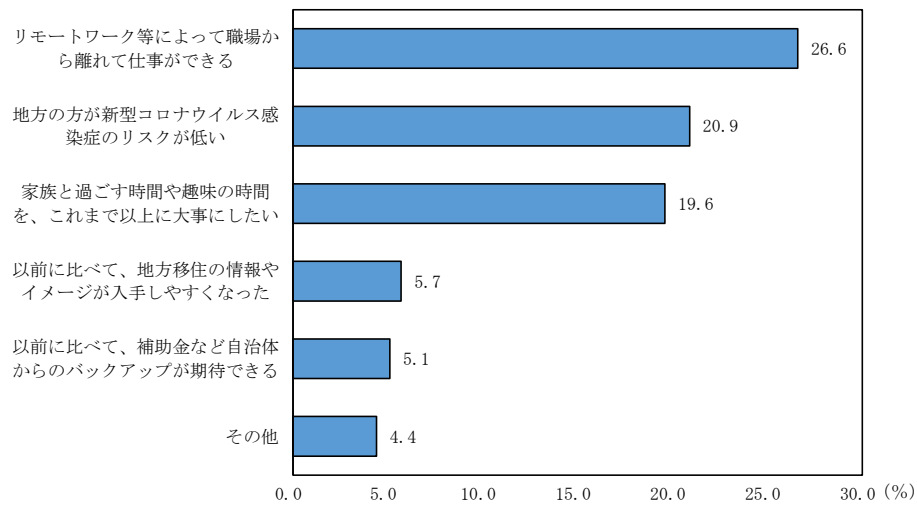
第 1－3－6 図 移住に対する関心の変化（東京圏、年齢階層別）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査」（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）により作成。
2. 東京圏の居住者 857 人の回答を集計。
3. 「以前は関心がなかった」とは、「あなたは移住について関心がありましたか。新型コロナウイルス感染症が拡大する以前（昨年 1 月頃）の気持ちをお答えください。」との質問に対して、「特に関心は無かった」と回答した者。「以前から関心があり」とは、同じ質問に対して、「とても関心があった」、「関心があった」あるいは「やや関心があった」と回答した者。
4. 「感染症後に関心が高まった」とは、「今回の感染症の影響によって、移住についての関心に変化はありましたか。」との質問に対して、「関心が高くなった」あるいは「やや高くなった」と回答した者。「感染症後も関心の変化がない」とは、同じ質問に対して、「変わらない」と回答した者。

ながら生活の本拠を地方に移すことを指す）も含むとしている。

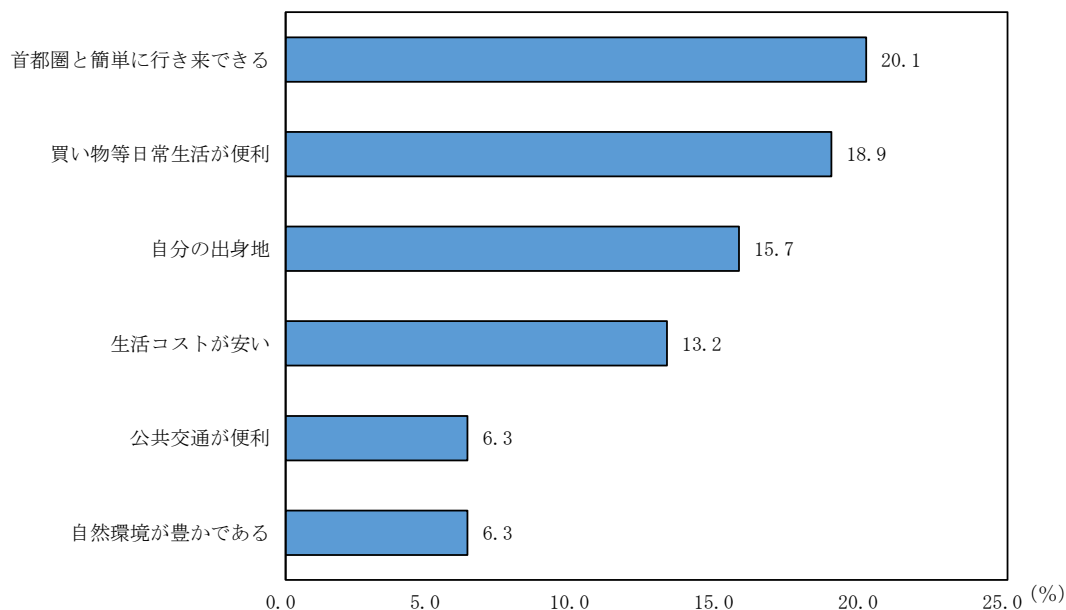
第1-3-7図 移住に対する関心が高くなった理由（東京圏）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査」（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）により作成。
2. 「今回の感染症の影響によって、移住についての関心に変化はありましたか。」との質問に対して、「関心が高くなった」あるいは「やや高くなった」と回答した者を対象。このうち、東京圏の居住者 158 人の回答を集計。

同調査においては、地方移住への関心が高まった人に対して、「地方移住するとした場合の移住先の条件」を尋ねたところ（第1-3-8図）、最も重視する条件として、「首都圏と簡単に行き来できる」（20.1%）の比率が最も高く、次いで「買い物等日常生活が便利」（18.9%）が続いており、移住先に首都圏へのアクセスの良さや日常生活の便利さを求めていることがうかがえる。

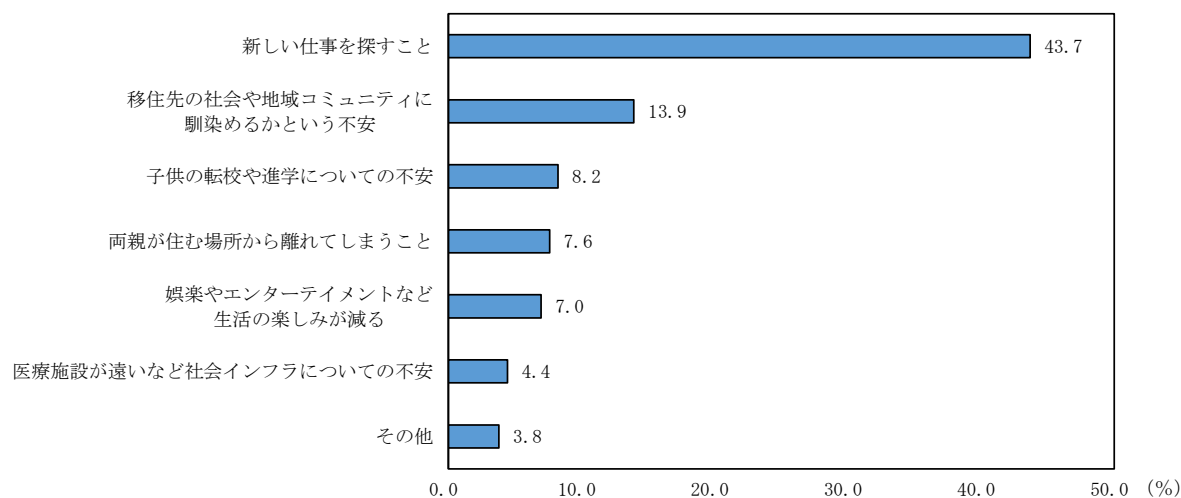
第 1－3－8 図 地方移住に関心が高まった人の移住先の条件（最も重視する条件）



（備考） 1. 大正大学「地方移住や地方企業への関心についてのアンケート調査」（調査時期 2020 年 11 月）により作成。
 2. コロナ禍前より関心が高まった者が、「地方移住（二拠点居住を含む）する」とした場合の移住先の条件のうち、重視する条件の 1 位に挙げたもの。

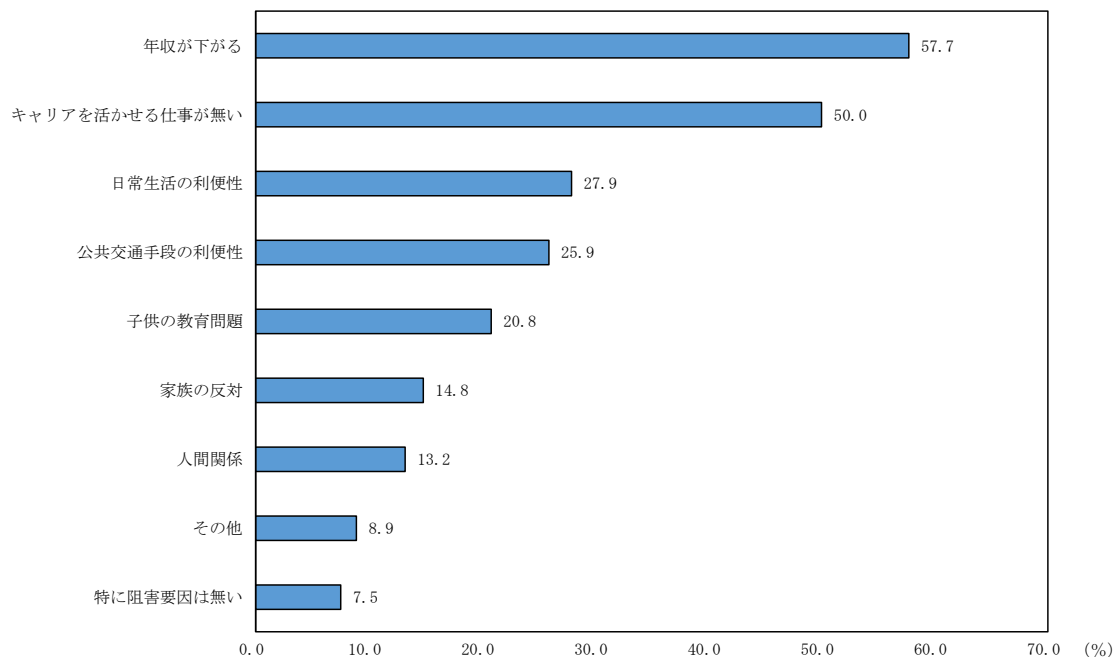
人々の地方移住への関心が高まっている一方で、現実に移住を実行に移すことは容易ではないとみられる。各種調査によれば（第 1－3－9 図、第 1－3－10 図）、移住や地方での就労の障壁として、「新しい仕事を探すこと」、「年収が下がる」、「キャリアを活かせる仕事はない」等が高い割合で挙げられており、仕事や収入が、地方移住の最大の障壁となっている。また、仕事や収入以外では、「移住先の社会や地域コミュニティに馴染めるかという不安」や、「子どもの転校や進学についての不安」、「日常生活の利便性」、「公共交通手段の利便性」等が挙げられている。

第 1-3-9 図 移住する際に何が妨げになると思うか（東京圏）



（備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査」（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）により作成。
 2. 「今回の感染症の影響によって、移住についての関心に変化はありましたか。」との質問に対して、「関心が高くなった」あるいは「やや高くなった」と回答した者が対象。このうち、東京圏の居住者 158 人の回答を集計。

第 1-3-10 図 地方での就労の障壁となっている点について

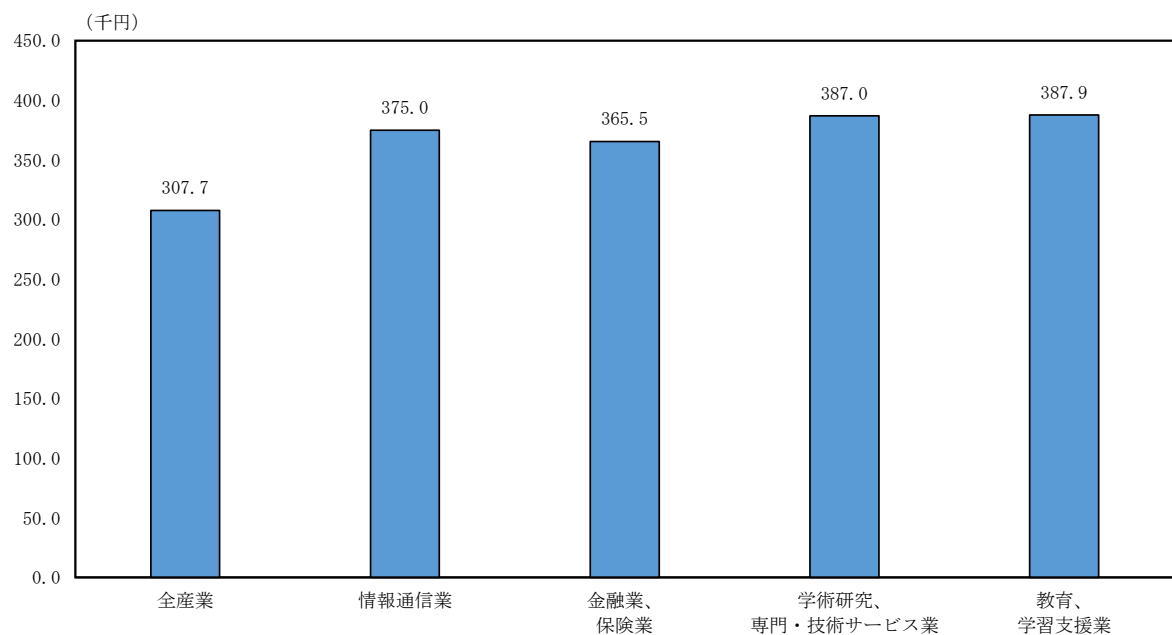


（備考） 1. 株式会社パソナ「リモートワーク及び地方就業に関する意識調査」（調査期間 2020 年 8 月 11 日～20 日）により作成。
 2. 対象は、同社の転職支援サービスに 5 年以内に登録した、現住所が三大都市圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）在住の者。
 3. 回答者数 884 人。複数回答。

テレワーク等の活用は、都市部の企業に就労したまま、地方で暮らすことを可能にするという点で、仕事や収入についての障壁を引き下げる可能性がある。東京圏などの都

市部でテレワークを経験している人々が多いということは、テレワークの定着と拡大が進めば、これらの人々が現在の仕事を続けながら地方で暮らすという、新たな人の流れが広がることが期待できる。また、テレワーク実施率の高い「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」の4業種の賃金は、全産業の平均賃金を上回っている（第1-3-11図）。相対的に所得の高い人々が、収入を低下させずに、地方で暮らす可能性が広がったとも考えられる。

第1-3-11図 産業別賃金



（備考） 1. 厚生労働省「令和元年度（2019年度）賃金構造基本統計調査」により作成。

2. 賃金は、一般労働者の所定内給与額。

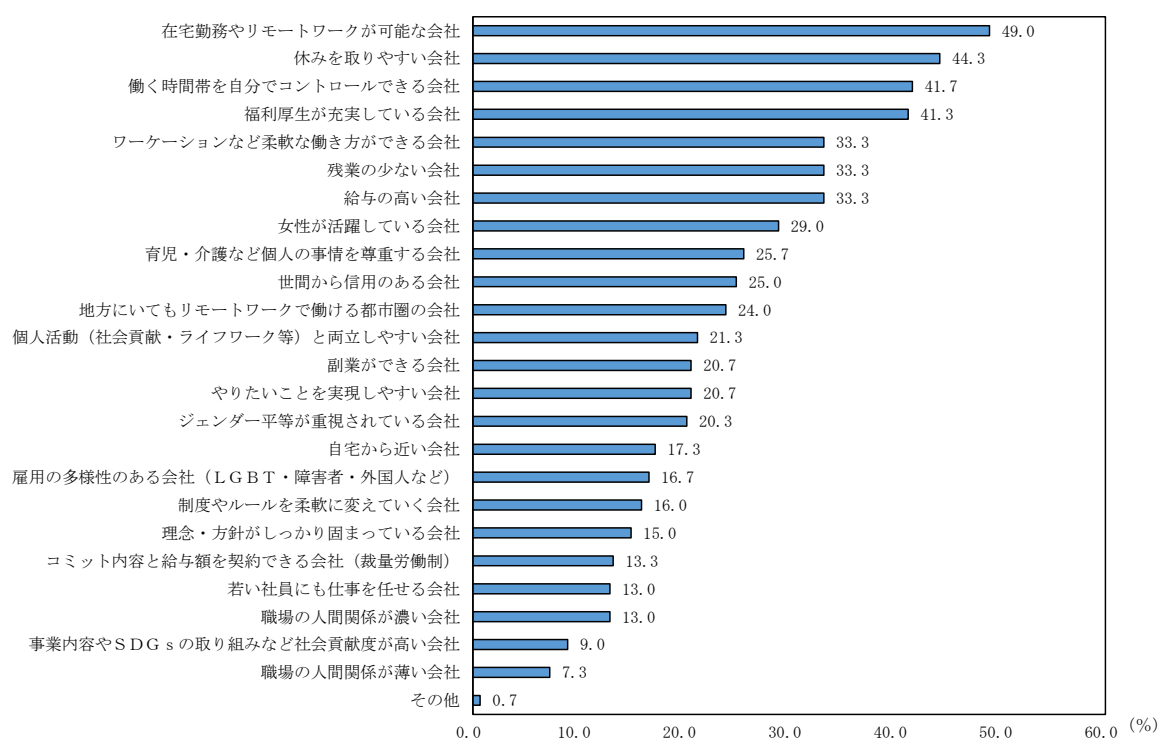
一方で、このような暮らし方、働き方は、テレワークで業務ができることを前提としている。しかし、前掲第1-3-3図でみたとおり、業務の性質上テレワークはできないと考える人も多く、その割合は東京圏以外の地域の方が高い傾向にある。背景として、地域において、テレワークに適した産業・企業が立地していないことや、通信環境等のインフラが整っていないこと等もあるとみられる。地域に、企業の移転や人々の移住、特に後述のように若い世代等呼び込むためには、テレワークで働きやすい環境を構築するとともに、テレワーク実施率が高い情報通信業等の企業移転の誘致等も検討課題となりうる。

（働く場所が自由になれば、地方に住むことを希望する学生は多い）

東京圏で暮らす人々の中で、移住に対する関心は若い世代の方が高い傾向にある（前掲第1－3－6図）。これから社会に出て、仕事に就こうとする学生においては、上記のようなテレワーク等を活用した働き方に対する意向が強いとみられる。

20代の学生が働きたいと思う会社として、「在宅勤務やリモートワークが可能な会社」と回答する割合は49.0%と約半数を占め、最も高い割合となっている（第1－3－12図）。学生は就職・転職の条件としてテレワークができることを重視しているとみられる。

第1－3－12図 20代の学生が働きたいと思う会社



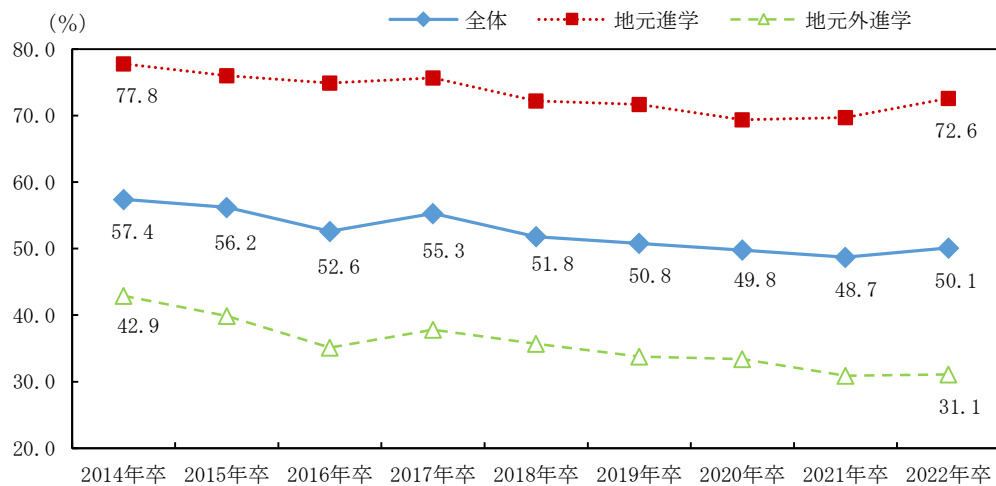
（備考） 1. ビッグロブ株式会社「ニューノーマルの働き方に関する調査」（調査期間 2020 年 9 月 10 日～14 日）。

2. 回答者は、全国の 20 代の学生 300 人。複数回答。

また、就職支援サービス会社のアンケート調査によれば（第1－3－13図（1））、大学生、大学院生が最も働きたいと思う勤務地の都道府県が、地元（卒業した高校の所在する都道府県）である割合は2014年卒業予定の学生（調査当時、以下「20XX年卒」とする）では57.4%であり、2021年卒では48.7%に低下していたが、2022年卒では50.1%に上昇している。また、「テレワークやリモートワークが推進され、働く場所が自由になった場合の理想の居住地」を尋ねたところ（第1－3－13図（2））、「東京に住みたい」と回答する者は2021年卒の15.1%から2022年卒は12.7%に低下し、「地方に住みたい」と回答する者が2021年卒においても54.8%と過半数を占めていたが、2022年卒では

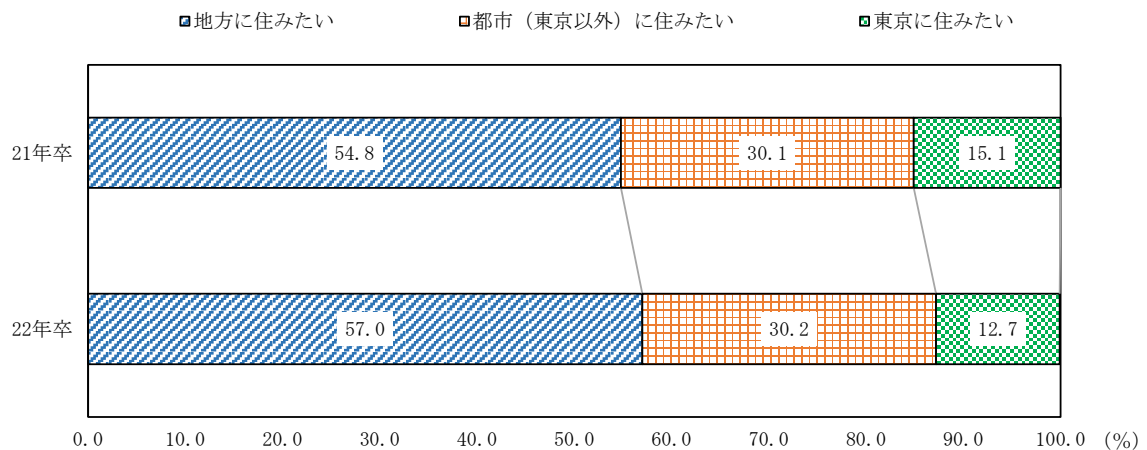
57.0%に上昇している。働く場所を自由に決められるような環境が実現すれば、地方居住を希望する学生が多く、感染症の影響により関心のある者が更に増えているとみられる。

第1-3-13図 大学生、大学院生の希望する居住地
(1) 最も働きたいと思う勤務地が地元である割合



- (備考) 1. 株式会社マイナビ「マイナビ 2022 年卒大学生Uターン・地元就職に関する調査」により作成。
 2. 地元就職希望割合とは最も就職したい都道府県が卒業高校の所在する都道府県に一致する割合。
 3. 地元進学は現在の学校所在都道府県が卒業高校都道府県に一致、地元外進学は現在の学校所在都道府県が卒業高校都道府県に不一致。

(2) テレワーク等により働く場所が自由になった際の理想の居住地域



- (備考) 1. 株式会社マイナビ「マイナビ大学生Uターン・地元就職に関する調査」により作成。
 2. 2022 年卒は調査期間 2021 年 3 月 18 日～4 月 6 日、回答者数 5,910 人。
 2021 年卒は調査期間 2020 年 3 月 18 日～4 月 6 日、回答者数 7,263 人。

このように、テレワーク等の活用により、場所に制約がない働き方が普及、拡大すれば、次世代を担う若い世代が地方で暮らすことを選択しやすくなるとみられる。

テレワーク等を活用した地方居住については、若い世代の関心が高い傾向があるものの、地域が目線や企業側のニーズ、さらに人生 100 年時代における個人のライフプラン等に沿うと、定年退職前の世代にとっても訴求力のある働き方、暮らし方であり、「働き方改革」にもつながるものと考えられる。

コラム3：地元に住みながら、東京の企業に就職して働く

～東京都立川市内 I T 企業の交流会と長野県茅野市の連携～

立川商工会議所傘下の I T 企業の交流会と長野県茅野市が連携し、今後、地元でのリモートワークで勤務することを前提に、東京都立川市内の I T 企業に就職する採用枠を設けることとなった。

立川市の企業では、I T 関連人材の獲得が課題であり、一方、茅野市では、同市が行った若者へのアンケートからも若者が希望する I T 関連企業の就職先が不足していることから両者が連携することとなった。交流会を構成する約 30 社で、年間約 50 人の採用を目指す。

採用された学生は、長野県内の自宅やシェアオフィスで、テレワークで勤務する。2020 年夏に、茅野市が運営する、茅野駅前のコワーキングスペース「ワークラボ八ヶ岳」に立川市の I T 企業の交流会の事務所兼シェアオフィスも開設された。対面での打合せ等が必要な場合であっても、茅野市と立川市は、2 時間弱と交通アクセスが便利な位置関係にある。茅野市は、地元の大学生や同市出身の学生に対して、就職説明会を開き、インターンシップへの参加を呼び掛ける予定である。

テレワーク等の利用により、東京の企業に就職し、地元に住みながら働くという新たなライフスタイルが可能となっている。

コラム4：地域の経済団体からの提言

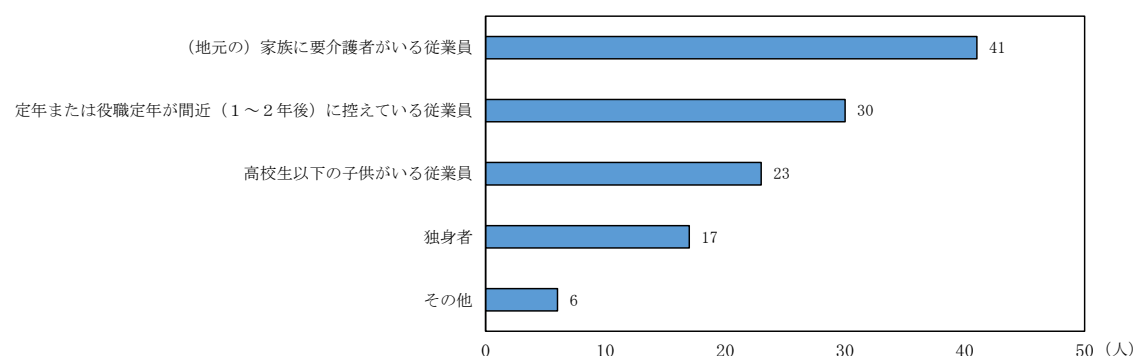
～定年退職前の世代をターゲットに地方創生テレワーク～（香川経済同友会）

香川経済同友会は、地方創生の観点から、2020年7月に、「首都圏等の大都市圏に居住する人が、勤務先企業を変えずに全国各地に移住し、テレワークで業務を継続する『地方創生テレワーク』」を提言¹¹している。

「地方創生テレワーク」の対象となる世代は、基本的には全世代としているものの、地方の目線からは、学校卒業時に都会に出ていた人材を再び地元に戻りたいとして、「地元に戻れる機会があれば戻りたい」と考える世代をターゲットとすることも一考の価値があるとしている。例えば、「子育てに一定の目処が立ち、親の介護が必要で、定年退職後のこともそろそろ考えなければ」といった、概ね50代前半世代である。このような世代であれば、地元に移住して、当面、退職までの期間は、テレワーク等を活用して現在の勤務先の企業の業務を行いつつ、退職後の再就職を始めとする第二の人生の立ち上げについても検討を深めることができる。

同経済団体の会員のうち首都圏等に本社がある企業の支社長・支店長を対象にしたアンケート調査（2020年9月実施）によると（コラム1-2-1図）、「地方創生テレワーク」の利用が積極的に進むと考えられる従業員の属性として、「（地方の）家族に要介護者がいる従業員」、「定年または役職定年が間近（1～2年後）に控えている従業員」という回答の割合が多かった。また、本提案を企業の人事部に行った場合、想定される反応として、「シニア人材の処遇に一定のコストを要しており地方と連携して同人材の活躍の場が作れる可能性があり、この施策に賛成する」という見方が38%を占めた。

コラム1-4-1図 「地方創生テレワーク」の利用が積極的に進むと考えられる属性



（備考）1. 一般社団法人香川経済同友会「地方創生テレワークアンケート」により作成。

2. 回答者数は45人。複数回答。

¹¹ 一般社団法人香川経済同友会「提言 With/After コロナ時代における『地方創生テレワーク』の実現について」（2020年7月）

（企業の事例：地方への機能移転や場所にとらわれない勤務形態の導入）

テレワークの浸透も契機となり、企業の中には、本社・一部機能の地方への移転や、サテライトオフィスの活用、従業員の居住地域の制限の撤廃等、地方への新たな人の流れを後押しする先進的な動きがみられる（第1－3－14表 地方への機能移転や場所にとらわれない勤務形態の導入についての企業の事例）。

第1－3－14表 地方への機能移転や場所にとらわれない勤務形態の導入についての企業の事例

1. 企業の本社・一部機能の移転	
a 社 （東京都から北海道ニセコ町に本社を移転）	茶類販売大手の a 社は、感染症の感染拡大や災害などから東京に業務を集中させるリスクは高く、創造的な仕事は東京より自然豊かな地方の方が適していると以前から考えており、2020 年 7 月に本社を東京都から北海道ニセコ町に移転した。テレワークの浸透によって、場所にとらわれずに働ける環境が整備されたことも移転を決断する要因となった。
b 社 （東京都から山梨県小菅村に本社を移転）	クラフトビールの製造・販売を行う b 社は、2020 年 10 月に本社を東京都から醸造所のある山梨県小菅村に移転した。同社は、感染拡大前から社内でのオンライン化を進めていたが、感染拡大の下でリモートワークによる業務の効率化が進んだことから移転を決定した。感染症の影響で観光客も大幅に減少している地元を盛り上げようと、県内の名産品等を用いた商品の開発等、地元の地方公共団体や県内の事業者と連携した様々な取組を進め、地域の活性化につなげようとしている。
c 社 （東京都から鳥取県米子市に本社機能の一部を移転）	ソフトウェア開発等の I T サービスを提供する c 社は、2020 年 10 月、東京都にある本社機能の一部を、リスク分散の観点から、都市部に比べて感染者数も少なく、自然環境もよく、同社事業所も存在する鳥取県米子市に移転した。リモートワークでも可能な人事や総務等の一部業務を行っている。今後、人員を増やし、東京の本社業務をさらに移転させ、5 年後には従業員を 40 名にする予定である。

2. サテライトオフィスの活用	
d 社 (感染拡大後、サテライトオフィスがバックアップセンターとして機能)	テレビ局や動画配信会社の番組編成、動画配信のアウトソーシングを行っている d 社は、大規模停電時等の B C P (事業継続計画) 対策として、2013 年に、徳島県がサテライトオフィスを積極的に誘致している神山町にサテライトオフィスを開設した。緊急事態宣言下で、東京本社全員がテレワーク勤務になった際には、顧客の基幹系システムの業務について専用端末の使用が必要であり、在宅での業務が不可能であるため、サテライトオフィスがバックアップセンターとして機能した。また、今後は東京の 1 か所のオフィスで行っていた業務を、都内各地の複数拠点に分散化していく予定である。
e 社 (支店の空きスペースを活用し、サテライトオフィスを拡大)	e 銀行は、感染拡大を受けて、テレワークによって行員の出勤率を抑制している。このため、テレワークの拠点となるサテライトオフィスについて、支店の空きスペースを活用する形で 2020 年度は首都圏及び大阪・名古屋で 18 拠点を新設し計 26 拠点まで拡大した。さらに拠点を増やす計画を持つ。行員のテレワーク環境を整備することにより、2021 年度には全行員がテレワーク可能な体制を整える。
f 社 (地域の新しいビジネス機会の創出の場としてのコワーキングスペース)	f 地域金融機関では、2017 年以降、東京都、福岡県等の複数拠点にコワーキングスペースを設置している。オフィス機能の提供にとどまらず、利用者同士の交流を促し、地域の新しいビジネス機会の創出の場となることを狙いとしており、取引先企業にとどまらず、スタートアップ企業やフリーランス等様々な人が利用している。2020 年の夏以降は、分散勤務を図りたい企業からの問い合わせや、在宅では通信環境等、働く環境が整っていない人の利用も増えている。

3. 従業員の居住地の制限の撤廃・緩和	
g 社 (本社での部署やポストを維持したままの遠隔地勤務を認める)	総合エレクトロニクスメーカーg社は、親の介護や配偶者の転勤などの事情で遠隔地に移住せざるを得ない従業員などの離職を防ぐため、本社での部署やポストを変更せずに遠隔地からテレワークや出張で業務を継続できる遠隔地勤務制度の整備を行っている。また、単身赴任者についても、テレワークと出張によって対応できる場合には単身赴任を解消していく。g社は、オフィスへの出勤率を最大で25%程度として在宅勤務を進めており、国内のグループ会社を含めたオフィス面積を約3年で見直して、快適で創造性を発揮できるオフィスを構築する。
h 社 (居住地を問わず、全国から在宅勤務可能な専門エンジニアを採用)	ソフトウェアの品質保証等を手がけるh社は、アフターコロナの世界を見据えて、居住地を問わず、入社後、在宅勤務で働き続けるエンジニアの採用を始めた。h社の在宅勤務では、社内環境と同等の情報セキュリティレベルを維持しながら、多様なライフスタイルの実現とより高い生産性を目指す。入社した者には、在宅ワークの業務環境整備のため、在宅勤務環境応援金として100万円をh社が負担する。既に、正社員として採用され、地方に居住しながら、全国各地の業務に従事しているエンジニアがいる。
i 社 (転居せずオンラインで異動先の業務をこなす新しい転勤を導入)	オフィスビルや商業施設の運営・管理を行うi社は、従来であれば転居を必要とした異動先の業務(すなわち転勤)を、転居することなく遠隔地から行う新たな転勤制度の導入を進めている。営業担当の女性を中心に、リモートワークを活用し、これまで現地でしか対応できないとされた業務を見直す等実証実験を重ね、2021年度より一部制度化している。

背景には、テレワークの普及以外の要因も重なっている。まず、東京一極集中のリスク回避である。従来から、企業の本社機能等が東京に集積していることは、自然災害等発生時のリスクとされていた。今般、東京等の都市部を中心に新型コロナウイルス感染が広がったこともあり、集積のリスクについて改めて認識されたとみられる。また、単身赴任の解消、子育てや介護への対応等、個人のワークライフバランスの充実や豊かな暮らしの実現に向けて、働く場所も含めて、柔軟性ある働き方が求められるようになっている。さらに、企業にとっては、東京のオフィス機能縮小や社員の働く場所の分散は、

東京の高額な賃料等の負担を軽減する等のメリットもある。

こうした地方への企業の移転、社員の移住等の取組は、地方に暮らしながら、これまでであれば都市部でしていたような仕事をするという新たなライフスタイルを示すとともに、移転先や移住先の地域経済の活性化にも寄与することが期待されている。

3-2 地域とつながりながら、都会で暮らす

テレワークの普及等によって、場所を問わずに働くことが可能となれば、地方に暮らしながら都市部の仕事ができる可能性が広がるだけでなく、都市部で暮らしながら地方の仕事ができる可能性が広がる。地方への移住は、仕事以外の面でも、地域コミュニティとのつきあい方、子どもの教育問題等が障壁となりうる（前掲第1-3-9図、第1-3-10図参照）ことを考えれば、地方創生や地域の課題解決に向けて、都市部に暮らしながら、地域とつながる機会を増やす、いわゆる「関係人口¹²⁾」の増加も期待される。

地域とのつながり方が様々あるなかで、テレワークの普及により地域とつながる機会の増加が見込まれ、かつ地域経済の活性化への効果が期待されていることから、本節では、副業・兼業により地域の企業で働くこと及び、ワーケーションによって地域とつながること、の二つに焦点を当てることとする。

（テレワークの利用度が高い企業ほど、副業・兼業制度の導入が進んでいる）

まず、副業・兼業を取り巻く状況について概観する。副業・兼業については、副業を希望する者が増加傾向にある¹³⁾中で、副業・兼業を認めている企業が少ないことから、その普及・促進が課題となっている。「働き方改革実行計画」（2017年3月）を踏まえ、厚生労働省は、2018年1月に「モデル就業規則」を改定し、労働者の遵守事項のうち「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」とする規定を削除し、副業・兼業についての規定を新設した。また、同月に、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を作成し、企業や労働者が、労働時間管理や健康管理等、現行の法令の下で留意すべき事項をまとめ、さらに2020年9月に本ガイドラインを改定し、企業や労働者が安心して副業・兼業を行うことができるようルールを明確化している。企業側からみても、兼業・副業の普及・促進は、優秀な人材の獲得、労働者が社内で得られない知識・スキルを獲得できる等のメリットがあると考えられる。現状では副業・兼業を認める企業は2割程度¹⁴⁾にとどまるものの、このような環境整備によって、今後の副業・兼業の普及・促進が期待され

¹²⁾「関係人口」とは、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々のことを指す。当該地域に定住はしていないが、観光のように一時的に訪れるだけでなく、例えば、地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で地域の企業・NPOで働くなど、地域や地域の人々となつがりを持っている。

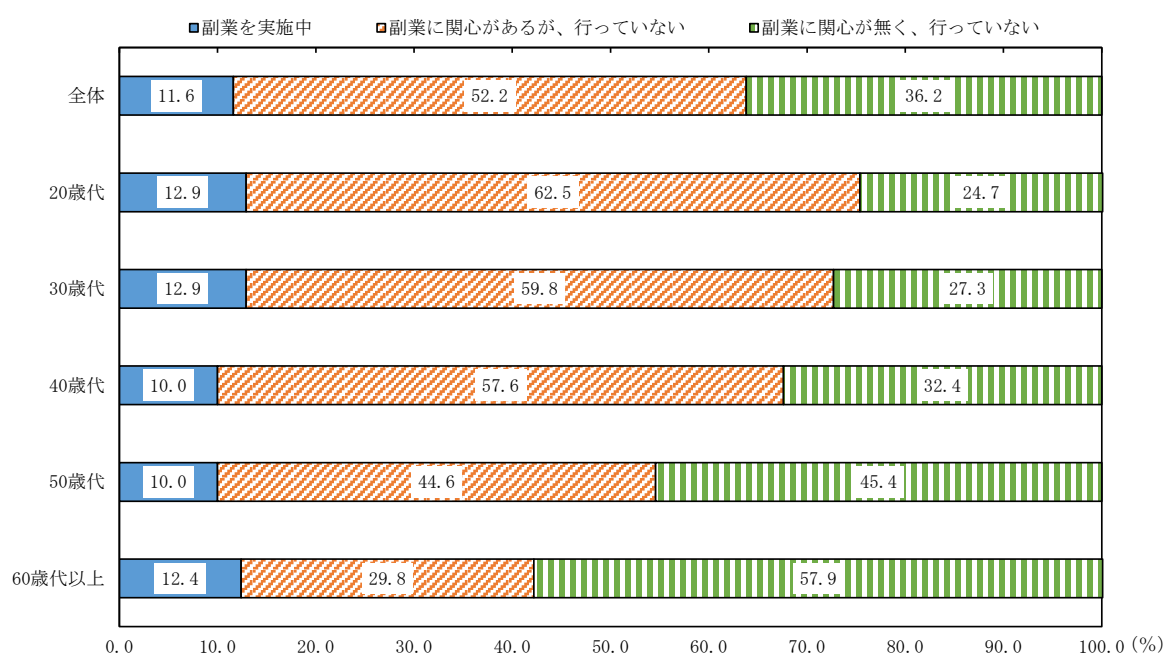
¹³⁾総務省「就業構造基本調査」によれば、副業を希望する者は、2002年331万人、2007年346万人、2012年368万人、2017年424万人。

¹⁴⁾一般社団法人日本経済団体連合会「2020年労働時間等実態調査」による。

る。

次に、感染症の影響がある中で、労働者や企業の副業の状況及び関心等について確認する。現時点（2020年12月時点）での、労働者の副業の状況及び関心の有無については、意識調査で確認すると（第1-3-15図）、「副業を実施中」である者は、各年齢階級とも1割程度であるが、「副業に関心があるが、行っていない」者は52.2%と半数を超える。年齢階級別では、20歳代は62.5%、30歳代は59.8%に上り、若い世代で関心を持っている者が多い。副業を行っていない理由として、「本業の勤務先で副業が許されていないため」が39.3%で最も多く、「適当な副業が見つからない」が38.6%、「本業と副業を両立できるか不安」が27.1%で続いている（第1-3-16図）。「勤務先の副業に関する制度」を勤務先の企業規模別でみると（第1-3-17図）、「許容されている」と回答した者は、2～29人規模で41.7%、1,000人以上規模では21.2%であり、企業規模が大きいほど副業が認められていない傾向がある。若年層を中心に副業に関心がある労働者は多いものの、多くの勤務先、特に大企業では、副業を認めていないのが現状である。

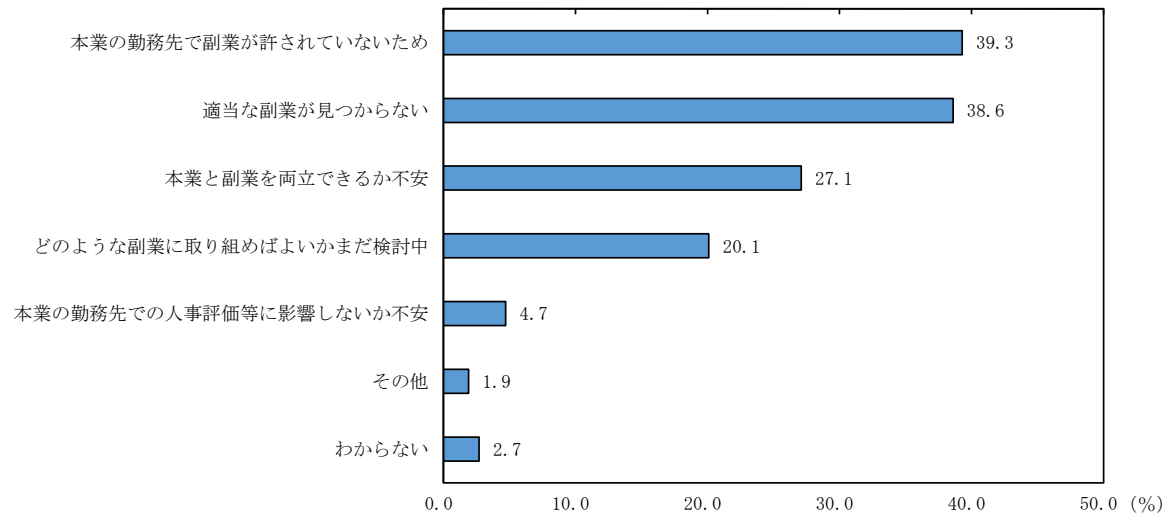
第1-3-15図 年齢階級別副業の実施状況及び関心



（備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第2回）」（調査期間 2020年12月11日～17日）により作成。

2. 回答者は、就業者。

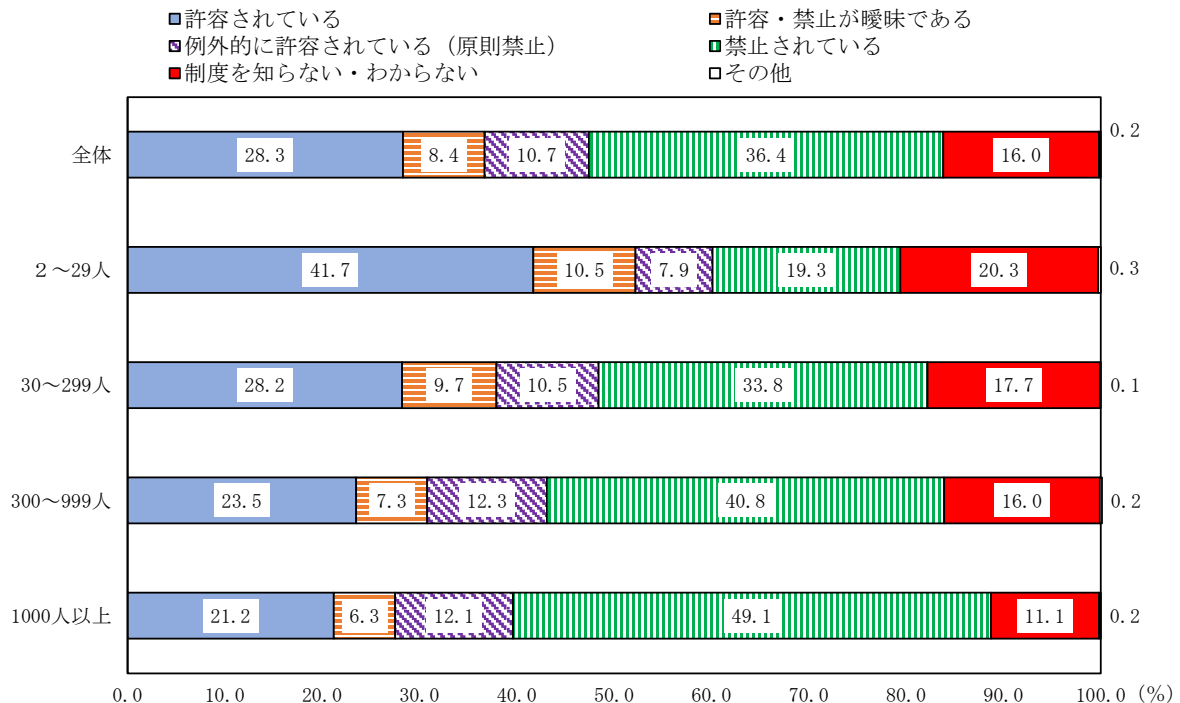
第 1－3－16 図 副業に関心があるが行っていない理由



(備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第2回）」（調査期間 2020 年 12 月 11 日～17 日）により作成。

2. 回答者は、副業に関心があるが、行っていない就業者。

第 1－3－17 図 企業規模別勤務先の副業に関する制度



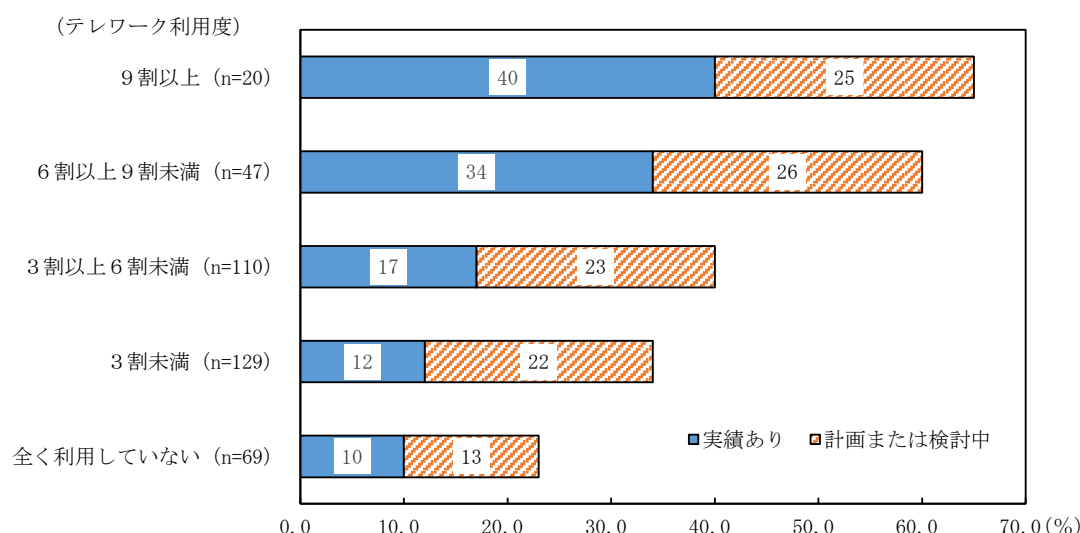
(備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第2回）」（調査期間 2020 年 12 月 11 日～17 日）により作成。

2. 回答者は、雇用者。

一方で、各種民間アンケート調査からは、感染の拡大を受けて、副業への意欲が高まった、テレワークが普及する中で副業の仕事がやりやすくなった、と感じている人がいることがうかがえる¹⁵。感染症の影響、さらにはテレワークの普及により、個人の副業への関心や意欲は高まっているとみられる。

また、企業においても、テレワークの利用度が高い企業ほど、副業・兼業制度の導入が進んでいる傾向があるとみられる。国土交通省の企業向けアンケート調査（東京都内に本社を置く上場企業を対象）により、2020年8月時点のテレワークの利用度別に、副業・兼業制度の導入状況をみると（第1-3-18図）、テレワークを全く利用していない企業で副業の実績があるのは10%、計画または検討中が13%であるのに対し、利用度が9割以上の企業で実績があるのは40%、計画または検討中が25%と比率が高くなっている。テレワークの利用度の高い企業では、副業・兼業を認めている割合が高い傾向にあることから、両者には親和性があり、テレワークが定着・拡大すれば、副業・兼業の普及を後押しするとみられる。

第1-3-18図 副業・兼業制度の導入状況（テレワーク利用度別）



- (備考) 1. 国土交通省「企業等の東京一極集中に係る基本調査（企業向けアンケート）」（調査期間 2020年8月27日～9月10日（Web）、9月23日（郵送））。
 2. 対象は、東京都内に本社を置く上場企業（経営企画部または人事部の管理職）。
 3. テレワークの利用度は、2020年8月時点。

¹⁵ エン・ジャパン株式会社「副業実態調査」（2020年10月）、株式会社YOUTRUST「新型コロナウイルスの影響下における働き方の実態・意識調査」（2020年5月）等。

(地方における企業の人材需要と都市部の人材のマッチングの動き)

副業・兼業ができる人材の増加は、地方の企業にとっては、これまで都市部に偏在してきた高い専門性やノウハウ等を持つ人材を活用できる機会となる。また、働く側にとっては、本業を持ったままで、自らの専門性やスキルを活かして、地方企業の課題解決に貢献できるなど、活躍できる場を広げる機会となる。

このような可能性を確かなものとするためには、地方の企業の人材需要と都市部に勤務する人材供給をマッチングさせることが必要である。地方の企業が単独で都市部の有用な人材を求め、採用にまで結びつけるのは、都市部の人材についての情報がない、企業の中で依頼すべき経営課題が特定できていない等、簡単ではない。このため、地方公共団体、地域金融機関、人材紹介会社等、人材をマッチングするための情報を有している関連機関が連携して進める仕組みを構築することが求められる。特に地域金融機関は、日常的に地域企業と関わりがあり、各企業の経営課題や必要とされている人材を的確に把握できる立場にあると考えられることから、重要な役割を果たすことが期待されている。政府もこのような形でマッチングが進むことを支援しており、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2019年12月閣議決定）において、2020年度より3年間、地域の中堅・中小企業の経営課題解決等に必要の人材マッチング支援を抜本的に拡充するための「地域人材支援戦略パッケージ」を集中的に推進するとしている。具体的には、地域企業の経営課題を把握している地域金融機関等による人材マッチング事業の支援に加えて、潜在成長力のある地域企業に対する経営戦略の策定支援と、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う「プロフェッショナル人材事業」¹⁶について、各道府県の「プロフェッショナル人材戦略拠点」の経営相談体制等の強化により、副業・兼業を含めた東京圏等の人材と地域企業とのマッチングを支援し、さらに副業・兼業については移動費について支援を行っている。

¹⁶ 東京都と沖縄県を除く45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、2016年1月から本格稼働。各拠点は、地域企業の経営者等を対象に、セミナー等の開催や個別訪問を通じて、新事業開発や新販路開拓等の「攻めの経営」を促すとともに、企業の成長に必要なプロ人材ニーズを明確化し、民間人材ビジネス事業者等と連携してマッチングを図る。有望企業の発掘や成長戦略の策定にあたっては、必要に応じて、地域金融機関とも積極的に連携している。

コラム5：地方の中堅・中小企業と都心部の副業人材をマッチング

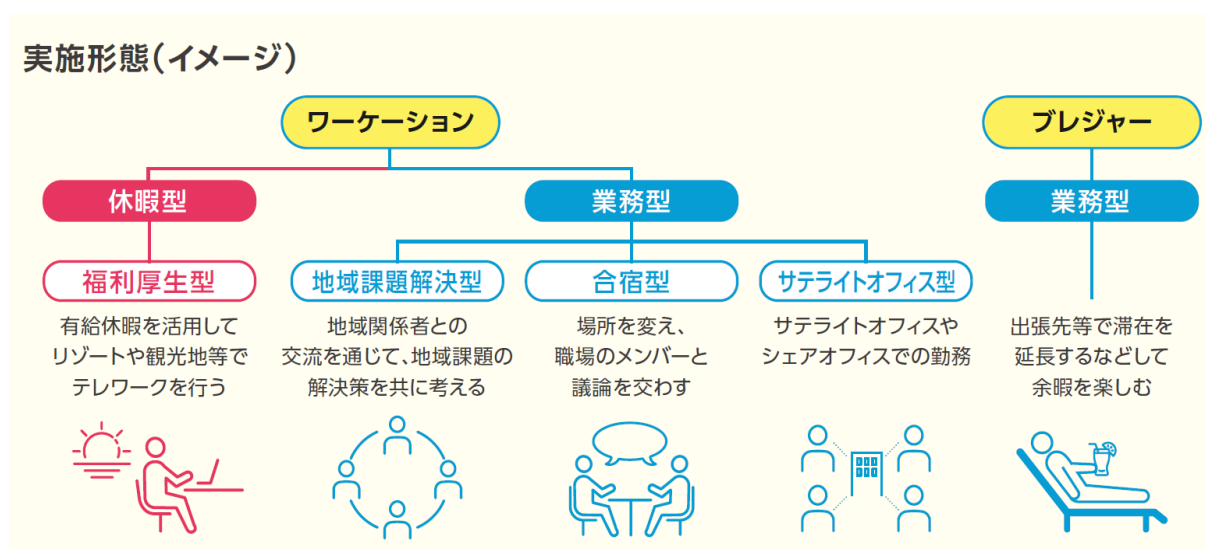
プロフェッショナルな人材に特化したビジネスマッチングサービスを展開しているA社は、即戦力となる外部人材を業務委託、派遣、紹介という形態で様々な企業に供給し、企業の経営課題の解決を支援している。こうした活動の一環として、同社はキャリアアップや地域貢献の機会を得たい都市部の人材と人材が不足する地方企業を、「副業」でマッチングするサービスに力を入れている。地方への展開強化として、地方自治体、地域金融機関等と提携及び事業連携を行い、44都道府県で副業人材マッチングを実施している。副業希望の登録者は、2020年4月に約3千人であったが、現在（2021年8月）では、約6千5百人と倍増している。また同社は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の全拠点と連携し、都市部大企業等の人材を期限付の出向・研修等という形態により地域企業（特に中堅・中小企業）へ還流する取組にも参加している。

一方、富山県の南西部に位置する南砺市では、市と南砺市商工会、A社が協力して、都心部人材と地域企業のマッチングを促進する「南砺市『副業』応援市民プロジェクト」を進めている。同市では、専門性のある人材がいなかったことが地元企業の抱える課題と認識していたが、そうした人材を募集しても応募がないという状況にあった。同プロジェクトでA社は、都市部人材と地方企業を「副業」でマッチングするサービスを提供している。その結果、2018年度には、地方企業の人材募集に97名が応募し、12名が採用されることとなった。例えば、同市が産地である野球の木製バットを製造する企業において、コンサルティングの経験があり、かつ野球を趣味とする東京在住の30代の副業者が約1年間、事業継承及び中長期の経営計画作りで活躍している。

（ワーケーションで仕事と休暇を組み合わせる）

続いて、ワーケーションについて概観する。ワーケーションとは、仕事（Work）と休暇（Vacation）を組み合わせた造語であり、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ、仕事を行うことである。休暇を中心に、リゾート地等でテレワークをする、仕事を中心に、地域の人との交流を通じて地域の課題を解決する、普段の職場とは異なる環境で合宿・研修を行う、サテライトオフィス等で働くなど、ワーケーションには様々な形がありうる（第1-3-19図）。

第1-3-19図 ワーケーションイメージ



（備考）観光庁「新たな旅のスタイル」企業向けパンフレットにより作成。

感染症の影響によるテレワーク等の普及や働き方が多様化する中で、感染の拡大防止を図りながら、安心かつ快適に旅行をするためには、休暇の分散化を図る必要がある。このため、新しい旅のスタイルとしても、ワーケーションが注目されており、政府、企業（送り手側）、受入地域、観光業界、経済団体が連携しながら、その普及を図ろうとしている。

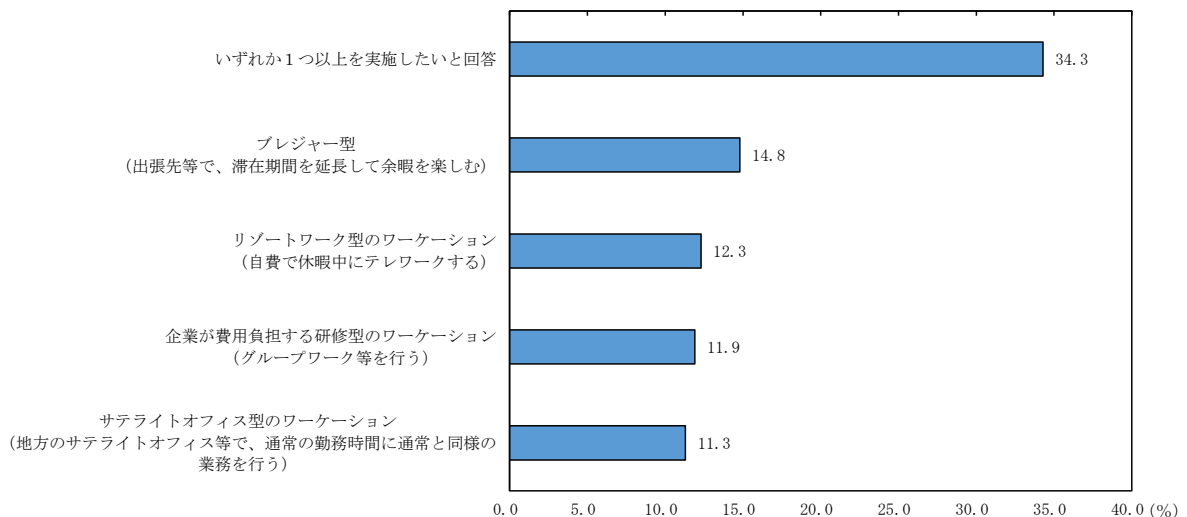
（ワーケーション希望者は若い世代や東京23区在住者に多い）

では、働く人はワーケーションについてどのように認識しているのか、ワーケーションの実施希望について確認する。意識調査により、ワーケーションの実施希望を類型別にみると（第1-3-20図（1））、出張先等で、滞在期間を延長して余暇を楽しむブレジャー型は14.8%、リゾートワーク型（自費で休暇中にテレワークをする）は12.3%、企業が費用負担する研修型は11.9%、サテライトオフィス型は11.3%であり、いずれか1つ以上を実施したいと回答した者は34.3%である。年齢階級別では、20歳代が47.5%、

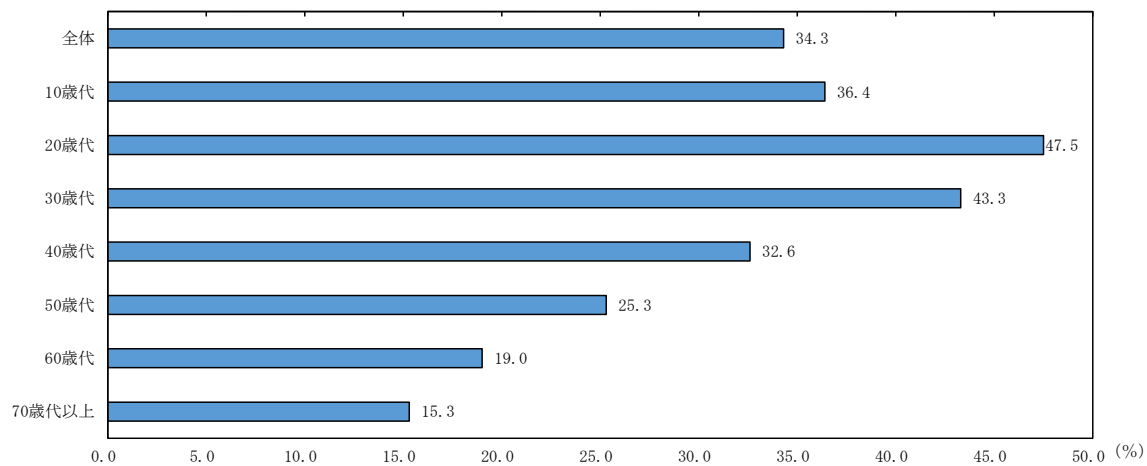
30 歳代が 43.3%と高くなっている（第 1－3－20 図（2））。居住地域別でみると（第 1－3－20 図（3））、東京 23 区が 43.6%、東京圏が 39.1%、地方圏が 30.4%であり、東京で暮らす人の方がワーケーションを希望する人が多いとみられる。ワーケーションへの関心について、民間意識調査で「新しい働き方として政府が提唱するワーケーションをしてみたいか」とたずねところ、「そう思う」が 23.7%、「ややそう思う」が 35.3%と 6 割近い人が関心を示し、年齢階級別では 20 代、30 代が高い。同調査によれば（第 1－3－21 図）、ワーケーションを実施する上での条件として、「会社がワーケーションを推奨する（制度が整う）」（43.5%）、「有給休暇を使わず通常勤務扱いになる」（39.0%）、「会社の費用負担がある」（39.0%）等が挙げられ、会社側のサポートがあれば、ワーケーションをしてみたいと考えている人が相当数いるとみられる。また、ワーケーションの際、希望する設備・環境については、「のんびりとした空間」が 38.6%、「おいしい食事」が 38.6%、「セキュリティ保護された W i - F i」が 36.6%と高い割合で挙げられている（第 1－3－22 図）。ワーケーションの受け入れを行う地域においては、これらの要望にこたえる地域資源や条件整備が求められていると言えよう。

第 1－3－20 図 ワーケーションの実施希望

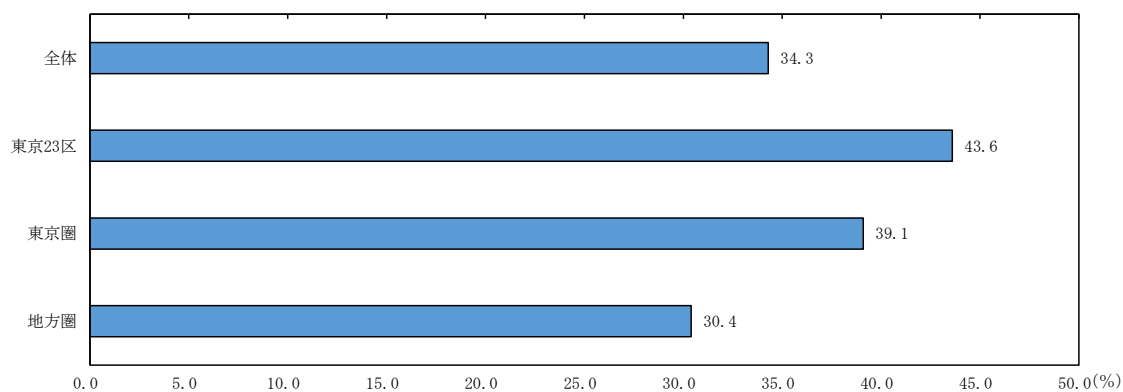
（1）類型別



(2) 年齢階級別

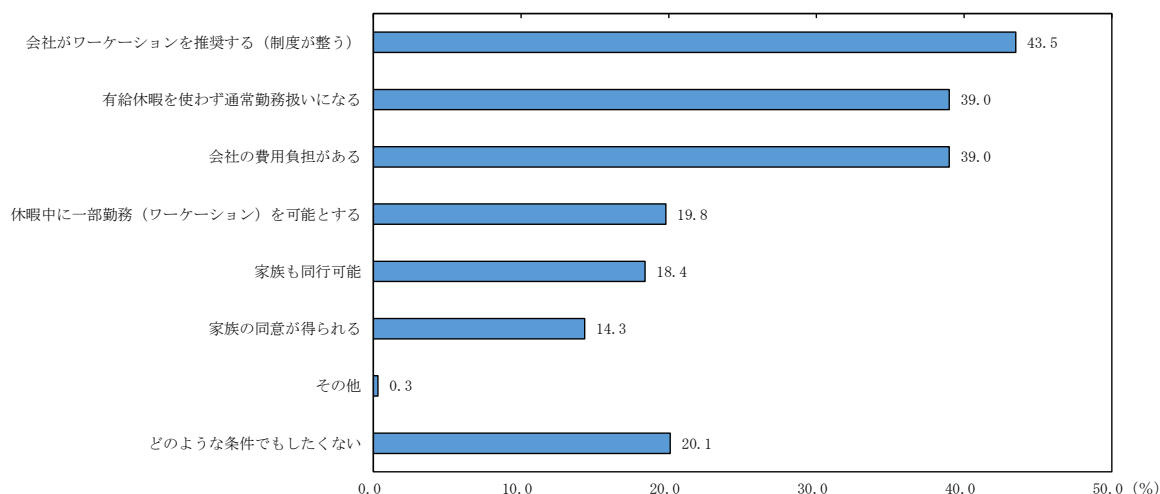


(3) 居住地域別



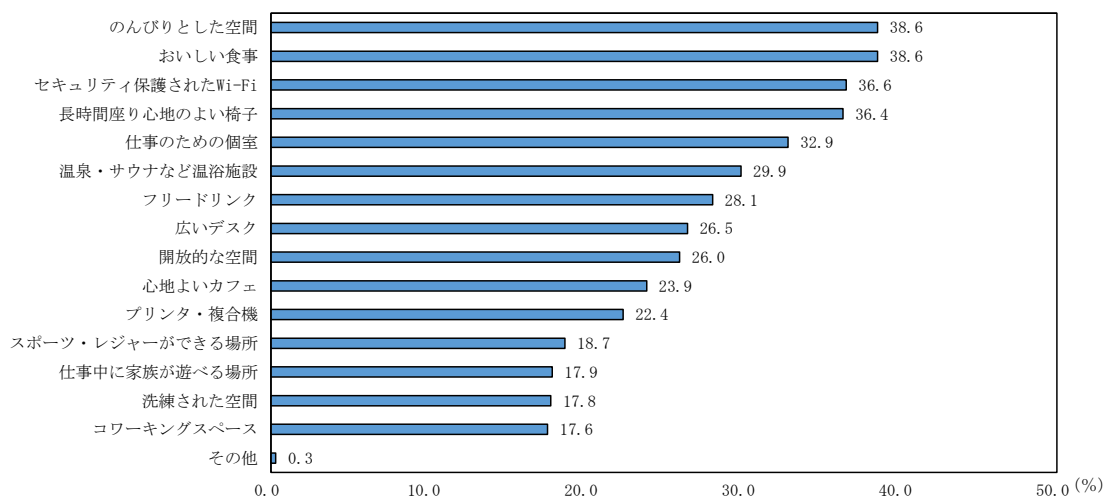
- (備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(第2回)」(調査期間 2020年12月11日～17日)により作成。
 2. 回答者は、就業者数。

第1-3-21図 どのような条件が整えばワーケーションをしてみたいか



（備考） 1. ビッグロブ株式会社「ニューノーマルの働き方に関する調査」（調査期間 2020 年 9 月 10 日～14 日）。
 2. 回答者は、全国の 20 代～50 代の社会人 1,200 人。複数回答。

第1-3-22図 ワーケーションをする場合、
どのような設備・環境のある場所で仕事をしたいか



（備考） 1. ビッグロブ株式会社「ニューノーマルの働き方に関する調査」（調査期間 2020 年 9 月 10 日～14 日）。
 2. 全国の 20 代～50 代のワーケーションに関心のある社会人 955 人が回答。複数回答。

（ワーケーションに対する地方公共団体の関心は高い）

ワーケーションを地域活性化のチャンスととらえている地方公共団体は多い。ワーケーションは、旅行シーズンではない時期に、通常の観光よりも長期の滞在が見込まれることによる経済効果のみならず、地域住民との関わりが生まれること等により、当該地域に継続的に多様な形で関わる人々（関係人口）の増加に効果的とされている。さらに、ワーケーションにより当該地域を何度も訪れる関係人口を増やし、企業や個人に当該地

域に対する関心を深めてもらうことを通じて、将来的な移住につながりうることも期待される。

ワーケーションの受け入れを、感染症発生以前から推進していた県として、和歌山県と長野県が挙げられる。和歌山県では、後述のコラム（「企業に付加価値の創造を提供できるワーケーション～和歌山県によるワーケーション受け入れ推進の取り組み～」）のように、サテライトオフィス等の施設や通信環境のインフラ等ハード面の整備に加えて、地域の人々との交流、地域の課題解決等、地域ならではの創造的な体験・経験が得られるよう、ワーケーションの内容の充実を図ろうとしている。また、企業等の要望に応じたコーディネートや情報発信が重要との気づきから県内の関係事業者を一元的に登録し、包括的にプロモーションを行う等、対外的な広報・周知活動にも力を入れている。

和歌山県と長野県が全国の地方公共団体に参加を呼びかけ、2019年に全国65の地方公共団体（1道6県58市町村）の参加により「ワーケーション自治体協議会（WAJ：Workation Alliance Japan）が設立された。同協議会では、ワーケーションを受け入れる地方公共団体側の情報の一元的な発信や会員同士の情報交換会等を行っている。また、ワーケーションの全国的な推進に向けて、2020年10月より、日本経済団体連合会、日本観光振興協会と共にモニターツアー事業を実施する等、経済団体との連携も図っている。協議体に参加する自治体の数は、2021年3月には178自治体（1道21県156市町村）と2年で約2.7倍に増加しており、多くの地方公共団体がワーケーションに関心と期待を抱いていることがうかがえる。

コラム6：企業に付加価値の創造を提供できるワーケーション

～和歌山県によるワーケーション受け入れ推進の取り組み～

和歌山県は、紀南地域を中心にIT企業の誘致活動を展開する中で、その入口として同県で仕事をすることを体験するきっかけとなるよう、2017年よりワーケーションの受け入れ推進に本格的に着手した。

同県では、企業向けの出張型ワーケーションに重点を置いている。ワーケーションを、いつもの職場から離れて、地域ならではの「人」「取組」「自然」に触れることによるイノベーション（Innovation）や、地域住民と交流しながら地域課題の解決や新たなビジネスモデルの創出に取り組むなどのコラボレーション（Collaboration）等、企業に付加価値の創造を提供できる場にしたいと考えている。

県主導による通信ネットワーク環境の整備やワーケーション体験イベントの開催等の推進に加えて、市町村が、自らの地域の政策目的の達成の手段として、地域資源を活用し、受け入れ体制整備に協力している。例えば、白浜町では、海辺に近く、空港からの交通アクセスが良い、という好立地を活かし、政策目的とする企業誘致の入口として、ワーケーションを通じた生産性の高いテレワーク環境の提供に努めている。町営のサテライトオフィス等の整備に加えて、現在では民間投資によるサテライトオフィスが整備される等、受け入れ設備の整備も進んでいる。また、熊野古道を有する田辺市では、首都圏企業の次世代リーダーが、同市の地域起業家の育成を応援する事業と連携し、起業を目指す当事者と共に地域課題の解決に取り組む研修型のワーケーションを実施している。

また、同県では、ワーケーションを受け入れるに際しては、企業等の要望に応じたワーケーションのプランの作成やコーディネート及び情報発信が重要であることに気づき、ワーケーションの受け入れビジネスを行う民間事業者、具体的には宿泊施設、ワークプレイス（Wi-Fiと電源が整備されてテレワークができる場所）、アクティビティ（地域ならではの様々な体験）に関する事業者及びワーケーションをコーディネートする事業者を一元的に登録して、包括的にPRを推進している。

このような取組の結果、2017～20年度の4年間で118社1062名がワーケーションを体験している。2020年度は、感染症の影響により、人の移動が自粛されたため、体験者数は152名にとどまったものの、ワーケーション自体に注目が集まったことを好機として、企業にワーケーションの価値や魅力を認知してもらうことを目的としたオンラインイベントの開催等を行っている。同県では、ワーケーションの効果のうち、余暇の部分ばかりに焦点が当たることによって、企業への普及が進まなくなる懸念があるため、イノベーションの創出や地域貢献の効果など、企業に付加価値の創造を提供できるといった、より広範な効果を知ってもらいたいと考えている。

3-3 地方への新たな人の流れの加速に向けて

感染の拡大防止に向けて、テレワーク等の経験が高まったことにより、若者を中心に地方に対する関心が高まる等、人々の意識・行動にも変化が生まれ、地方への新たな人の流れに向けた動きが生じている。

この機を逃さず、これまで東京一極集中の背景となった要因も踏まえながら、地方への新たな人の流れの促進に向けた政策を講じていくことが期待される。

本節では、そのための課題として、人の流れを積極的に促す仕組みの推進、テレワークの定着・拡大させるための企業における環境整備、テレワークや働き方改革を促進する雇用環境の構築、若者や女性等に魅力的な地域づくりについてみていく。

(人の流れを促す仕組みの推進に向けて)

東京からの人の流れが生じているこの機を逃さず、地方への人の流れを拡大していく観点から、東京圏に立地する企業などに勤めたまま、テレワーク等を活用して地方に移住する「転職なき移住」を実現するために、「地方創生テレワーク」（コラム7：「地方創生テレワーク」の推進参照）等の取組や以下のような人の流れを積極的に促していく仕組みづくりが進展している¹⁷。

大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、2020年度より、地域経済活性化支援機構（REVIC）で管理する大企業の人材リストを通じた、地域金融機関等による人材マッチングを推進する取組（「地域企業経営人材マッチング促進事業」）が金融庁により行われている。今後、仲介役として重要な役割を果たす地域金融機関における仲介能力の向上を強く促していくとともに、1万名規模のリストの早期実現に向けた取組を進めていくこととされている。また、前述の内閣府の「プロフェッショナル人材事業」¹⁸においても、都市部の大企業等と連携し、出向等により、地方の企業と大企業の人材とのマッチングが行われており、今後、連携先が拡大されていくことが期待されている。

企業人材を地方公共団体に派遣する仕組みについては、三大都市圏の企業社員が、地方圏の市町村において、地域の魅力向上につながる業務に従事する総務省の「地域おこし企業人」¹⁹を、2021年度から「地域活性化起業人」（企業人材派遣制度）として、観光振興、地域製品の開発・販路拡大、ICT分野等に加え、中小企業の生産性向上等に向けたハンズオン支援等、地域の経済活性化に向けて幅広い活動に従事する制度へとリニューアルし、受入市町村についても拡大することとした。

¹⁷ 経済財政諮問会議（2021年3月22日）資料3-1「東京一極集中是正と活力ある地方の実現・大学改革に向けて」（有識者議員提出資料）参照。

¹⁸ 脚注16参照。

¹⁹ 2020年度まで「地域おこし企業人制度」として推進。

都市部から過疎地域等に移住して、地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」については、概ね1～3年の任期の後、約6割が定住している。現在約5,500人の隊員が活動中であるが、隊員数を2024年度に8,000人に増やすという目標が掲げられている（コラム8：「地域おこし協力隊」参照）。

地方での暮らしを支援するため、国土交通省が構築を支援し、民間事業者が運営する「全国版空き家・空き地バンク」については、2021年3月時点で1万828件が登録されているが、地方公共団体との連携等によりその活用拡大を図り、空き家等を活用した二地域居住・地方移住を支援していくことが有効と考えられる。

以上のような政策を、データの把握やエビデンスに基づく分析・検証を行いながら、推進していくことが効果的と考えられる。

コラム7：「地方創生テレワーク」の推進

感染症拡大の影響により、テレワークの経験者が増え、地方移住への関心が高まっていることから、政府では、テレワーク等を活用して、東京圏に立地する企業などに勤めたまま、地方に移住して、地方で仕事をする「転職なき移住」を実現するために、「地方創生テレワーク」を推進し、地方への新しい人の流れにつなげようとしている。

主な取組としては、2020年度に「地方創生テレワーク交付金制度」を創設し、サテライトオフィスの整備等、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組を支援している。また、地方創生テレワーク推進事業として、地方公共団体・企業・働き手に対するワンストップでの情報提供や、地域の強みを活かした取組につながる相談対応など地方創生テレワークの実現に向けた取組を支援する。さらに、個人が自発的に地方に移住することを促進するため、地方創生移住支援事業の対象を拡充し、東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合にも、最大100万円の支援金を支給することとしている。

2020年12月に内閣官房に、経済界、自治体、有識者、関係府省等が参画する「地方創生テレワーク推進に向けた検討会議」が設置され、推進に向けての課題と取組の方向性を整理し、2021年4月に、提言『「転職なき移住」による地方への人と知の流れの創出～「働き方」を変え、「生き方」を変え、そして「社会」が変わる～』が取りまとめられた。提言では、地方創生テレワークの実現に必要な施策として、情報提供や個別相談、自己宣言制度・表彰制度等が提案されており、経済界や自治体、関係省庁が連携し、一体となって政策を推進することとされている。

コラム 8 : 「地域おこし協力隊」

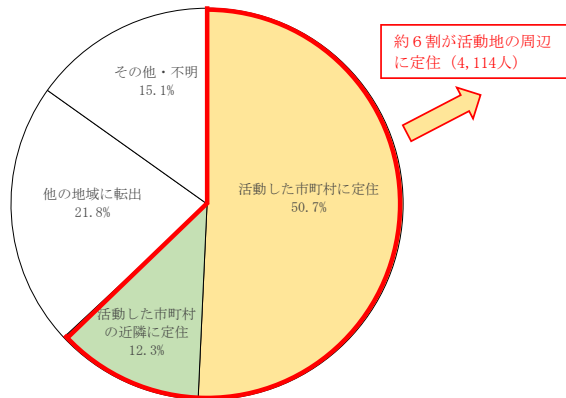
「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、概ね1～3年の任期中に、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。総務省が、地域おこし協力隊に取り組む地方公共団体に対して、特別交付税措置等の支援を行っている。

隊員は2020年度には、約5,500人まで、増加している。

2020年3月末までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況について調査したところ、累計で6,525人のうち、年齢構成では20代が2,001人(30.7%)、30代では2,598人(39.8%)と20代、30代が隊員の約7割を占める。任期終了後の隊員の動向については、活動した市町村に定住した人が3,310人(50.7%)、活動した市町村の近隣に定住した人が804人(12.3%)と併せて4,114人と、約6割が活動地、又は活動地の周辺に定住している。同一市町村に定住した隊員の進路は、約4割が就業、約4割が起業、約1割が就農・就林等となっている。主な就業先としては、行政関係(自治体職員、議員、集落支援員等)、観光業(旅行業・宿泊業等)、農林漁業(農業法人、森林組合等)、地域づくり・まちづくり支援業等であり、主な起業内容としては、飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン等)、宿泊業(ゲストハウス、農家民宿等)、クリエイター関係(デザイナー、写真家、映像撮影者等)、6次産業(猪や鹿の食肉加工や販売等)が挙げられる。

隊員数を2024年度に8,000人に増やすという目標の達成に向けて応募者の裾野を拡大するため、2週間～3か月の間、実際の地域おこし協力隊の活動に従事する「インターン制度」を2021年度から創設した。

コラム 1－8－1 図 地域おこし協力隊の任期終了後の状況



(備考) 総務省資料により作成。地域おこし協力隊の任期(最長3年)を2020年3月末までに終了した隊員(6,525人)が対象。

(テレワークの定着・拡大に向けた企業の環境整備が必要)

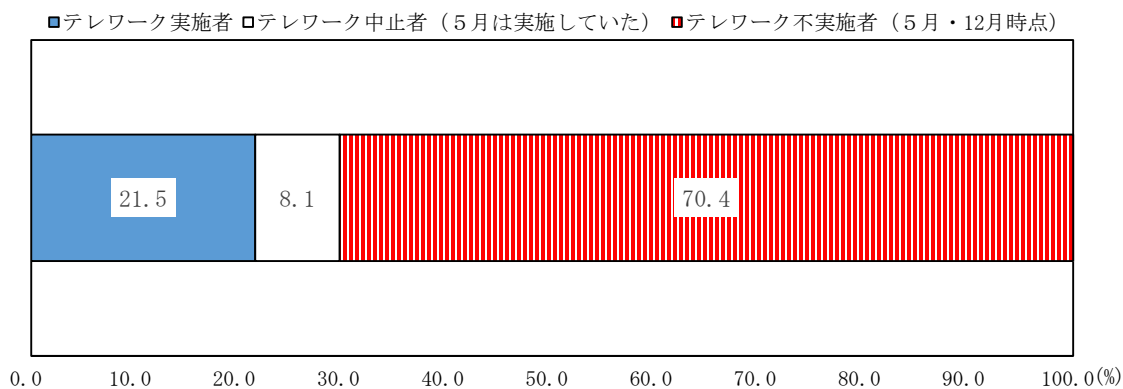
地方への新たな人の流れの定着・拡大に向けては、テレワークの全国的な定着・拡大が前提となると考えられる。

テレワークは、初回の緊急事態宣言の時期であった2020年4月、5月に急速に広まったが、12月時点ではやや低下している(前掲第1－3－1図)。意識調査では、テレワーク実施の減少又は中止の理由として、「職場のテレワーク実施方針が変化した」

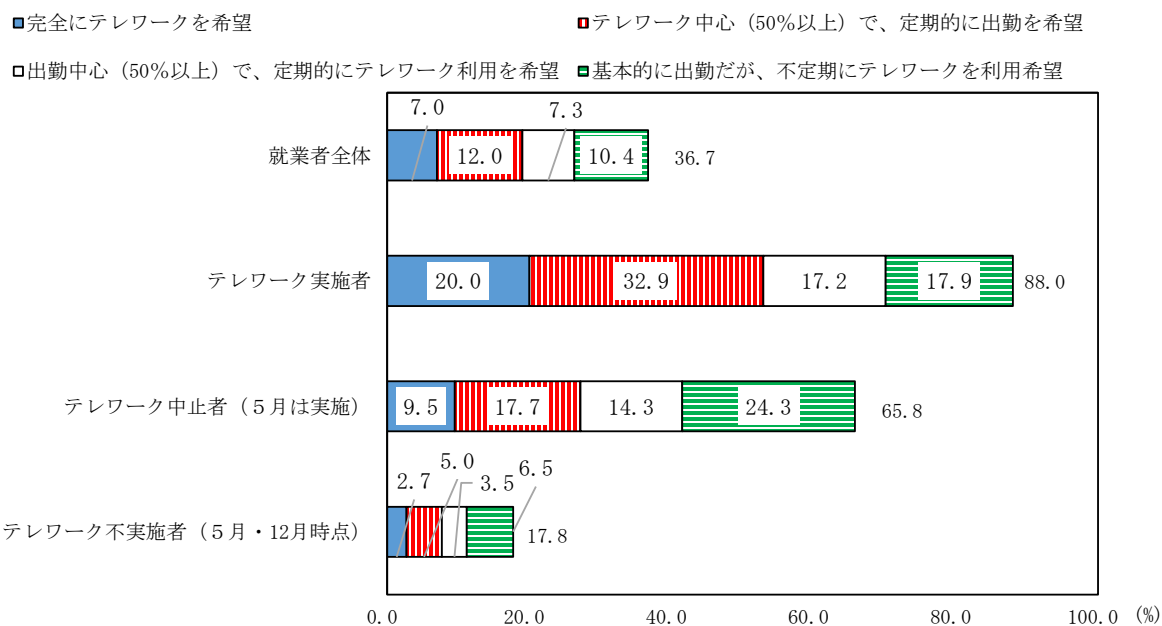
(44.8%)、「職場の雰囲気を変化した(職場の方針は変化していない)」(14.6%)等が挙げられている。一方で、テレワーク希望者(常時に加えて不規則の利用希望者を含む)は36.7%と、12月時点のテレワーク実施者(21.5%)を上回っている(第1－3－23図(1)(2))。また、テレワーク実施中の就業者では約9割がテレワークの継続を希望し、テレワークをやめた就業者の約3分の2がテレワークの再開を希望している。感染症の終息後、感染拡大防止を目的としたテレワークの必要性は低下すると見込まれるものの、日常業務の中に更にテレワークを取り込みたいという意向がみられる。

第1-3-23図 テレワーク実施状況、実施希望

(1) 現在(12月)のテレワーク実施状況



(2) 今後のテレワーク実施希望

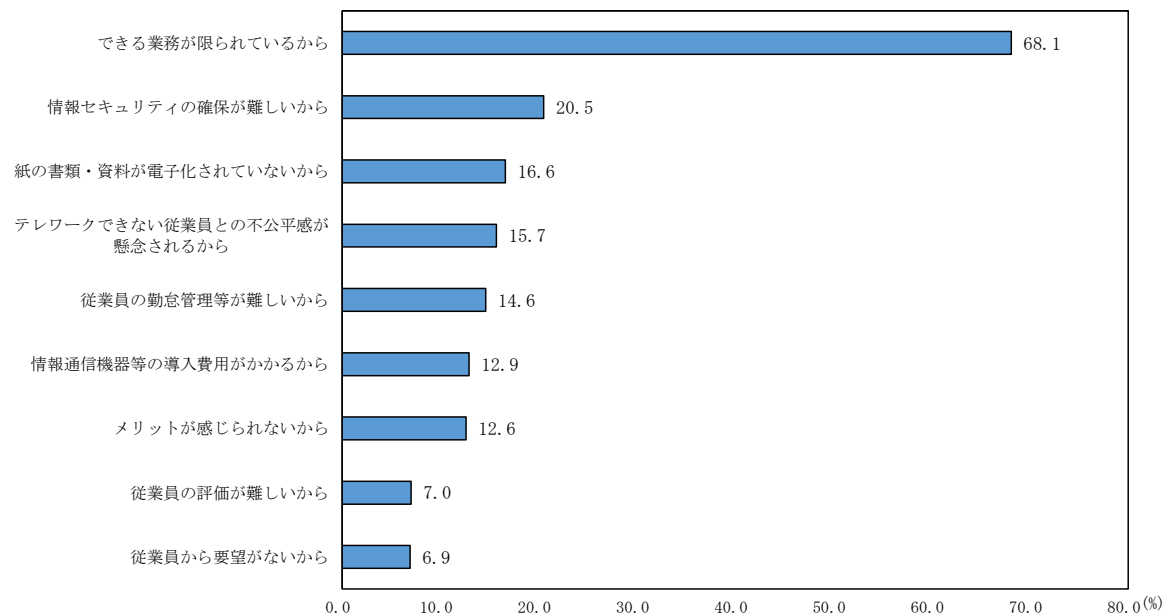


- (備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(第2回)」(調査期間2020年12月11日~17日)により作成。
2. 現在(12月)のテレワーク実施状況別に回答。

企業において、テレワークを導入・実施していない理由としては、企業のアンケート調査によれば(第1-3-24図)、「できる業務が限られているから」(68.1%)の比率が高いが、「情報セキュリティの確保が難しいから」(20.5%)、「紙の書類・資料が電子化されていないから」(16.6%)、「テレワークできない従業員との不公平感が懸念されるから」(15.7%)等が挙げられている。また、テレワークのデメリットとして、経験した者からは、「社内での気軽な相談・報告が困難」、「取引先等とのやりとりが困難」、

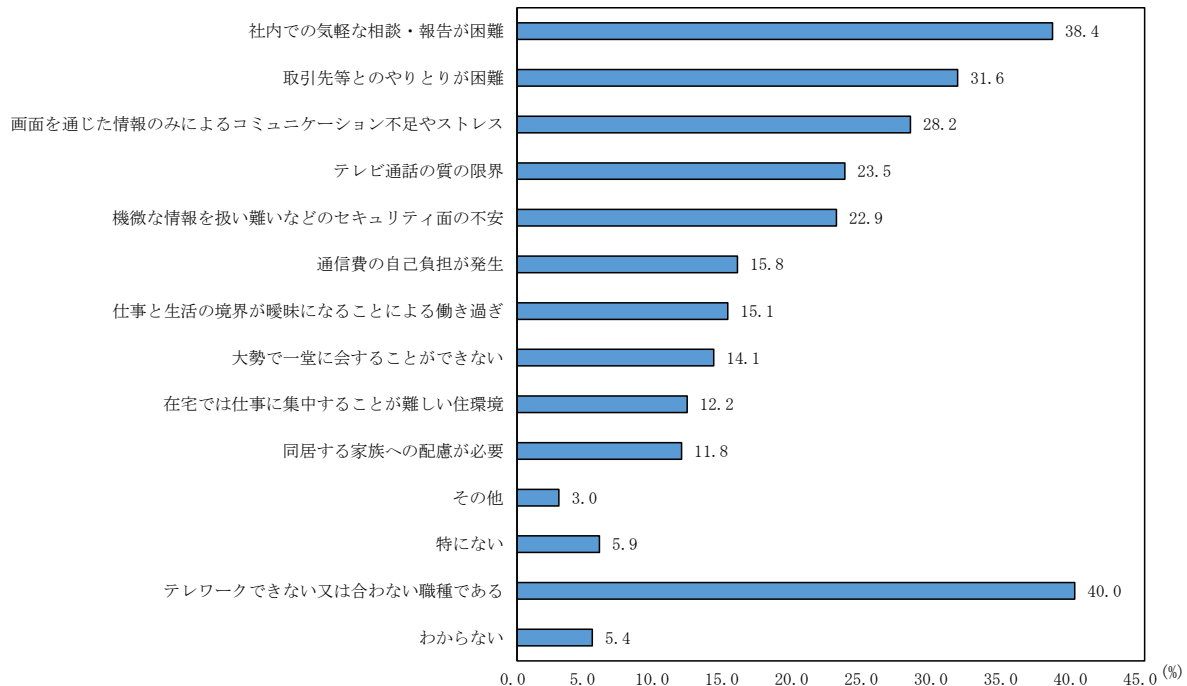
「画面を通じた情報のみによるコミュニケーション不足やストレス」等、コミュニケーションの難しさが指摘されている（第1－3－25図）。テレワークの定着・拡大に向けては、企業がテレワークを積極的に活用することを方針として示す等、企業全体として取り組み、こうした課題を解決していくことが必要と考えられる。

第1－3－24図 テレワークを導入・実施していない主な理由



（備考） 1. 厚生労働省「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」（第4回, 2020年11月16日）、資料1「テレワークの労務管理等に関する実態調査（速報版）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）（調査期間 2020年8月20日～10月8日）により作成。
 2. 回答者は、テレワーク非実施企業2,424社。複数回答。

第 1－3－25 図 テレワークのデメリット



(備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査 (第2回)」(調査期間 2020 年 12 月 11 日～17 日) により作成。

2. テレワーク経験者が回答。

テレワークを行う業務については、必ずしも既存の業務を前提に検討するのではなく、仕事内容の本質的な見直しを行うことが有用な場合もあると考えられる。業務の性質上、テレワークを実施するのが難しい業種や職種²⁰があるが、一方で、自らの仕事はテレワークができないと認識している場合も、実際にやってみれば対応可能な場合もある²¹。また、テレワークがしやすい業種や職種であっても、企業あるいは職場の文化として、対面での会議が主流であったり、書類のペーパーレス化が進んでいなかったり、あるいは、不必要な押印や署名が障壁となっている等のために、テレワークの導入や実施が難しいことがある。このような場合は、例えば、オンライン会議や面談の効果的な活用、決裁の電子化等、経営者の意識改革、業務のやり方の見直しで導入や実施ができることもあると考えられる。企業の取組を支援するためには、国や地方公共団体等において、テレワーク導入に関するマニュアルや好事例集等の情報提供等を行うことが求められている。さらに、企業によるテレワークの取組状況の公表を促していくことによ

²⁰ 厚生労働省「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」第1回参考資料では、業務の性質上テレワークを実施するのが難しい業種とは、軽作業、販売業、警備・清掃業、建築等、製造、ドライバー、理美容、医療・福祉専門職等。

²¹ 「年次経済財政報告」(令和2年度)によれば、内閣府意識調査によると、自分の仕事はテレワークできない又は合わないと回答している者の割合は、テレワーク経験のある者 34.6%、経験がない者は 71.5%と大きな開きがある(同書第2-1-6図参照)。

り、テレワークのさらなる拡大につながると考えられる。特に、地方企業がテレワークの取組状況を積極的に開示することにより、若者などから就業先として選ばれるようになり、地方への移住にも大きく寄与することが期待される。

また、地域経済では中小企業が大きな役割を担うが²²、テレワーク実施率は、企業規模が小さいほど低い傾向²³がある。地域のテレワーク環境を整備していく上では、中小企業のテレワークの導入支援が課題となっている。

（テレワークと働き方改革を相まって進める）

テレワークは、職場以外の場所で、非対面で働くこととなるため、働く人一人一人の業務遂行状況や成果を生み出す過程で発揮される能力等を把握しづらい側面がある。テレワークの定着・拡大に向けては、企業において、労務管理等を見直すことが求められる。さらに、テレワークの推進が、ジョブ型雇用の導入等、働き方改革と相まって進展する動きも生じている。

企業では、テレワークを本格的に導入するためには、労働時間管理、人事評価制度、人材育成等の労務管理が課題となる。例えば、労働時間の管理では、在宅でのテレワーク勤務は、過度に長時間労働になる懸念もあれば、仕事と生活が混在しやすく、育児や介護等による業務の一時的な中断（「中抜け」）も生じる等、適切に労働時間を把握・管理することが課題となっている。人事評価では、業務遂行状況や能力等を把握しづらい側面があることを踏まえた公平な評価手法等が課題となる。人材育成では、新入社員等にはオンラインのみで必要な研修・教育を行うには困難な課題がある。厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」は、企業が適切な労務管理を行うとともに、労働者が安心して働くことができるよう、労務管理全般についての記載を追加する等の改定がされる予定となっている。改定ガイドライン等を参考に、企業には、労務管理を見直すことが求められる。

感染症の拡大に伴うテレワークの進展によって、従来の職場とは別の場所で働く各労働者が特定の仕事を担いつつ、チーム全体として連絡を取り合い一つの仕事を仕上げていく形が現実のものとなっている。その一方で、この働き方がうまく進むためには、仕事を配分し管理する側に十分な配慮や訓練が必要である。適切な労務管理にもとづく、各労働者の能力に応じた的確な仕事配分が重要となる²⁴。

²² 「平成 28 年経済センサス」を元にした中小企業庁の集計によれば、全従業者総数に占める中小企業の割合は、全国では 68.8%。全国平均を下回る東京都（41.3%）、大阪府（66.9%）の 2 都府を除いた道府県では 81.5%を占める。

²³ 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査」によれば、2020 年 9～12 月のテレワーク実施率は、勤務地の企業規模が 1,001 人以上では 25.1%、101～1,000 人では 15.2%、100 人以下では 11.4%。

²⁴ 武田晴人東京大学名誉教授によれば、「事務職の人達の共同作業が本当に一つの事務所の中で『顔をつきあわせながら』しかできないという通念は、テレワークによってその妥当性が疑われている。『顔をつきあわせる』

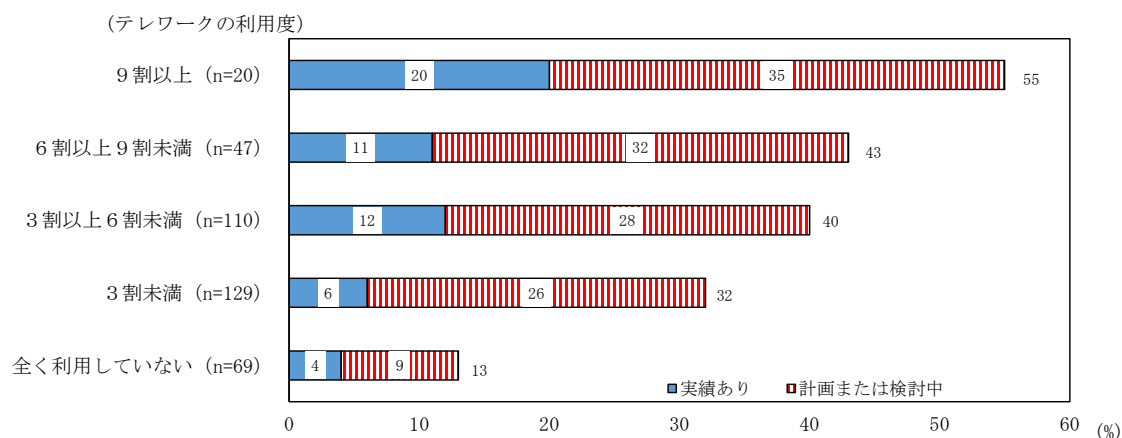
また、テレワークの推進によって、企業の中には、ジョブ型雇用の導入等、雇用システムを見直す動きがみられる。我が国の多くの企業では、いわゆる「日本型雇用システム」²⁵が用いられてきた。しかし、近年、グローバル化の進展等の中で多様な人材の処遇が困難となってきた等の課題も生じており、企業の中には、特定の仕事・職務、役職・ポストに対して人材を割り当てるジョブ型雇用を導入する動きもみられる。ジョブ型雇用では、職務規程書（ジョブ・ディスクリプション）により、職務、仕事内容、労働時間、報酬などを明確に規定した上で雇用契約を結ぶことが想定されている。テレワークによる勤務は、非対面であるため、職務や仕事内容等があらかじめ明確であることが求められることから、労働の成果によって評価される雇用の形と親和性が高いと考えられ、企業に人材マネジメントの見直しを促す機会となっている。

国土交通省の企業向けアンケート調査（東京都内に本社を置く上場企業を対象）によれば（第1-3-26図（1））、2020年8月時点のテレワークの利用日数が9割を超える企業では、「ジョブ型人材マネジメント」の導入の実績がある、または検討している企業が5割を超えるが、テレワークを利用していない企業では約1割にとどまり、テレワークの利用度が高い企業ほど、ジョブ型の人事制度の導入に積極的な傾向が認められる。さらに、「ジョブ型の人材マネジメント」を導入・検討している企業は、東京にある本社事業所に所在する部門・部署の配置見直し（全面的な移転、一部移転、縮小）を具体的に検討している割合が32%と、導入していない企業（23%）に比べて高い（第1-3-26図（2））。また、配置を見直している企業の半数以上が2020年に入ってから検討している。このように、テレワークとジョブ型の人材マネジメントとは親和性が高く、さらに、ジョブ型人材マネジメントを実施または検討中の企業は、本社機能の移転等も検討している傾向がそうでない企業より高いとみられる。

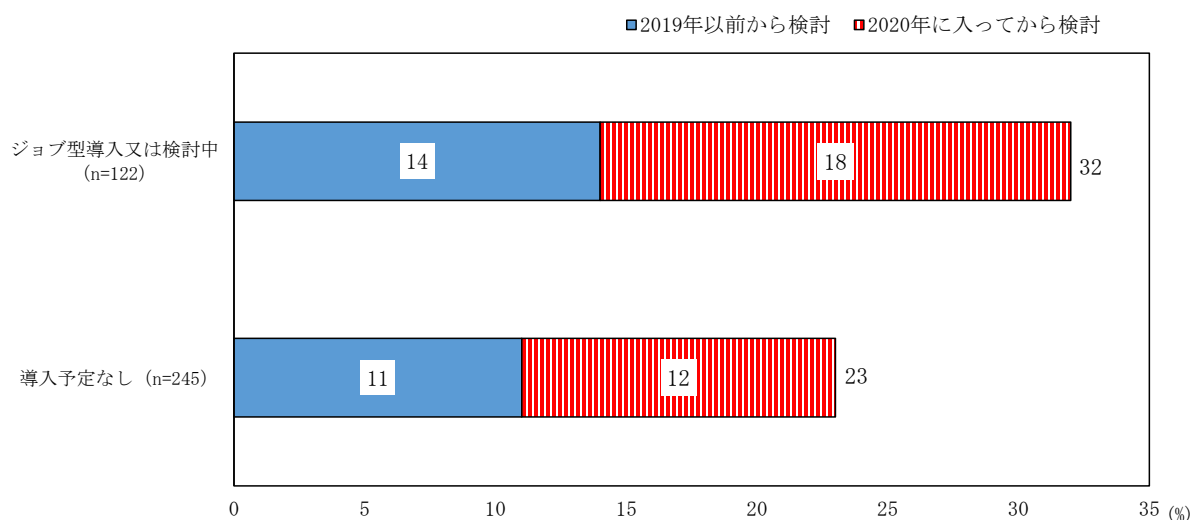
ことが必要なこともあるだろうが、一つのまとまりの仕事を任せて、チームとは別の場所で必要な連絡を取り合いながら片付けていくこともできることを私たちは目の当たりにしたからである。この仕組みがうまく回るためには、仕事を配分し任せる側の技量も問われる。場あたりの手近にいる部下に仕事を振り、必要なら残業も強いような作業の管理の仕方では、業務の全体が回らなくなるからである。働き手の力量に応じて適切に計画され割り当てられなければならない。」（「働くことの意味を問い直す」大原記念労働科学研究所「労働の科学 11月号」）。

²⁵ 日本型雇用システムの特徴として、〔1〕新卒一括採用、〔2〕定年までの長期雇用を前提に、職務を限定せずに、社内で様々な仕事を担当させながら成長を促す人材育成プロセス、〔3〕勤続年数により職能が向上するとの前提での年功型賃金制度が挙げられる。

第1-3-26図 人事制度の導入、本社事業所の配置見直し検討
 (1) ジョブ型の人材マネジメントの実施状況(テレワーク利用度別)



(2) 本社の地方移転又は検討状況
 (ジョブ型の人材マネジメント導入検討状況別)



(備考) 1. 国土交通省「企業等の東京一極集中にかかる基本調査(企業向けアンケート調査)」(調査期間 2020年8月27日～2020年9月10日(Web)、9月23日(郵送))。
 2. 対象は、東京都内に本社をおく上場企業(経営企画部または人事部の管理職)。
 3. テレワークの利用度は、2020年8月時点。

先にみたように、「副業・兼業制度」を検討・実施している企業についても、同様にテレワークとの親和性が確認できる(前掲第1-3-18図)。テレワークの定着や拡大により、ジョブ型雇用や副業等を含めて働き方改革が並行して進展し、その動きも相まって地方への新たな人の流れが定着・拡大していくことが期待される。

コラム9：ジョブ型雇用の全社員適用を目指すB社

グローバル市場での事業成長を目指して、従来からジョブ型の人材マネジメントへの転換に先進的に取り組んできたのがB社である。既に2014年には管理職を対象としたジョブ型の報酬制度を導入し、その後も段階的に取り組みを進めてきた。2020年には新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてテレワークが広がりを見せるという環境変化が起き、これがジョブ型への転換に更なる推進力を持たせている。

ジョブ型の人材マネジメント導入の動きには、2018年にグループ全体の海外売上比率が過半を占め、また、2020年に従業員の海外人員比率が過半となったという背景がある。企業活動がグローバル化する中で、日本国内においても海外で一般的に採用されているジョブ型人材マネジメントに歩調を合わせていく必要が生じた。

会社の経営方針のもとに、2021年度にはポジションの役割、責任、能力を規定したジョブディスクリプションが導入される予定となっている。ポジションに就いた人はジョブディスクリプションに基づき、会社との間で年度目標を取り決め、さらに、日々の業務の中で、上司とのコミュニケーションを図る「1ON1」²⁶という仕組みによって、周囲の環境変化等が目標にきめ細かく反映されるよう配慮している。また、ジョブ型人材マネジメントで懸念される「誰も取ろうとしないボール」については、1ON1等のコミュニケーションを活性化させることにより、チームで対処していく方向である。会社にはどのような仕事があり、そこに就くにはどのようなスキル・能力が必要であるかが明確にされることは、自らのキャリアパスを考える上で重要であり、特に若年層の関心が高い。

現時点の課題としては、従業員のキャリア自律意識の醸成や、マネージャーのマネジメントスキル向上、会社が求めるスキル・能力が不足する従業員への対応等がある。

同社は2024年にジョブ型人材マネジメントの制度面での完成を目指すとしているが、実際の運用から生じる様々な課題について、「理想的な働き方とは何か？」を問いながら、2024年以降も引き続き対応していく必要があるとしている。

²⁶ 上司と部下が1対1で定期的を実施するミーティングを指す。部下の目標管理や業務の進捗管理だけでなく、部下が希望するキャリアや仕事を通じて得た経験や課題、悩みを上司と共有し、上司はそれらに対する解決方法をアドバイスしたり動機付けしたりすることで、部下の成長を促すことを目的とする。

(若者や女性を始め誰もが活躍できる魅力ある地域づくり)

感染症を契機に、若者を中心に地方に対する関心が高まっている一方で、就職期に当たる 20 代前半は、感染症後に転入超過数は減少したものの、依然として、東京圏への転入超過が続いている。地方への人の流れを促進し、東京一極集中を是正していくためには、テレワーク等を活用した新たな動きを後押しする取組等を、感染症前に進行した東京一極集中の背景も踏まえて、推進していくことが重要である。

本章の(1)で示した通り、意識調査では、若者が東京圏に就職した理由としては、「能力や関心に合った仕事」、「給与の良い仕事」が挙げられており(前掲第1-1-7図参照)、また、有効求人倍率や賃金といった仕事に関わるデータと人口移動の間には相関関係がみられ(前掲第1-1-8図、第1-1-9図参照)、若者が就職等を契機に東京圏に移動している主な要因の一つは、雇用・所得環境にあると考えられる。このため、地方への人の流れを拡大していくためには、地域の稼ぐ力を高め、若者等の能力や関心にあった仕事や働き方の実現に努めることがやはり重要である。2020年までの10年間では、地方圏では、生産年齢人口が減少していることもあり、東京圏のような幅広い産業での雇用者数の増加がみられなかった(前掲第1-1-6図参照)。一方で、感染症の影響で、テレワーク等の普及が進み、場所を問わない仕事、つまり、従前は都市部での勤務が前提だった仕事を地方で居住しながら行うことが可能となり、これまでは都市圏で雇用者数が増加していた情報通信産業等で、地方への新たな人の流れを促す動きがみられる(前掲第1-3-14表参照)。このことから、地方において、従前と比べ、若者の能力や関心に合った新たな雇用創出の機会の可能性が増していると考えられる。また、若者については、テレワーク等を活用した働き方に対する意向が強い(前掲第1-13-12図参照)等、仕事そのものだけではなく、働き方や就業環境も重視しているとみられる。従前から存在する仕事であっても、テレワーク等も活用し、若者のニーズにあった地方での働き方を提示していくことにより、若者にとって地方で働く魅力が増すことも期待される。この観点からは、企業、特に地方圏の企業で、テレワークの実施状況の開示が進むことが、若者の就職先として選ばれる機会を増やすだけでなく、周囲の企業のテレワークの実施を促すことにもつながると考えられる。

また、賃金水準の高い都道府県ほど転入超過、賃金水準の低い都道府県ほど転出超過(転入超過率がマイナス)である(前掲第1-1-9図参照)傾向からは、地方の所得の引上げが課題であり、雇用の維持との両立を図りながら、現在の賃上げの流れを継続し、最低賃金についても、地域間の格差に配慮しながら引上げに取り組むことが期待される。

同時に、意識調査では、特に女性において、東京圏に就職した理由として、仕事に関する理由だけでなく、「親元を離れたい」、「(東京)地域への憧れ」等、生活面の要因が挙げられている(前掲第1-1-7図参照)。その背景として、地域によっては、固定

的な性別役割分担意識等が根強く存在しているという意見もあり、地方における魅力的なしごとづくりにあわせ、地方における女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進める必要がある²⁷。このことは、必ずしも、女性だけに当てはまるものではなく、若者を始め、誰もが活躍できる魅力的な地域づくりという観点から、性別や年齢による役割分担意識等が解消され、若者や女性等の意見や希望が、政策決定過程において積極的に反映されるような地域社会の構築が期待される²⁸。

さらに、地方の暮らしへの関心が高まっているこの機会を捉えて、地方の暮らしの魅力について幅広く情報を発信することが重要である。東京都から地方圏へ住み替えた場合は、地方圏で物価が安くなることや、住居費の減少、通勤時間の短縮による機会費用の減少により、住み替えの経済的な利益は年間 20 万円程度になると試算され、テレワークにより東京都の仕事が続ける場合にはさらなる経済的な利益が得られる可能性がある（コラム 10：地方圏へ住み替えた場合のコスト試算参照）。また、内閣府の分析レポート²⁹によれば、過去 5 年間の移住実施者は、移住先選定にあたって、単なる移住への関心層と比べ「地域の食・文化」を重視する傾向が有意に強いとされている。このような地方に居住する経済的利益や、移住実施者が移住先の選定にあたって重視している地域の食・文化等、地方に暮らす多様な魅力について、地方の暮らしに関心が高まっているこの機会に、地方公共団体等から積極的に情報発信等を行い、関心のある者に具体的な検討を促すことが期待される。

若者や女性を始め誰もが活躍できる魅力的な地域づくりを推進し、さらに、その魅力を情報発信していくことにより、地方への人の流れが拡大していくことが期待される。

²⁷ 第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）による。

²⁸ 「若者円卓会議」とりまとめ（2021 年 6 月 8 日）では、「政策決定過程において、子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会などの委員構成に配慮すべきである」等に早急に取り組むべきと、されている。

²⁹ 内閣府 政策課題分析シリーズ 20「新しい働き方と地方移住に関する分析ーコロナ禍における働き方への意識の変化をもとに」（2021 年 7 月）

コラム 10：地方圏へ住み替えた場合のコスト試算

仮に東京都に住む人が地方圏へと住み替えた場合、どの程度の経済的コストが発生する可能性があるだろうか。ここでは、概ねの傾向を把握するため、住み替えによって生じえる4つの経済的コスト（①名目給与、②物価効果、③住居費、④通勤時間の機会費用）の変化に着目し、東京都と地方圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏を除く全国）の各データの平均値を用いて、住み替えの経済的コストについての試算を行った（コラム1－10－1図）。

最初に、地方圏で新たに職に就き、東京都から地方圏へと住み替えた場合を考えると、まず、①名目給与については、地方圏の平均的な給与は東京都よりも低いため、給与によって得られる収益は年間134万円（1か月当たり11.2万円）程度の減少となる可能性がある。一方、②物価効果については、地方圏の方が東京都よりも総じて財やサービスの価格が低廉であるため、年間14万円（1か月当たり1.1万円）程度が収益になると見込まれる。また、③住居費についても、平均的な家賃のデータによれば、地方圏の方が東京都よりも安価であるため、年間117万円（1か月当たり9.7万円）程度が収益になると見込まれる。最後に、④通勤時間の機会費用については、東京都の通勤時間は地方圏に比して長い傾向があるため、通勤時間を仕事に充てていれば得られた経済的利益の逸失額としての機会費用は大きくなる。一方、地方圏では通勤時間が短いため機会費用は小さい。こうした機会費用の変化を試算すると、住み替えにより通勤時間が短縮すれば年間23万円（1か月当たり1.9万円）程度の費用の減少となる。以上の各経済コストの結果を合算すると、地方圏で新しい職に就き、東京都から地方圏へ住み替えた場合、名目給与は大きく減少する可能性があるものの、地方圏では物価や住居費が安く、また通勤時間の短縮により機会費用も減少することから、年間19万円（1か月当たり1.6万円）程度の経済的利益が生じると見込まれる。

また、テレワークにより東京都の仕事を続けながら、東京都から地方圏へ住み替えた場合を検討してみると、上述の結果と同様に、住み替えによって②物価効果、③住居費及び④通勤時間の機会費用のそれぞれから経済的利益が得られる一方、①名目給与については、東京都の仕事を続けるために変化は生じないと考えられる。したがって、②物価効果、③住居費及び④通勤時間の機会費用の各変化のみを合算すると、年間153万円（1か月当たり12.8万円）程度の経済的利益が得られる可能性がある。

なお、同様の試算を地域別に行った場合、各地域で新たに職に就き、東京都から住み替えたとすれば、一部の地域では経済的利益がマイナスとなるものの、北関東や東海などでは年間50万円程度の経済的利益が生じる可能性がある（コラム1－10－2図（1））。一方、テレワークにより給与の変化が無かったと仮定した場合、どの地域へ住み替えたとしても、経済的な利益が生じる可能性がある（コラム1－10－2図（2））。

以上の結果は、東京都と地方圏の平均値データを用いた単純な試算によるものであり、現実には、住み替えを行う人の性別や年齢、職業や世帯構成といった前提条件によって、結果は大きく変わりをえる。しかし平均的な傾向としては、東京都から地方圏へ住み替えた場合、物価や住居費等といった生活に係るコストの減少額はかなり大きく、条件次第では収入の減少を上回る可能性もある。加えて、テレワークのような働き方を十分に活用した場合には、現在の仕事を続けながら地方圏に住み替えることによって、収入を維持しながら地方圏の生活コストの抑制効果を得ることも可能となってくる。こうした効果は長期にわたればより大きなものとなることを考えれば、特に若年の人々がライフプランを検討する際に、地方圏への住み替えは、経済的な観点からも注目すべき選択肢であるといえる。

コラム 1-10-1 図 東京都から地方圏へ住み替えた場合の給与や住居費の変化

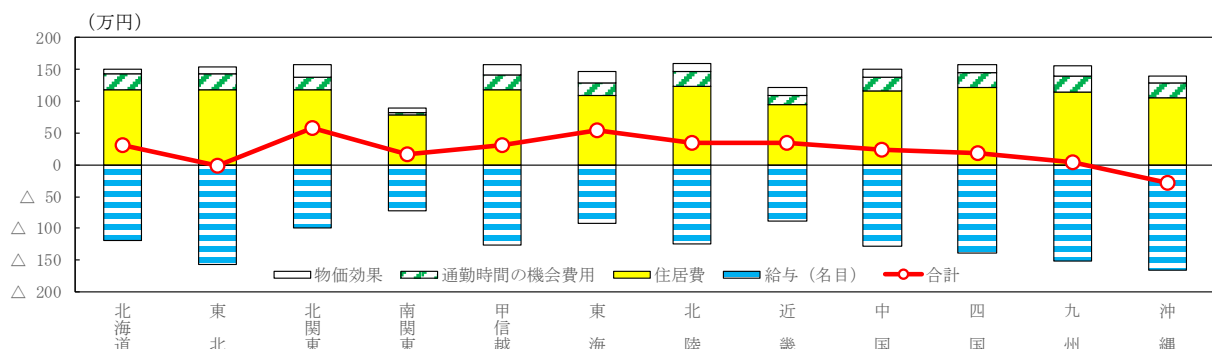
(単位：万円)

	①	②	③	④	①+②+③+④	②+③+④
	名目給与	物価効果	住居費	通勤時間の機会費用	地方圏で新たに職に就き、東京都から地方圏へ住み替えた場合	テレワークにより東京都の仕事の続けながら、東京都から地方圏へ住み替えた場合
1 か月当たり	▲ 11.2	+ 11.2	+ 9.7	+ 1.9	+ 11.6	+ 22.8
年間	▲ 134	+ 134	+ 117	+ 23	+ 140	+ 274

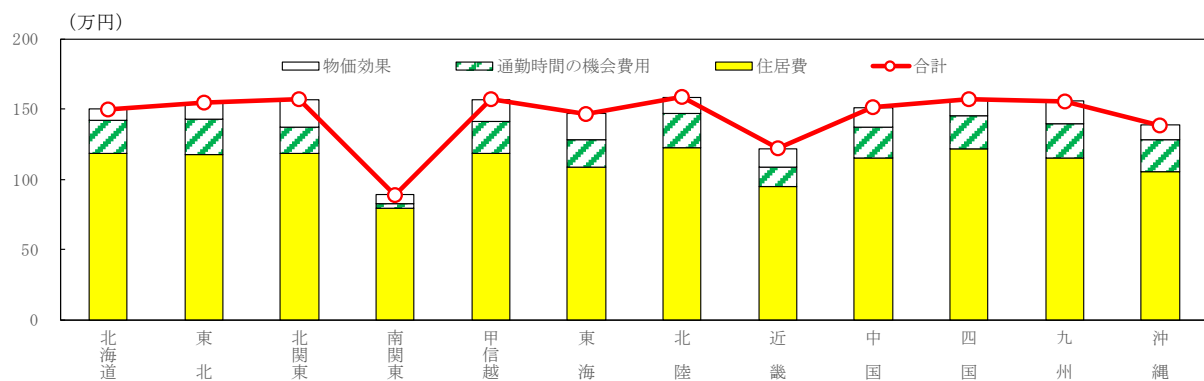
- (備考) 1. 総務省「小売物価統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「社会生活基本調査」により作成。
2. 名目給与は都道府県別の決まって支給する給与額より試算。
3. 物価効果は 10 大費目別消費者物価地域差指数（家賃を除く総合）により算出。
4. 住居費は都道府県庁が所在する都市の 1 か月あたりの民営家賃（3 LDK 相当（65 m²）として試算）により算出。
5. 通勤時間の機会費用は通勤時間（平日の平均通勤・通学時間（25 歳以上））に、1 時間当たり所定内給与額（短時間労働者）を乗じて算出。通勤時間は 2016 年調査の結果、1 時間当たり所定内給与額は 2019 年の値を使用。
6. 地方圏とは、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）及び大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）を除く全国（36 道県）。

コラム 1-10-2 図 東京都から各地域へ住み替えた場合の給与や住居費の変化

(1) 各地域で新たに職に就き、東京都から住み替えた場合



(2) 現在の仕事を続けながら各地域へ住み替えた場合



- (備考)
1. 総務省「小売物価統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「社会生活基本調査」により作成。
 2. 名目給与は都道府県別の決まって支給する給与額より試算。
 3. 物価効果は10大費目別消費者物価地域差指数(家賃を除く総合)により算出。
 4. 住居費は都道府県庁が所在する都市の1か月あたりの民営家賃(3LDK相当(65㎡))として試算により算出。
 5. 通勤時間の機会費用は通勤時間(平日の平均通勤・通学時間(25歳以上))に、1時間当たり所定内給与額(短時間労働者)を乗じて算出。通勤時間は2016年調査の結果、1時間当たり所定内給与額は2019年の値を使用。
 6. 南関東は東京都を除く3県(埼玉県、千葉県、神奈川県)。

第2章 新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響

2020年以降の我が国の地域経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）により、大きく落ち込んだ。年初より中国から各国へと感染が拡大した結果、国境をまたいだ人の行き来が減少し、日本を訪れる外国人観光客や国内のインバウンド需要は激減した。4月には国内の感染拡大を防止するため、初めは東京都や大阪府等7都府県で、後には全国を対象を拡大して緊急事態宣言が発出された。人々が外出の機会を減らし、飲食店や小売店などのサービス業が営業を自粛した結果、国内の消費は大幅に落ち込んだ。更に欧米やアジア諸国でも感染が急激に拡大したことから、世界的なサプライチェーンの混乱や海外市場での需要の減少などが生じ、国内製造業の生産活動も急激に低下した。感染症による経済減速の影響は雇用分野にも波及し、人手不足を背景に近年は堅調に推移してきた有効求人倍率は低下に転じた。5月に緊急事態宣言が解除されて以降、経済活動が段階的に再開され、景気には持ち直しの動きがみられるようになったものの、感染拡大防止と経済活動との両立が模索される中で、2021年1月には再び緊急事態宣言が都市部を中心とした地域に発出されるなど、依然として国内の地域経済は感染症の影響による厳しさの中にある。本章では、感染症が我が国の経済へ与えた影響について、特に地域経済の観点より概観する。

（1）感染症の各地域への影響

（感染症を巡る国内の出来事）

最初に、感染症を巡る国内の出来事を確認する（第2-1-1図）。2020年1月に国内で初めて感染者が確認されてから、2月には北海道で感染者が増加したため、北海道は自治体として初めて独自の緊急事態宣言を行った。続く3月末にかけては、都市部を中心に感染者数が増加したことから、4月7日に政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、東京都や大阪府等7都府県³⁰に対して発出された。続く4月16日には宣言の対象区域は全国へと拡大された。緊急事態宣言下では、人との接触を8割減少させることを目標に、人々の日常生活や社会の経済活動が大きく制約されることとなったが、感染者数は次第に減少していった。5月14日には一部の地域を除いた全国³¹で緊急事態宣言が解除され、21日には関西圏³²、25日には残る首都圏³³と北海道でも宣言が解除された。続く6月には、都道府県をまたぐ移動の自粛も解除され、経

³⁰ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県。

³¹ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、京都府、兵庫県及び北海道を除いた39県。

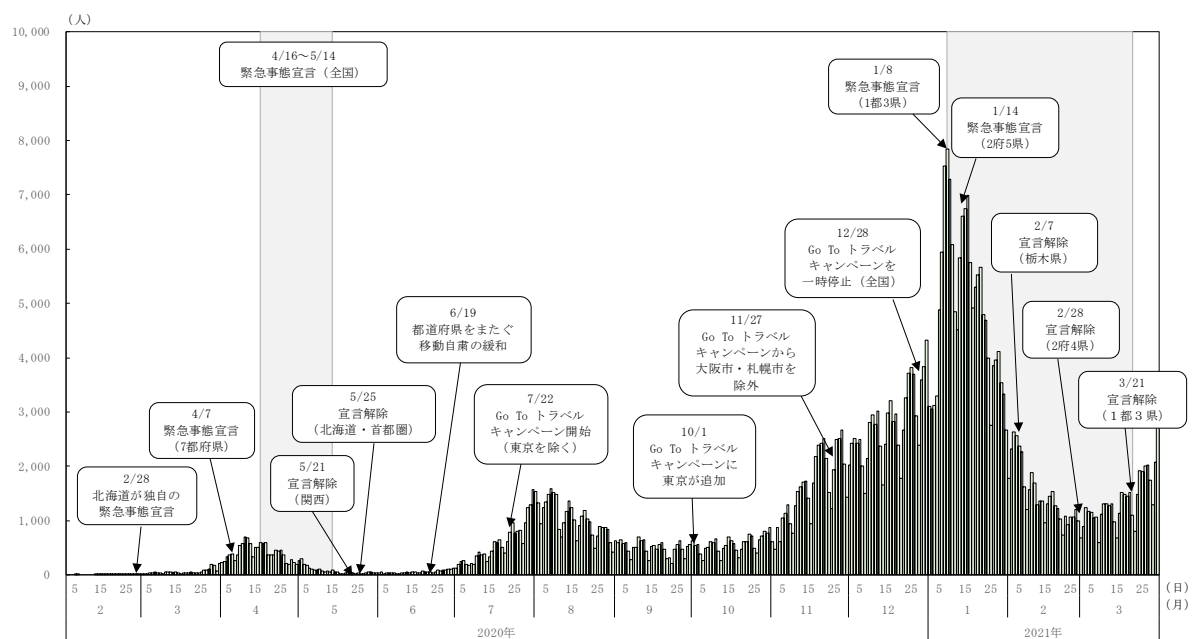
³² 大阪府、京都府及び兵庫県。

³³ 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県。

経済活動の再開が着実に進んでいった。7月には経済活動と感染拡大防止との両立が目指される中で、Go Toトラベルキャンペーンが東京都を除いて開始された。同時期には首都圏や沖縄県などで、再び感染者数が増加傾向となったが、9月にはこうした動きも落ち着き、10月にはキャンペーンに東京都も加えられた。

しかし、11月より北海道や関西圏などで再び感染者数が増加に転じ始めたことから、11月には一部地域で、12月には全国でキャンペーンは一時停止となった。年が明けた2021年1月8日には、医療提供体制が急速にひっ迫しつつあった1都3県³⁴に対して、続く14日には2府5県³⁵に対して、再び緊急事態宣言が発出された。その後、新規感染者数等は全国的に減少傾向となったことから、2月7日には栃木県、2月28日には2府4県³⁶に対する緊急事態宣言は解除され、残る1都3県³⁷についても3月21日に解除された。2021年に発出された緊急事態宣言は、全国的に幅広い施設に対して営業の自粛や短縮などが行われた2020年4月時の緊急事態宣言とは異なり、主に飲食店を中心とした施設に対して夜間の営業自粛等を重点的に行うものではあるが、感染症が我が国の地域経済に大きな影響を及ぼす状況が続いている。

第2-1-1図 新規感染者数の推移と感染症に関わる主な出来事



³⁴ 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県等の1都3県。

³⁵ 大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、栃木県及び福岡県の2府5県。

³⁶ 大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、及び福岡県の2府4県。

³⁷ 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県等の1都3県。

(感染症による景況感の悪化と持ち直しの動き)

前項で振り返った 2020 年からの感染症を巡る出来事は、国内の経済にどのような影響を与えたのか、ここでは、景気ウォッチャー調査の景況判断D I によって、国内の景況感の推移を概観する。

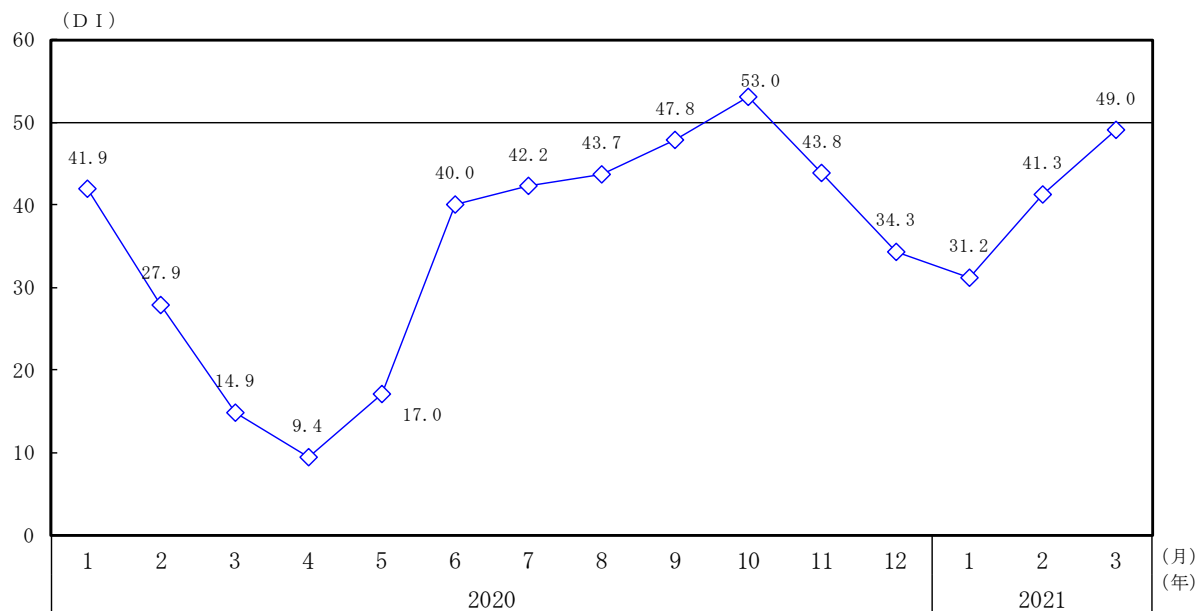
景況判断D I は（第 2－1－2 図（1））、2019 年 10 月の消費税率引上げ以降、概ね 40 台前半で推移していたが、国内で感染の拡大がみられ始めた 2020 年 2 月より D I は低下し始め、緊急事態宣言が発出された 4 月には 9.4 まで低下した。5 月には宣言が解除されたことから D I は 17.0 へと小幅ながら上昇に転じ、続く 6 月は、経済活動の再開が進んだことにより、D I は 40.0 まで大きく上昇した。以降、G o T o キャンペーンなど政府や自治体による消費等の活性化を狙った政策にも支えられ、7 月の D I は、感染が拡大する前である 1 月の水準（41.9）を超えて 42.2 まで上昇し、10 月には D I が 53.0 となるなど、景況感を着実に持ち直していった。

しかし、11 月より再び全国で感染に拡大傾向が現れ始めると、景況感はい再び悪化へと転じ、2021 年 1 月には 11 都府県に対して緊急事態宣言が発出されたことから、D I は 31.2 へと低下した。ただし、宣言の発出以降には、全国で感染者数が減少傾向となったことから、3 月の D I は 49.0 まで上昇するなど、景況感には再び持ち直しの動きもみえ始めている。

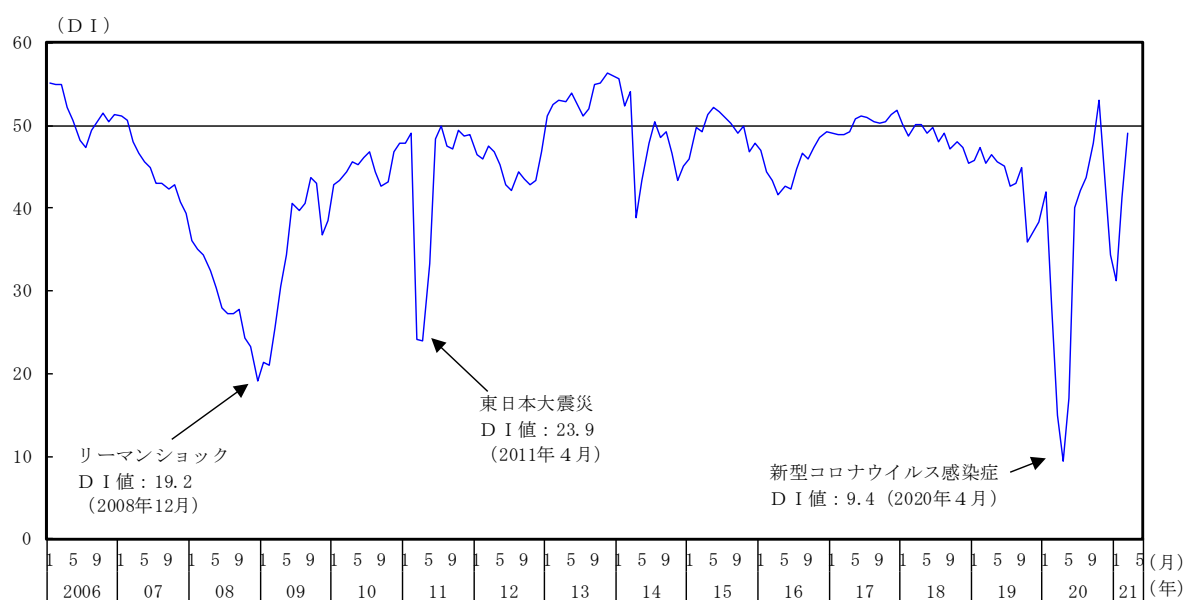
今般の感染症による経済ショックが、どれほど我が国の経済にとって厳しいものであったか、前出の景気ウォッチャー調査の景況判断D I により、過去の経済ショックと今回の感染症による経済ショックとを比較してみると（第 2－1－2 図（2））、感染症により最も D I が落ち込んだ 2020 年 4 月の D I 値である 9.4 は、2011 年 4 月の東日本大震災の発生後の D I（23.9）や 2008 年 12 月のリーマンショック時の D I（19.2）を、更に大きく下回っている。景気ウォッチャー調査の結果によれば、今回の感染症がもたらした景況感の悪化は、近年では最も厳しいものであったといえる。

第2-1-2図 景況判断DIの推移（景気ウォッチャー調査、現状）

（1）2020年1月～2021年3月までの推移



（2）過去の経済ショックとの比較



（備考） 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。

2. 景況判断DIは季節調整値。

（感染症の影響下における地域の人出の変化）

感染症の影響下にあつては、政府や自治体による施設等に対する営業自粛の要請等に

加えて、日常生活における人々の行動が、不要不急の外出を控える、イベントの開催を自粛するといったように、大きく変化したことが、地域の経済に大きく影響を与えた。そこで本節では、地域の人々の行動がどの程度変化していたかを、地域の感染症の状況とあわせて、日次データにより確認しておく。

第2-1-3図(1)～(13)は、2020年2月15日～2021年3月末までの地域別の人出の変化と新規感染者数の推移を示したものである。まず新規感染者数の動きを概観すると、新規感染者数の水準や、新規感染者数が増減した時期は、地域によって違いがみられる。東北、甲信越、北陸、四国といった地域は、その他の地域に比べて新規感染者数は相対的に少なく、10万人当たりの新規感染者数は、概ね2人以下で推移している。一方、南関東、東海、近畿、中国、九州といった人口が集中する都市圏が含まれる地域、及び南関東と隣接する北関東では、新規感染者数は高い水準で推移する傾向があり、特に東京都を含む南関東では新規感染者数が多くなっている。なお、沖縄は2020年の7～8月頃及び2021年の1月頃にかけて急激に新規感染者数が増加した時期があり、北海道では2020年の11月頃より他の地域に先がけて新規感染者数が増加するなど、これらの地域では、他の地域とはやや異なる時期に、新規感染者数の動きが変化する傾向もみられる。

続いて、レストランやショッピングセンター、テーマパークといった施設における人出のデータの変化をみると、2～5月頃までの時期にはすべての地域で、感染が拡大する前の時期³⁸に比べて、人出は急速に減少している。特に南関東では人出の減少幅が大きく、4月下旬には全地域で最も低い▲46%³⁹まで人出が減少した。緊急事態宣言が解除された6月以降の動きをみると、各地域で人出は次第に増加していき、7月初めにはすべての地域で、人出は拡大前の時期に比べて▲20%以下の水準まで減少幅が縮小した。なお、沖縄では8月の新規感染者数が急激に増加した時期に人出が一時的に低下しており、北海道でも11月後半より新規感染者数の増加に合わせて人出は減少傾向へ転じるといったように、地域固有の人出の動きもみられる。12月後半には全国的に新規感染者数が増加に転じたことから、すべての地域で人出に減少傾向が見え始め、2021年1月に入って一部の地域に緊急事態宣言が発出されると⁴⁰、各地域で人出は更に大きく低下した。ただし、2020年4月に宣言が発出された時期に比べると、2021年1月以降の人出の減少幅はやや小さい傾向にある。総じて各地域の人出の増減は、その地域の新規感染者数の増減によって、変動する部分が大きいと推察される。

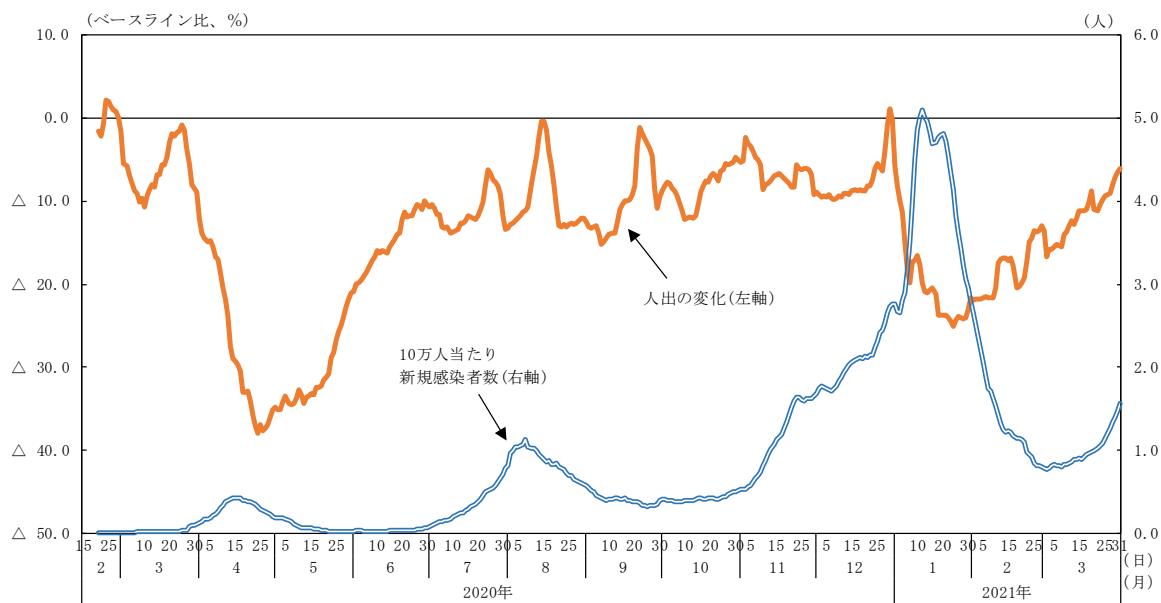
³⁸ 2020年1月3日～2月6日の5週間における該当曜日の中央値。

³⁹ 2020年4月27日における後方7日間移動平均値。

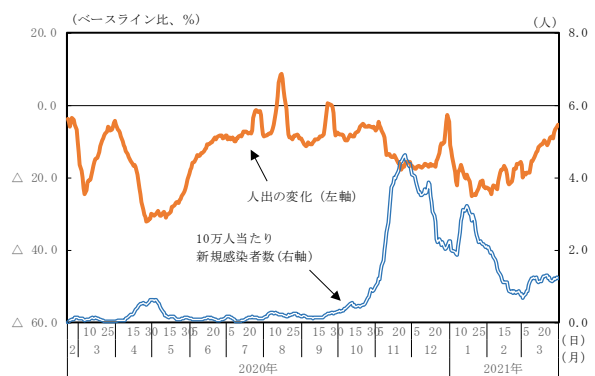
⁴⁰ 2021年1月に発出された緊急事態宣言の対象地域と期間は次のとおり。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(2021年1月8日から3月21日まで)、岐阜県(2021年1月14日から2月7日まで)、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、福岡県(2021年1月14日から2月28日まで)。

第2-1-3図 人出と新規感染者数の推移

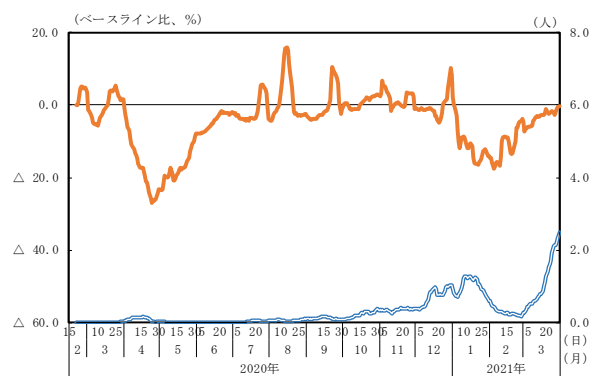
(1) 全国



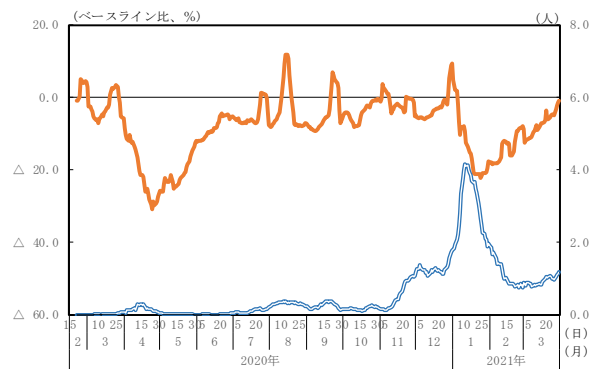
(2) 北海道



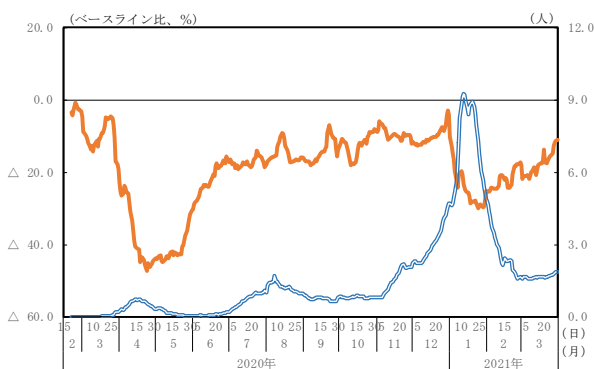
(3) 東北



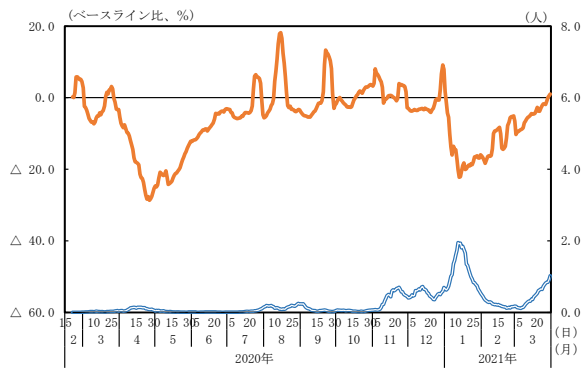
(4) 北関東



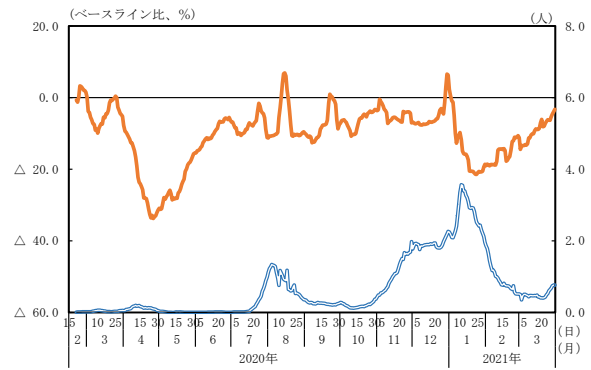
(5) 南関東



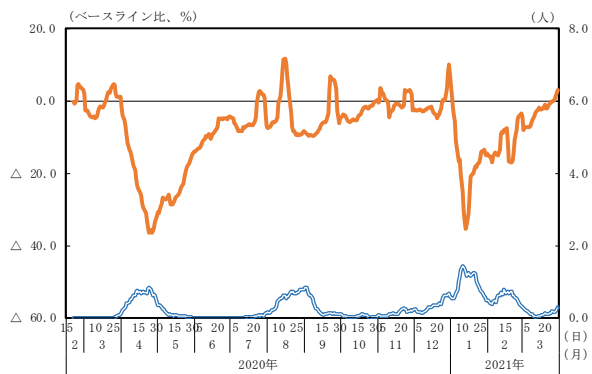
(6) 甲信越



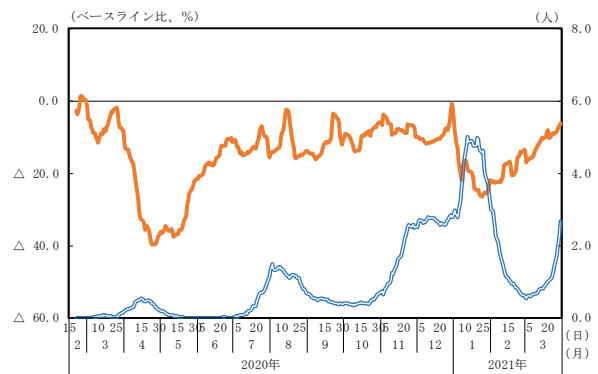
(7) 東海



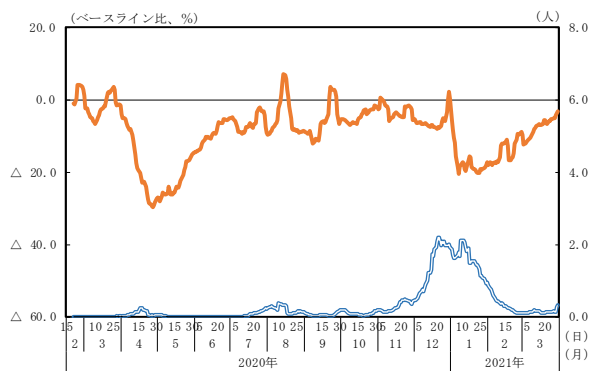
(8) 北陸



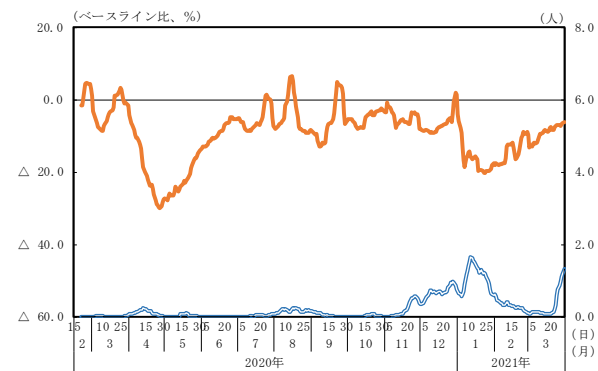
(9) 近畿



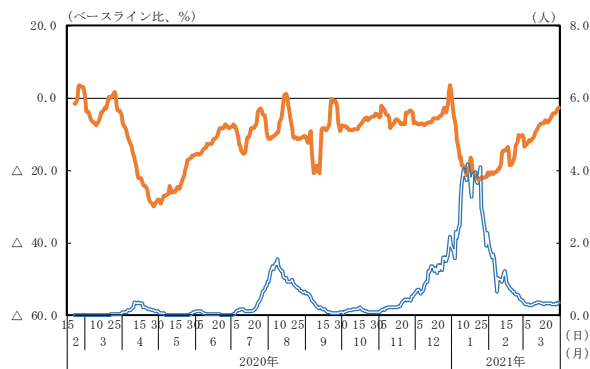
(10) 中国



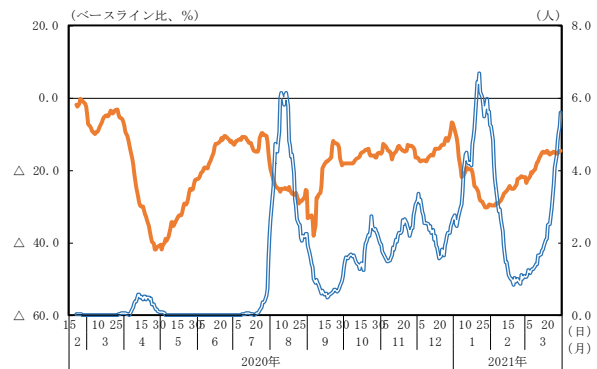
(11) 四国



(12) 九州



(13) 沖縄



- (備考) 1. 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者状況（空港疫、チャーター便案件を除く国内事例）」、Google LLC「Google COVID-19 Community Mobility Reports」
<https://www.google.com/covid19/mobility/> Accessed: May23, 2021」により作成。
 2. 「10万人当たり新規感染者数」は後方7日移動平均。
 3. 「人出の変化」とはグーグルコミュニティモビリティレポートにおけるモビリティの変化（小売・娯楽）の後方7日移動平均（ベースライン比（%））。
 4. 各地域の人出の変化は、都道府県別のモビリティの変化を2019年10月1日時点の都道府県人口で加重平均することによって算出。
 5. 人出の変化のベースラインは、2020年1月3日～2月6日の5週間における該当曜日の中央値。
 6. 人出の変化の対象施設は、小売・娯楽に関連する施設（レストラン、カフェ、ショッピングセンター、テーマパーク、博物館、図書館、映画館など）。

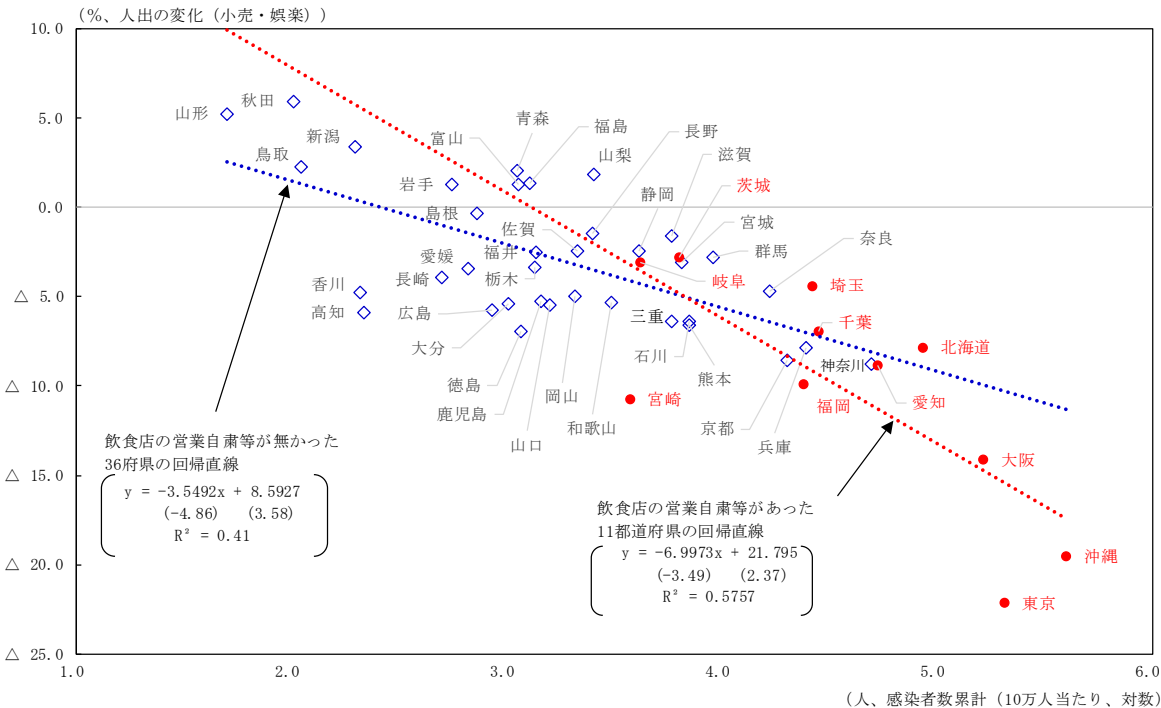
（新規感染者数が多い地域ほど人々は外出を控える傾向）

人出と新規感染者数のデータからは、概ね新規感染者数が多い地域で人出が減少する傾向がみられた。そこで第2-1-4図では、47都道府県について人出の変化の平均値と新規感染者数（10万人当たり）との関係を統計的に確認した。分析の期間は、感染の拡大防止のため、自治体から飲食店の営業自粛要請などがあった地域と、そうした要請の無かった地域とで、人出が減少する傾向がどの程度異なるかも合わせて比較するため、新規感染者数の動きや自治体の対応について地域差の大きかった、2020年8～11月までとした。

結果をみると、新規感染者数の多い都道府県ほど、その地域に住む人々が外出を控えた傾向があった。また、単回帰による推計結果によれば、分析期間の間に自治体から飲食店等の営業自粛要請（営業時間の短縮要請やガイドラインの非遵守店への休業要請も含む）などがあった都道府県のグループ（図中で赤い点により示した11都道府県）では、新規感染者数が10%増加した場合、人出は7.0%ポイント程度低下していた。一方、自治体からそのような要請がなかったグループの場合（図中で青い点により示した36県）でも、新規感染者数が10%増加すれば、人出は3.5%ポイント程度低下していた。

推計の結果からは、自治体が飲食店の営業自粛要請などを行うか否かに関わらず、新規感染者数が多い地域ほど、そこに住む人々は外出を控える傾向のあることが示唆される。人出を減少させる効果は、自治体が営業自粛要請などを行った地域の方が、そうで

第 2 步: 1. 1 月, 1 月 1 日, 新招成造者数 1.2 万 (都道府县别)



- (備考) 1. 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者状況(空港疫、チャーター便案件を除く国内事例)」、Google LLC “google COVID-19 Community Mobility Reports” <https://www.google.com/covid19/mobility/> Accessed: March 4, 2021)」により作成。
2. データの期間は2020年8月1日～11月30日まで。
3. 回帰直線を表す式の括弧内の値は各係数のt値。

前項でみた人出のデータによれば、各地域の人々は感

期によって外出の程度を大きく変化させていた。このように外出の機会が変動すれば、外食や旅行といった外出を前提とするサービスに対する個人の支出も大きな影響を受けるものと考えられる。そこで、ここではデータによって外出の変動とサービス支出の増減との関係を確認した。

カード支出に基づくサービス支出⁴¹と人出との関係を、2020年2月～2021年3月まで集計し、月別に両者の関係を散布図にした結果が第2-1-5図(1)である。結果からは、人出の増減に伴って、サービスに対する支出が大きく増減する様子が確認できる。

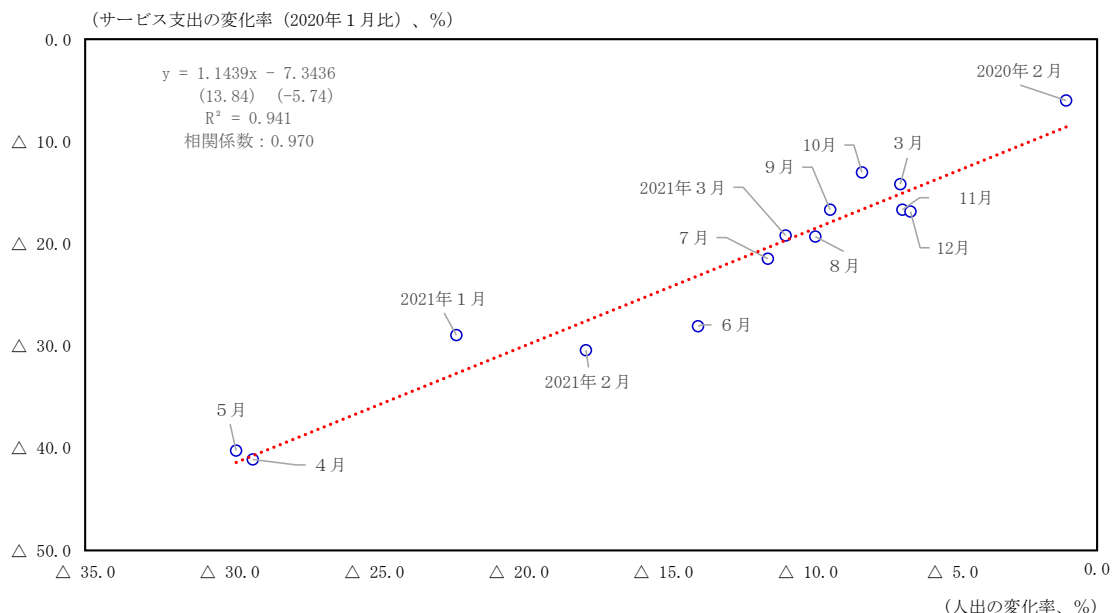
41 サービス支出には、外食、旅行、交通、娯楽、宿泊、医療、通信、電気・ガス、コンテンツ配信等が含まれる。

特に2020年4月と5月には緊急事態宣言の影響により、人出とサービス支出は共に大きく減少している。2021年1月及び2月の人出とサービス支出も、2回目の宣言の影響によって低位にある。しかし、2020年の宣言時ほどには、人出もサービス支出も低下していない。人出とサービス支出の間には強い相関関係がみられ、単純な回帰分析の結果からは、人出が10%ポイント低下すれば、サービス支出はおよそ11%ポイント低下する関係にある。

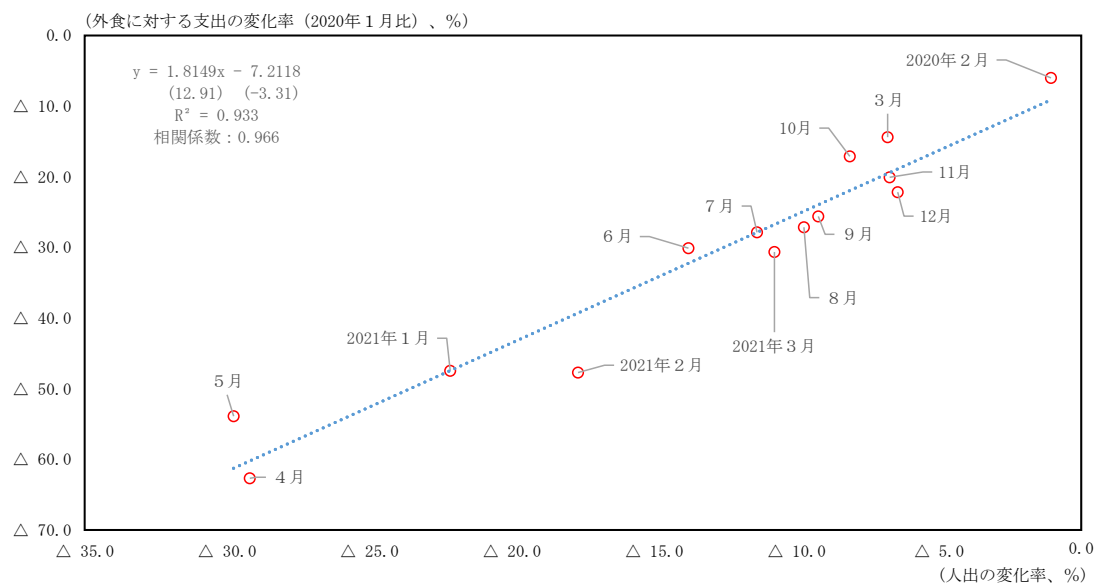
なお、サービス支出のうち特に外食に対する支出のみを取り出して人出との関係を確認すると、外食支出に対する人出の変化の影響は、サービス支出全体に比べて更に大きい（第2-1-5図（2））。回帰分析の結果からは、外食の場合、人出が10%ポイント低下すれば、外食に対する支出は18%ポイント程度減少することが示唆される。外食に関しては、政府や自治体等による営業時間の短縮要請の影響も大きいと考えられるため、人出の減少のみが外食に対する支出の減少の直接の要因とは言えないが、感染症の影響が比較的小さかったと思われる時期（2020年の夏季から秋季にかけて）も、人出と外食支出の間には相関関係がみられることから、人々が外出を減らす場合、特に外食を回避する傾向は強いものと推察される。

第2-1-5図 人手とサービス支出との関係

（1）人出とサービス支出



(2) 人出と外食に対する支出



- (備考) 1. 株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」(渡辺努「クレジットカード支出金額の『一人当たり支出金額』と『支出者数』への分解」(2020年4月)の参考系列)及び google LLC "Google COVID-19 Community MobilityReports" <https://www.google.com/covid19/mobility/> Accessed: May 23, 2021)により作成。
2. 横軸はグーグルコミュニティモビリティレポートにおけるモビリティの変化(小売・娯楽)の月次平均(ベースライン比(%))。
3. モビリティの変化のベースラインは2020年1月3日~2月6日の5週間における該当曜日の中央値。
4. モビリティの変化の対象施設は、小売・娯楽に関連する施設(レストラン、カフェ、ショッピングセンター、テーマパーク、博物館、図書館、映画館など)。
5. データの期間は2020年2月~2021年3月まで(2020年2月の人出の変化は2月15~28日の値)。
6. 「サービス支出の変化率」及び「外食に対する支出の変化率」はいずれも2020年1月からの変化率。
7. 回帰直線を表す式の括弧内の値は各係数のt値。

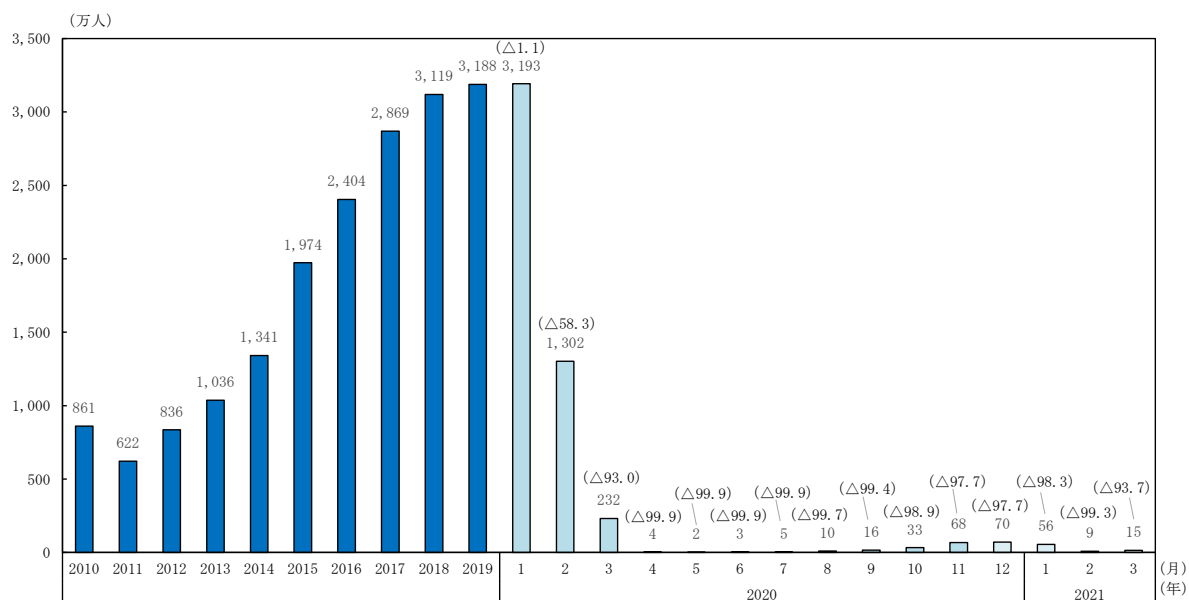
(2) 地域の観光や消費に与えた影響

本節では、感染症が地域の消費に与えた影響をみていく。最初に訪日観光客の減少といった観光業の動向について取り上げ、続いて国内の各種小売業等の状況から、感染症の影響下において地域の消費がどのように変化したかを確認する。

(訪日外国人旅行者数は2020年4月以降大幅に減少した水準で推移)

訪日外国人旅行者数は、近年着実に増加してきたが、2020年は感染症の影響により大きく減少することとなった(第2-2-1図)。過去10年の推移をみると、東日本大震災により一時的に減少した2011年以来、訪日外国人旅行者数は8年連続で前年を上回る増加となり、直近の2年では3,000万人を超える水準となっていた。しかし、2020年に入って以降、1月は前年同月と大きく変わらない旅行者数となったものの、2月には中国政府が団体旅行を禁止した影響や日本政府が湖北省に滞在履歴のある中国人等の入国制限を開始した影響によって、対前年同月比で▲58.3%と大きく減少した。続く3月には欧米諸国を含め更に幅広い地域を対象に入国制限が拡大されたことから、訪日外国人旅行者数は一段と減少し、対前年同月比で▲93.0%となった。2020年4月以降、訪日外国人旅行者数は、概ね対前年同月比で▲98~99%近い水準で推移しており、地域の観光業にとって極めて厳しい状況が続いている。

第2-2-1図 訪日外国人旅行者数の推移

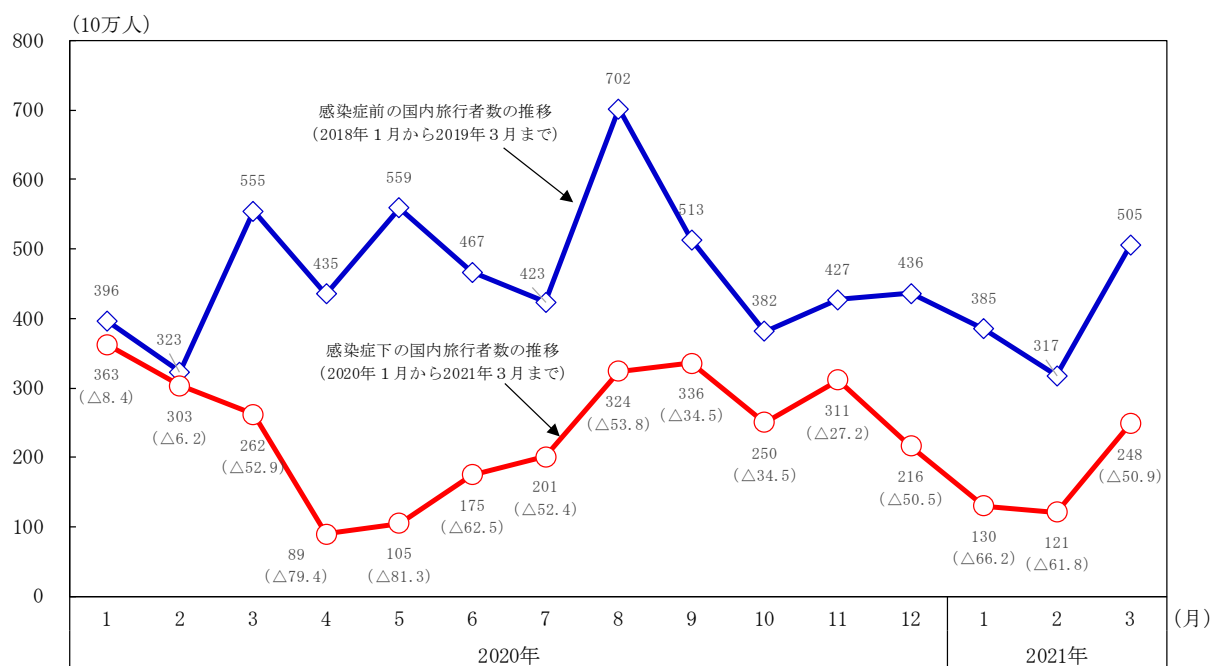


- (備考) 1. 日本政府観光局「訪日外客数」より作成。
 2. 2020年の月次値は、過去との比較のため、それぞれ年換算(12倍)で表示している。
 3. 2021年3月は推計値。
 4. 2020年以降の括弧内の値は前年同月比(%)。

（日本人旅行者数も大きく減少した状況が続いている）

2020年の日本人の旅行者数は、特に緊急事態宣言の発出された4～5月にかけて、大きく減少した（第2－2－2図）。緊急事態宣言が解除されて以降は、11月まで減少幅は縮小傾向が続いていたものの、12月には全国で再び感染者数が増加傾向となったこと等を背景に、旅行者数は再び減少幅が拡大し、前々年を大きく下回る状況が続いている。月次データにより日本人の延べ国内旅行者数の推移をたどると、2020年の1月及び2月はほぼ前々年と変わらない数であったが、3月の旅行者数は対前々年同月比で▲52.9%とほぼ半減し、4月には緊急事態宣言下にあつて旅行者数は▲79.4%と更に減少した。5月はゴールデンウィークにより通常ならば旅行者数が大きく増加する月であるが、日本人旅行者数はわずかの増加にとどまり、対前々年同月比では▲81.3%と前々年を大きく下回った。6月から8月までは、旅行者数は次第に増加していったものの、前々年に比べれば半数以下の水準で推移した。9月以降は次第に減少幅が縮小していき、政府によるGo Toトラベルキャンペーンや自治体独自の観光政策の下支え効果もあり、11月には対前々年同月比で▲27.2%まで旅行客数は回復した。しかし、12月以降は全国的な感染者数の増加の影響により、国内旅行者数は再び減少傾向となり、2021年の1月には対前々年同月比で▲66.2%と、前年の5月以来の落ち込み幅となった。3月には対前々年同月比で▲50.9%とやや回復したが、感染症前に比べれば旅行者数はほぼ半減した状態になっている。

第2－2－2図 日本人延べ国内旅行者数の推移（2020年1月～2021年3月）



- （備考） 1. 観光庁「旅行・観光消費動向調査」により作成。
 2. 図中の括弧内の値は前々年同月比（%）。
 3. 2021年1月～3月の値は速報値。

（旅行消費額は訪日外国人と日本人旅行者のどちらも大きく減少）

上述のように、感染症の影響によって旅行者数は訪日外国人と日本人旅行者のいずれも大きく減少した。こうした旅行者数の減少は、旅行消費額の減少を通じて各地域の経済に大きな影響をもたらしたと考えられる。ここでは、2020年の訪日外国人旅行者と日本人旅行者の各消費額について、2019年と比較した結果をみておく（第2-2-3図）。

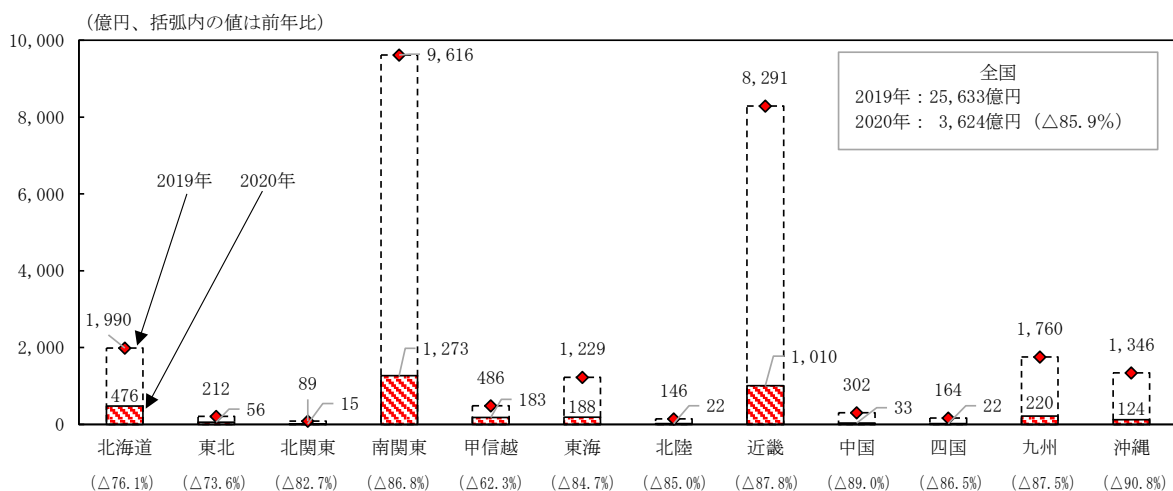
まず訪日外国人の旅行消費額（宿泊費、飲食費、娯楽等サービス費及び買物代の合計額）（第2-2-3図（1））を確認すると、2019年は全国合計で2兆5,633億円であったが、2020年には3,624億円まで大きく減少した。訪問地域別にみると、2019年に消費額が最も大きかった南関東の消費額は9,616億円から1,273億円に減少し、次いで消費額が大きかった近畿でも8,291億円から1,010億円まで減少した。なお、地域別の消費額の変化を減少率でみた場合には、沖縄が▲90.8%と最も減少率が高い。

同様に日本人旅行者の旅行消費額をみると（第2-2-3図（2））、2019年は全国で約7兆8,229億円であったが、2020年には3兆9,211億円まで減少した。訪問地域別にみると、2019年に最も消費額が大きかった南関東では1兆6,673億円から6,402億円に減少し、次に消費額が大きかった近畿では1兆2,605億円から6,269億円へと減少した。なお、減少率でみた場合には、南関東の減少率が最も大きく▲61.6%となっている。

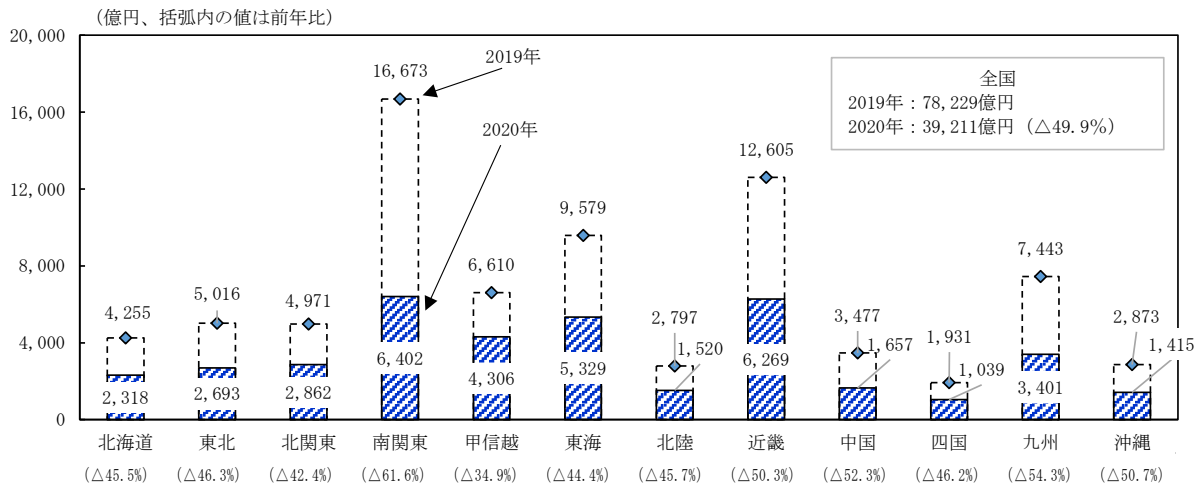
最後に各地域の従業者数に占める宿泊業の従業者数の割合をみると（第2-2-4図）、地域差が大きい傾向があり、特に沖縄、甲信越、北海道、東北、北陸が高い。観光関連の産業のうち特に宿泊業については、こうした地域の経済に大きな影響を与えたと考えられる。

第2-2-3図 旅行消費額（地域別）

（1）訪日外国人

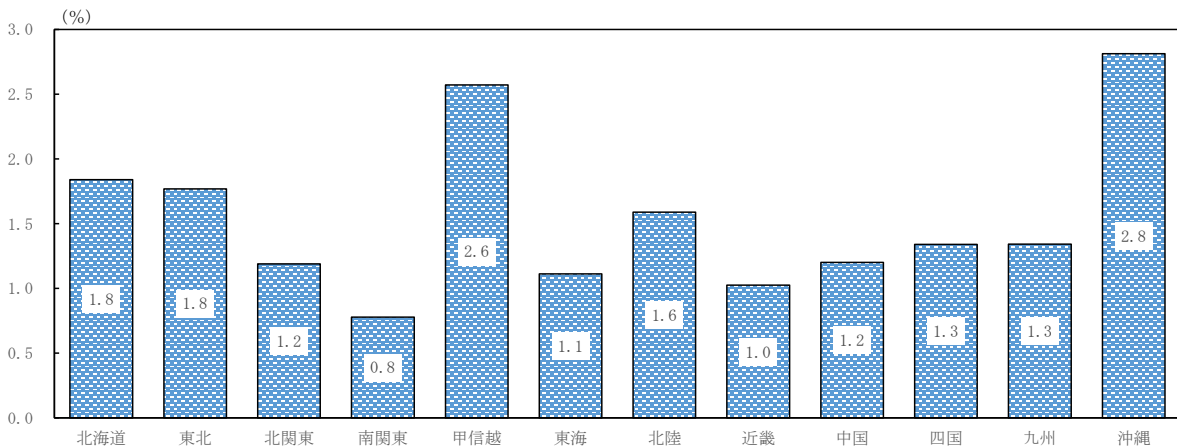


(2) 日本人旅行者



- (備考) 1. 観光庁「旅行・観光消費動向調査(参考表)都道府県別集計(観光・レクリエーション目的)」(2019年、2020年)、及び「訪日外国人消費動向調査(参考表)都道府県別集計(観光・レジャー目的)」(2019年、2020年1-3月期)により作成。「訪日外国人消費動向調査」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4-6月期、7-9月期、10-12月期調査中止。
2. 図中の旅行消費額は、宿泊費、飲食費、娯楽等サービス費及び買物代の合計額(団体・バックツアー料金及び交通費は含まない)。図(1)訪日外国人旅行消費額の2020年は、2020年1-3月期のみの。
3. 図(1)及び(2)の括弧内の値は、各都道府県における旅行消費額(2020年)の前年比(%)。
4. 「訪日外国人消費動向調査」によると、2020年の訪日外国人旅行消費額(試算値)は7,446億円。2020年1-3月期の1人当たり旅行支出×2020年暦年訪日外国人旅行者数によりされている。2020年1-3月期の訪日外国人旅行消費額は7,071億円。

第2-2-4図 各地域の宿泊業の従業者数の割合



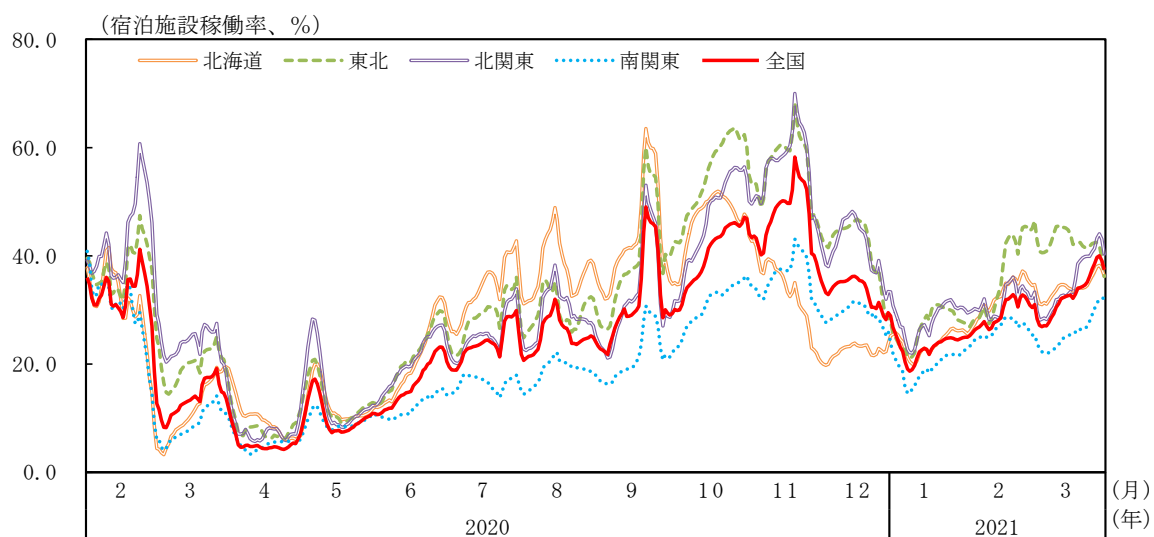
(備考) 総務省、経済産業省「経済センサス活動調査(2016年)」により作成。

(感染症の影響により各地域の宿泊施設稼働率は落ち込みが続く)

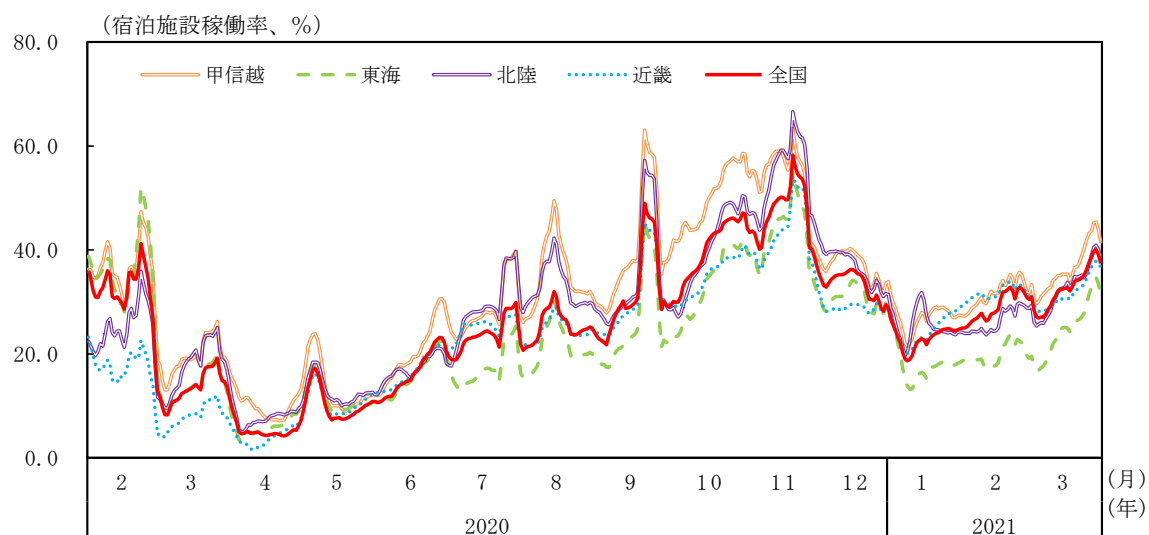
各地域の宿泊施設の稼働率は、全国的に2020年2～4月まで急激に低下したのち、5月末頃～11月末にかけては次第に上昇していたが、12月以降は再び低い水準で推移した(第2-2-5図(1)～(3))。特に南関東や沖縄といった地域の稼働率は、全国値を下回る傾向がみられる。

第2-2-5図 宿泊施設稼働率の推移(2020年2月～2021年3月(日次))

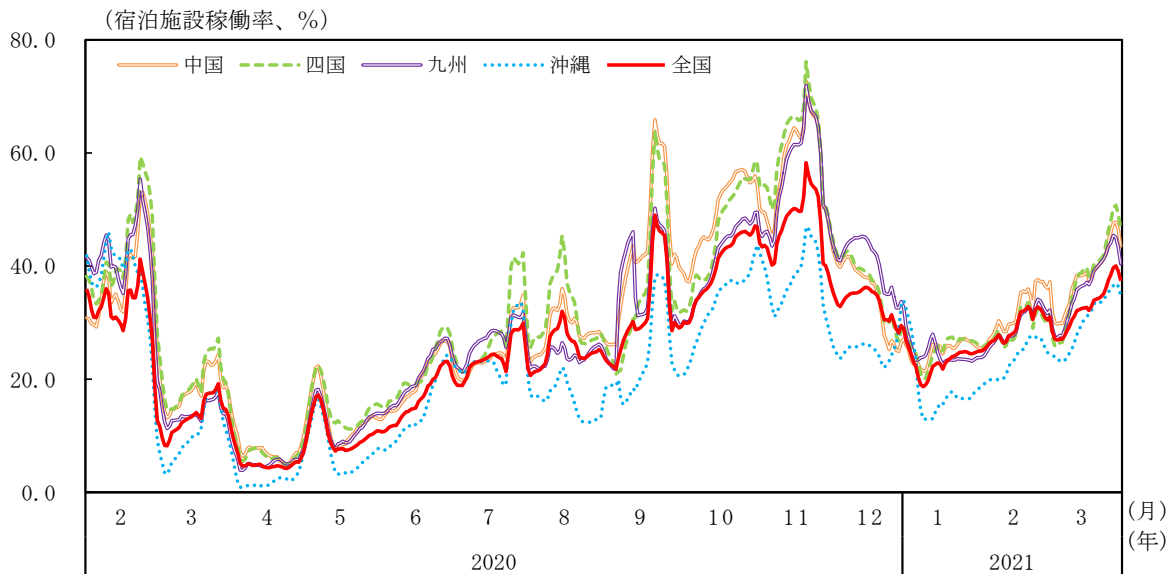
(1) 北海道、東北、北関東、南関東



(2) 甲信越、東海、北陸、近畿



(3) 中国、四国、九州、沖縄



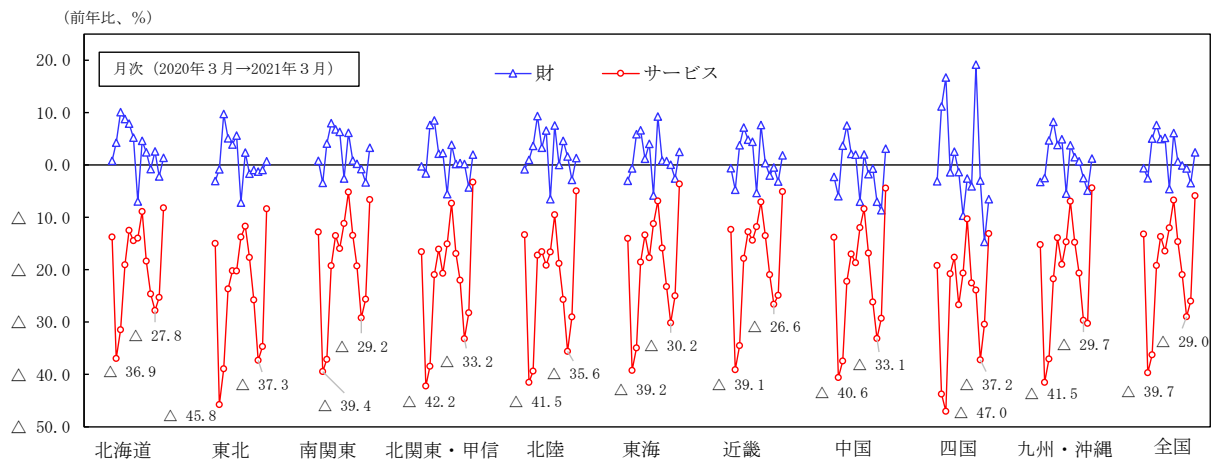
- (備考) 1. 公益財団法人九州経済調査協会「DATASALAD」により作成。
 2. 宿泊施設稼働率は後方7日間移動平均。100-((当日の空室数-当日を含む過去730日の最小空室数)/
 (当日を含む過去730日の最大空室数-当日を含む過去730日の最小空室数)*100)により算出。
 3. 2020年4月～6月の宿泊稼働指数は、2020年4月～5月に営業していた宿泊施設(両月で各20日以上
 客室を提供していた施設)のみを対象として指数を算出。

(感染症の影響により個人のサービス消費が大きく減少)

感染症抑制のために人々の行動が大きく変容したことから、個人の消費は大きく変動した。最初にカード支出に基づく個人消費の動向を地域別に概観すると(第2-2-6図)、財(衣服、飲食料、医薬品など)に対する支出は、地域や時期による増減はあるものの概ね前年と大きく変わらない水準で推移しているのに対し、サービス(外食、旅行、通信、娯楽など)に対する支出は、各地域とも大きく減少した。具体的には、各地域の財支出は2020年3月～2021年3月までを通じて、概ね対前年同月比で+10～▲10%の範囲で推移している⁴²。一方、サービス支出については、2020年4月に各地域ともに▲40%程度まで大きく減少した後、2020年10月までは次第に減少幅が縮小していった。11月からは再び減少幅が拡大していき、2021年1月の各地域の支出は▲30%程度となったが、3月には減少幅は縮小した。こうしたサービス支出の動向は、外食や旅行など外出を伴う消費の変動によるところが大きいと考えられる。

⁴² なお、ここで参照しているカード支出に基づくデータは、特に財に対する支出について、2020年9月の値は、前年同月に消費税率引上げ前の駆け込み需要が生じていたため、前年比が下押しされており、2020年10月の値は、前年同月に消費税率引上げ後の反動減が生じていたため、前年比が押し上げられている点に留意。

第2-2-6図 カード支出に基づく消費動向（月次）



- （備考）
1. 株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」（渡辺努「クレジットカード支出金額の『一人当たり支出金額』と『支出者数』への分解」（2020年4月）の参考系列）により作成。
 2. 「財」には主に衣服、飲食料及び医薬品等、「サービス」には主に外食、旅行、通信及び娯楽等が含まれる。
 3. 「北関東・甲信」は茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県。「北陸」は、新潟県、富山県、石川県、福井県。
 4. 図中に記載の計数は、前年比が最も低い月（四国は2020年5月、その他の地域は2020年4月）及び2021年1月の値。
 5. 2020年9月は前年同月に消費税率引上げ前の駆け込み需要が生じていたため、財を中心に前年比が下押しされており、2020年10月は、前年同月に消費税率引上げ後の反動減が生じていたため、財を中心に前年比が押し上げられている点に留意。

（景気ウォッチャー調査にみる小売業の景況感）

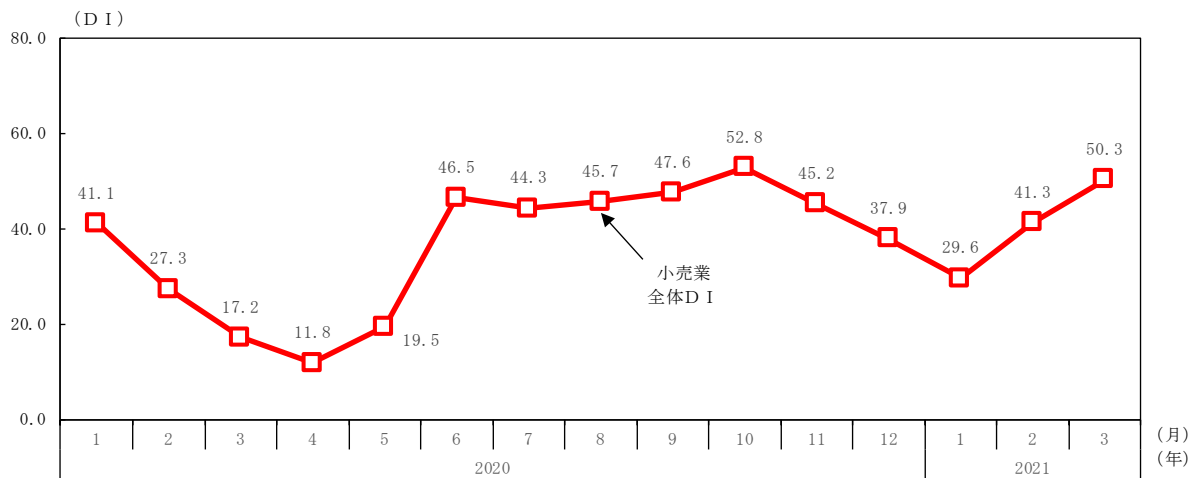
ここからは地域の個人消費の動向を詳細にみるため、景気ウォッチャー調査より、主に小売業の視点から消費に関わる動きを観察して得られた景況感のD I と、各地域の売上高や販売額等のデータの推移を業態別に確認していく。

まず、小売業全体の現状判断D I（第2-2-7図（1））は、2019年10月の消費税率引上げ以降、2020年1月まで概ね40台前半で推移してきたが、感染の拡大により2月から低下傾向となり、緊急事態宣言が発出された4月には、統計開始以来の最低水準⁴³である11.8まで低下した。しかし宣言が解除された5月以降、D I は上昇に転じ、6月には46.5と感染が拡大する前の1月のD I を超える水準にまで上昇した。8月以降も政府や自治体による観光キャンペーンなどにも支えられながらD I は上昇傾向を維持し、10月には52.8まで上昇した。しかし、11月以降のD I は、全国で感染者数が増加傾向となったことを背景に、連続して低下していき、再び緊急事態宣言が発出された2021年1月には29.6となった。ただし、その後感染者数は減少傾向となったことから、3月には50.3までD I は上昇している。

⁴³ 比較可能なD I が存在する2002年1月以来の最低水準。

第2-2-7図 景気ウォッチャー調査D I

(1) 小売業全体



(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。

2. 小売業全体D Iとは、景気ウォッチャー調査における小売関連の現状判断D I（原数値）。

(百貨店の販売額は大きく減少)

小売業の内訳を業態別にみていくと、まず百貨店のD I（第2-2-7図（2））は、緊急事態宣言下の営業自粛の影響により4月には1.0と極めて低い水準にまで低下したが、宣言が解除されると営業の再開により、D Iは6月に58.6まで大きく上昇した。しかし、それ以降はG o T oキャンペーンの影響による一時的な上昇が10月にみられたものの⁴⁴、百貨店のD Iは概ね緩やかな低下傾向が続き、2021年1月には再び緊急事態宣言が発出されたことにより、20.4まで低下した。ただし、3月のD Iは感染者数の減少等を受けて、65.2まで大幅に上昇している。

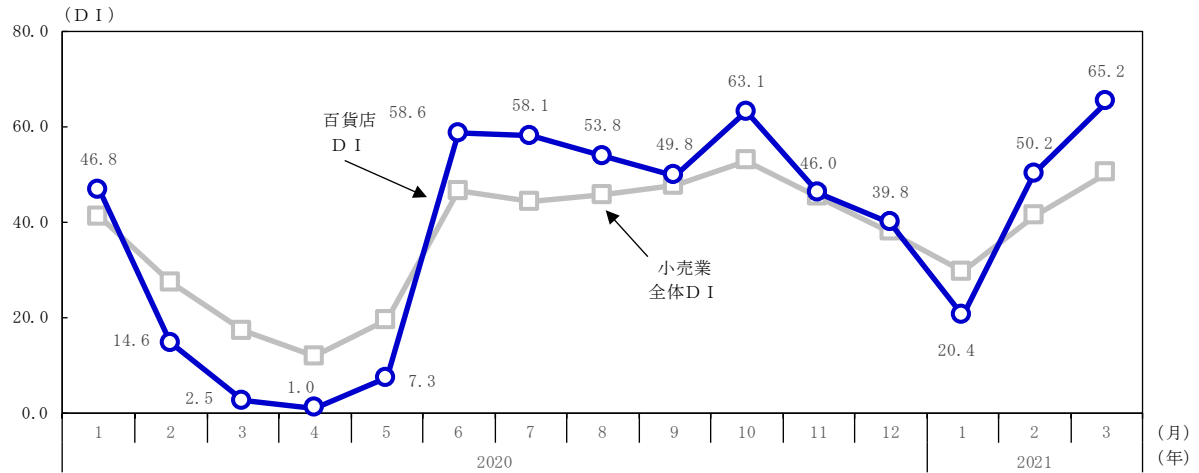
次に地域別に百貨店の売上高の推移をみると（第2-2-8図）、感染の拡大が始まった2020年1-3月期には、対前年同期比で▲10～▲20%程度の減少となり、続く4-6月期には更に大きく減少した。特に北海道、関東、近畿、九州・沖縄といった地域では、▲50%を超える売上高の減少がみられた。ただし7-9月期にはすべての地域で売上高の減少幅は大きく縮小し、前々年と比べて70%以上の売上水準となった。10-12月期も概ね7-9月期と同水準で推移していたが、2021年1-3月はいずれの地域も感染症の影響により対前々年同期比で▲20%以上の減少となった。

⁴⁴ 景気ウォッチャー調査（令和2年10月調査）では、以下のようなコメントがみられた。

「3か月前には開催できなかった物産催事や外商催事も開催できるようになり、好調に推移している。地域共通クーポンも土産物を中心に売上を下支えしている。大ヒット映画による集客増もあり、売上は3か月前よりも回復している。（九州＝百貨店）」

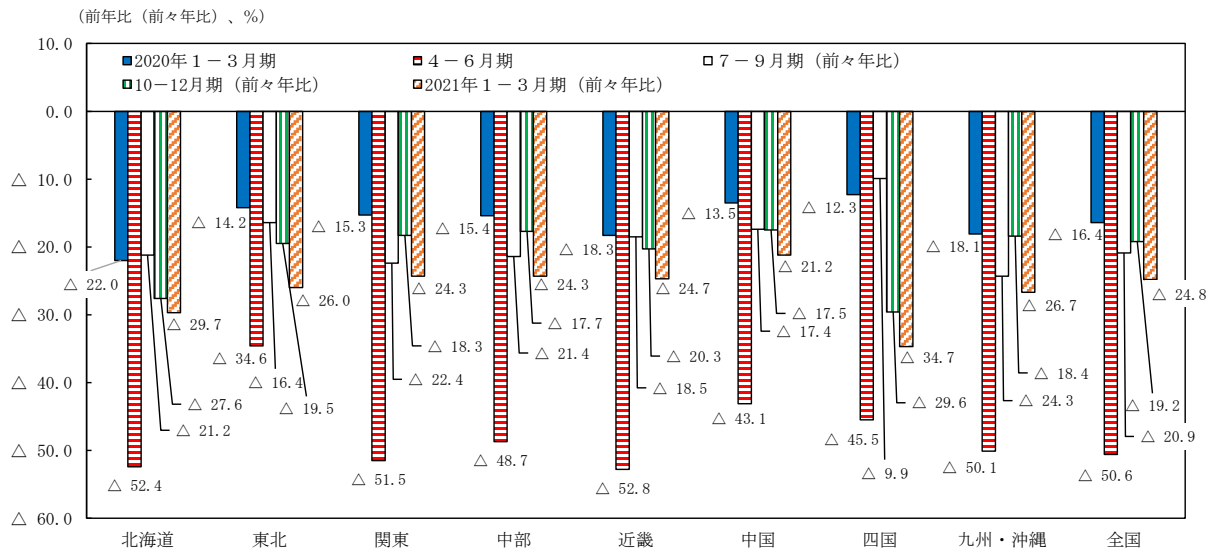
第2-2-7図 景気ウォッチャー調査D I

(2) 百貨店



- (備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 小売業全体D Iとは、景気ウォッチャー調査における小売関連の現状判断D I（原数値）。
 3. 百貨店D Iとは、景気ウォッチャー調査において業種・職種が百貨店である景気ウォッチャーの現状判断D I（原数値）。

第2-2-8図 百貨店の販売額の推移（地域別）

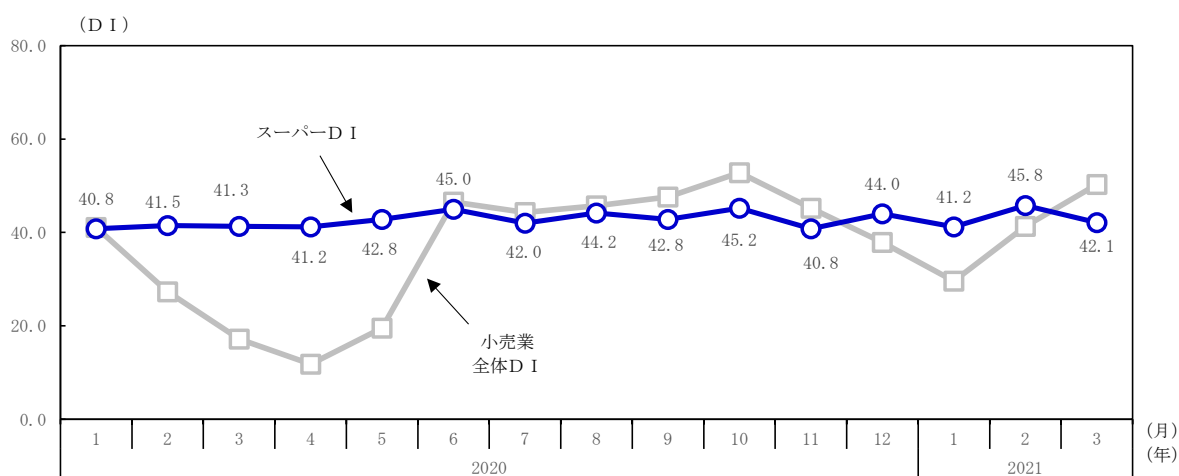


- (備考) 1. 経済産業省「商業動態統計」により作成。
 2. 2020年7-9月期、10-12月期及び2021年1-3月期の値は、2019年10月の消費税率上げの影響を除くため前々年比の値を掲載。
 3. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県。
 中部は、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県。
 近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

(スーパーの販売額は概ね前年や前々年を上回って推移)

景気ウォッチャー調査におけるスーパーのD I（第2-2-7図（3））は、緊急事態宣言下にあっても概ね通常の営業を続けていたことに加え、感染を避けるため外食を控えて内食を選択する傾向が広がったことから⁴⁵、前述の百貨店のようにD Iが大きく変動することはなく、2020年1月～2021年3月まで概ね40台で安定的に推移した。地域別にスーパーの販売額の推移をみても（第2-2-9図）、2020年1-3月期～2021年1-3月期まで、大半の地域で販売額が前年若しくは前々年の販売額を上回っている。

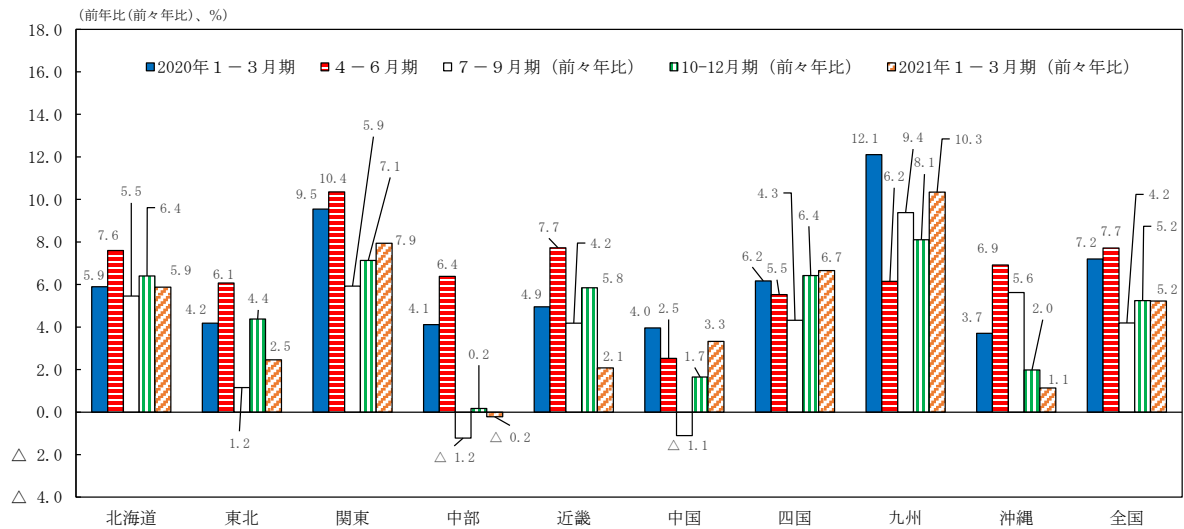
第2-2-7図 景気ウォッチャー調査D I
(3) スーパー



- (備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 小売業全体D Iとは、景気ウォッチャー調査における小売関連の現状判断D I（原数値）。
 3. スーパーD Iとは、景気ウォッチャー調査において業種・職種がスーパーである景気ウォッチャーの現状判断D I（原数値）。

⁴⁵ 景気ウォッチャー調査（令和2年4月調査）では、以下のようなコメントがみられた。
 「新型コロナウイルス関係で外出自粛のため、内食需要が拡大し来客数も週末に集中し買上点数が伸長している。しかし、状況が刻々変化するので今後の状況は見えない状況である。（東北＝スーパー）」

第2-2-9図 スーパーの販売額の推移（地域別）



- （備考） 1. 経済産業省「METI POS小売販売額指標 [ミクロ]」より作成。
 2. 2020年7-9月期、10-12月期及び2021年1-3月期の値は、2019年10月の消費税率引上げの影響を除くため前々年比の値を掲載。
 3. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県。
 中部は、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県。
 近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

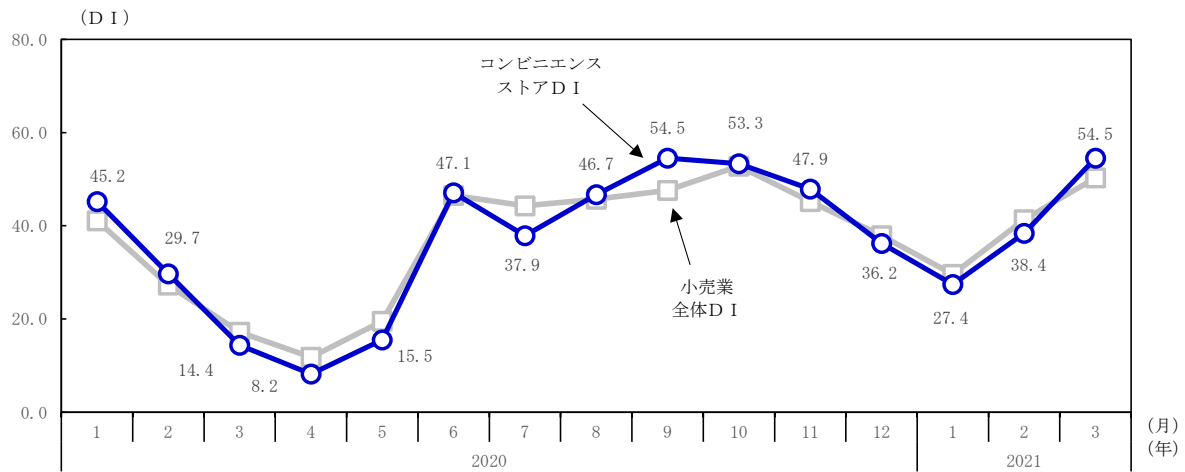
（コンビニエンスストアの販売額は前年や前々年より減少）

続いて、景気ウォッチャー調査により、コンビニエンスストアの景況感をDIでみると（第2-2-7図（4））、スーパーと同様にコンビニエンスストアは、緊急事態宣言下にあってもほぼ通常通りの営業を続けていたものの、宣言が発出された4月には8.2まで大きく低下している。こうした背景には、緊急事態宣言下にあって、リモートワークの推進やイベント等の自粛の影響により、人々の外出する機会が大きく減少したことがあったと思われる⁴⁶。宣言の解除後には、社会経済活動の再開にあわせて、DIは6月には47.1まで上昇し、9月には54.5となった。その後、再び感染症が拡大傾向となったことや緊急事態宣言の影響により、2021年1月にはDIは27.4まで低下したものの、3月には54.5まで回復している。

地域別にコンビニエンスストアの販売額の推移をみると（第2-2-10図）、概ねすべての地域で共通した動向となっており、2020年1-3月期の販売額はやや前年を下回る程度の減少であったが、4-6月期の販売額は前年に比べて▲5～▲10%程度まで減少している。7-9月期はすべての地域で減少幅が縮小し、10-12月期はほぼ前々年並みの販売額となった地域もみられた。ただし、2021年1-3月期は再度の緊急事態宣言の影響により、すべての地域で前々年と比べて▲2～▲5%程度の減少となっている。

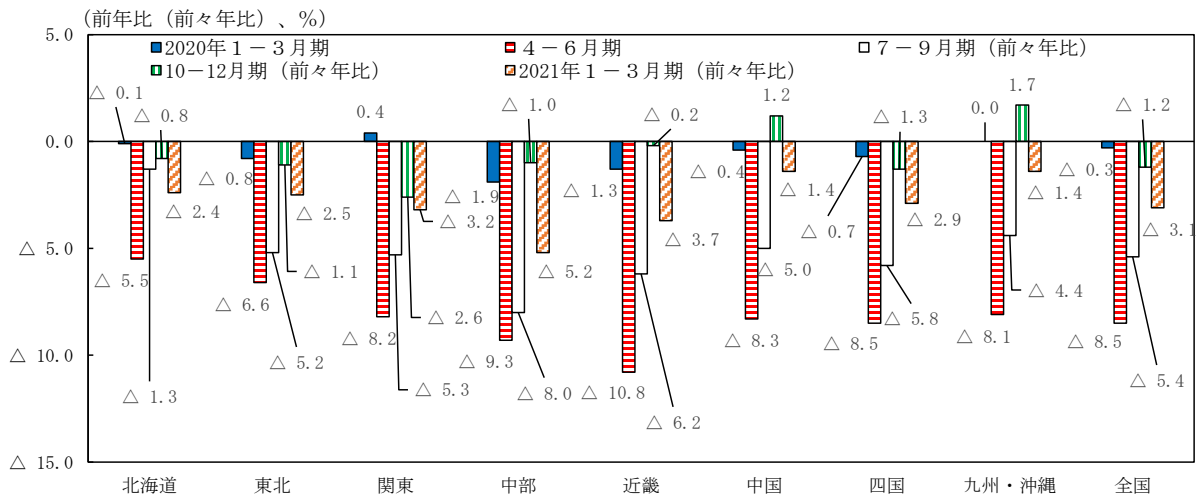
⁴⁶ 景気ウォッチャー調査（令和2年4月調査）では、以下のようなコメントがみられた。
 「県の新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発令に伴い、人の動きを始めとして来客数の減少により売上ダウンにつながっている。（沖縄＝コンビニ）」

第2-2-7図 景気ウォッチャー調査D I
(4) コンビニエンスストア



- (備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 小売業全体D Iとは、景気ウォッチャー調査における小売関連の現状判断D I (原数値)。
 3. コンビニエンスストアD Iとは、景気ウォッチャー調査において業種・職種がコンビニエンスストアである景気ウォッチャーの現状判断D I (原数値)。

第2-2-10図 コンビニエンスストアの販売額の推移 (地域別)

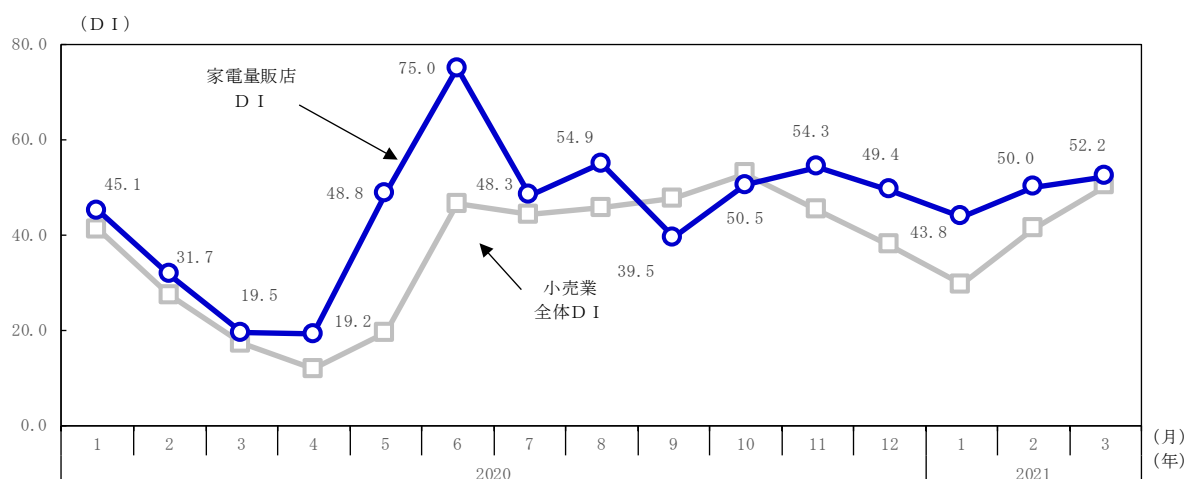


- (備考) 1. 経済産業省「商業動態統計」により作成。
 2. 2020年7-9月期、10-12月期及び2021年1-3月期の値は、2019年10月の消費税率引上げの影響を除くため前々年比の値を掲載。
 3. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県。
 中部は、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県。
 近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

(家電量販店の販売額は前年や前々年を上回って推移)

景気ウォッチャー調査における家電量販店のD I（第2-2-7図（5））は、感染症の影響により4月に19.2まで低下した。しかし、5月より定額給付金の給付が進んだことに加え、夏季を控えてエアコン需要が高まったことを背景に、6月には75.0までD Iは急速に上昇した⁴⁷。7月以降はこうした需要も一巡しD Iは概ね50をやや上回る水準で推移した。2021年1月には再度の緊急事態宣言の影響によりD Iは43.8とやや低下したが、3月には52.2へと再び上昇している。地域別の販売額の推移をみると（第2-2-11図）、2020年1-3月期はすべての地域で販売額は前年を下回っているが、4-6月期は関東・甲信越を除くすべての地域で前年を上回る販売額となった。続く7-9月期及び10-12月期の販売額は、すべての地域で前々年を超える水準で推移している。続く2021年1-3月期は、2回目の緊急事態宣言の影響により、販売額にやや減少傾向がみられるものの、関東・甲信越以外の地域では前々年を超える状況が続いている。

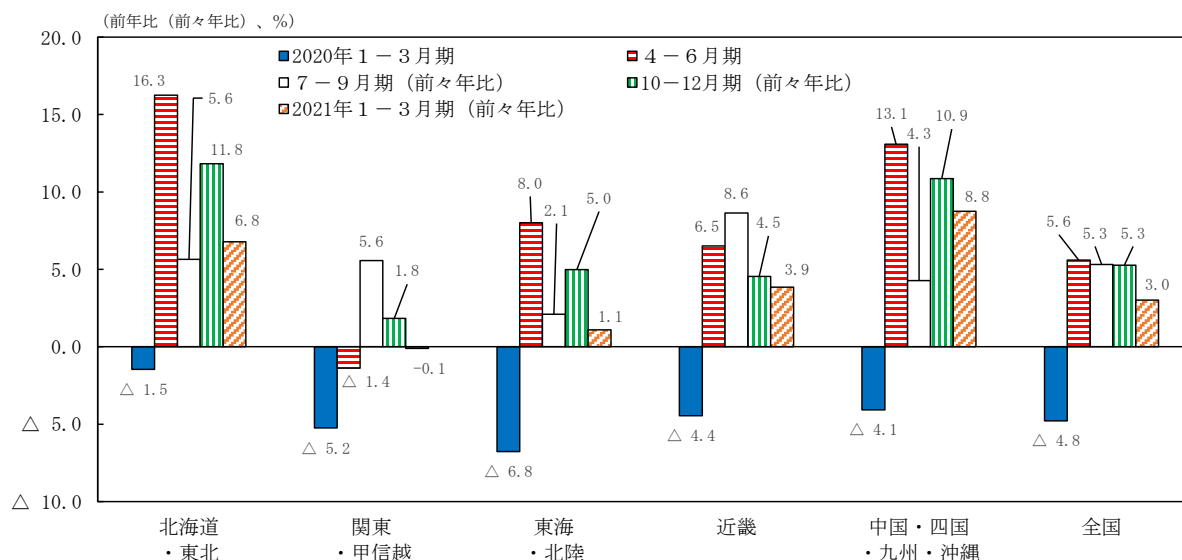
第2-2-7図 景気ウォッチャー調査D I
(5) 家電量販店



- (備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 小売業全体D Iとは、景気ウォッチャー調査における小売関連の現状判断D I（原数値）。
 3. 家電量販店D Iとは、景気ウォッチャー調査において業種・職種が家電量販店である景気ウォッチャーの現状判断D I（原数値）。

⁴⁷ 景気ウォッチャー調査（令和2年6月調査）では、以下のようなコメントがみられた。
 「特別定額給付金の支給により、高額商品が動いている。特に白物家電が好調で、ちょうど梅雨の時期であるため、エアコンの販売が増えている。（近畿＝家電量販店）」

第2-2-11図 家電量販店の販売額の推移（地域別）



- (備考) 1. ジーエフケー・マーケティングサービス・ジャパン株式会社により作成。
 2. 2020年7-9月期、10-12月期及び2021年1-3月期の値は、2019年10月の消費税率引上げの影響を除くため前々年比の値を掲載。
 3. 関東・甲信越は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県。
 東海・北陸は、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県。

(乗用車新車登録台数は前年や前々年を下回って推移)

景気ウォッチャー調査における乗用車販売店のD I（第2-2-7図（6））は、他の業種と同様に緊急事態宣言による影響が大きかった4月に最も低い水準である8.6まで低下した。しかしその後は、国内の自動車生産が本格的に再開するにつれて新型車の市場投入等も再開したことから⁴⁸、D Iは着実に上昇していき9月には59.8まで上昇した。その後、2020年の年末より感染の拡大懸念が再び強まるにつれて、乗用車販売店のD Iは低下に転じ、2021年1月には41.4までD Iは低下したが、3月には52.0まで再び上昇している。

地域別に乗用車新車登録台数の推移をみると（第2-2-12図）、各期の登録台数は地域によらず概ね2020年1-3月期に対前年同期比で▲10%程度の減少となった後、4-6月期には、4月にレンタカーの新規登録台数が特に多い⁴⁹沖縄で▲40%程度、その他の地域では▲30%程度の減少となった。続く7-9月期には、すべての地域で登録台数

⁴⁸ 景気ウォッチャー調査（令和2年9月調査）では、以下のようなコメントがみられた。

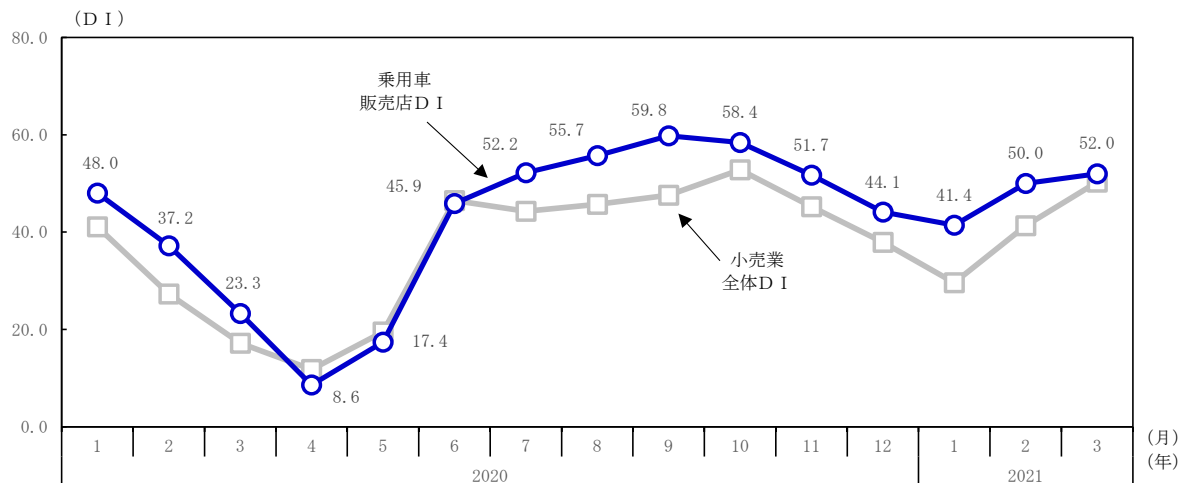
「前年超えとはいかないまでも、ある程度の水準まで販売台数が戻ってきている。来店傾向も家族連れが多くなっており、その会話からも過剰に新型コロナウイルスを心配する声は薄れているようである。（東北＝乗用車販売店）」

⁴⁹ 内閣府（2020）「地域の経済2019」によれば、「沖縄ではレンタカー向けの乗用車の新規登録・届出台数の占める割合が高く、（中略）例年は、おおむね観光客が増加する春及び夏に大幅に新規登録台数が増加し、秋～冬に掛けて減少するという傾向がある」とされ、2018年と2019年の統計値では4月に最もレンタカーの新規登録台数が多かった事が示されている。

の減少幅は縮小し、続く10－12月期にも減少幅の縮小傾向が続いたが、2021年1－3月期の登録台数は、すべての地域で、再び減少幅が拡大する動きとなっている。

第2-2-7図 景気ウォッチャー調査DI

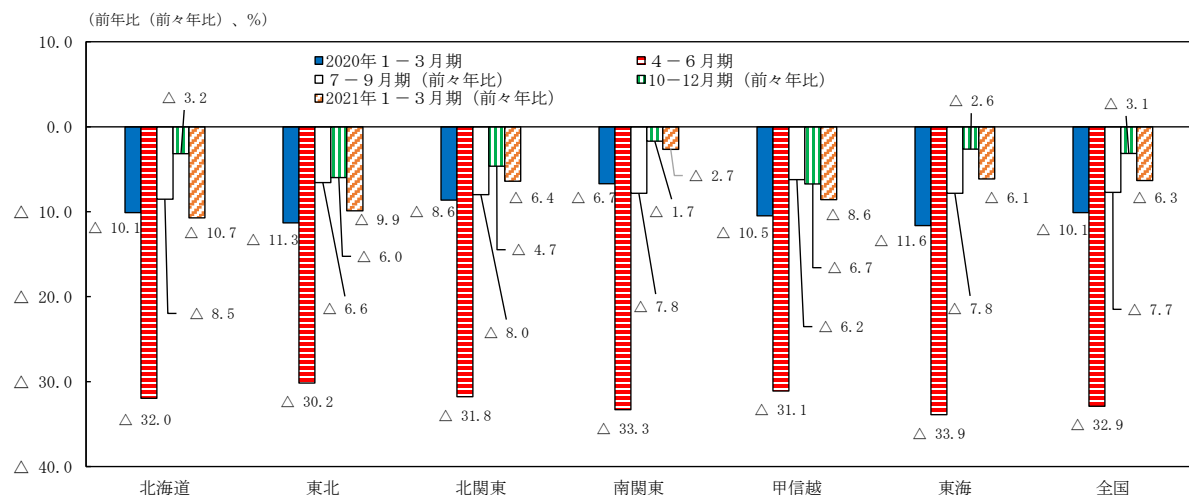
(6) 乗用車販売店



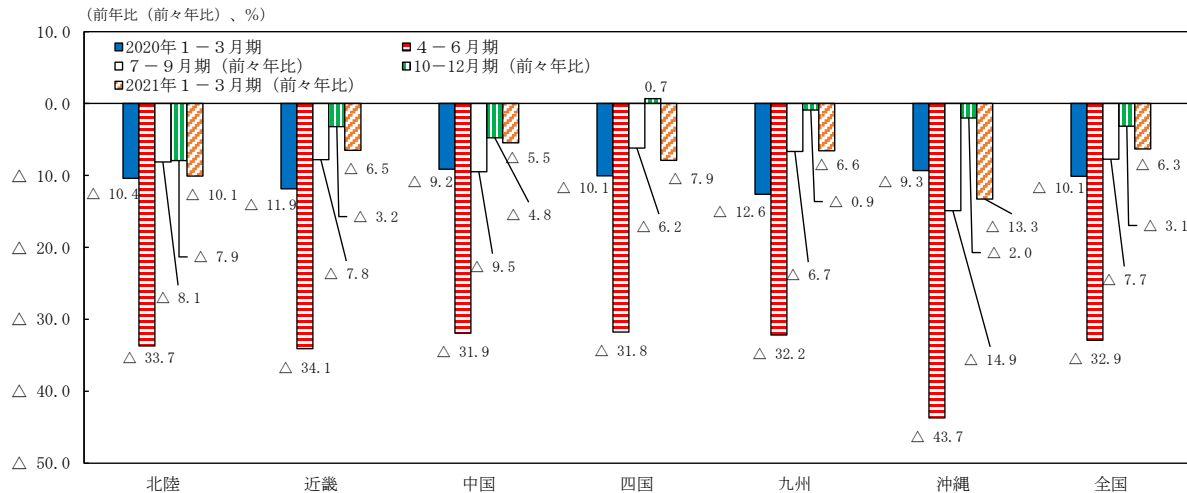
- (備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 小売業全体DIとは、景気ウォッチャー調査における小売関連の現状判断DI（原数値）。
 3. 乗用車販売店DIとは、景気ウォッチャー調査において業種・職種が乗用車販売店である景気ウォッチャーの現状判断DI（原数値）。

第2-2-12図 乗用車新車登録台数の推移（地域別）

(1) 北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海



(2) 北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄



- (備考) 1. 一般社団法人日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」の登録ナンバーベース及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車日報累計表」により作成。
2. 2020年7-9月期、10-12月期及び2021年1-3月期の値は、2019年10月の消費税率引上げの影響を除くため前々年比の値を掲載。

(飲食店の売上高は前年や前々年を大きく下回る状態が続いている)

飲食業の景況感を景気ウォッチャー調査D Iで確認すると(第2-2-7図(7))、小売業と同様に緊急事態宣言のあった4月にD Iは1.2と極めて低い水準にまで低下した。その後、5月よりD Iは上昇に転じ6月には38.2と感染拡大前の1月の値(37.2)を超える水準まで上昇したものの、8月には感染者数の増加から一部の地域で飲食店に対して営業時間の短縮要請等があったこともあり、8月のD Iは36.0に低下した⁵⁰。その後、感染の落ち着きと政府や自治体による消費活性化のためのキャンペーンにより、再びD Iは上昇に転じ10月には57.4となった。しかし、年末にかけては全国的に感染者数が増加し、各地域の自治体等から営業時間の短縮要請等もあったことから、飲食店のD Iは大幅に低下していき、再び緊急事態宣言が発出された2021年1月には11.0まで低下した⁵¹。その後、感染者数が減少するにつれ一部の地域で宣言も解除されたことから、3月にはD Iは47.4まで大きく上昇している。

⁵⁰ 景気ウォッチャー調査(令和2年8月調査)では、以下のようなコメントがみられた。

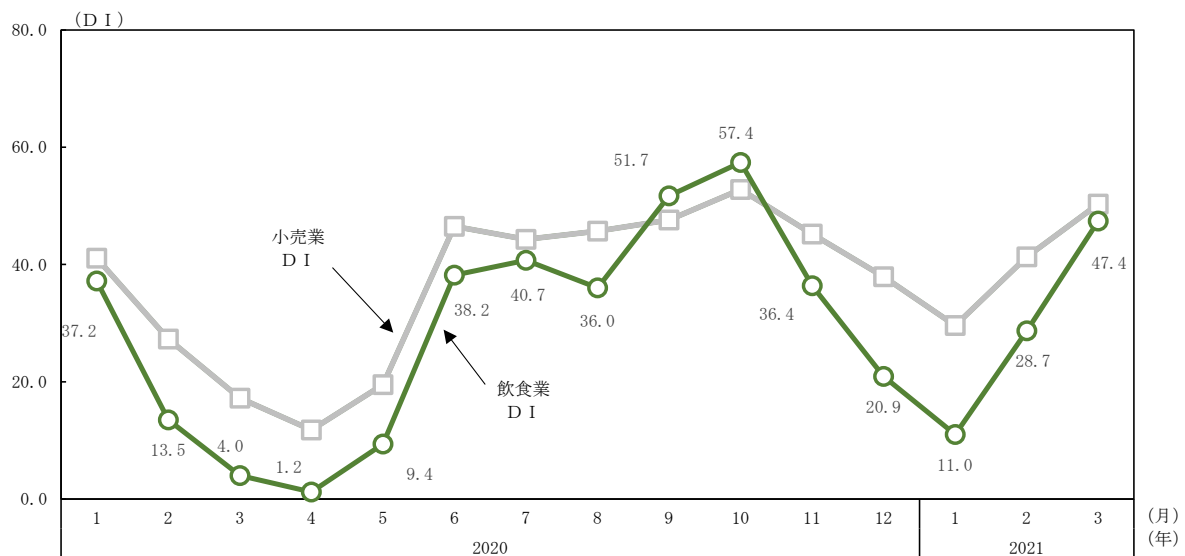
「猛暑で商店街の人通りが非常に少ない。大阪市内で飲食店の営業自粛が要請され、当店は対象に入っていないものの、消費者が警戒し、来客数が減少している。来客には2人連れが多く、店内の座席も減らしているため、売上が伸びない。(近畿=一般レストラン)」

⁵¹ 景気ウォッチャー調査(令和3年1月調査)では、以下のようなコメントがみられた。

「ディナーの来客数が激減している。新年会のグループ客がほとんどない。(東北=高級レストラン)」、「1月は2度目の緊急事態宣言が発出され、県内の客が全く来店しなくなっている。また、感染者も多く出ているため、動きも全くない。(九州=高級レストラン)」

第2-2-7図 景気ウォッチャー調査DI

(7) 飲食業



(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。

2. 小売業DIとは、景気ウォッチャー調査における小売関連の現状判断DI（原数値）。

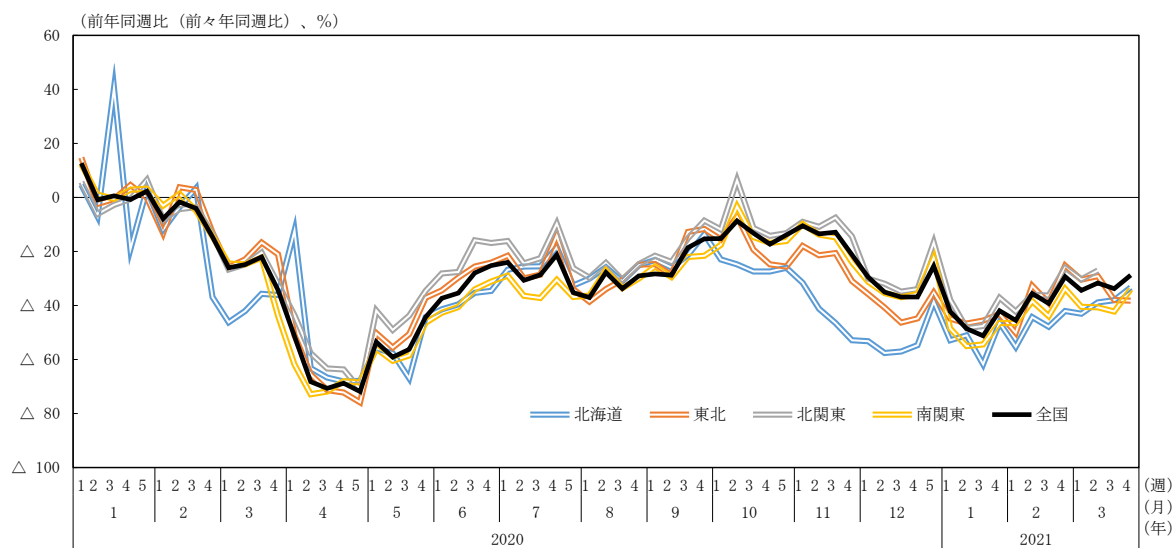
3. 飲食業DIとは、景気ウォッチャー調査における飲食関連の現状判断DI（原数値）。

続いて、地域別に飲食店の売上高の推移をみると（第2-2-13図）、全体的には、各地域とも2020年1～4月まで大きく売上高が減少したのち、5～11月まで対前年同週比の減少幅は縮小傾向となったが、12月からは再び減少幅が拡大する動きとなっている。また、特に北海道の場合には、2020年2～3月の時期、及び11～12月の時期には、他の地域を大きく下回って推移している。また沖縄でも、7～8月の時期に、飲食店の売上高が他の地域よりも大きく落ち込んでいる。両地域では、それぞれ該当する時期において、新規感染者数の増加傾向と人出の減少傾向がみられることから（第2-1-3図（2）及び（13）参照）、こうした動きが飲食店の売上高の減少につながったものと考えられる。その他に、新規感染者数が他の地域に比べて多い傾向のある南関東も、飲食店の売上高は全国値を下回る動きとなることが多く、特に2回目の緊急事態宣言が発出された2021年以降は、全国値を下回る動きが続いている。一方、北陸や四国のように、新規感染者数が他の地域に比べて少ない地域では、飲食店の売上高の減少幅が全国値より小さい傾向もみられる。

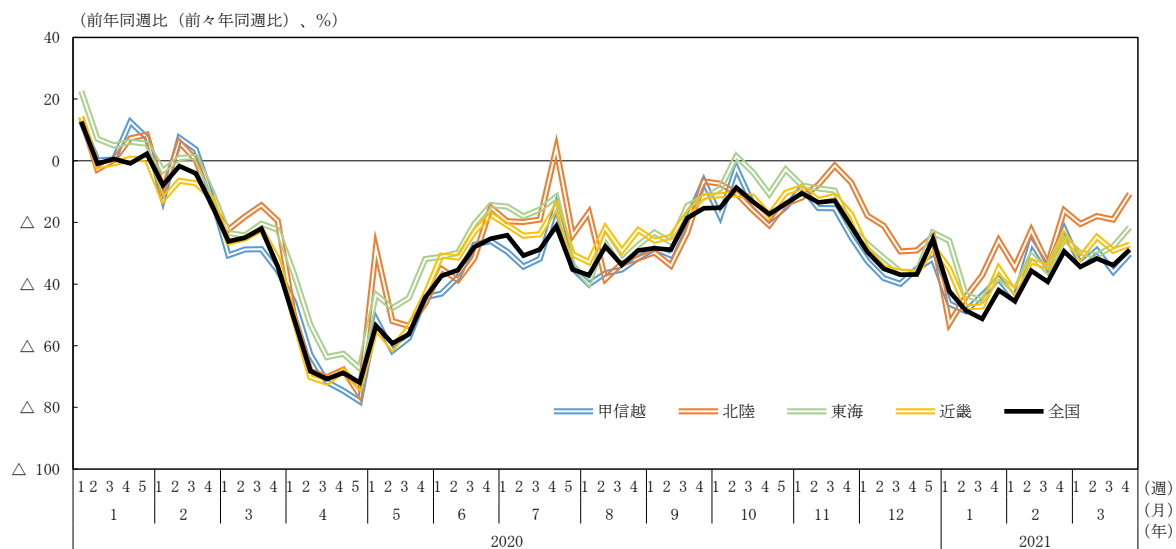
最後に各地域の従業者数のうち飲食業の従業者数の割合をみると（第2-2-14図）、各地域で概ね1％程度であるが、北海道、九州及び沖縄ではやや高い。飲食店の業況の低迷は、幅広い地域で大きな影響を与えたと考えられる。

第2-2-13図 飲食店の売上高の推移（地域別）

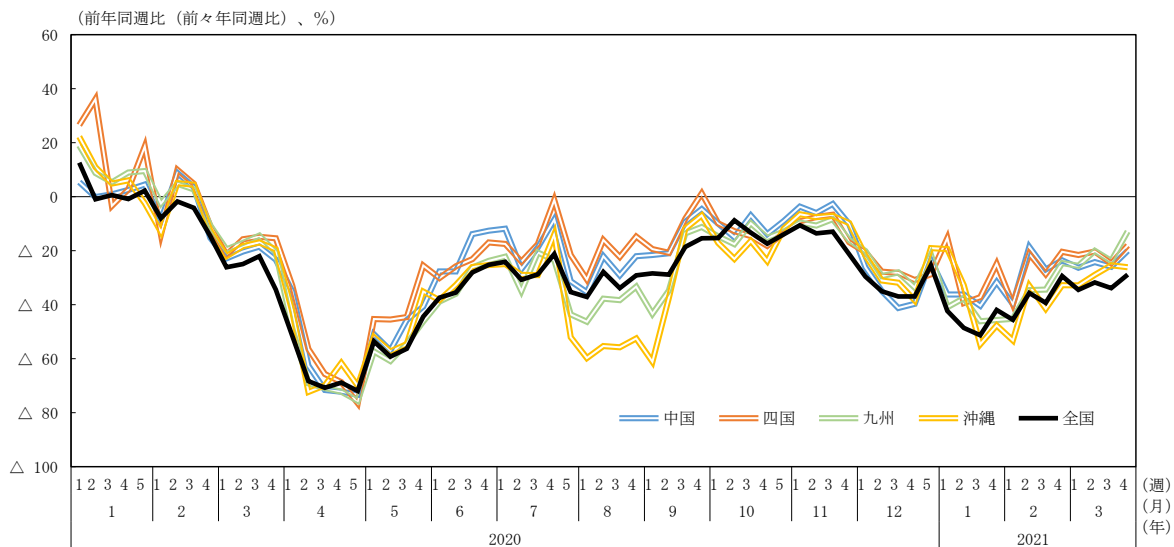
（1）北海道、東北、北関東、南関東



（2）甲信越、北陸、東海、近畿

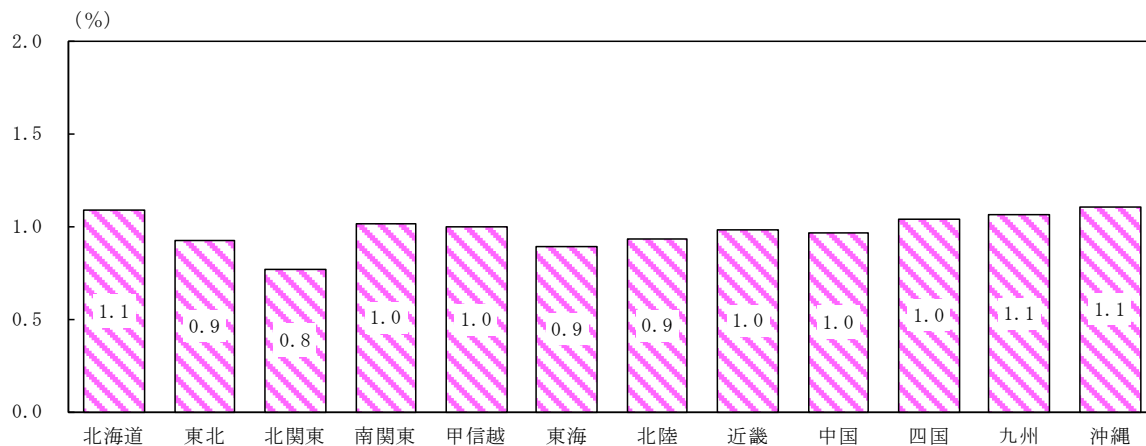


(3) 中国、四国、九州、沖縄



- (備考) 1. ポスタス株式会社「集計POSデータ」により作成。ポスタス株式会社提供のPOSレジを導入している飲食店のデータからランダムに抽出されたパネルデータを基に集計。ファーストフード大手チェーン企業は含まれない。
2. 1店舗あたりの伸び率。各業態（居酒屋、レストラン系、軽食、持ち帰り、その他）の1店舗伸び率と、平成28年経済センサス活動調査の業態別事業所数をウェイトに加重平均している。
3. 2020年1～12月までの値は前年同週比、2021年1～3月までの値は前々年同週比。

第2-2-14図 各地域の飲食業の従業者数の割合



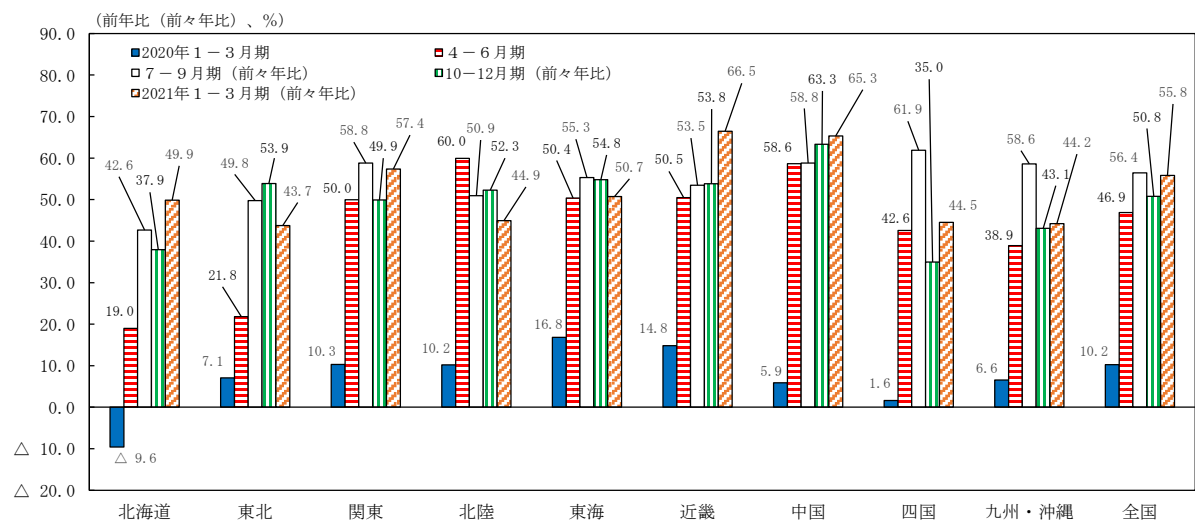
(備考) 総務省、経済産業省「経済センサス活動調査(2016年)」により作成。

(インターネットを利用した消費は大きく増加)

最後に、感染症の影響下にあつて人々の外出控えや営業の自粛といった影響を受けづら
いと考えられるインターネットを利用した消費の動向を確認すると(第2-2-15図)、
多くの地域で、家計消費におけるインターネットを利用した支出額(旅行関係費を除く)

は大きく増加している。家計消費状況調査のデータによれば、地域によって増加率や増加の時期にばらつきがあるものの、インターネットを利用した支出は総じて、2020年1－3月期より対前年同期比で増加傾向となっており、4－6月期には一段と増加率が高まった。続く7－9月期はすべての地域で増加率が40%以上になり、10－12月期の増加率は全地域で30%以上、続く2021年1－3月期には再び全地域で40%以上の増加率となるなど、高水準で推移している。こうしたインターネットを利用した支出額の増加の背景として、感染症下にあつて対人接触を伴わずに買物等を行うことができる手段として、多くの消費者がインターネットを利用した消費を選好したことがあると考えられる。

第2-2-15図 インターネットを利用した支出額（旅行関係費を除く）の推移



- (備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」により作成。
 2. データは2人以上世帯のもの。旅行関係費は除く。
 3. 2020年7－9月期、10－12月期及び2021年1－3月期の値は、2019年10月の消費税率引上げの影響を除くため前々年比の値を掲載。
 4. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県。
 北陸は、新潟県、富山県、石川県、福井県。

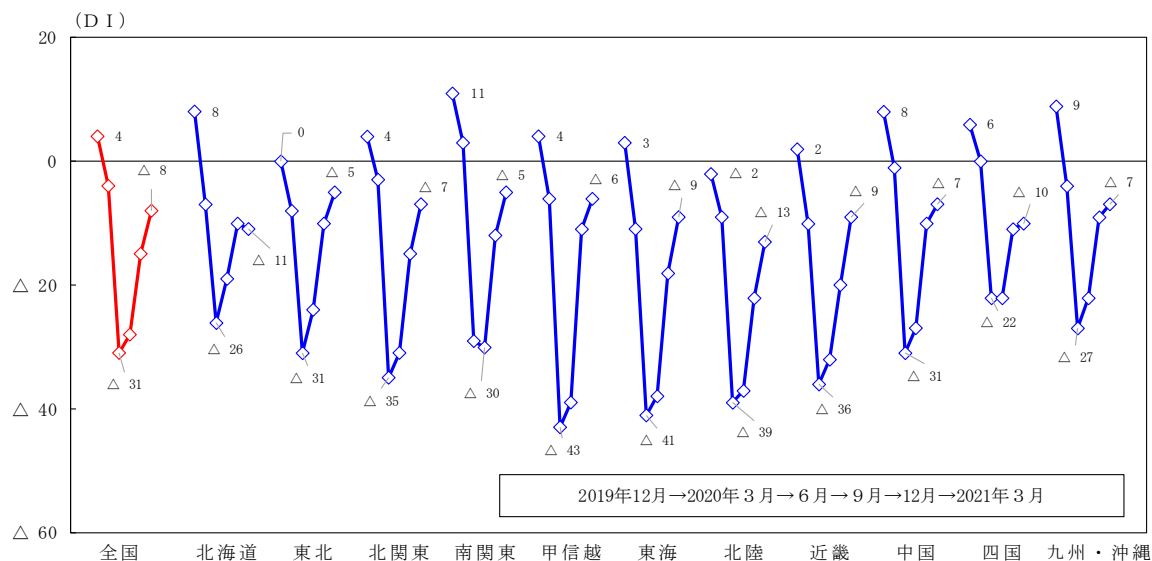
(3) 生産への影響

前節までみてきたとおり、感染症は人々の日常生活の変容を通じて、特に家計消費に関わる小売業やサービス業などに大きな負の影響を与えた。一方、感染症の世界的流行は、サプライチェーンの混乱や輸出の減少などを通じて、国内の製造業等にも大きな影響を及ぼしている。そこで本節では、2020年に感染症が与えた地域の経済への影響の大きさについて、主に製造業等の生産者側の視点からみていく。

(企業の景況感は各地域で大きく低下したがその後は持ち直しがみられる)

企業側からみた景況感について、2020年の推移を地域別に確認すると（第2-3-1図）、日銀短観D I（全規模全産業）によれば、企業の景況感は2020年3月から6月まで、すべての地域で大幅に低下した。しかし続く9月のD Iは、南関東と四国を除いて上昇に転じており、12月には全ての地域でD Iは上昇した。3月には北海道を除く全ての地域で一段とD Iは上昇しており、各地域の企業の景況感は、感染症前の水準にまでは回復していないが、持ち直しがみられる。

第2-3-1図 各地域の企業の景況感（日銀短観D I（全規模全産業））



(備考) 1. 日本銀行本店及び各支店の「企業短期経済観測調査（短観）」により作成。
2. 北関東は前橋支店、南関東は横浜支店、甲信越は甲府支店、東海は名古屋支店の公表値。

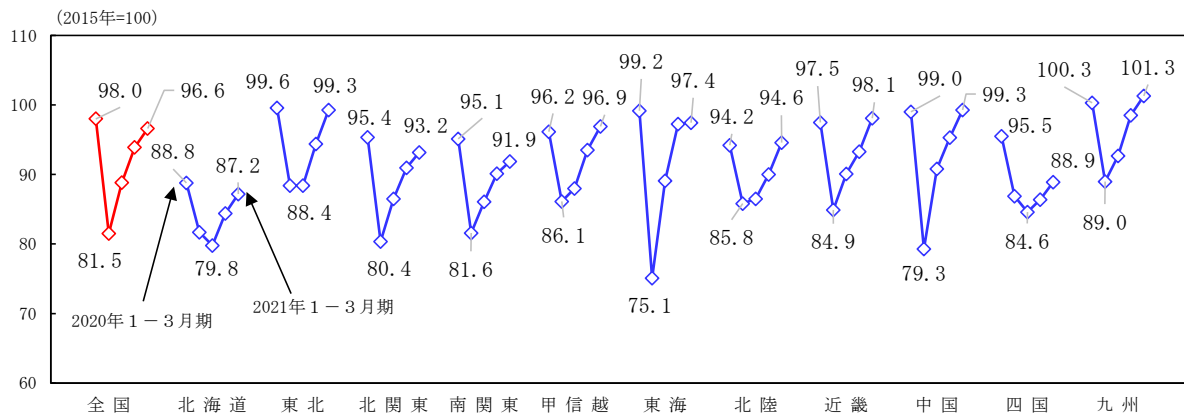
(各地域の生産は2020年4-6月期に落ち込んだ後持ち直している)

製造業の生産の状況をまず全国の鉱工業生産指数によって確認すると（第2-3-2図）、生産指数は2020年4-6月期に感染症の影響により大きく低下したが、その後は2021年1-3月期まで連続して上昇する動きが続いている。地域別に指数の推移をみると、4-6月期には全ての地域で生産指数は大きく低下した。しかし続く7-9月期に

は、北関東、南関東、東海、近畿、中国及び九州といった地域で生産が持ち直し、指数は大きく上昇した。10－12月期は前述の地域に加え、北海道、東北、甲信越及び北陸といった地域でも生産が持ち直し、指数が大きく上昇している。2021年1－3月期には、東海で持ち直しに足踏みがみられたものの、全ての地域で指数は前期より連続して上昇しており、生産は各地域で持ち直しといえる状態となっている。

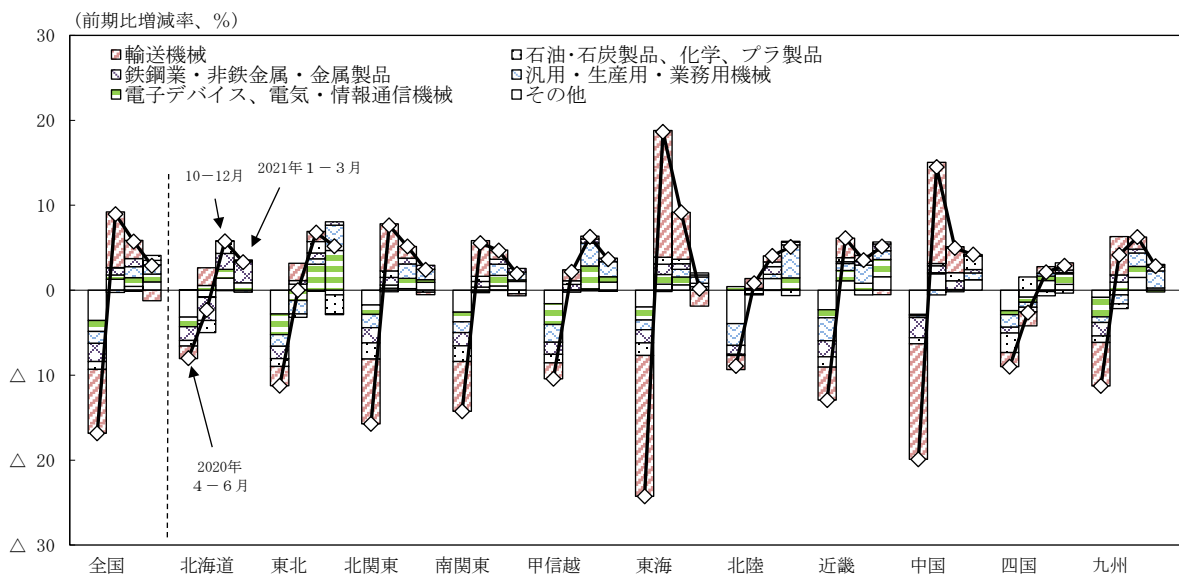
以上のような各地域の生産の持ち直しの状況を、産業別の寄与度によって確認すると（第2－3－3図）、7－9月期には、輸送機械の生産が他の産業に比べて増加したことを背景に、代表的な輸送機械である自動車の生産が盛んな地域で、生産指数への上昇寄与が大きかった。具体的には、北関東、南関東、東海、近畿、中国及び九州といった、製造業のうち輸送機械の占める割合が高い地域（第2－3－4図）では、7－9月期の輸送機械による上昇寄与が大きく、生産指数は上昇している。続く10－12月期には、より多くの地域で生産に持ち直しの動きが広がった。具体的には、引き続き輸送機械の生産が増加したことが、北関東、南関東、東海、中国及び九州といった地域の生産の増加に寄与した。また汎用・生産用・業務用機械は、東北、北関東、南関東、甲信越、北陸、近畿及び九州などの生産の増加に寄与した。電子デバイス、電気・情報通信機械は、東北、北関東、南関東、甲信越、近畿及び九州などの生産の増加に寄与した。鉄鋼業・非鉄金属・金属製品は、北海道や北陸の生産の増加に寄与した。2021年1－3月期には、輸送機械がマイナスに寄与したことから、東海の実績指数の前期比増減率が特に大きく低下したが、全ての地域で生産指数の前期比増減率はプラスが続いた。引き続き汎用・生産用・業務用機械が、東北、北関東、南関東、甲信越、北陸、近畿、中国、九州といった地域の生産の増加に寄与したほか、電子デバイス、電気・情報通信機械も、東北、北陸、近畿、四国の生産の増加に寄与した。その他には、鉄鋼業・非鉄金属・金属製品が北海道の生産の増加に寄与している。総じて2020年以降の我が国の地域の生産は、感染症の影響により4－6月期には大きく減少したが、その後の推移をみれば、地域差はあるものの概ね持ち直していると言える。

第2-3-2図 各地域の鉱工業生産指数の推移（2020年1月～2021年3月）



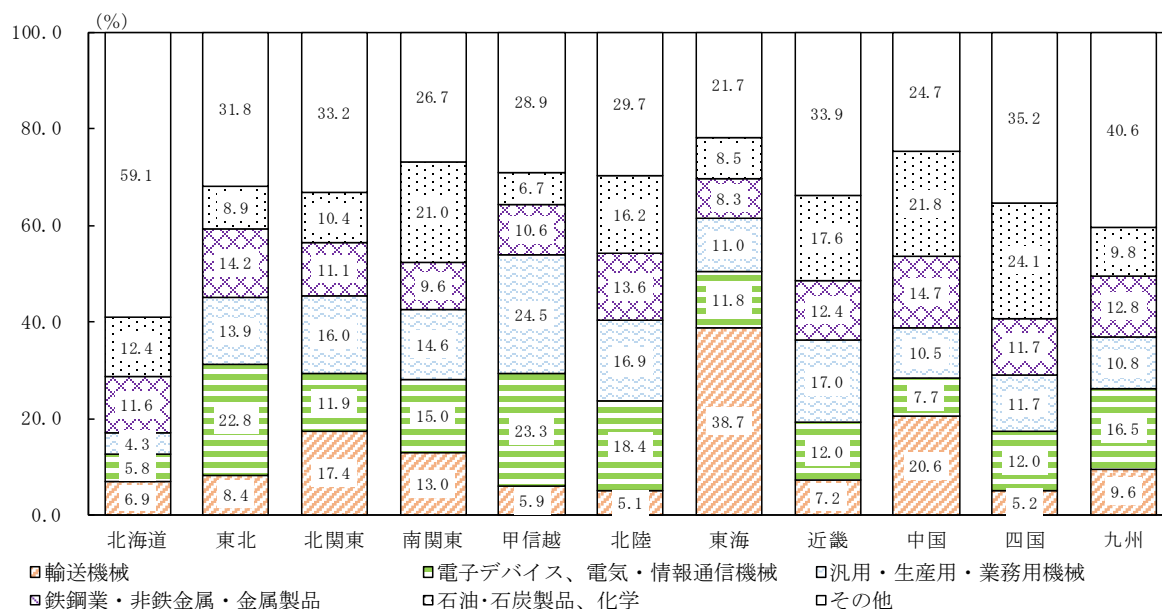
- (備考) 1. 経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。
 2. 指数は2015年を基準年(100)としている。
 3. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、関東経済産業局により内閣府にて算出。
 4. 図中の掲載した計数は2020年1-3月期、2021年1-3月期、及び各地域で最も指数が低下した四半期（北海道、東北、四国は7-9月期、その他地域及び全国は4-6月期）の値。

第2-3-3図 鉱工業生産指数の寄与度分解（地域、産業別）



- (備考) 1. 経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。
 2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、関東経済産業局により内閣府にて算出。
 3. 図中の産業項目ごとの公表がない地域は次のように集計。「鉄鋼業・非鉄金属・金属製品」は、「金属製品」と「鉄鋼・非鉄金属（又は「鉄鋼」と「非鉄金属」との小計）」との合計。「電子デバイス、電気・情報通信機械」は、「電子部品・デバイス」と「電気・情報通信機械（若しくは「電気機械」と「情報通信機械」との小計）」との合計、又は「電気機械」、若しくは「電子デバ、電気・情報通信機械」。「汎用・生産用・業務用機械」は「生産用機械」と「汎用・業務用機械」の合計、又は「一般機械」、若しくは「汎用・生産用機械」。「石油・石炭製品、化学、プラ製品」は、「プラスチック製品」と「化学・石油石炭製品（又は「化学」と「石油・石炭製品」との小計）」、若しくは「化学」との合計。

第 2－3－4 図 各地域の製造業の構成比

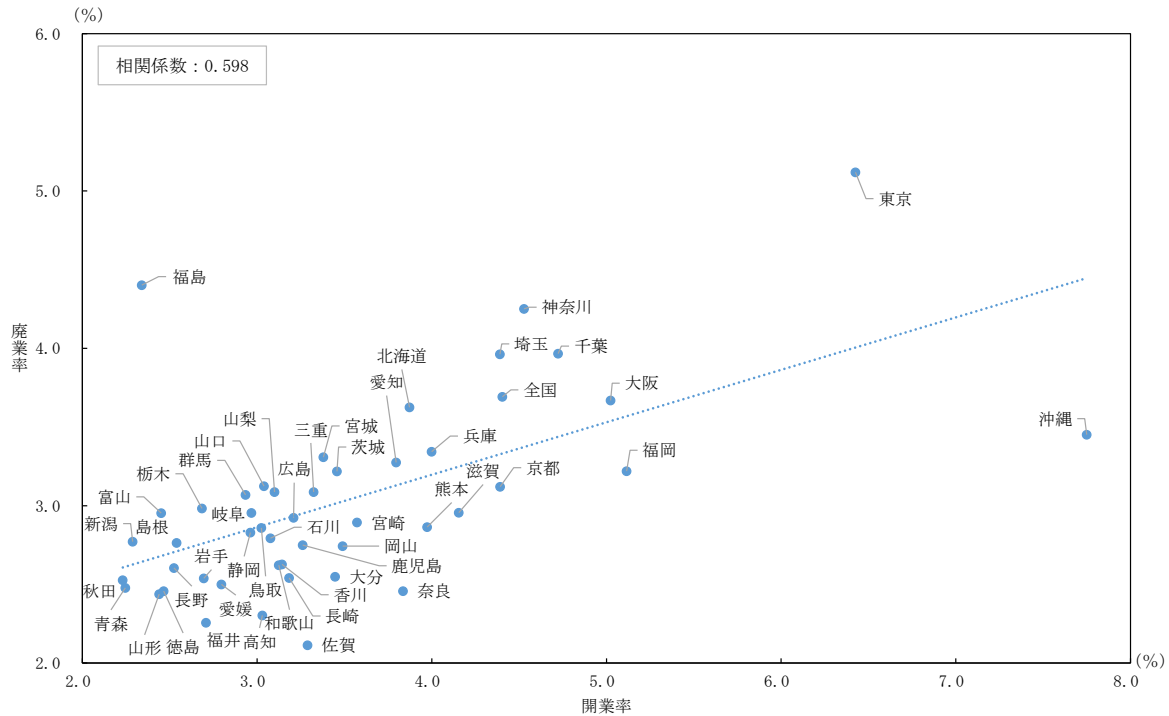


- (備考) 1. 内閣府「県民経済計算(2017年度(平成29年度))」により作成(構成比は2017年度の名目値により算出)。
 2. 「輸送機械」は「輸送用機械」、「電子デバイス、電気・情報通信機械」は「電子部品・デバイス」、「電気機械」及び「情報・通信機器」との合計、「汎用・生産用・業務用機械」は「はん用・生産用・業務用機械」、「鉄鋼業・非鉄金属・金属製品」は「一次金属」と「金属製品」との合計、「石油・石炭製品、化学」は、「化学」「石油・石炭製品」との合計、「その他」は「食料品」、「繊維製品」、「パルプ・紙・紙加工品」、「窯業・土石製品」、「印刷業」及び「その他の製造業」との合計(第2－3－3図の分類と異なり「プラスチック製造業」は「その他の製造業」に含まれる点に留意)。

(企業の開業率は南関東等で低下したが地方圏では上昇した地域も多い)

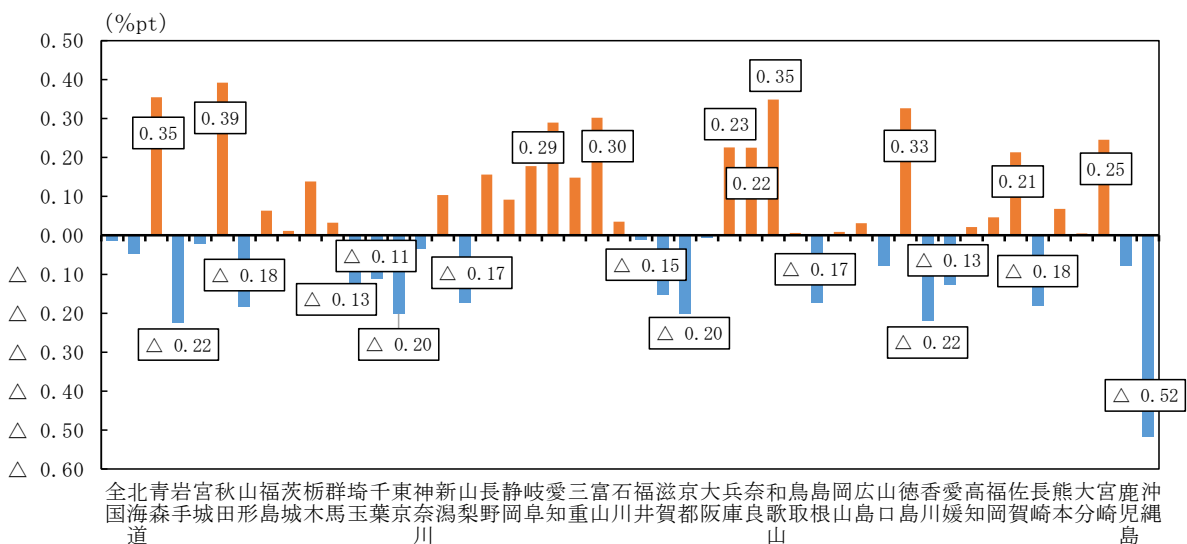
2019年の企業の開業率と廃業率を都道府県別にみると(図2－3－5)、開業率と廃業率との間には正の相関関係(相関係数は0.598)がみられる。こうした背景には、開業率が高い都道府県ほど、企業の新陳代謝が活発であることがあると考えられる。特に沖縄及び都市圏の開業率と廃業率は他地域と比べて高い傾向がみられる。感染症の影響を受けた2020年の開業率について、2019年からの変化をみると(図2－3－6)、南関東、近畿、沖縄等では低下している一方、地方圏では開業率が上昇した地域も多い。地方圏を含めて企業を後押しすることが重要となる。

第 2-3-5 図 都道府県別の開業率と廃業率（2019 年）



- (備考) 1. 法務省「登記統計」、国税庁「国税庁統計年報」により作成。
 2. 会社開業率＝設立登記数/前年の会社数×100。
 3. 会社廃業率＝会社開業率－増加率（＝(前年の会社数＋設立登記数－当該年の会社数) / 前年の会社数×100）。
 4. 設立登記数は、各暦年中の株式会社、合資会社、合名会社、合同会社の合計。会社数は、その年4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、翌年7月31日までに確定申告のあった普通法人（特定目的会社、企業組合、医療法人を除く）を示す。

第 2-3-6 図 都道府県別の開業率の変化（2020 年と 2019 年の差）

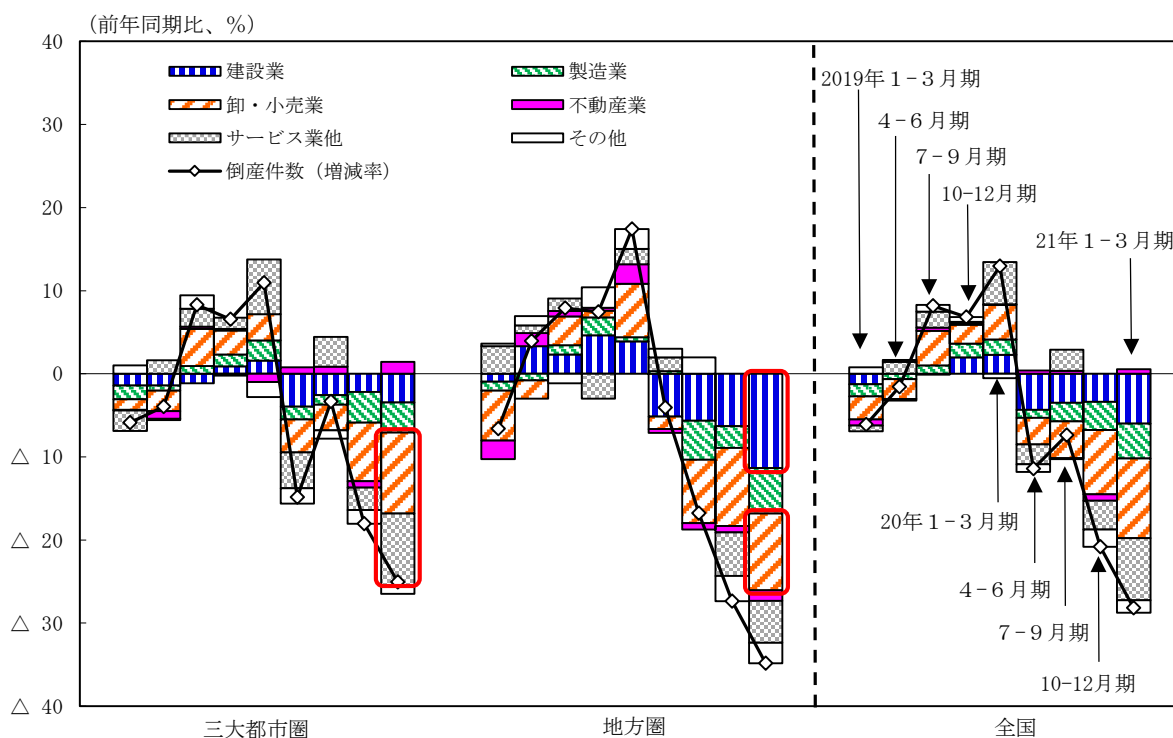


- (備考) 1. 法務省「登記統計」、国税庁「国税庁統計年報」により作成。
 2. 会社開業率＝設立登記数/前年の会社数×100。
 3. 会社廃業率＝会社開業率－増加率（＝(前年の会社数＋設立登記数－当該年の会社数) / 前年の会社数×100）。
 4. 設立登記数は、各暦年中の株式会社、合資会社、合名会社、合同会社の合計。会社数は、その年4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、翌年7月31日までに確定申告のあった普通法人（特定目的会社、企業組合、医療法人を除く）を示す。

（企業の倒産件数は減少傾向）

企業の倒産件数の推移を業種別に三大都市圏（南関東、東海及び近畿）と地方圏（三大都市圏以外の地域）とでみると（図2-3-7）、どちらの地域においても倒産件数は2020年4-6月期より減少傾向にある。業種の詳細をみると、三大都市圏では卸・小売業やサービス業他（宿泊業、飲食業を含む）が倒産件数の減少に寄与している一方、地方圏では建設業や卸・小売業が減少に寄与しているといった違いが見られる。このように倒産が抑制されている背景には、政府等の資金繰り支援の効果もあるものとみられる。

第2-3-7図 倒産件数の推移（三大都市圏・地方圏）



- （備考）
1. 株式会社東京商工リサーチ提供データ及び「倒産月報」より作成。
 2. 「三大都市圏」は南関東、東海、近畿、「地方圏」は北海道、東北、北関東、北陸、中国、四国、九州・沖縄。
 3. 「サービス業他」は、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、医療、福祉事業等。
 4. 「その他」は、農・林・漁・鉱業、金融・保険業、運輸業、情報通信業の合計。

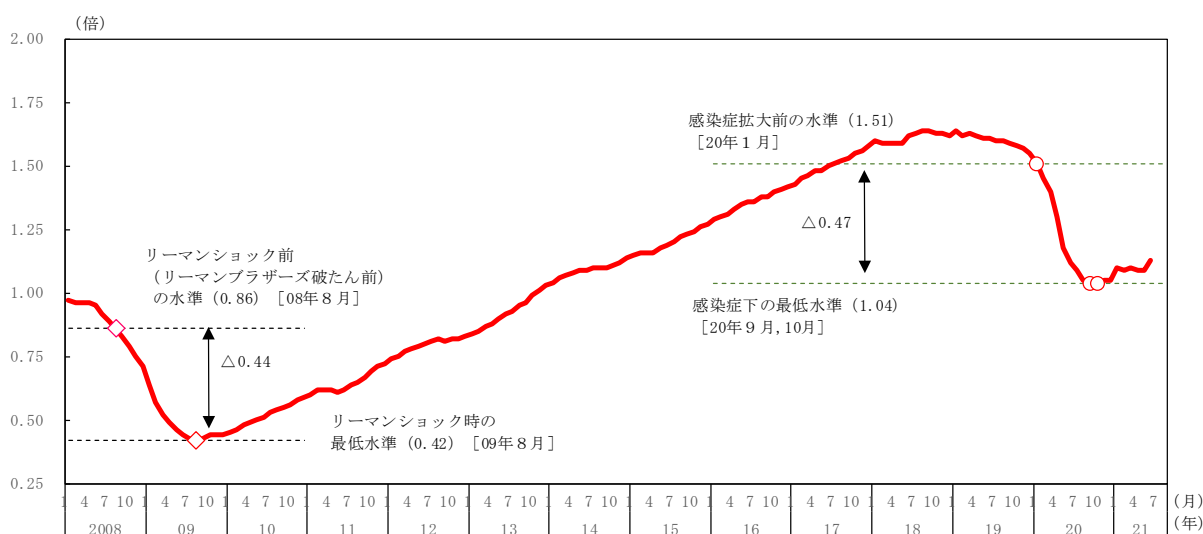
(4) 雇用への影響

本節では2020年以降の各地域の雇用の動向についてみていく。感染症は、消費や生産だけではなく、各地域の雇用にも大きな影響を及ぼした。地域の雇用は、感染症の影響により弱い動きとなっている中で、求人数等の動きに底堅さもみられる。

(有効求人倍率は大きく低下したが9月以降は多くの地域で持ち直しの動き)

有効求人倍率は、感染が拡大する前(2020年1月)には1.51倍であったが、感染が拡大した2月以降は低下が続き、2020年9月及び10月には1.04倍となった(第2-4-1図)⁵²。有効求人倍率の低下幅をリーマンショック時と比較すると、リーマンショック時の求人倍率の低下幅は▲0.44であったが、今般の感染症による低下幅は▲0.47であり、低下幅は感染症時の方がやや大きい。ただし、有効求人倍率の水準に着目すれば、2008年のリーマンショック時には、ショックが発生する前より倍率は1.0を下回る水準にあり、2009年の8月に0.42まで低下した。一方、2020年の感染が拡大する前の求人倍率は1.5を上回る水準にあり、感染症下の2020年9月と10月に倍率は1.04まで低下したものの、依然として1.0倍を上回る水準を維持している。

第2-4-1図 有効求人倍率の推移



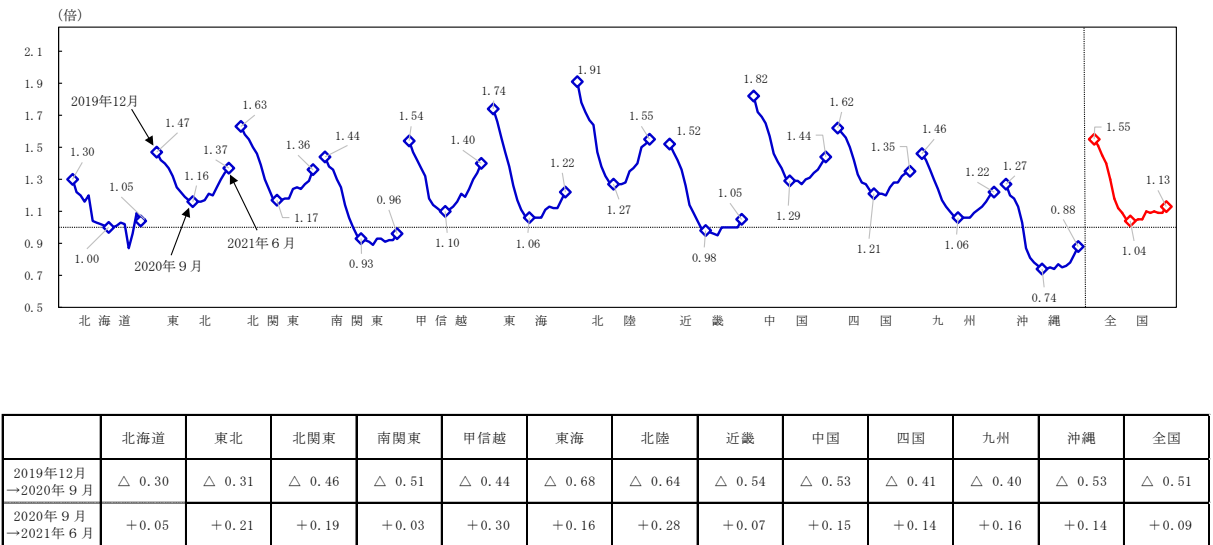
(備考) 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」により作成。
2. 有効求人倍率は就業地ベース(季節調整後)の値。

続いて地域別の有効求人倍率の推移をみると(第2-4-2図)、各地域の倍率は感染症以前に比べて大きく低下したが、多くの地域では持ち直しの動きがみられる。まず2019

⁵² なお、令和2年1月から求人票の記載項目が拡充され、一部に求人の提出を見送る動きがあったことから、求人数の減少を通じて有効求人倍率の低下に影響していることに留意が必要である。

年 12 月から 2020 年 9 月までの動きをみると、全ての地域で求人倍率は低下している。変化幅をみると南関東、東海、北陸、近畿、中国及び沖縄で特に低下幅が大きい。2020 年 9 月以降の動きをみると、甲信越、東北、北陸など多くの地域で、持ち直しの動きがみられる。ただし北海道、南関東、近畿、沖縄といった大都市部や観光・宿泊業が基幹産業である地域では、戻りが弱い傾向もみられる。なお、有効求人倍率の水準に着目すると、2019 年 12 月には、すべての地域で倍率は 1.0 倍を上回る（求人数が求職者数を上回る）状態であったが、2021 年 6 月には、南関東と沖縄で倍率が 1.0 を下回る状態となっている。特に沖縄の有効求人倍率は 0.88 と他の地域より一段と低い水準にある。

第 2－4－2 図 有効求人倍率の推移（地域別）



	北海道	東北	北関東	南関東	甲信越	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
2019年12月→2020年9月	△ 0.30	△ 0.31	△ 0.46	△ 0.51	△ 0.44	△ 0.68	△ 0.64	△ 0.54	△ 0.53	△ 0.41	△ 0.40	△ 0.53	△ 0.51
2020年9月→2021年6月	+0.05	+0.21	+0.19	+0.03	+0.30	+0.16	+0.28	+0.07	+0.15	+0.14	+0.16	+0.14	+0.09

（備考） 1．厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」により作成。
2．有効求人倍率は就業地ベース（季節調整後）の値。

上述のような各地域の有効求人倍率の変化が、求人数の変化と求職者数の変化のどちらの要因によって生じたかを確認するため、ここでは、2020 年 3 月から 2021 年 6 月までの有効求人倍率の月次変化について寄与度の分解を行った（第 2－4－3 図（1）～（12））。

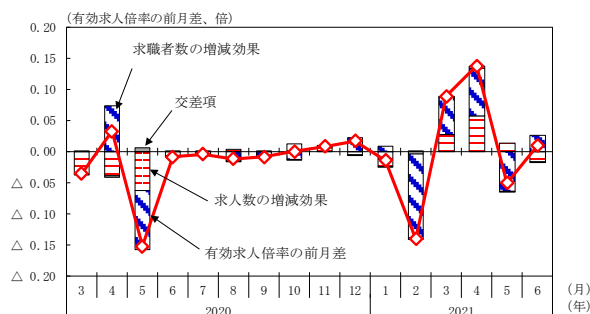
結果をみると、総じて有効求人倍率の変化要因の動きは多くの地域で共通しており、2020 年の 3～5 月までの期間は、各地域で求人数が大きく減少したことが有効求人倍率低下の主要因となっていた。背景として特に 4 月以降の緊急事態宣言に伴う経済活動の抑制により、事業者等からの求人数が大きく減少したことがあったとみられる。また同時期には、複数の地域で求職者数が減少する傾向もみられていることから、感染症に対する懸念により求職者が求職活動を一時的に控える動きも出ていたものと推測される。続く 2020 年の 6～9 月頃までの有効求人倍率の変化の状況をみると、この時期には主に求職者数の増加が寄与する形で、各地域の有効求人倍率が低下した。同時期には段階的に経済活動が再開されたことで求人数の減少が緩やかになったものの、感染症の落ち着

きをみて求職活動を再開した人々の動きが、求職者数の増加につながったものとみられる。2020年の10～12月には、求人数と求職者数に大きな変化はなく、有効求人倍率がほぼ横ばいで推移した地域が多かった。

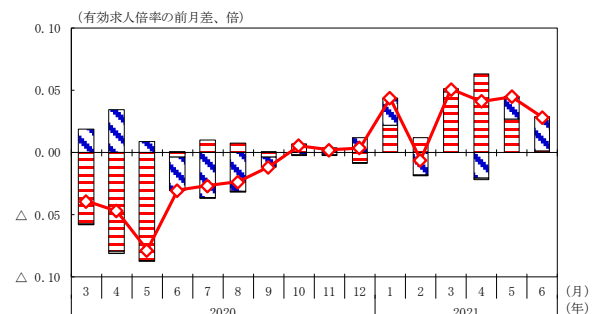
2021年1月から6月にかけては、都市部を中心に緊急事態宣言が再び発出される中で、各地域の有効求人倍率は概ね上昇傾向となった。特に、東北、甲信越、北陸、九州といった地域では、2021年の3月から5月にかけて、求人数の増加が有効求人倍率の上昇に寄与している。一方、南関東や近畿のように求人数は増加しているものの求職者数も増加しているために、有効求人倍率があまり上昇していない地域もあり、求人倍率の変化の背景には地域差もみられる。

第2-4-3図 有効求人倍率の寄与度分解

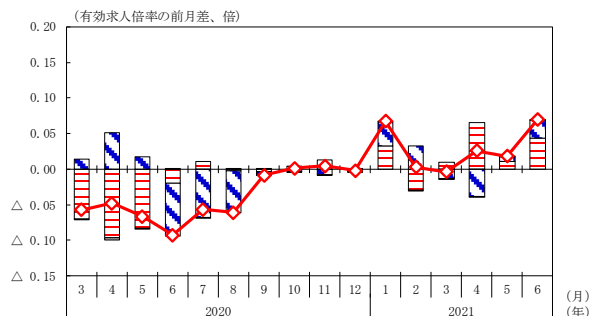
(1) 北海道



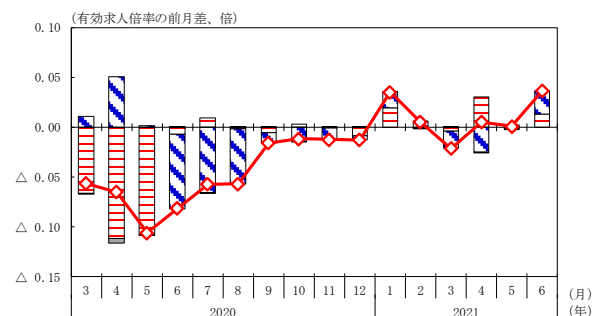
(2) 東北



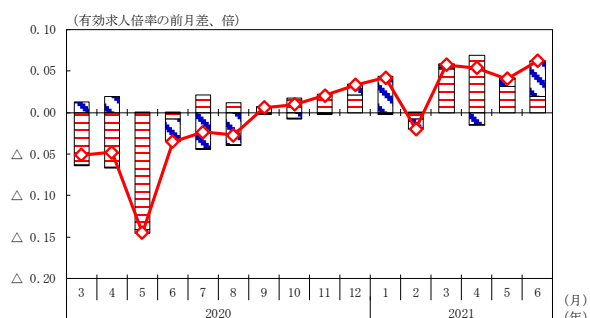
(3) 北関東



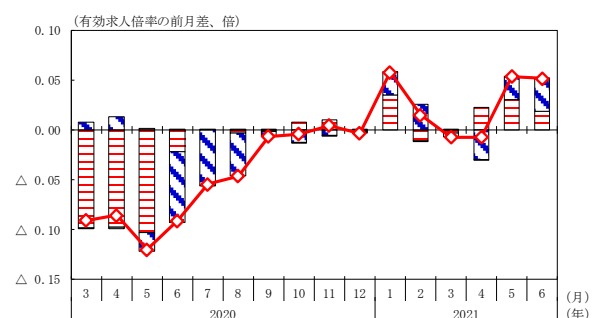
(4) 南関東



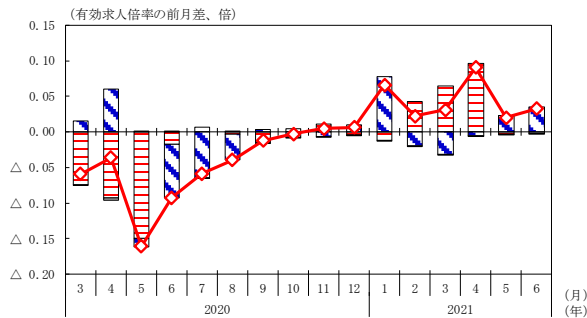
(5) 甲信越



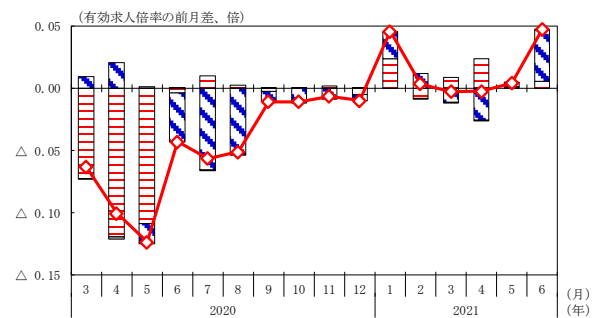
(6) 東海



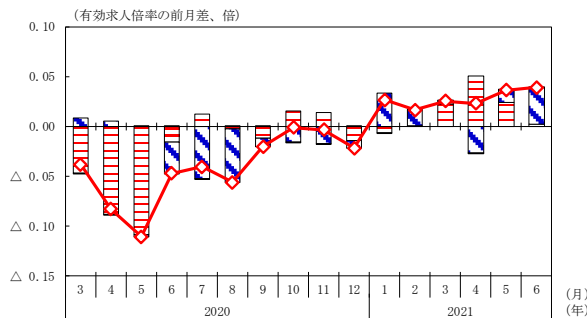
(7) 北陸



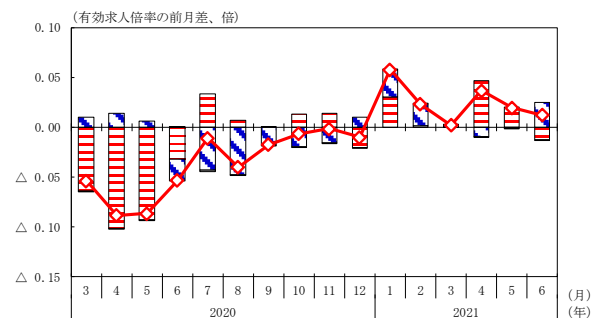
(8) 近畿



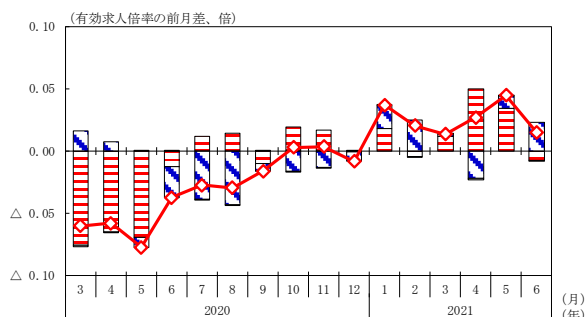
(9) 中国



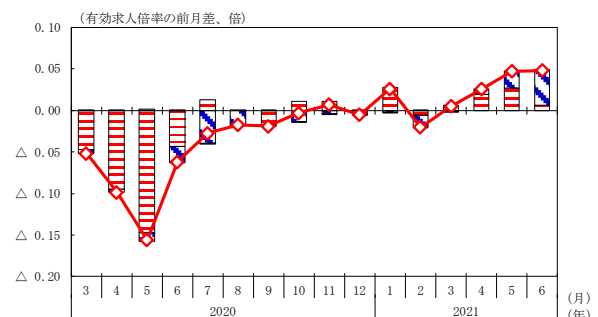
(10) 四国



(11) 九州



(12) 沖縄



(備考) 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」により作成。
2. 有効求人倍率は就業地ベース(季節調整後)の値。

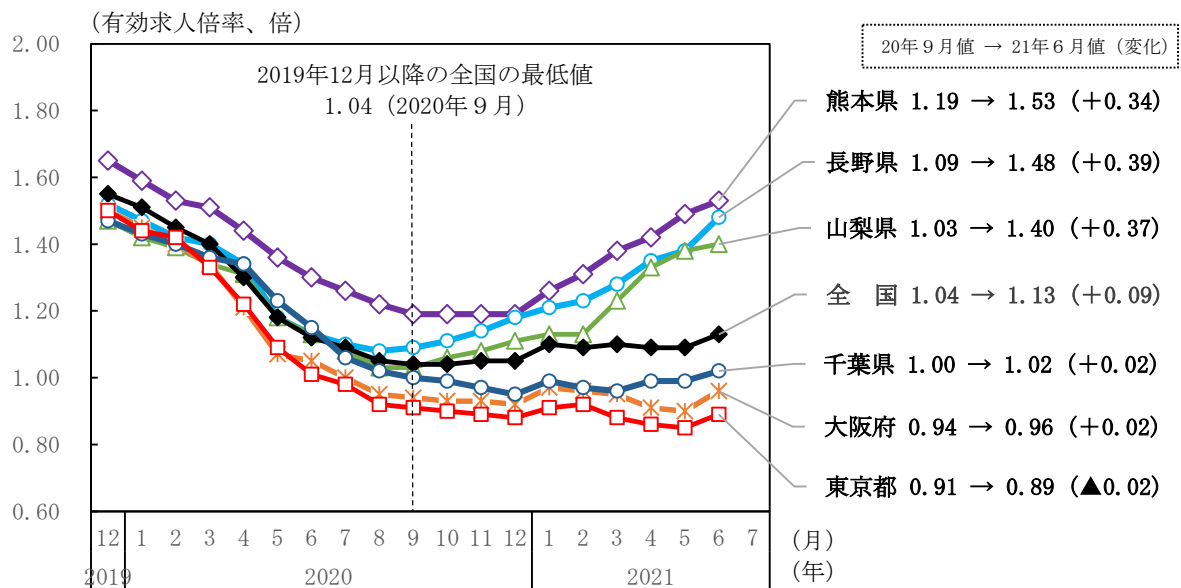
(都道府県別の有効求人倍率は地方圏で戻り幅が大きい傾向)

都道府県別の有効求人倍率について、全国値のボトムである2020年9月より2021年6月までの変化をみると(第2-4-4図)、地方圏の長野県(+0.39)、山梨県(+0.37)、熊本県(+0.34)などで戻り幅が大きい傾向がみられる。一方、都市部である東京都(▲0.02)は2020年9月の水準を下回っており、大阪府(+0.02)や千葉県(+0.02)なども戻り幅が小さい。こうした都道府県間の求人倍率の動きの違いには、背景として各都道府県の感染症の状況の違いが影響している可能性もある。そこで、都道府県別に2020年9月より2021年6月までの有効求人倍率と、2020年10月より2021年6月末までの新規感染者数の累計(人口10万人あたり)との相関をみると(第2-4-5図)、新規

感染者数の累計が少ない地方圏の都道府県ほど、有効求人倍率の上昇幅が大きく、累計数が多い都市部の都道府県ほど上昇幅が小さい傾向がみられる。

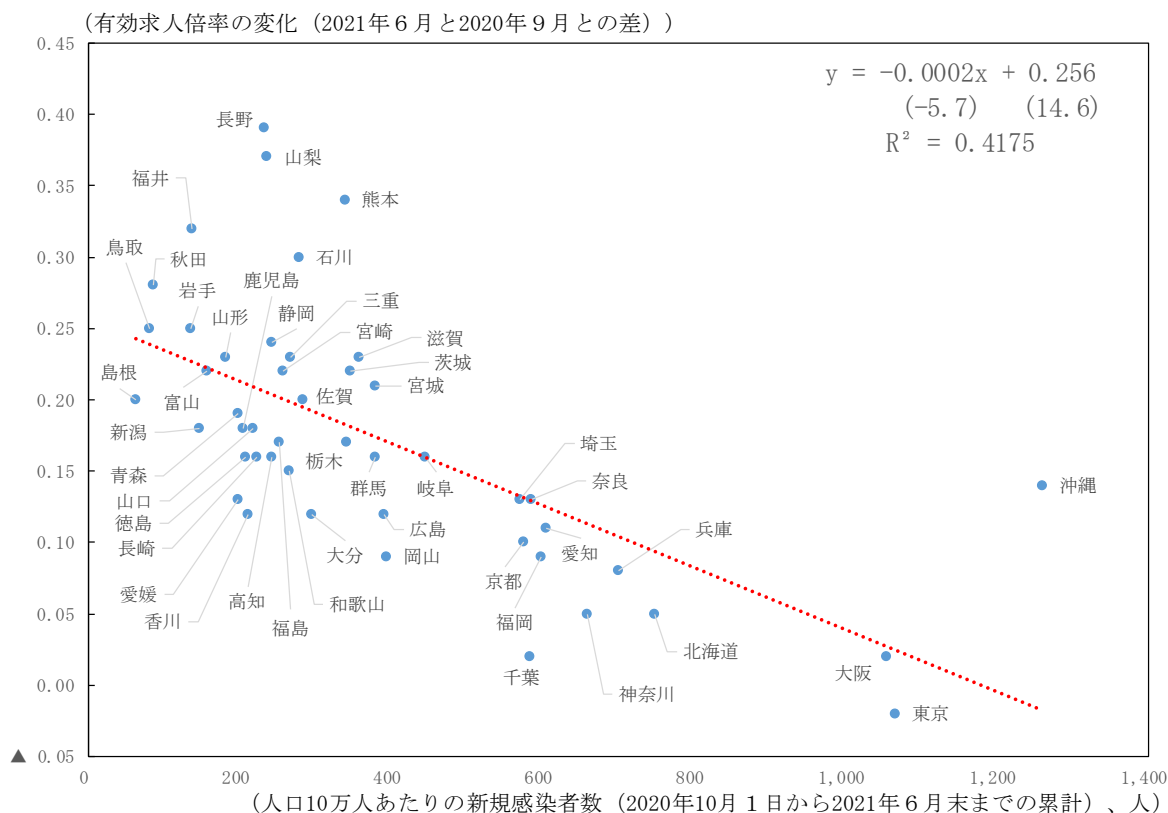
第2-4-4図 都道府県別の有効求人倍率の推移

(2020年9月からみて戻り幅が大きい3都道府県と戻り幅が小さい3都道府県)



(備考) 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」により作成。
2. 有効求人倍率は就業地ベース(季節調整後)の値。

第2-4-5図 有効求人倍率と新規感染者数との関係（都道府県別）



(備考) 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」、「各都道府県の検査陽性者状況(空港疫、チャーター便案件を除く国内事例)」により作成。
 2. 有効求人倍率は就業地ベース(季節調整後)の値。

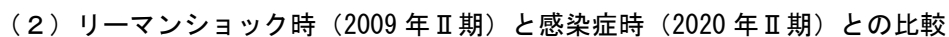
(新規求人数は飲食・宿泊業などで減少)

ここでは、感染症が雇用に与えた影響について、産業別の観点からその特徴を確認するため、2007～2020年までの新規求人数の変化について業種による寄与度分解を行い、特にリーマンショック時と感染症時との状況を比較した(第2-4-6図)。

最初に2007年からの新規求人数の変化率の推移を確認すると(第2-4-6図(1))、新規求人数は2007年より減少傾向が続き、2009年第2四半期にはリーマンショックの影響により、対前年同期比で▲27.8%の減少となった。しかしその後、新規求人数の減少幅は次第に縮小していき、2010年第1四半期にプラスに転じると、それから2019年第1四半期までの間、新規求人数は前年を上回る傾向が続いた。2020年に入ると感染症の影響によって新規求人数の変化率は急速に低下し、2020年第2四半期にはリーマンショック時と同程度の変化率である▲27.5%となったが、続く2020年第3～第4四半期にかけての変化率は、少しずつ上昇している。

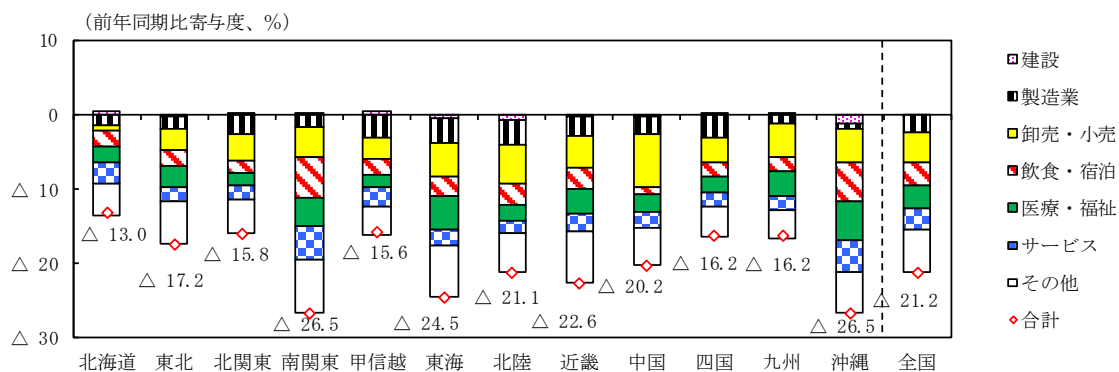
リーマンショック時の2009年第2四半期と感染症時の2020年第2四半期とを比較してみると(第2-4-6図(2))、上述のとおり両時点の変化率は概ね同じ大きさだが、

第 2-4-6 図 新規求人数の寄与度分解（産業別）
（１）2007～2021 年 I 期までの推移



最後に、2020 年第 4 四半期の新規求人数の変化率について、地域間でどのような違いがあるかを確認した結果が、第 2－4－6 図（3）である。新規求人数は南関東（▲26.5%）、沖縄（▲26.5%）及び東海（▲24.5%）が他の地域に比べてマイナス幅が大きい。また、南関東と沖縄では飲食・宿泊業やサービス業のマイナス寄与が大きく、東海では製造業や卸売・小売業のマイナス寄与が、全国に比して大きくなっている。

（3）地域別（2020 年Ⅳ期）



（備考） 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」により作成。
2. 新規求人数はパートタイムを含む。

（失業率はほぼすべての地域で上昇したが、リーマンショック時と比較して上昇幅が小さく、水準も低い）

はじめに 2006 年より長期的な失業率の推移を全国値で確認すると（第 2－4－7 図（1））、失業率はリーマンショック前（2008 年 4－6 月期）には 4.0%であったが、リーマンショックの影響により大きく上昇し、2009 年の 7－9 月期には 5.4%まで上昇した。その後、失業率は低下傾向が続き、感染症が拡大する前（2019 年 10－12 月期）には 2.3%まで低下していた。しかし 2020 年以降、感染症の影響により失業率は上昇し、2020 年の 7－9 月期には 3.0%となり、続く 10－12 月期にも同水準で推移したが、2021 年 1－3 月期には 2.8%へと低下した。感染症時の失業率の変化をリーマンショック時と比較すると、感染症時には失業率は 0.7%ポイント上昇⁵³したが、リーマンショック時には 1.4%ポイント上昇⁵⁴しており、失業率の上昇幅はリーマンショック時の方が感染症時に比べて 2 倍近い大きさとなっている。また失業率の水準も両時点で大きく異なっており、リーマンショック前の失業率は 4.0%であったが、感染拡大前の失業率は 2.3%であり、

⁵³ 2020 年 7－9 月期及び 10－12 月期の失業率 3.0%を感染症時の最高水準と見做し、2020 年 10－12 月期の失業率 2.3%を感染症前の水準として、両者の差をとった場合。

⁵⁴ 2020 年 7－9 月期の失業率 5.4%を感染症時の最高水準と見做し、2008 年 4－6 月期の失業率 4.0%を感染症前の水準として、両者の差をとった場合。

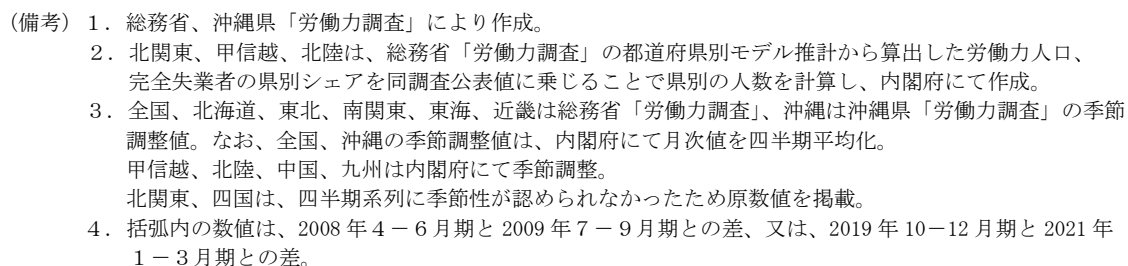
リーマンショック時の失業率は、感染症時に比べて上昇幅が大きく水準も高い⁵⁵。

続いて地域別の失業率の状況をみると（第2-4-7図（2））、まず、リーマンショック時の2008年4-6月期と2009年7-9月期を比較した場合、沖縄を除くすべての地域で失業率が上昇しており、特に製造業が地域の産業に占める割合の高い（第2-4-8図）東海で、失業率の上昇幅（+2.2%ポイント）が大きかったほか、東北や近畿といった地域でも失業率の上昇幅が大きくなっていた。一方、2009年7-9月期の失業率の水準をみると、リーマンショック前より7%を超える水準にあった沖縄の失業率が7.3%と最も高くなっており、続いて東北（6.4%）、近畿（6.3%）といった地域の失業率が6%以上の水準であった。

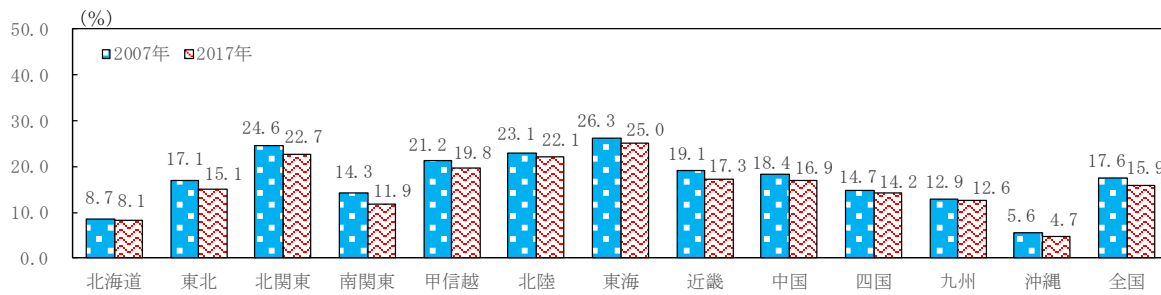
次に、感染症の拡大前の2019年10-12月期を起点として、各地域の失業率の推移をみると、すべての地域で失業率は感染症前よりも上昇した。しかし、2019年10-12月期と2021年1-3月期の失業率を比較すると、上昇幅が最も大きい沖縄では1.3%ポイント上昇しているが、その他の地域は0.8%ポイント以下の上昇幅であり、各地域の上昇幅はリーマンショック時よりも小さくなっている。また、リーマンショック時とは異なり、東海のような製造業が占める割合の高い地域で失業率の上昇幅が大きい傾向もみられない。失業率の水準に着目すると、2021年1-3月期には沖縄の失業率が最も高く4.0%となっており、他には、北海道、東北、近畿及び九州といった地域の失業率が3%を超える水準となっているが、リーマンショック時の失業率と比較すると、いずれの地域も水準は下回っている。

⁵⁵ なお、内閣府（2020）「経済財政白書」によれば、雇用保蔵の効果により、今回の感染症による失業率の悪化の程度は、過去の経済ショックに比べて、小さく抑えられている可能性があることが指摘されている。また、内閣府（2021）「日本経済2020-2021-感染症の危機から立ち上がる日本経済-」では、雇用調整助成金による失業抑制効果を試算し、2020年4-6月期の失業率は、雇用調整助成金の特例措置等がない場合に比べて、3%ポイント程度抑制されたとしている。

(1) 全国 (2006 年 1—3 月期~2021 年 1—3 月期)



第 2-4-8 図 域内有業者数に占める製造業の構成比率（2007 年と 2017 年）



（備考）総務省「就業構造基本調査」により作成。

（非製造業では感染症の影響を受けてもなお人手に不足感）

最後に企業の人手不足感が、感染症の影響によりどのように変化したかを確認すると（第 2-4-9 図）、製造業と非製造業のどちらも人手不足感は大きく低下したが、特に非製造業では感染症の影響を受けてもなお人手に不足感のある状況が続いている。

まず製造業について詳細をみると（第 2-4-9 図（1））、日銀短観における雇用判断 D I によれば、感染拡大前の 2019 年 12 月の D I は▲17 であり、人手が不足である企業の割合が、過剰である企業の割合を上回る状態であったが、2020 年以降は、人手が過剰である企業の割合と不足する企業の割合が逆転し、6 月の D I は 11 となった。ただし、2021 年 3 月には D I は▲2 まで低下しており人手の過剰感は大きく低下している。なお、過去には 2008 年のリーマンショック時にも、2020 年の感染症時と同様に、企業の人手不足感は不足から過剰へと大きく変化している。そこで、2つの経済ショックの影響を、D I の変化の幅によって比較すると、リーマンショック時には+44 ポイント⁵⁶であったのに対し、2020 年の感染症時には+28 ポイント⁵⁷である。感染症の影響により、製造業の企業では人手の過剰感は大きく高まったものの、D I の単純な比較からは、リーマンショック時の方が人手の過剰感の高まりは強かったと推察される。

次に非製造業の人手不足感をみると（第 2-4-9 図（2））、感染拡大前（2019 年 12 月）の D I は、▲40 と製造業以上に人手不足感が強い水準であったが、2020 年 6 月には▲17 まで D I は上昇し、感染症の影響により非製造業でも企業の人手不足感は大きく後退した。ただし 2021 年 3 月には D I は▲20 に低下している。リーマンショック時と比較すると、2020 年の感染症時の人手不足感の D I の変化幅は+23 ポイント⁵⁸であり、リー

⁵⁶ 2009 年 3 月の D I 38 をリーマンショック時の最高水準と見做し、2008 年 3 月の D I ▲6 をリーマンショック前の水準として、両者の差をとった場合。

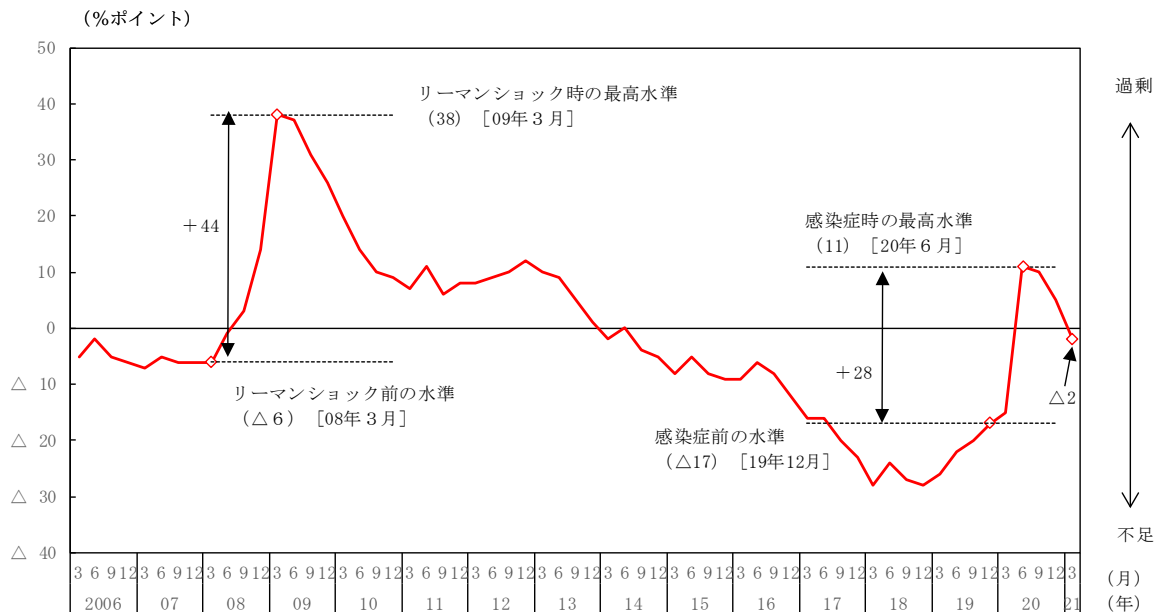
⁵⁷ 2020 年 6 月の D I 11 を感染症時の最高水準と見做し、2019 年 12 月の D I ▲17 を感染症前の水準として、両者の差をとった場合。

⁵⁸ 2020 年 6 月及び 9 月の D I ▲17 を感染症時の最高水準と見做し、2019 年 12 月の D I ▲40 を感染症前の水準として、両者の差をとった場合。

マンショック時の+25 ポイント⁵⁹と比較すると、概ね同程度の変化幅となっている。ただし、感染症下において非製造業の人手不足感は大きく減少したものの、製造業とは異なり人手が不足している企業の割合が、過剰である企業の割合を上回る状態は継続している。

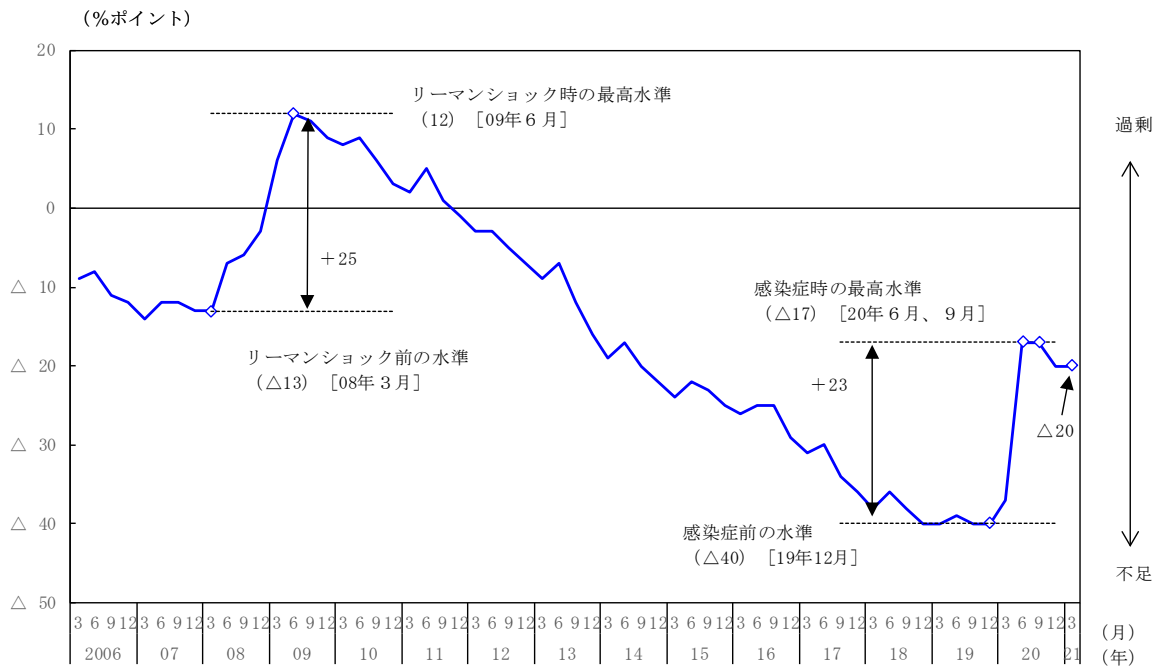
第2-4-9図 人手不足感（雇用人員判断D I）の推移

(1) 製造業



⁵⁹ 2009年6月のD I 12をリーマンショック時の最高水準と見做し、2008年3月のD I ▲13をリーマンショック前の水準として、両者の差をとった場合。

(2) 非製造業



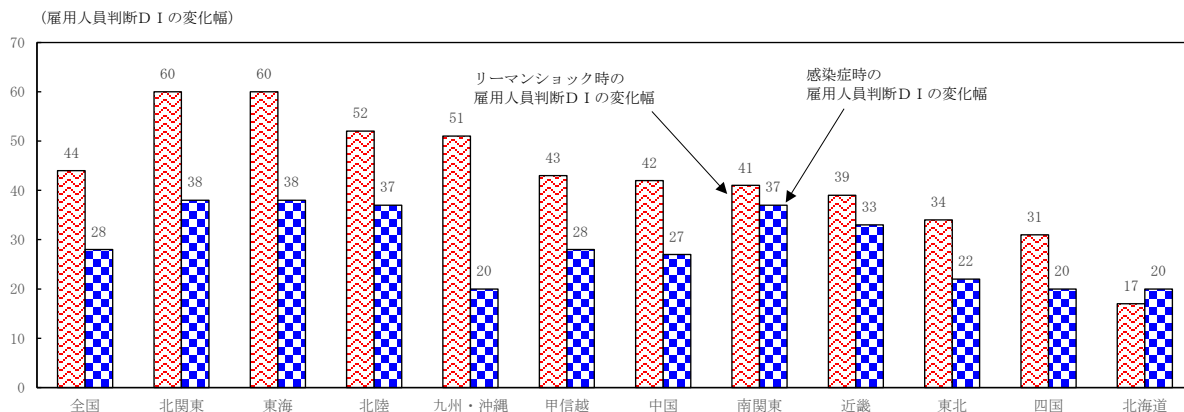
(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査(日銀短観)」により作成。

続けて地域別の人手不足感をリーマンショック時と比較してみたところ(第2-4-10図(1))、製造業については、北海道を除くすべての地域で、リーマンショック時の方が感染症時に比べて、人手不足感の低下幅(雇用人員判断DIでは上昇幅)は大きかった。全体的な傾向として、北関東や東海などリーマンショック時に人手不足感が大きく低下した地域は、感染症時においても人手不足感の低下幅が大きく、反対に四国や東北など、リーマンショック時に人手不足感があまり低下しなかった地域は、感染症時にあっても、低下幅が小さい。ただし、九州・沖縄の人手不足感は、リーマンショック時には大きく低下したが、今般の感染症時では、低下幅はあまり大きくないといった違いもみられる。

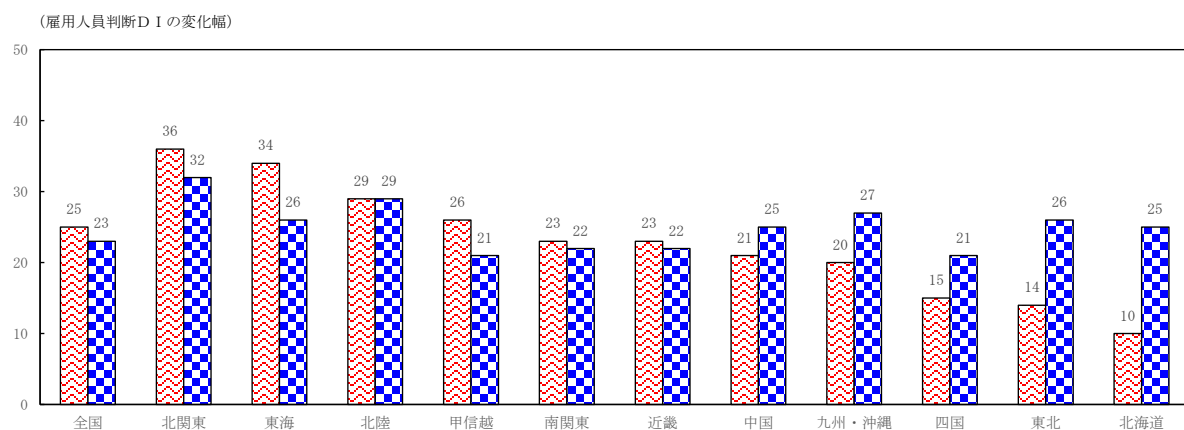
次に非製造業の状況をみると(第2-4-10図(2))、製造業とは異なり、リーマンショック時に比べて感染症時の方が、より人手不足感の低下幅が大きくなっている地域が複数みられる。具体的には、中国、九州・沖縄、四国、東北及び北海道といった地域では、リーマンショック時よりも感染症時の方が、人手不足感の低下幅が大きい。非製造業は先に第2-4-9図(2)でみたとおり、感染症下にあっても人手不足感が強い状態が続いているが、地域別にみれば、感染症による経済ショックは、リーマンショック以上に広範な地域で、非製造業の人手不足感を後退させたと言える。

第2-4-10図 各地域の人手不足感（リーマンショック時と感染症時の比較）

（１）製造業



（２）非製造業



- （備考） 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」により作成。
 2. 北関東は前橋支店（群馬県の企業が対象）、南関東は横浜支店（神奈川県企業の企業が対象）、甲信越は新潟支店（新潟県の企業が対象）、東海は名古屋支店（愛知県、三重県、岐阜県の企業が対象）である。
 3. リーマンショック時の雇用人員判断D I の変化幅は2008年3月と2009年3月との差、感染症時の雇用人員判断D I の変化幅は、2019年12月と2020年6月との差。

（地方圏は、生産年齢人口の減少に比べれば、雇用者数の減少は緩やか）

最後に、感染症の影響による雇用者数の変化を、三大都市圏、地方圏別で男女別に、2019年同期と比べて、確認してみる。まず、男性については、三大都市圏、地方圏共に、雇用者数（除く役員）が2020年4-6月以降、2019年に比べて減少している（第2-4-11図（1）～（2））。2021年4-6月の雇用形態別の寄与をみると、三大都市圏、地方圏共に、非正規雇用を中心に減少している。ただし、地方圏は、生産年齢人口の減少に比べれば、雇用者数の減少は緩やかなものとなっている。

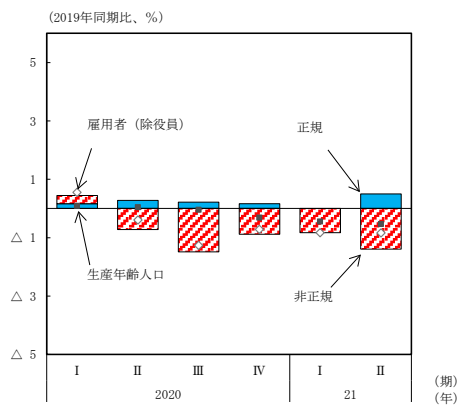
女性については、雇用者数（除く役員）は、三大都市圏、地方圏共に、2020年4-6

月以降、2019年に比べて減少し、7－9月には、男性より減少幅が大きかった（第2－4－11図（3）～（4））。2021年1－3月、4－6月については、三大都市圏は生産年齢人口が減少する中で2019年を上回り、地方圏は2019年とほぼ同水準で推移している。2021年4－6月について、雇用形態別の寄与をみると、三大都市圏では、正規雇用の増加幅が非正規雇用の減少幅を上回っている。地方圏では、非正規雇用の減少幅が正規雇用の増加幅をやや上回るが、ほぼ拮抗している。

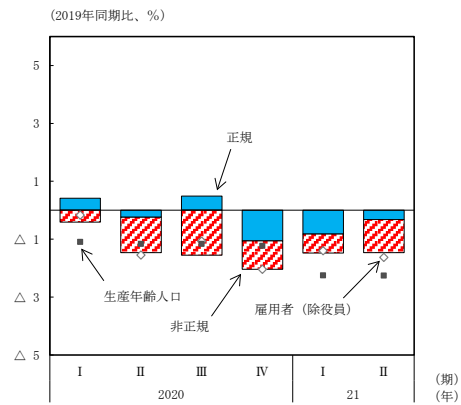
さらに、女性について、年齢階級別の寄与をみると（第2－4－12図（1）～（4））、2021年4－6月について、三大都市圏では、25～34歳は正規雇用の増加幅が非正規雇用の減少幅を上回る一方で、15～24歳は正規雇用・非正規雇用が共に減少し、35～44歳は非正規雇用が減少している。また、45～64歳は正規雇用・非正規雇用共に増加し、65歳以上は非正規雇用が増加している。地方圏では、人口減少や東京圏への移動等の影響もあり、15～34歳が正規雇用の増加がみられない中で、非正規雇用が減少している。また、45～64歳は正規雇用が増加し、65歳以上は主に非正規雇用が増加している。このように、女性の雇用者数については、三大都市圏では全体では正規雇用の増加が非正規雇用の減少を上回るものの、15～24歳では正規雇用でも非正規雇用でも減少し、35～44歳の子育て世代では非正規雇用が大きく減少している。また、地方圏では、人口動態の変化等もあるが、増加している雇用者は主に中高年であり、44歳以下の子育て世代、若年世代の雇用者数は減少している。若年世代や子育て世代の雇用機会については、三大都市圏、地方圏共に注視する必要がある。また、非正規雇用の離職者については、世帯の主たる稼ぎ手ではなく、生活面への影響が限定的である場合もあるが、一部には、感染症前は、非正規雇用で家計を支えていた方が、生活面で厳しい状況に置かれている場合もあるとみられ、そうした状況にある人々への支援が必要であると考えられる。

第2-4-11図 雇用者数（除く役員）の推移（性別・雇用形態別）

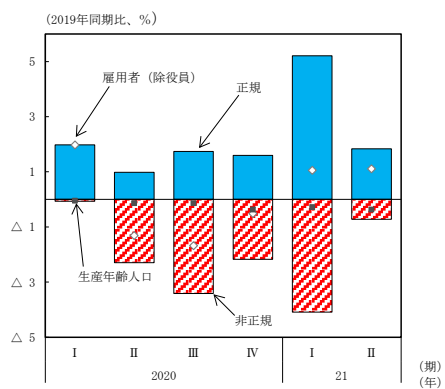
（1）三大都市圏・男性



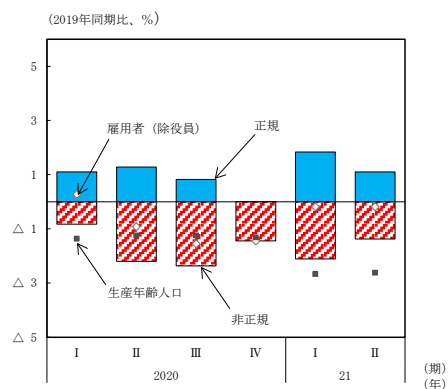
（2）地方圏・男性



（3）三大都市圏・女性



（4）地方圏・女性

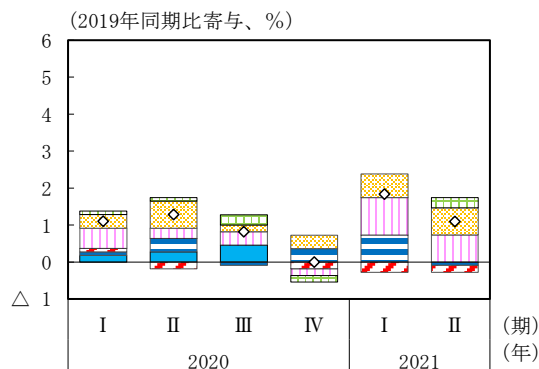
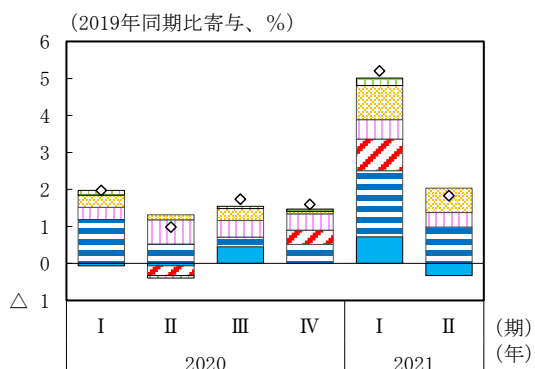


（備考）総務省「労働力調査」により作成。

第2-4-12図 女性の雇用者数（除く役員）の年齢階級別寄与度

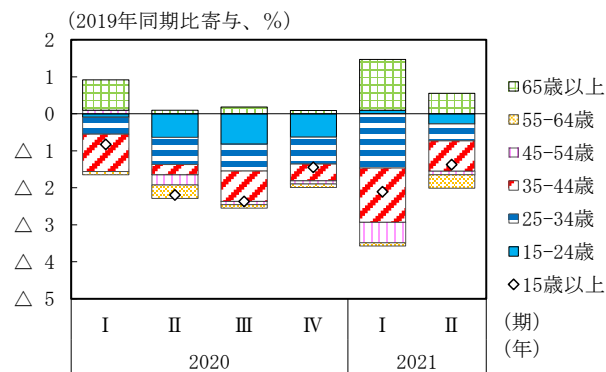
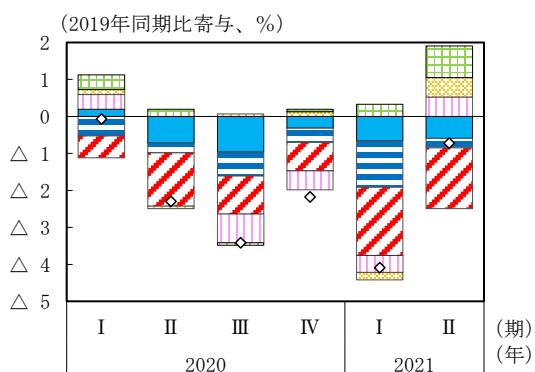
(1) 三大都市圏・正規

(2) 地方圏・正規



(3) 三大都市圏・非正規

(4) 地方圏・非正規



(備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。

2. 地域別・性別の雇用者数（役員除く）に占める寄与。

(三大都市圏の方が情報通信業など、より多くの業種で雇用者数が増加)

雇用者数を産業別に2019年に比べてみると(第2-4-13図(1)～(2))、男性については、三大都市圏では、2020年4-6月期以降、情報通信業が増加への寄与が続いており、2021年4-6月においても増加に寄与している。一方で、2021年4-6月では、建設業、宿泊業・飲食サービス業等が減少に寄与している。地方圏では、生産年齢人口の減少に比べれば雇用者数の減少が緩やかな中で、2021年4-6月では建設業、卸売業・小売業等が減少している。

女性については、三大都市圏では2020年10-12月以降、医療・福祉業、教育・学習支援業が増加への寄与が続いており、2021年4-6月には、情報通信業も増加に寄与している(第2-4-13図(3)～(4))。一方で、2020年4-6月以降、宿泊業・飲食サービス業が大きく減少に寄与し続け、2021年4-6月には生活関連サービス業・娯楽業も減少している。地方圏でも、医療・福祉業、教育・学習支援業は増加に寄与する傾向

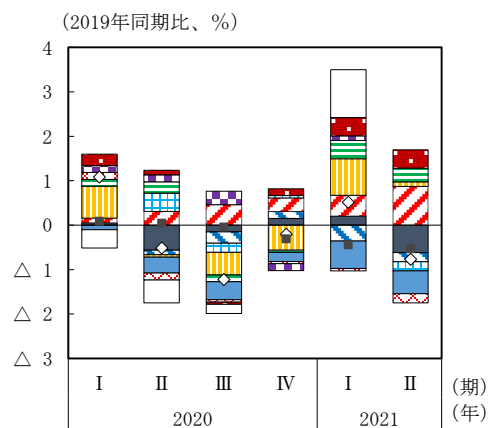
があり、宿泊業・飲食サービス業は大きく減少に寄与し続け、製造業は減少が続いている。

感染症の影響により、外食、旅行等のサービス消費が以前に比べて大幅に減少していることを背景に、女性を中心に三大都市圏においても、地方圏においても宿泊業・飲食サービス業の雇用者が減少しているとみられる。感染症が終息すれば、再び雇用者数が増加すると期待されるものの、引き続き、雇用情勢には留意が必要である。

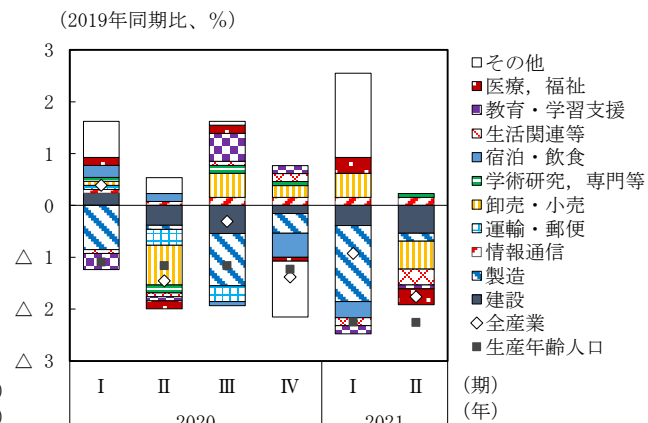
三大都市圏では、男性で情報通信業の雇用者の増加が続き、女性でも足もとでは情報通信業の雇用者が増加している。また、女性を中心に、三大都市圏、地方圏でも、医療・福祉業、教育・学習支援業が増加している。全体としては、三大都市圏の方が、多くの業種で雇用者数の増加がみられる。今後の中長期的な生産性向上や経済成長の観点からは、ニーズの高い分野や成長分野に失業なき労働移動を促進していくことも必要で、情報通信業の雇用者はテレワークの実施率が高い(前掲第1-3-4図参照)ことを鑑みれば、テレワーク等による「転職なき移住」等によって、情報通信業のような、これまで都市圏の比率が高かった産業の雇用者が地方圏においても増加することも期待され、その実現に向けた環境整備も課題となっている。

第2-4-13図 雇用者数の推移(性別・産業別)

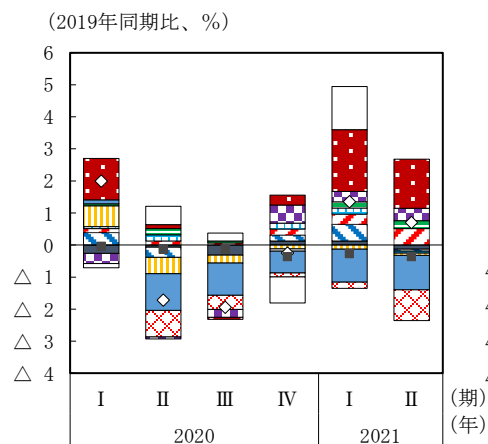
(1) 男性・三大都市圏



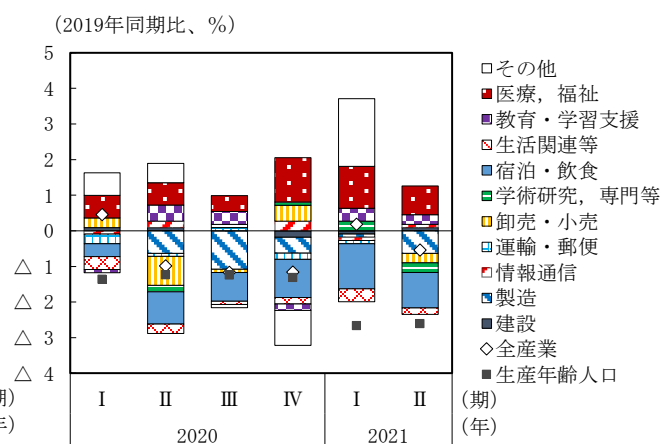
(2) 男性・地方圏



(3) 女性・三大都市圏



(4) 女性・地方圏



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。
2. 「生活関連等」は、生活関連サービス業、娯楽業。
「学術研究等」は、学術研究、専門・技術サービス業。
「宿泊・飲食」は、宿泊業、飲食サービス業。

コラム1：感染症により厳しい影響を受けた経済分野

ここでは、景気ウォッチャー調査により、感染症により特に厳しい影響を受けた経済分野について、リーマンショック時と比較しつつ概観する。コラム2-1-1図は、景気ウォッチャー調査において、景気の現状が「悪くなっている」と答えた回答者の比率を、回答者が属する業種別に集計し、特に比率の高かった上位10業種をリーマンショック時（2008年12月）と感染症時（2020年4月）とで比較した結果である。

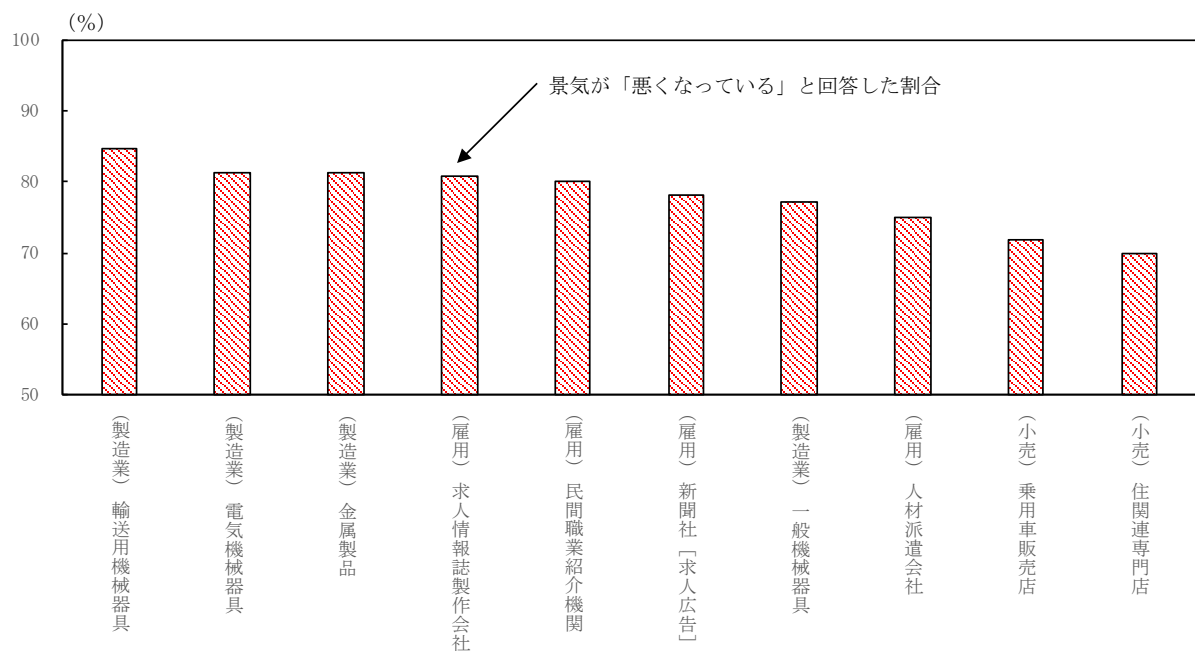
まずリーマンショック時の結果からみると、上位10業種の内訳は、製造業（4件）、雇用（4件）、小売（2件）となっている。特に上位の3業種は輸送用機械器具や電気機械器具などいずれも製造業であり、4位から6位までは求人情報誌製作会社など雇用関連の業種が並んでいる。また小売については、自動車や住居といった、いわゆる耐久財を扱う小売店で景況感が特に悪くなっていた。

一方、感染症時の状況をみると、上位10業種の内訳は、飲食（4件）、サービス（3件）、小売（2件）、雇用（1件）となっており、リーマンショック時とは業種の構成が大きく異なる。詳細をみると、まず上位の4業種は、飲食の高級レストランなどに加え、サービスの都市型ホテル・旅館、また雇用では新聞社の求人広告が入っている。続く5位以降には、サービス関連の旅行代理店とタクシー、小売の百貨店や衣料品専門店といった業種がみられる。

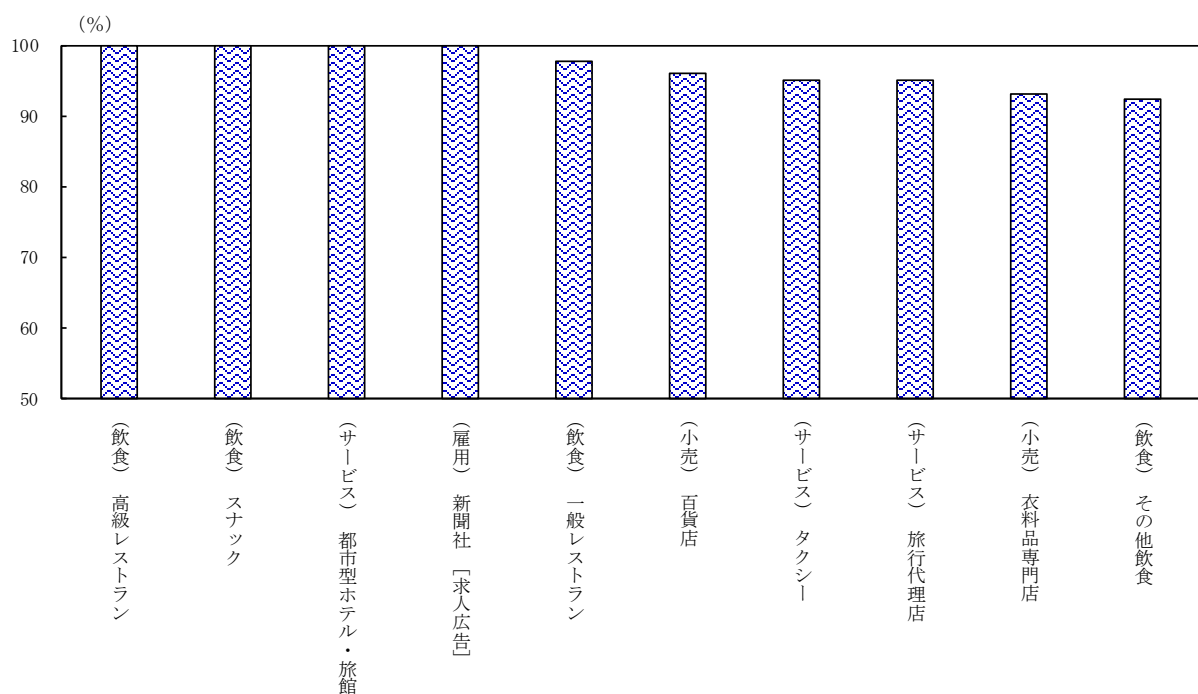
このように、今回の感染症下において特に景況感が悪化した業種をみると、特徴として、飲食、ホテル、タクシー、百貨店、衣料品専門店など人々が日常的な消費を行うサービスに関わる業種が多く、製造業や雇用分野の景況感が特に悪化していたリーマンショック時とは、大きく様相が異なっている。景気ウォッチャー調査によれば、今回の感染症により特に厳しい影響を受けた経済分野は、主にサービス業であり、その背景として緊急事態宣言等により、多くのサービス業で営業の自粛等があったことや、人々が外出や人との接触を回避するような生活を意識したことから、サービスを消費する機会が大きく減少したため、こうした業種の景況感が特に悪化したものと考えられる。

コラム2-1-1図 景気が悪くなっていると回答した割合が高い業種（上位10業種）

（1）リーマンショック時（2008年12月）



（2）感染症時（2020年4月）



- （備考） 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査（令和2年4月調査）及び（平成20年12月調査）」により作成。
 2. 景気の現状について「悪くなっている」と回答した比率を回答者（景気ウォッチャー）の業種別に集計。
 3. 回答者数が10件以上の業種のみ集計。また、乗用車販売店には自動車備品販売店を含む。
 4. 星野（2020）を参考に作成。

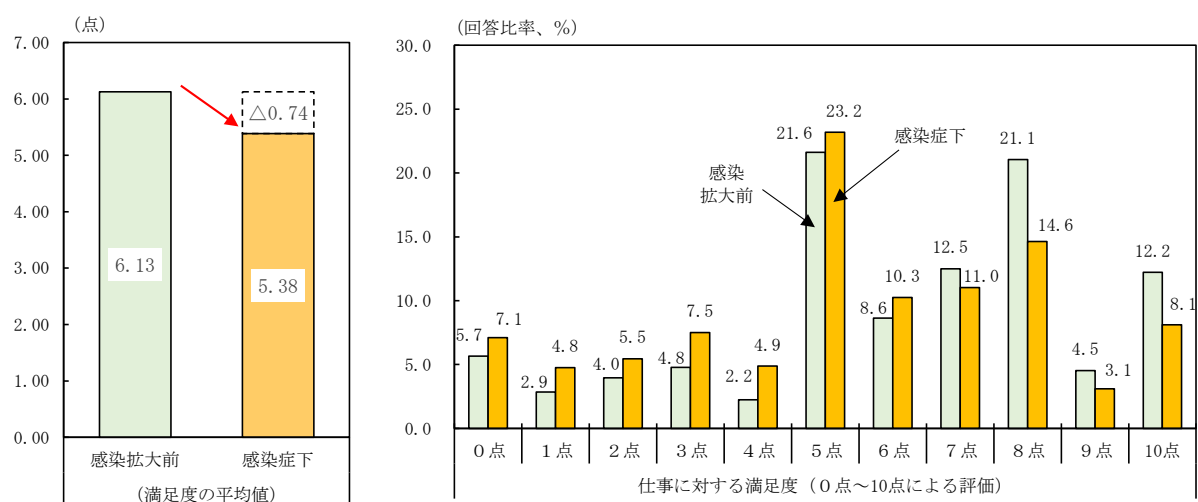
コラム2：感染症は人々の仕事の満足度をどのように変えたか

本編でみてきたとおり、2020年からの感染症の流行は、人々の生活や働き方を大きく変えた。ここでは、感染症下で働く人々を対象に実施した意識調査の結果から、感染症によって、人々の仕事に対する満足度がどのように変化したかをみていく。

（感染症によって仕事に対する満足度は低下）

全国の就業者約1万人に対して、感染拡大前（2020年2月まで）と感染症下（2020年3月以降）の両時点について、仕事に対する満足度を尋ねた意識調査の結果（コラム2-2-1図）によれば、感染症によって人々の仕事に対する満足度は低下した。具体的には10点満点で評価した満足度は、感染拡大前は平均値で6.13点であったが、感染症下では5.38点に低下し、その差は▲0.74点となった。なお、満足度の分布を感染拡大前と感染症下で比較すると、7点以上の回答比率が低下した一方、5点以下の回答比率は上昇した。最も回答比率が低下した階級は8点であり、最も回答比率が上昇した階級は3点及び4点であった。

コラム2-2-1図 仕事に対する満足度（感染拡大前より感染症下への変化）



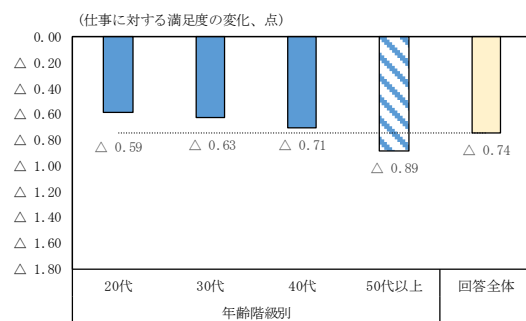
- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）」により作成。
2. 新型コロナウイルス感染拡大前（2020 年の 2 月まで）の生活と新型コロナウイルス感染下（2020 年の 3 月以降）における生活について、それぞれ「全く満足していない」を 0 点、「非常に満足している」を 10 点とした場合の仕事に対する満足度を 0～10 点までの点数で回答した結果。
3. 回答者数は 10,326 人（仕事を主にしている者のみ集計）。

次に仕事に対する満足度が低下した背景を調べるため、特にどのような属性の回答者が満足度の低下幅が大きいかを確認した。回答者の（1）年齢階級、（2）雇用形態、（3）

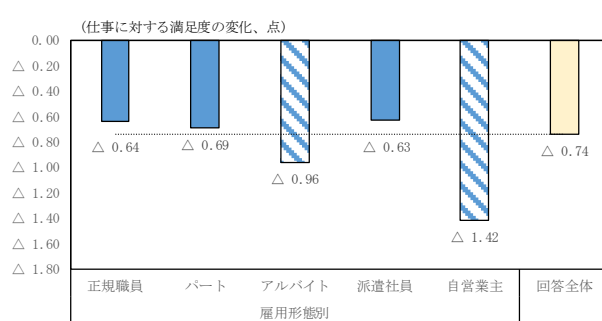
属する産業、(4) 居住地域の4つの属性別に、それぞれ満足度の変化を再集計したところ、結果はコラム2-2-2図(1)～(4)のようになった。(1) 年齢階級別では50代以上の高齢者で、満足度の低下幅は回答者全体の低下幅よりも大きかった。また、(2) 雇用形態別では、自営業主において特に満足度の低下幅が大きく、アルバイトで働く人々も満足度の低下幅が大きかった。(3) 回答者が属する産業別に満足度の低下幅の違いをみると、「宿泊業、飲食サービス業」と「娯楽業、生活関連サービス業」で低下幅が目立って大きく、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業(その他)」でも低下幅が大きかった。(4) 回答者の居住する地域別では、沖縄や近畿といった地域で満足度の低下幅が大きい傾向がみられた。ただし地域間の低下幅の差異は、他の属性に比べれば小さい傾向にあった。

コラム2-2-2図 仕事に対する満足度の変化(回答者の属性別)

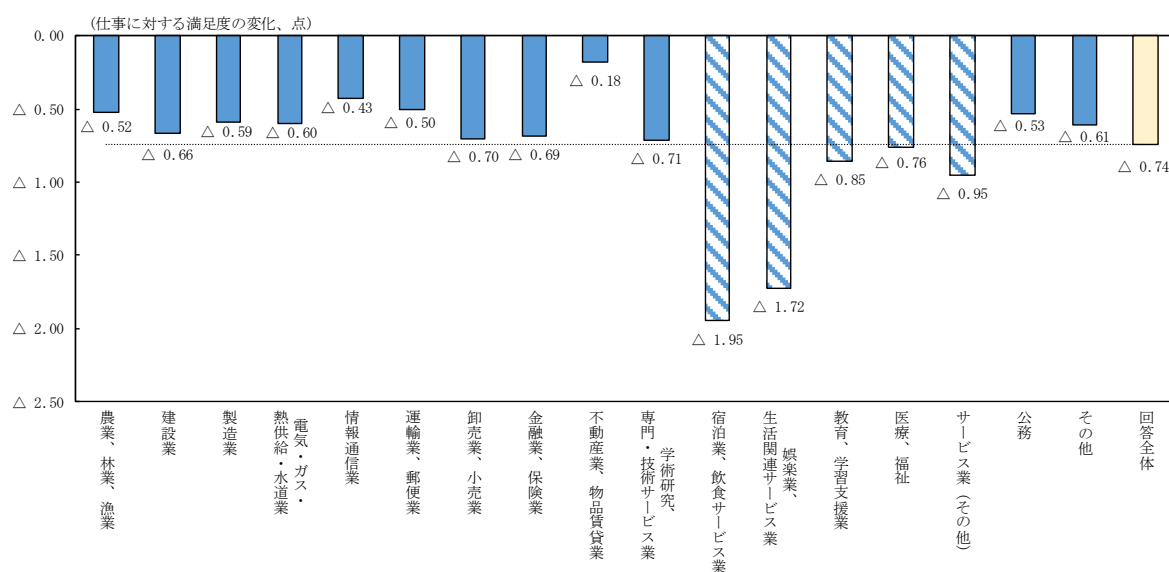
(1) 年齢階級別



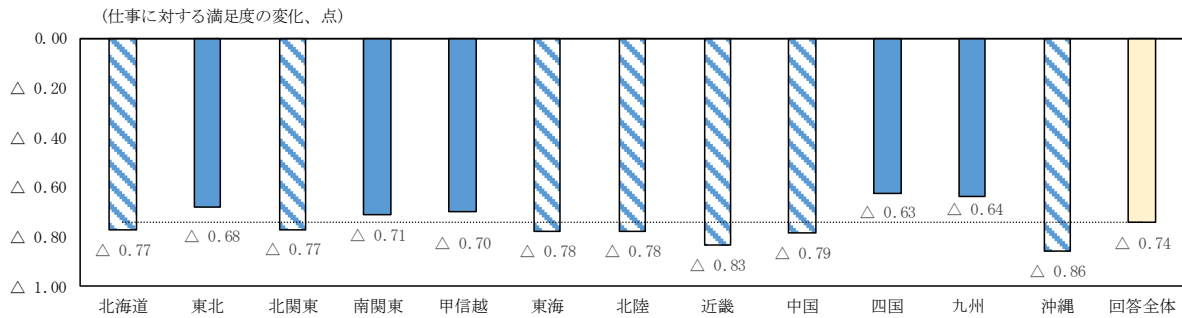
(2) 雇用形態別



(3) 産業別



(4) 居住地域別

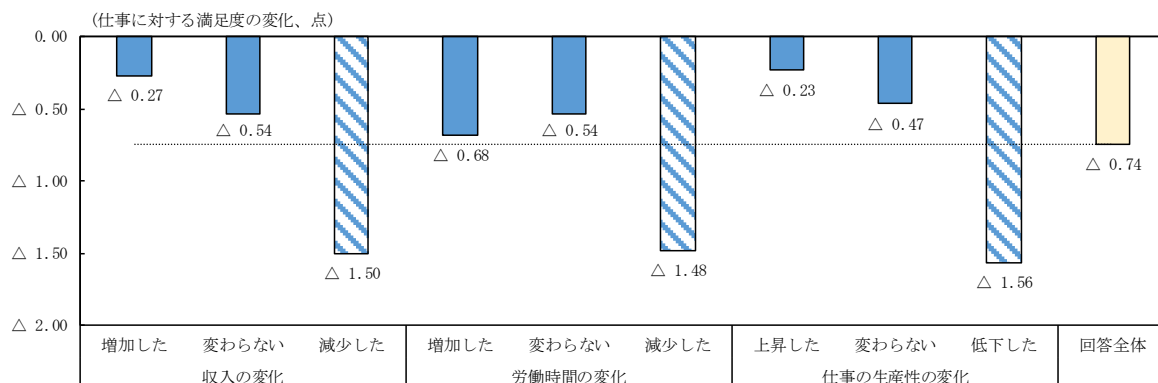


- (備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）」により作成。
 2. 集計対象とした回答と回答者数は、コラム 2－2－1 図の備考 2 及び 3 に同じ。
 3. (2) の正規職員には会社などの役員、派遣社員には契約社員を含む。
 4. (3) のその他には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

最後に、回答者が感染症の影響下で経験した仕事に関わる出来事（収入の増加・減少、労働時間の増加・減少、仕事の生産性の上昇・低下）について、満足度の低下幅を比較したところ、結果はコラム 2－2－3 図のようになった。感染症下にあって、収入の減少、労働時間の減少、及び職場の生産性の低下といった出来事を経験した回答者は、そうした経験のない回答者よりも、満足度の低下幅が大きい。一方、感染症下にあっても収入の増加や生産性の上昇を経験した回答者は、満足度の低下幅が小さい。ただし、労働時間については、増加した場合にも満足度の低下幅がやや大きくなる傾向がみられる。

以上の結果からは、今般の感染症の影響下にあって、仕事に対する満足度が大きく低下した人々は、特定の年齢階級や地域に住む人々であるというよりは、特定の産業や雇用形態で仕事をしていた人々や、収入や労働時間の減少、あるいは生産性の低下といったように、仕事の量や質の低下を経験した人々であることが示唆される。

コラム 2-2-3 図 仕事に対する満足度の変化（収入、労働時間、生産性の変化別）



- (備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）」により作成。
2. 集計対象とした回答はコラム 2-2-1 図の備考 2 に同じ。
3. 収入の変化は、2020 年 9～12 月頃の毎月の収入（残業代含む、ボーナス除く）を、2020 年 1～2 月頃の毎月の収入と比較した際の、概ねの変化について尋ねた質問に対する回答の結果（「増加した」は、「大幅に増加した」、「増加した」、「やや増加した」の合計、「変わらない」は「概ね変化がない」、「減少した」は、「やや減少した」、「減少した」、「大幅に減少した」の合計、回答のうち「わからない」は除く）。回答者数は 9,484 人。
4. 労働時間の変化は、2020 年 9～12 月頃の労働時間（残業時間を含む）を、2020 年 1～2 月頃の労働時間と比較した際の、概ねの変化について尋ねた質問に対する回答の結果（「増加した」は、「大幅に増加した」、「増加した」、「やや増加した」の合計、「変わらない」は「概ね変化がない」、「減少した」は、「やや減少した」、「減少した」、「大幅に減少した」の合計、回答のうち「わからない」は除く）。回答者数は 9,382 人。
5. 仕事の生産性の変化は、感染症の影響によって、回答者の仕事の効率性や生産性がどのように変化したと感じているかを尋ねた質問に対する回答の結果（「上昇した」は、「大幅に上昇した」、「上昇した」、「やや上昇した」の合計、「変わらない」は「概ね変化がない」、「低下した」は、「やや低下した」、「低下した」、「大幅に低下した」の合計、回答のうち「わからない」は除く）。回答者数は 9,055 人。

（宿泊業、飲食サービス業などで働く人々で収入や労働時間が低下）

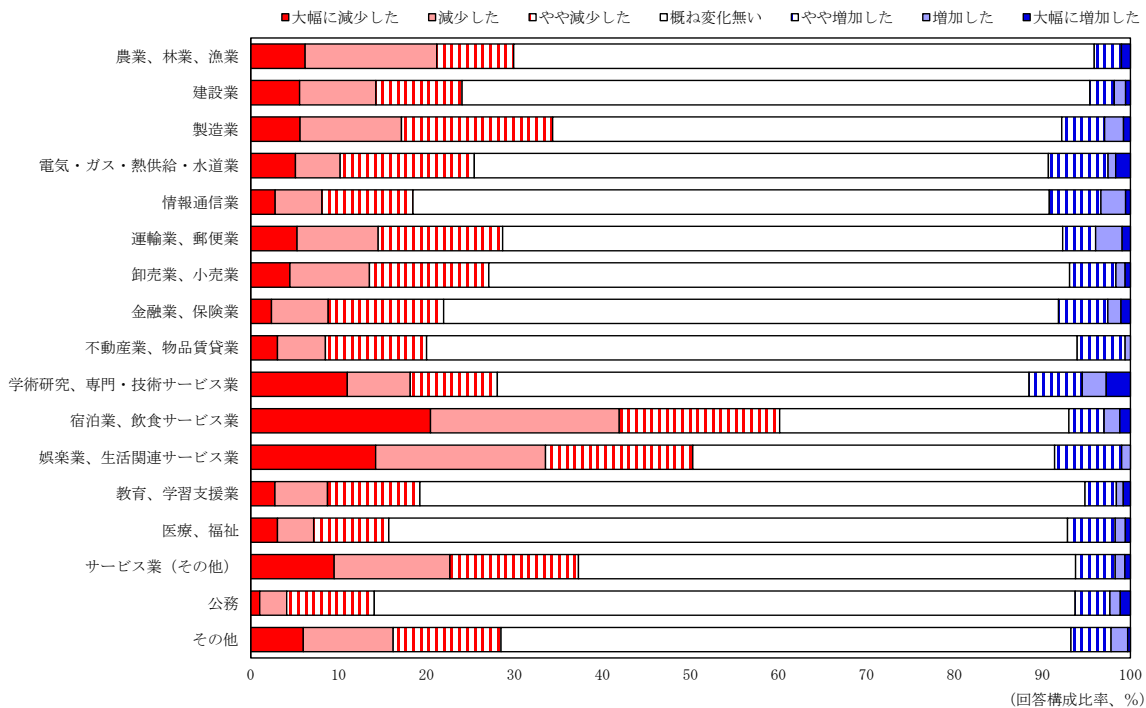
仕事に対する満足度が大きく低下した人々は、特定の産業で働く人々や、収入や労働時間が減少した人々であった。こうした結果の背景をより詳しく理解するため、ここでは、産業別に収入や労働時間がどのように変化したかを確認した。意識調査において、感染拡大前に比べて感染症下で収入がどのように変化したかを尋ねた質問の回答結果を、産業別に集計したものがコラム 2-2-4 図である。

結果をみると、感染症下であって、収入が減少した⁶⁰と回答した比率は、「宿泊業、飲食サービス業」と、「娯楽業、生活関連サービス業」で特に高く、回答比率はどちらも 50% を超えていた。次いで「サービス業（その他）」や「製造業」でも、収入が減少したと回答した比率は高くなっていた。一方、収入が増加した⁶¹とする回答比率をみると、「学術研究、専門・技術サービス業」の比率が最も高いが、その値は 10% 程度であった。収入の減少と比べて、収入の増加については、全般的に産業間の差異が小さい傾向となっていた。

⁶⁰ 収入が「大幅に減少した」、「減少した」、又は「やや減少した」の合計。

⁶¹ 収入が「大幅に増加した」、「増加した」、又は「やや増加した」の合計。

コラム 2-2-4 図 産業別の収入の変化（感染拡大前と感染症下との比較）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）」により作成。
2. 収入の変化は、2020 年 9～12 月頃の毎月の収入（残業代含む、ボーナス除く）を、2020 年 1～2 月頃の毎月の収入と比較した際の、概ねの変化について尋ねた質問に対する回答の結果（回答のうち「わからない」は除く）。回答者数は 10,589 人。

続いて、収入と同様に労働時間の変化について尋ねた質問の回答結果を、産業別に集計すると（コラム 2-2-5 図）、労働時間が減少した⁶²と回答した比率の高い産業は、「宿泊業、飲食サービス業」、「娯楽業、生活関連サービス業」、「サービス業（その他）」、及び「製造業」であり、収入が減少したと回答した産業と、概ね同様の傾向となっている。一方、労働時間が増加した⁶³と回答した比率が高い産業をみると、収入が増加した産業と比べて、産業間のばらつきがやや大きい傾向がみられる。具体的には、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」及び「医療、福祉」で労働時間が増加した、との回答比率が高い傾向にあった。

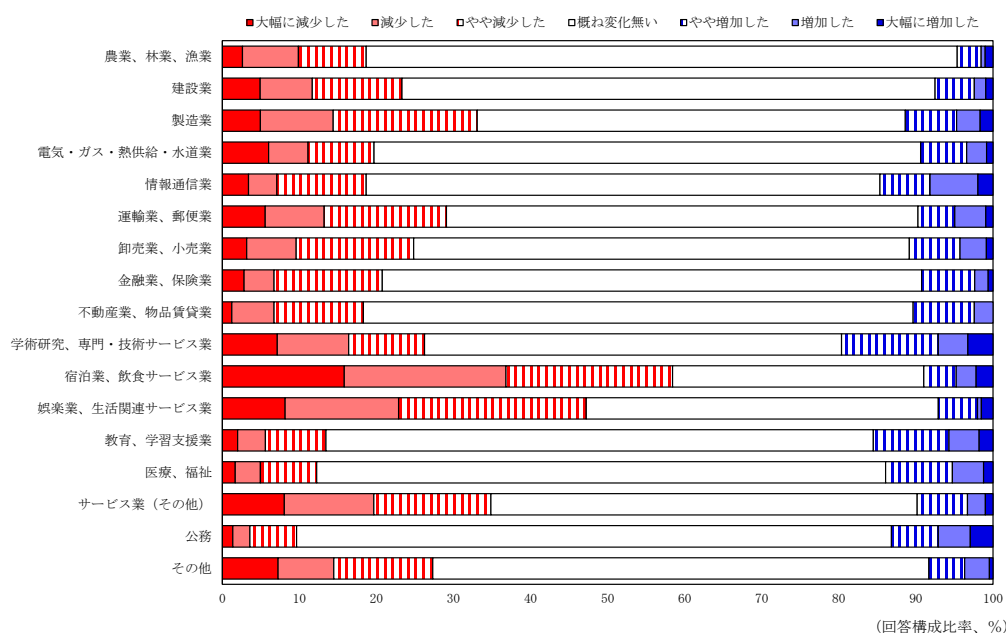
コラム 2-2-2 図（3）で示したとおり、仕事に対する満足度の低下幅が大きい産業は、「宿泊業、飲食サービス業」、「娯楽業、生活関連サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（その他）」などであった。これらの産業のうち、「宿泊業、飲食サービス業」、「娯楽業、生活関連サービス業」及び「サービス業（その他）」は、労働時間が減少したとの回答比率が高く、かつ収入が減少したとの回答比率も高い産業

⁶² 労働時間が「大幅に減少した」、「減少した」又は「やや減少した」の合計。

⁶³ 労働時間が「大幅に増加した」、「増加した」又は「やや増加した」の合計。

であるため、労働時間の減少が収入の減少へとつながり、こうした産業で働く人々の満足度を大きく低下させた可能性が考えられる。一方、「教育、学習支援業」や「医療、福祉」は、労働時間が増加したとの回答比率が他の産業に比べて高いものの、収入が増加したとの回答比率は、他の産業に比べて特に高い傾向にはない。したがって、こうした産業では、労働時間は増加したものの収入の増加は限られた人が多かったことが、仕事の満足度の低下へとつながった可能性が考えられる。

コラム 2-2-5 図 産業別の労働時間の変化（感染拡大前と感染症下との比較）



- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）」により作成。
2. 労働時間の変化は、2020 年 9～12 月頃の労働時間（残業時間を含む）を、2020 年 1～2 月頃の労働時間と比較した際の、概ねの変化について尋ねた質問に対する回答の結果（回答のうち「わからない」は除く）。回答者数は 10,468 人。

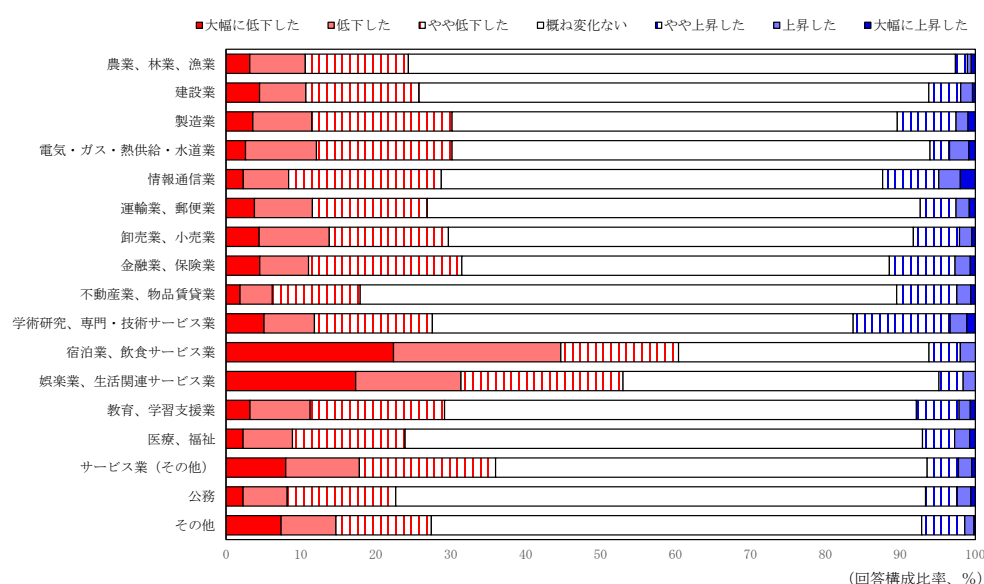
（生産性は主にサービス業で大きく低下）

前述のとおり、仕事に対する満足度の変化には、仕事の生産性が低下したと感じた人において、仕事の満足度の低下幅が大きい傾向もみられた（コラム 2-2-3 図）。ここでは感染症の影響によって、仕事の生産性にどのような変化を感じたかを尋ねた質問の回答を産業別に集計したところ、回答の構成比率はコラム 2-2-6 図のとおりとなった。

まず、全体的な姿をみると、すべての産業において、感染の拡大前に比べて仕事の生産性が低下したとする回答の比率は、生産性が上昇したとする回答比率を上回っていた。生産性が低下したとする回答比率が高い産業をみていくと、特に「宿泊業、飲食サービ

ス業」及び「娯楽業、生活関連サービス業」では比率が高く、半数以上の回答者が感染症の影響下において仕事の生産性が低下したと回答していた。次いで「サービス業（その他）」でも回答比率が高くなっており、サービス業全般で生産性が低下した傾向にあることがみてとれる。生産性が低下したと回答した者の比率が、他の産業に比べて一段低い産業（「不動産、物品賃貸業」、「医療、福祉」及び「公務」など）もみられるものの、ほとんどの産業では、概ね 30% 程度の回答者が生産性の低下を感じており、感染症が広範な産業の生産性に、マイナスの影響を及ぼしたことがみてとれる。反対に、感染拡大前に比べて、生産性が上昇したと回答した者の比率が高い産業は、「学研究、専門・技術サービス」、「情報通信業」、「金融業、保険業」である。

コラム 2-2-6 図 産業別の生産性の変化（感染拡大前と感染症下との比較）



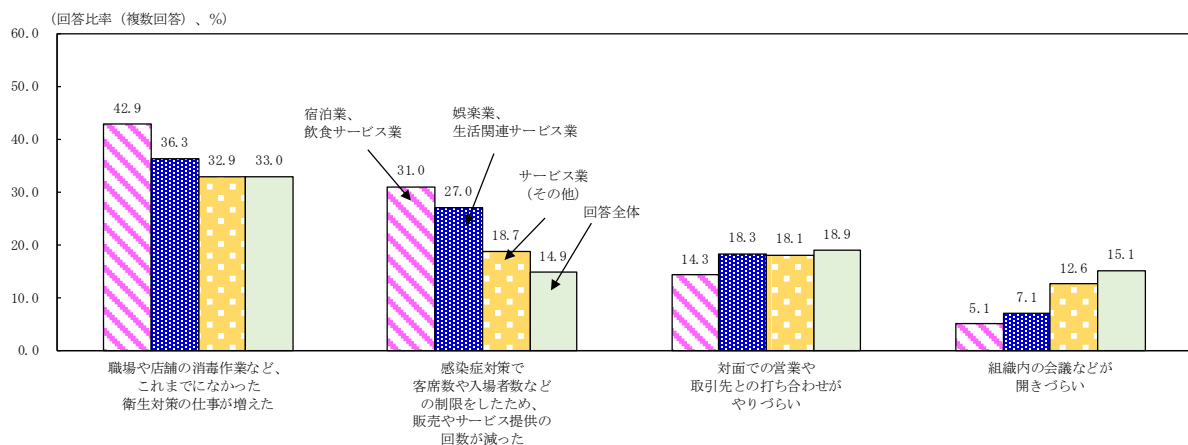
- （備考） 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査（調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日）」により作成。
2. 生産性の変化は、感染症の影響によって、回答者の仕事の効率性や生産性がどのように変化したと感じているかを尋ねた質問に対する回答の結果（回答のうち「わからない」は除く）。回答者数は 10,066 人。

（サービス業で生産性が低下した要因は衛生対策の仕事の増加など）

主にサービス業（「宿泊業、飲食サービス業」、「娯楽業、生活関連サービス業」及び「サービス業（その他）」）において、仕事の生産性が低下した理由はどのようなものだろうか。意識調査において、宿泊業や飲食業などのサービス業で働く人々に、生産性が低下した仕事上の出来事について尋ねた結果は、コラム 2-2-7 図のとおりであった。生産性低下の要因として最も多く挙げられていたのが、「職場や店舗の消毒作業など、これまでになかった衛生対策の仕事が増えた」、次いで多かったものは「感染症対策で客席数

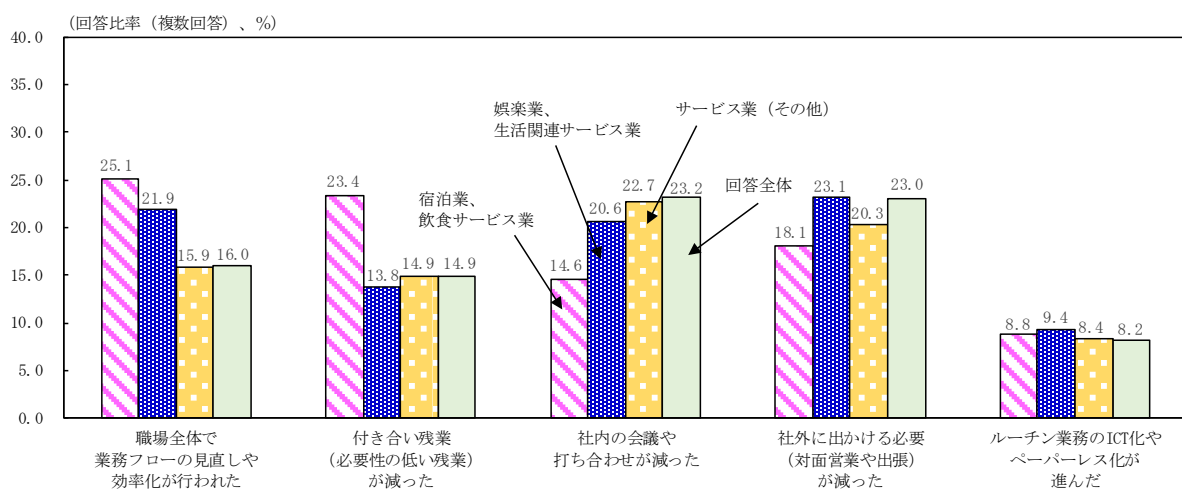
や入場者数などの制限をしたため、販売やサービス提供の回数が減った」であり、直接的な感染症対策に関わる業務の純増や、サービス提供の効率性の低下に関する出来事が挙げられていた。一方、生産性の上昇を感じた出来事を尋ねた回答によれば（コラム2-2-8図）、「職場全体で業務フローの見直しや効率化が行われた」といった項目では、サービス業の回答比率が全体を上回っており、職場全体の取組で生産性の向上を図る現場の姿も垣間見える。

コラム2-2-7図 サービス業の就業者が生産性の低下を感じた出来事



- (備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査(調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日)」により作成。
 2. 生産性の低下を感じた出来事は、感染症の影響によって、回答者の仕事の効率性や生産性が低下したと感じた出来事について尋ねた質問に対する回答の結果(複数回答)。回答数は 2,451 件。

コラム2-2-8図 サービス業の就業者が生産性の上昇を感じた出来事



- (備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査(調査期間 2021 年 1 月 15 日～20 日)」により作成。
 2. 生産性の上昇を感じた出来事は、感染症の影響によって、回答者の仕事の効率性や生産性が上昇したと感じた出来事について尋ねた質問に対する回答の結果(複数回答)。回答数は 1,495 件。

以上の結果をまとめると、感染症の影響は、就業者の仕事に対する満足度を全体的に低下させた。また満足度の低下は、特定の地域というよりは特定の産業、特にサービス業に従事する人々で低下幅が大きい結果となっていた。そうした背景には、労働時間や収入の減少といった感染症下における労働環境の急激な変化がある。また、感染症対策に関わる業務負担から生産性が低下したことも、仕事の満足度の低下につながったものと推察される。一方、仕事の生産性に着目すれば、感染症下にあっても、生産性の上昇を感じた回答者は、満足度の低下幅が小さくなる傾向もみられた。サービス業はその性質上、客足の鈍化や衛生対策の負担など、感染症下にあって特に厳しい状況におかれているが、業務フローの改善等により生産性が上昇したとの回答も一部にはある。こうした生産性を上昇させるためのノウハウの蓄積や社会的な共有といった取組が、そうした産業で働く人々の仕事に対する満足度を、少しでも向上させることが期待される。

付表、付図

付表１－１ 対東京都の年齢階級別転入者数・転出者数（前年同月差）

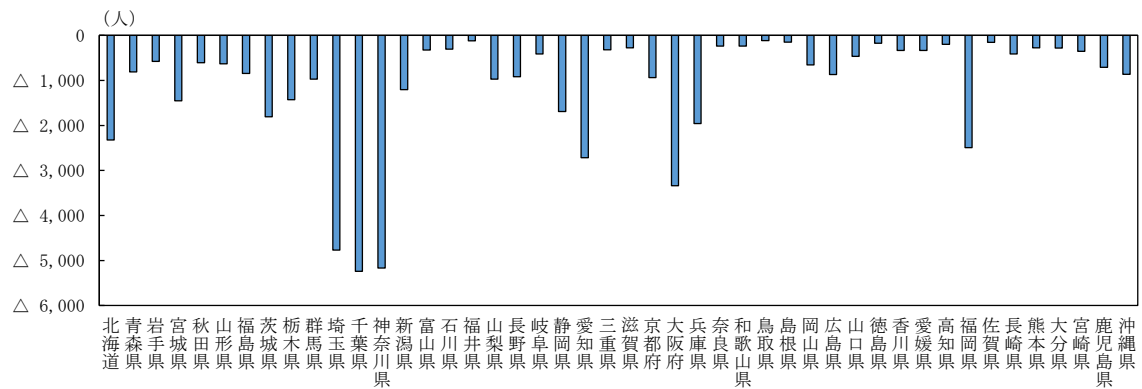
(１) 転入												(人)
	総 数	0～14歳	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60歳以上
2020年4月	-9,112	-1,743	-3,844	-959	318	-939	-481	-656	-376	-183	-66	-183
2020年5月	-12,842	-623	-416	-3,101	-2,689	-2,016	-1,158	-745	-540	-351	-246	-957
2020年6月	-289	15	796	899	-193	-566	-345	-190	-230	-1	-126	-348
2020年7月	-4,203	-414	35	-325	-910	-916	-592	-326	-302	-204	-79	-170
2020年8月	-3,573	-384	-214	-575	-728	-755	-320	-320	-85	-49	1	-144
2020年9月	-3,584	-179	690	-1,040	-897	-797	-372	-364	-195	-156	-99	-175
2020年10月	-2,400	-111	134	-209	-370	-585	-406	-250	-243	-29	-97	-234
2020年11月	-1,749	37	-111	-241	-238	-442	-269	-149	-135	-93	-18	-90
2020年12月	-1,853	-97	-53	-95	-411	-258	-339	-207	-136	-106	-3	-148
2021年1月	-3,392	-302	-123	-580	-393	-563	-452	-326	-184	-230	-127	-112
2021年2月	-2,710	-348	-118	-558	-320	-600	-331	-91	-186	-109	-39	-10
2021年3月	-5,714	-1,372	951	-2,004	-695	-918	-531	-519	-378	-166	-73	-9

(２) 転出												
	総 数	0～14歳	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60歳以上
2020年4月	-571	-735	-350	607	235	-330	-144	-39	-117	54	159	90
2020年5月	-7,292	-257	-109	-1,315	-1,412	-1,184	-758	-604	-311	-324	-218	-800
2020年6月	1,217	176	85	733	313	24	80	-88	-93	-28	53	-38
2020年7月	-482	-230	-9	-42	61	-253	-75	-118	-6	97	-3	95
2020年8月	4,589	367	80	667	963	659	385	349	287	335	239	258
2020年9月	3,416	400	39	505	735	546	470	288	126	103	60	144
2020年10月	2,972	342	-112	223	851	559	417	164	123	47	127	231
2020年11月	4,538	676	-51	226	976	876	562	354	247	134	133	405
2020年12月	4,338	526	-27	364	904	815	571	267	310	153	162	293
2021年1月	1,384	163	-84	207	215	283	191	74	15	122	157	41
2021年2月	3,706	284	-73	513	885	600	590	229	150	155	166	207
2021年3月	6,682	1,056	48	468	1,216	936	934	414	328	447	203	632

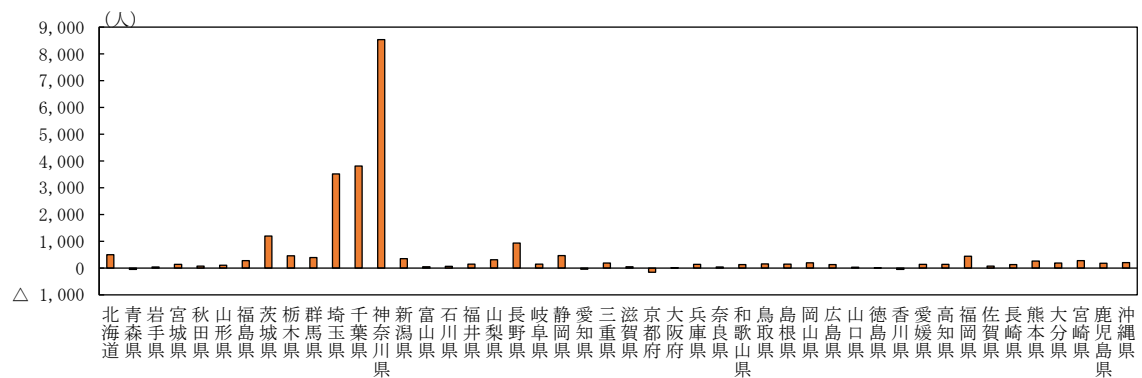
(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

付図 1－2 東京都への転入者数・転出者数
(都道府県別、2020 年度、前年差)

(1) 東京都への転入者数



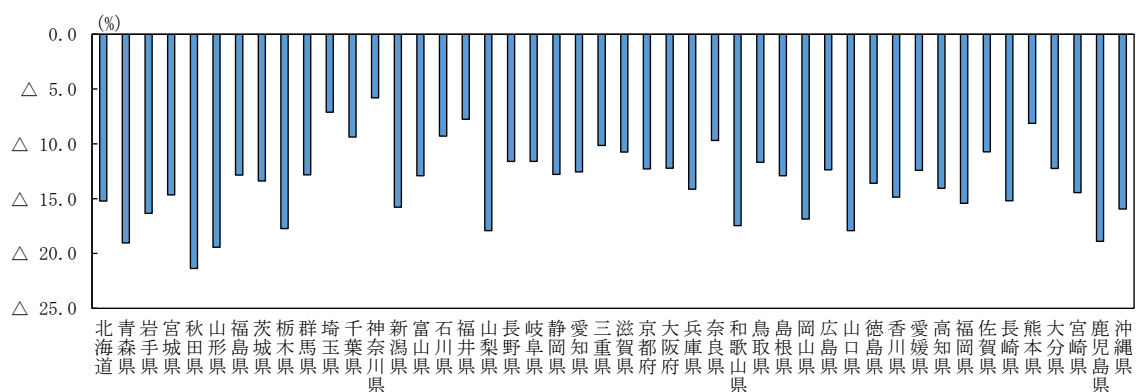
(2) 東京都からの転出者数



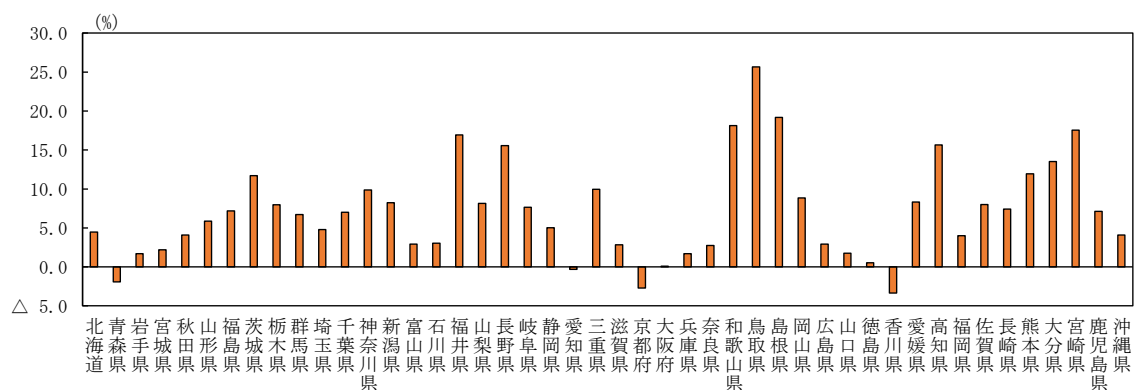
(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

付図 1－3 東京都に対する転入者数、転出者数
(都道府県別、2020 年度、前年比)

(1) 東京都への転入者数



(2) 東京都からの転出者数



(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。

地域区分

本レポートでは、原則として下記の地域区分を採用している。ただし、下記地域区分によらない場合はその旨を明記している。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

参考文献等

第1章

岡田豊（2020）「コロナで東京の転入超過数が急減」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所（2020年6月29日）

岡田豊（2020）「コロナ禍で人口の地方分散の兆し～定着へリモート化を促進し、地方創生を推進」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所（2020年12月4日）『都市住宅学』、96号、2017年1月

小島克久（2017）「高齢者の居住地移動とその要因－「人口移動調査」のデータによる分析－」『都市住宅学』、96号、2017年1月、13-17

田中喜行・東雄大・勇上和史（2020）「労働市場「東京」の特徴」『日本労働研究雑誌』、No. 718/May 2020、4-17.

増田寛也編著（2014）『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』、中央公論新社

第2章

内閣府（2020）『令和2年度 年次経済財政報告』

内閣府（2021）『日本経済 2020-2021』

内閣府男女共同参画局（2021）『令和3年版 男女共同参画白書』

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2019）「地域の経済 2019」

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2009）「地域の経済 2009」

星野卓也（2020）「テキストマイニングで探る新型コロナの影響（4月版）～リーマン超えの「雇用調整」アラート、高まる「倒産」懸念～」第一生命経済研究所 Economic Trends／マクロ経済分析レポート、2020年5月14日

